

①

農山村集落における
多重的空間・土地利活用管理システムに関する研究

1992年4月

中 島 熙八郎

農山村集落における多重的空間・土地利用管理システムに関する研究

概 概

農山村集落においては、一般にそれら集落自治組織の空間管理・改善機能は低化している。その要因は、人口の減少、高齢化、混住化等主体的なもののばかりではなく、公的な農山村整備の進展にも求められる。一方、全般的には、集落自治組織の空間管理・改善機能が低化する傾向にある中であって、少なくない集落において、その置かれた状況に対して、自らの条件を最大限に生かしつつ積極的に適応し、自律的な営みを持続させている状況がみられる。その根幹には、各戸別農林家の確固とした生活・生産経営を基盤とし、それらの部分的私的・共同、生産組織による共同、集落自治組織による全体的共同が重層して連続し、集落全領域をカバーする多重的空間・土地利用管理システムがそれぞれの態様をもって存在している。本論文は、農山村集落における空間構成の詳細な記録と分析によって、①当該集落の水路系統、道路系統、さまざまな場の系統、農地の系統、屋敷地及び周辺等の生活・生産に関わる物的なシステムを明らかにし、②それらのさまざまな領域・レベルにおける、個別農林家あるいはその集団による物的システムの利活用管理に関する諸行為の有り様を捉え、③それらがどのように連鎖し、集落自治組織による全体的空間管理・改善行為とともに集落全領域をカバーしているのかを明らかにすることを通して、④農山村集落に生きる在来の多重的空間・土地利用管理システムの重要性・有効性を実証し、あわせて⑤それらに見られる連鎖する共同の最も重要な基本が個別農林家の確固とした生活・生産の確立あるいは、その意志と、集落全体としての領域・社会保全の意志にあることを実証することを目的としている。

本論文は、序章「研究の目的」、第Ⅰ章「集落自治組織の空間管理・改善機能の低化とその要因」、第Ⅱ章「混住過程に見る集落自治組織の進化と空間再生への取り組み」、第Ⅲ章「『溝』および『梨生産組合』を軸とした多層的集落の自力管理」、第Ⅳ章「私有大空間の集落自治組織による協同的管理」、第Ⅴ章「都

市近郊中山間集落における空間・土地利用管理システム再活性化の可能性」、第Ⅵ章「孤立山間極小集落における空間・土地利用管理システム」、第Ⅶ章「水利用に見る多重的空間利活用システム」、終章「結論」の9章から構成されている。

序章 研究の目的

本章では、まず、農山村地域集落の自治組織による空間管理・改善機能が全般的に低化している要因を集落の主体的条件（人口減少・高齢化、非農家流入・兼業化の進展による混住化）と公的農山村整備の進展にあるとの認識を示し、特に1980年代後半からの「都市・農村交流」や総合保養地整備法に見られるレクリエーション機能整備の方向に疑問を呈し、このような流れに対し、今こそ農山村居住者・農林家が主体的に自らの資源を活用して定住条件整備に取り組む必要性があり、公的整備も、今後とも必要であるが、その地域・集落への適用・導入には、多くの課題を持っているとの認識を示している。

そのような認識に立って、今後の農山村整備を考える上で最も重要な要素の一つとして、農山村集落に存在する在来の、生産や生活を維持して行く為の多重的な構成をもった空間・土地の利用、活用そして管理に係る物的・社会的システム、即ち「多重的空間・土地利用管理システム」があり、その実相の把握、構造・機能の解明を本論文の目的として設定している。

その方法として、①集落空間構成及びその決定要因、②その内部に配置される道路、水路及び諸施設、③土地利用（栽培される作物を含む現実の利用状況）、④それらの上で展開される利活用管理行為の空間的展開、⑤共同が結び結ばれる場とその行為、⑥集落自治組織及び諸団体が行なう利活用管理行為の対象物と行為及び頻度、そして、⑦個別農家の屋敷地と所有地の位置関係の中で行なわれる利活用管理行為の空間的展開を把握し、⑧主に、それらが空間的にどのように連鎖し、重層しているかを明らかにする方法をとった。

この方法により、第一に、農山村集落で現実に行なわれている様々なレベル、態様の空間・土地利用管理行為が、それぞれの対象となる空間・土地に即して存在し、第二に、それらの行為が互いに段階的な構成をもちつつ、重なり合って補完し合い、それらの連鎖が集落空間・土地全体の活用管理システムを形成しており、第三にそこに見られる「多重性」の中に、個別私的行為の自在性を基盤とし、逆に個別私的行為の自在性を支える「余地」あるいは「柔構造部分」が保持されており、第四に、これらの行為に適用される地域在来の伝統的諸技術が「余地」を現実に生かす保証の重要な要素となっており、現代的に適応・発展させるべきものであると仮定されている。

次いで、本論文の既往研究との関係については、既往の建築学会を中心に第一に、建築計画研究の農村地域における発展と性格づけられるもので、農山村における生活関連施設・生産施設の建築計画研究を経てそれらの具備すべき機能と立地論へと重点を移し、生活圏域論へと発展してきたもの、第二に、大空間を対象とするデザインサーベイ的視点から発展したもので、既に、形態論を通過し、農山漁村集落を中心とした空間構成上の特質を追求するものへと発展しているもの、いわば、集落の「空間構成原理」解明を目指すもの、第三に、建築計画的な研究から出発し、ほぼ一貫して住宅・住空間を対象を絞り、農山漁村における生産と生活を一体とする生活系、社会集団の成り立ちやそれらに関連する独特の生活慣習・様式・意識を住空間に集約する形で解明し、住空間特性とその発展の独自性を追求しようとするもの、第四に、比較的新しい土地利用計画研究の流れで、「秩序ある都市開発と農地保全」の理論的根拠を求める「土地分級論」的研究、農村集落・地域の空間秩序とその変容を土地利用を中心に解明しようとするもの等に大別している。その上で本研究は、農山村居住者の置かれた状況に基づく要求や生活上の矛盾から当該地域の計画課題を見いだすとともに、居住者の主体的取り組みによる課題達成という、いわば「村づくり運動」に依拠した計画論構築を追求する流れをくむものであるが、上記既往研究中第二の流れからは、「生産・生活を含めた概念的生活体系と実態的土地・空間利用との関係から空間構成を説

み取る」方法論から多くの示唆を得ており、第三のものからは「住空間を起点に、それらに連続する屋敷取りと使われ方、さらに、前畑や主生産域農地・裏山までも含めた、家をユニットとする空間構成と、それらに対応する土地利用システムや、行動様式の独自性や特質を追求する方向」には特に多大な示唆を得ている。しかし、本研究は、「空間構成の読み取り」に止まらず、それらを成立させている空間・土地利用管理システムにまで深めようとしているし、「空間構成、土地利用システム、行動様式の独自性や特質」を近代化に対置するのではなく、「独自性」、「特質」も固定的なものではなく、変形・消滅の可能性を含めて変化・発展せざるを得ないものとして捉え、その中においても、居住者が自覚し、為し得る範囲内で、それらを保持・継承することを追求するものとしている。

第1章 集落自治組織の空間管理・改善機能の低化とその要因

◇集落自治組織の空間管理・改善機能

集落自治組織を行政区集落と農林業センサス農業集落とが重なる領域をもった地縁的社会集団及び空間とし、そこにおいて、原則各世帯一戸一人（主に世帯主）を代表して構成し、その合意と決定に基づき自己の領域・社会にかかる行為・業務を自治的に執行する組織と規定し、それが行なう、「道普請」、「溝浚い」等に代表される集落領域内の生産・生活諸施設・装置等を対象とした維持・管理・補修・更新に関わる共同的作業の実施や、利用方法の調整・管理、行政への要請行動を内容とする機能を「集落自治組織の空間管理・改善機能」と規定している。

◇集落自治組織の空間管理・改善機能低化の主体的要因

集落自治組織の空間管理・改善機能の低化を①管理・改善の対象となる物・空間の範囲が縮小し、②行動参加における全戸出役原則が崩れ、参加範囲が縮小あるいは自治組織と分離する傾向を強め、従って③行動頻度が低化する。その中で④管理・改善行為の低水準化が進み、それに関する技術・知識ストックが減退・消滅する傾向を強め、⑤行政依存を深めつつ、集落空間の利用者のみに大きく傾斜し、それらとの直接的な

関係性自体を弱めることとし、その主体的要因を世界農林業センサスデータをもとに、おもに①集落の農家率別、②同戸数規模別、③同DID との時間距離別の共同作業（「道ぶしん」：農道の維持管理）実施状況、集落寄り合い回数及び議題の状況を1970、80、90年にわたって時系列的に分析し、①兼業化の深まり、都市化にともなう非農家の増加、戸数規模の肥大化、②人口・戸数の減少・高齢化等の主体そのものの絶対的・質的減退の2つにあることを実証している。

◇集落自治組織の空間管理・改善機能低化の外的要因
まず、外的要因として、行政による主に生活環境に関わる農村整備に求める意味を論じ、その歴史的な流れを、それらがほぼ、網羅されている「農業白書」によって整理・分析し、①底上げの環境施設整備→②都市との格差是正を目指す環境整備→③生産・生活の一体的環境整備→④生活・生産環境の総合的整備、地域生産対策、就業機会確保、コミュニティー再建・強化による定住条件の整備→⑤農業・農村の多面的機能に着目したレクリエーション的整備の付加→⑥都市・農村の交流促進と、農地・山林等農山村資源の多面的活用による定住条件の強化といった流れがあることを明らかにしている。

また、自治省「公共施設状況調べ」により大都市、都市、町村における公共施設の整備状況を1968年～90年にわたって経年的に比較しつつ、分析し、農山村に相当すると言える町村では、未だ、文化的施設、道路、供給処理施設等において大都市・都市と比べ、それらの整備水準が下回っているが、その差は加速度的に縮まりつつあることを明らかにしている。同時に「都市との比較」や「都市施設としての整備水準」という指標で整備水準を比較すること自体不適当なものがあることも指摘している。

次に、世界農林業センサスのデータから、集落単位の農業関連施設の整備状況、生活関連施設整備状況と集落としての共同作業実施状況および寄り合いの議題との相互関係を分析し、上記諸整備が進んでいる集落ほど共同作業が減少し、議題も都市型に変化していること、同時に遠隔地の小個数集落では整備も進んでいない中で、やはり、共同作業は減少していることが明らかにされている。

第2章 混住過程に見る集落自治組織の進化と空間再生への取り組み

炭鉱の開鉱、それに伴う在来居住者に数倍する炭住居住者の転入という、いわば「外挿的」混住化状況に対し、集落自治組織として①従来の基礎単位である班再編し、同種集団の分割という構成から、在来型、炭住型、その他の3種の性格を持つ班への分類と編成にすることによって、農業集落的性格を保持しつつ、その一方で、行政区・居住地的性格を合わせ持つという対応をしたこと、②在来の、生産・生活両面にわたり、各農家から集落全体に至る、一元的で包括的集落自治組織から、主に、生産機能を分離し、在来農家集団による全体自治組織から相対的に独立して自由な生産関係の空間・土地利用管理行為の条件を確保し、そのことによって、農業集落としての性格と領域保全の意志とを具体的に実現させていること、また、③炭鉱との併存により生じる様々な問題等に対し、集落自治組織として位置付けた、在来農家集団中心の専門的プロジェクトチームを派生させ、問題解決に当たらせるなど、集落自治組織自体が、その置かれた状況に適応すべく、いわば「進化」し得ることを示している。

その過程で形成された集落空間・土地利用管理システムは

①集落自治組織による農家・兼業農家・非農家に全体として共通する「居住地」をともにする「共住性」を基盤とし、同時に、集落領域の農業集落的空間としての保全を意図した包括的管理。

②集落自治組織から相対的に独立した生産組合による、農用地・農業施設等農業生産基盤等の整備・管理。

③水路支線・農道支線でつながる農地所有者・耕作者間、あるいは隣接するほ場間の畦畔・法面についての私的・部分的共同の活用管理。

④主生産域の個別私有農地における私的・個別的土地利用管理（集出荷、販売においては共同するが）。

⑤居住域及び縁辺の屋敷地や自家菜園の完全な私的・個別的土地利用管理。

が⑤を基盤とし、②を中核として重層して構成されていることを明らかにしている。

第三章 「溝」及び「梨生産組合」を軸とした多層的集落の自力管理

江戸中期、周辺からの応援を受けながらも集落自力で開削した「毎床溝」と呼ばれる用水路を集落空間の構成軸と同時に精神的紐帯とし、大正初期に導入された梨生産を発展させることによって、中山間地にありながら確固とした農業生産の柱を確立している集落の、公的な整備のほとんど無い状況下での自力による集落空間・土地利用管理・改善・経営の実態を分析し、①一見、集落自治組織が、行政の末端的機能に縮小して形骸化しており、空間管理・改善機能も「毎床溝」の維持管理に限定されているように見える中でも、②「果実生産組合」を中核とした梨園にかかる、農道整備や維持管理、労働交換等の相互扶助など、隣接して園地を有する農家間の部分的・私的共有がしっかりと機能しており、③水田についても「毎床溝」を軸にしながら、末端水路・農道・畦畔にかかる部分的・私的共有の土地利用管理が行なわれている。そして、それらが④各農家の水田や園地が空間的に分散・錯綜していることによって、重なり合って連鎖しており、農家間にも同様の関係が成り立ち、⑤そのことが、結果的に集落全領域にわたる空間・土地利用管理システムを成立・機能させている。⑥その中では、在来の自前の土木的技術が、各農家及び集落に生きて活用されていること、そして、⑦各農家においても、あまり無理のない家族労働に見合った梨生産による現金収入と水田と屋敷地を中心とした自給自足的農業とを合わせ保持する、しっかりした個別的・私的空間利用管理が行なわれていることを明らかにしている。

第四章 私有大空間の集落自治組織による協同的利用管理

人口減少・高齢化著しい中にありながら、残存する農業労働力を駆使し、松茸山や財産区収入を活用して、高齢者世帯を含む集落在来の世帯及び農地・山林等集落内土地の維持・保全を実現している中山間地集落の空間・土地利用管理システムが、①主に、販売用農作物を栽培する主生産域私有農地については、可動労働力を有する農家集団として、集落自治組織から相対的に独立した農事組合による協同的耕作、減反対応

転作のブロックローテーション、農道・水路管理が行なわれ、②私有の松茸山を含む集落自治組織の松茸採取権及び採取自体の調整・コントロールの実施と、その手数料の徴収・ストックの仕組み、そして財産区収入の管理とストックの存在、③屋敷に隣接する自給用水田、自家菜園、薪の利用、私有農地周辺の茅の刈り取りとストック等の自給自足能力を持った濃密な個別的・私的空間・土地利用管理の相互の補完・結合によって構成されていることを明らかにしている。

その中から、中山間・山間の小集落に活用し得る教訓として、①集落としてストックする一定の財政的ファンダが確保されれば、公的整備への対応と導入、自前の整備実施において主導的・積極的に取り組めること、②可動労働力が出来る範囲・時間・態様で力を出し合い、出したものについては、相応のペイが支払われるという柔軟かつ、合理的な「共同」を追求すべきこと、③自らの農業経営条件の維持の目標を基礎とした集落領域の保全という共同意識が堅持されていれば、実質的に力を持った「自発的共同」は、それぞれの地域条件に適合した形で成立することを挙げている。

第五章 都市近郊型中山間集落における空間・土地利用管理システム再活性化の可能性

都市近郊に立地しながらも地形条件的に中山間集落である対象集落では、兼業化の深まりの中で、人口減少・高齢化は進んでいる。従来、豊富な水と気象条件恵まれ、安定した比較的豊かな有畜水田農業集落であったが、米事情の悪化と都市近郊という条件の中で、急速に農業集落としての性格を弱め、農地の荒廃も目立ち始めている。このような集落を対象とした「農村景観整備モデル計画」策定を契機に、集落の空間・土地利用管理システムが再活性化する兆しが見えてきたことを通して、①弱体化しつつあるものの、現在まで行われてきた集落空間・土地利用管理行為の蓄積が存在し、②表装的修景に止まらない「ムラづくり」までを展望した「景観整備計画」作りの過程で、居住者自身による自己発見と総合的地域認識が徐々に形成され、③生活環境整備、生産流通対策、生産基盤整備、文化財や伝統芸能の復活等の課題が具体的に検討され、計画及び部分的にはその実践に至り得ることを示

している。

以上のことから、公的整備の実施について、①居住者自身による総合的な地域認識を十分に引き出し、②計画・構想を文言に止まらず図として具体化し、③行政が、計画作りのアドバイザーとして振る舞い、適切な財政的援助を準備し、④「整備」＝「施設建設」といった短絡や、従来の縦割りで硬直な枠にとらわれず、まず、地域に即した課題から考えるという姿勢で望むことが、弱体化する集落空間・土地利用管理システム再活性化を促す要件であるとしている。

第六章 孤立山間極小集落における空間・土地利用管理システム

山間地に大きく距離を隔てて分散する極小集落を対象に、それぞれの集落の形成過程を踏まえつつ、①各構成農家単位の完全に近い自給自足的な濃密空間・土地利用管理システムの詳細を明らかにし、その中で生きる在来の自前技術と新しい技術の自己流適用の状況について触れ、②単独農家のみの「集落」と2～3戸の農家によって成る集落とを比較しつつ、農家間の生活・生産における「共同」の成立条件を分析・解明し、③生産に関しては、ほぼ完全な自給を可能とする自己完結的な農家が、生活の一部の共同を除いて併存しており、一般に言われる「集落的共同」が存在しないことを明らかにしている。④ただし、人生儀礼や集落の物的基盤の造成等については、単独、少数では限界があり、他の応援も含めて共同が成立しており、⑤日常的には近接して共住すること自体が相互を支え合う条件となっていることも確認されている。そのことから、本来、農家は、自己完結的に生産・生活を空間的には展開しようとする性格を持ち、農家が近接するだけでは「集落的共同」は成立しないが、日本の特色である各農家所有耕地の分散・錯綜状況が「集落的共同」を成立させる要因となっているという提起を行っている。

第七章 水利用に見る多重的空間利用・管理システム

行政区上の集落7、センサスによる農業集落10がまとまる中山間地の旧村（地区）を事例に、そこに展開する様々な範囲・規模を持った農業水利系及び水道

等生活水利系を対象として、それぞれの水系・水路等空間の利用・管理の実態を、主に、関係農家の有する水田の分散・錯綜状況、それぞれの集落自治組織の構成・業務及び、水系・水路等の整備状況やその経過との関連で整理・分析し、①施設の公的・共同的整備が、在来の体系とは異なる、画一化された体系の下に進めば、徐々に水利用における多様性が失われ、②特に、農業用水については、生産基盤整備、機械化、施設自体の高規格化の中で、従来、最も多様な水利用が行われていたものが、狭い意味の農業用水に純化することで排除されている。しかし、③現段階では、それぞれの施設にかかわる地域の条件によって、少なくとも人の手による管理や私的・部分的共同、私的・個別的な随意性のある管理行為の余地は多く残っており、④そのことが人々の水への関心を少しなりとも保たせ、自前技術の適用も見られる。⑤このような段階が、利用者の主体的な管理や自在な利用を可能にするギリギリのものであることを明らかにしている。そして、最も生活に密着した生活飲雑用水については、それ故に、多様で豊かな水利用が定着しており、都市型上水道水だけでは、当該居住者に飽き足りないことをしめしている。

終章 結論

第1章から第七章においてえられた知見をまとめ整理し、結論として

①家族による小規模経営を単位とし、それらの経営耕地が分散・錯綜する日本的農業経営の空間的形態は、必ずなんらかの部分的・私的共有による空間・土地利用管理を成立させる。

②この共同的空間・土地利用管理システムは、より上位のシステムと個とを柔軟に結びつける役割を果たしている。

③この柔軟性とは、言い換えれば、個の生産・生活における自在性追求の余地であり、そこにおいて、個々の持つ技術、技能を駆使する場・対象となり、その結果として、伝統的在来の自前技術を生かし続ける場となり得るのである。

④また、共同は、個が自らの必要に応じて相互に取り結ぶ関係であり、形式的共同に固執するのではなく

、自然発生的・必然的に形成される部分的・私的共
同が、その参加農家を媒介として連鎖し、重層する
ことで、集落空間・土地の共同的利活用管理の内実
を構成していることこそ、重視すべきである。

⑤、③に述べた伝統的な在来の自前技術は、ある段階
で平準化されたものが、地域間交流により伝わった
ものであるが、長い年月の内に、それぞれの地域で
試され、発展し、定着してきたものであり、その意
味では、少なくとも、当該地域においては、ある範
囲では適正なものと言える。従って、様々な整備に
おいて、それらを活用することは、整備自体及びそ
の後の利活用・管理にとってもその連続性において
有効と考えられる。

⑥従来の公的農山村整備の過程において、上記の在来
型空間・土地利用管理システムが軽視され、自前
技術が排除されて来たことは、その進捗によって、
集落自治組織の空間管理・改善機能を低化させると
いう結果をもたらしたこと等、多くの問題を含んで
いることは否定できない。

⑦今後の公的農山村整備においては、上記在来のシス
テム及び自前技術の実相を悉さに把握し、その力量
を引き出し、発展させる視点を堅持するとともに、
それに適した、事業・制度の柔軟化、総合化が求め
られるのである。

⑧そうすることで、それぞれの集落が、その地域社会
としての個性をもって、かつ、居住者がそれに対す
る自信と誇りを持ち、あるいは、取り戻し、歴史的
連続性をもった発展へと、個別農林家、居住者世帯
の確固とした存立を基盤とした内発的エネルギーを
発揮しつつ、前進し得るのである。

〈目次〉

序章 研究の目的

はじめに	1
1. 研究の目的と方法	3
2. 既往研究における本研究の位置	8

第Ⅰ章 集落自治組織の空間管理・改善機能の低下とその要因

はじめに	11
I-1. 集落自治組織の集落空間管理・改善機能低下の主体的要因	14
I-2. 集落自治組織の集落空間管理・改善機能低下の外的要因	22
-行政による農村整備の進行	
2-1. 行政による農村整備の流れ	22
-農業白書に見る農村整備関係事業を中心に	
(1) 農業白書の「施策の重点」から見た農村整備の位置付けの変化	23
(2) 農業白書に見る農村整備事業の流れ	31
2-2. 農村地域における公共施設の整備状況	35
2-3. 公的施設整備の進展と集落自治組織の空間管理・改善機能	55

第Ⅱ章 混住過程に見る集落自治組織の進化と空間再生への取り組み

-佐賀県伊万里市大川町立川集落の事例

はじめに	73
II-1. 立川集落の概要	76
(1)立川集落の位置等	
(2)立川集落の農業	
(3)立川集落における混住状況	
II-2. 立川集落自治組織の構造	80
(1)集落自治組織の構成	
(2)集落自治組織の予算	
(3)集落自治組織の業務	
(4)生産組合の活動	
II-3. 集落自治組織の集落空間再生への取り組み	95
(1)鉱害復旧	
II-4. 立川集落の空間構造と土地利用管理システム	98
(1)集落の空間構造	
(2)集落の土地所有・利用・管理システム	
(3)まとめ	

第Ⅲ章 「溝」及び「梨生産組合」を軸とした多層的集落の自力管理

-熊本県球磨村毎床集落の事例

はじめに	112
Ⅲ-1. 毎床集落の概要	112
(1)毎床集落の位置等	
(2)毎床集落の農業	
Ⅲ-2. 毎床集落自治組織の構造	119
(1)集落自治組織の機構及び活動	
(2)その他の組織と活動	
Ⅲ-3. 毎床集落の空間構造と土地利用	121
(1)毎床集落の空間構造と土地利用	
(2)空間構造軸線としての「毎床溝」	
(3)自前の交換分合と区画整理	
(4)部分領域に関わる農道・水路整備と維持管理	
(5)今に生きる「自前技術」	
(6)個別農家の屋敷を中心とする土地利用管理システム	
Ⅲ-4. まとめー農地の分散錯綜による多重的空間・土地利用管理システムの成立	139
第Ⅳ章 私有大空間の集落自治組織による協同的利活用管理	
ー京都府美山町田歌集落の事例	
はじめに	140
Ⅳ-1. 田歌集落の概要	140
Ⅳ-2. 田歌集落自治組織の構成	144
(1)集落自治組織及び包摂される組織、関連する組織等の役員等	
Ⅳ-3. 田歌集落における集落空間・土地利用管理システムの特徴	155
(1)各家の自給的土地利用システム	
(2)まとめー「自給的」私有小空間の濃密土地利用管理と集落内私有大空間の協同的土地利活用管理システム	
第Ⅴ章 都市近郊型中山間集落における空間・土地利用管理システム	
再活性化の可能性　ー熊本県西原村滝集落の事例	
はじめに	162
Ⅴ-1. 滝集落の概要	166
(1)滝集落の位置等	
(2)滝集落の農業の概要等	
Ⅴ-2. 滝集落自治組織の構成と業務・行事等	170
(1)滝集落自治組織（区）の役員構成及び活動	
(2)その他の組織と活動	
Ⅴ-3. 滝集落の空間構造と土地利用構成	172

(1)集落空間構造を規定する地形と軸	
(2)土地利用構成とその変化	
Ⅴ-4. 「農村景観整備モデル計画づくり」の取り組みと集落空間・土地利用管理システム再活性化の可能性	179
(1)「農村景観整備モデル計画づくり」の経過	
(2)居住者による集落空間・土地利用管理再活性化の可能性	
第Ⅵ章 孤立山間極小集落における空間・土地利用管理システム	
ー熊本県水上村江代地区における事例	
はじめに	185
Ⅵ-1. 江代地区の概要	185
(1)水上村、江代地区の位置等	
(2)江代地区の人口動態	
(3)農業から見た江代の状況	
Ⅵ-2. 単独農林家における自給自足的空間・土地利用管理システム	191
(1)千ヶ平区日平A家	
(2)戸屋野区水の本家	
Ⅵ-3. 小戸数集落における戸別管理並立型の空間・土地利用管理システム	197
(1)千ヶ平区千ヶ平	
(2)平谷区平畑	
Ⅵ-4. まとめ	204
第Ⅶ章 水利用に見る多重的空間利活用管理システム	
ー水上村湯山地区の事例	
はじめに	208
Ⅶ-1. 湯山地区の概要	208
(1)湯山地区の位置等	
(2)湯山地区の人口動態	
(3)湯山地区の農業の概要	
Ⅶ-2. 湯山地区内各集落自治組織の性格	214
Ⅶ-3. 湯山地区内各農業用水利用組合における水路管理システム	217
(1)高澄溝水利組合の管理システム	
(2)本野水利組合の管理システム	
(3)湯の野、高澄、隠館、笹の尾頭、北目、高城各水利組合の管理システム	
(4)馬場溝組合の管理システム	
Ⅶ-4. 「統合化」、「装置化」の中にも残る飲料水利用の多様性	230
Ⅶ-5. まとめ	232

終章 結論

1. 集落自治組織の空間管理・改善機能の低下について	233
2. 公的農村整備の動向と集落自治組織の空間管理・改善機能	233
3. 農山村集落における多重的空間・土地利用管理システムの存在とその意義	234
4. 自前技術の存在意義	243
5. 個を基礎とし、部分的私的共同の連鎖による多重集落空間・土地利用管理システムの再活性化の為に	244

参考資料	246
参考文献	248
既報論文・報告	253
あとがき	257

序章 研究の目的

はじめに

筆者は、1989年、農村景観の調査を実施する機会を得て、熊本県下、130余の集落をかけ足であるが、実地に見分した。その中で、中山間地の集落には、特に目を引く物が多く、その要因は何かを考えさせられたのである。多くの場合、中山間地の集落は、傾斜地を刻んで田や畑、樹園地を開き、石垣を立てて維持している。その石垣の重畳が1つの目を引く要因である。次には、やはり石垣を築き、南、東、西斜面を求めて屋敷地が築かれている。もともと土地に恵まれてない中、平面的密度は高いにもかかわらず、斜面の高低差によって、それが避けられ、同時に石垣と白壁、屋根の重畳が強調されている。各屋敷地はさほど大きくもない敷地であるにもかかわらず、石垣の草花、生垣、柿などの果樹、小さいながら屋敷内、周辺に丹精された菜園があり、隙間を感じさせない土地利用が見られる。また、多くの場合、谷から、あるいは谷川の上流から水が引かれ、各家へ、また集落内の家々の前を通って下手の棚田に水が流れている。その水路を辿れば、細いながら管理通路はあり、等高線を縫うように延々と水路が築かれている。要するに、複雑な地形に、無駄な余地なく、緻密に築かれた集落空間のバランス、そして、その空間の利用の状態が全体として、目を引かざるを得ない景観を形成しているのである。とはいえ、同じ中山間地の集落が全て、そのような景観を見せている訳ではない。同じように段状に築かれた棚田であっても、その上手と下方の谷間の両端から荒廃が進み、何軒もの空家が存在し、よりいっそう荒廃感を強めている。荒廃した棚田一帯の水路も草に埋まり無惨な姿にさらしている。

一方、平地村については、農業県熊本の農業生産を担う位置を占め、生産性も高く、経済的水準も高い。しかし、その景観には一向に、筆者を引きつけるものがないのである。イ草地帯の集落は、島状に水田の中に浮び、高密度の塊状集落を形成している。1軒づつの屋敷は「イ草御殿」と称される程に立派であり、狭いが、庭には立派な植込みがなされている。しかし、

その集合は、味気がない。古い堀割には、泥染めの泥が沈澱し、家庭排水が滞留して、昔の面影はない。その要因を追って見ると、第1に、「余地」がほとんどないことであった。集落居住域のギリギリまで、整形に区画された平坦な水田で埋め尽くされ、農道は真直に舗装され、コンクリートの水路がそれに沿って流れている。圃場域には電柱と送電線以外、影を落とす樹木1本ないのである。第2は、居住域の塊状集落は比較的古い佇いを残すが、水田は上記の通り、すべて直線的に構成され、集落の形状との連続性がないのである。かつては、これらの地域にも、曲流する河川状の水路があり、その堤には木もあり、居住域周辺には畑や果樹、藪等もあり、堀割にも水が流れ、鮎や鯉等魚もいたと言う。土地改良事業の実施の結果、現在の姿に変化したのである。

このように、中山間村集落の空間の成り立ちと平場集落の成り立ちは、土地基盤整備後に根本的に異質なものとなっている。また、同じ中山間地集落におけるバランスを保った集落と荒廃した集落との差は、明らかにそれぞれの集落居住者の主体的条件によって異なっている。このように、各集落の立地、地形、主体的条件を中心として、整理し相互に比較検討して行く過程で、集落景観を決定づけているものは、それぞれの集落の持つ、空間や土地利用構成の原理、即ち、地形や水の得方、栽培すべき作物の生産性、人間が居住する場の得られ方などの条件に則して、その特性を最大限に生かし、困難を避け、農地と居住地そして道や水路を構築するプリンシプルが物的存在としては最大の景観決定要因であることと判断された。しかし、それだけでは理解できない部分が残る。それは、その空間・土地利用構成を維持し、管理しながら活用するいわば、ソフト、システムの存在あるいは健在がなければ、生きた自然の中では、またたく間に、空間・土地利用構成はホコロビを生じ、遂には機能し得ないまでに荒廃するからである。従って、我々の目を引き付け、絶妙のバランスを現わし、活気すら伝わるような優れた景観を有する集落には、上記の優れた空間・土地

利用原理があり、かつ、それに対応する維持管理、利活用のシステムが生きていると結論づけられたのである。

それを受け、農村を「人々が自然と直接にかかわって生産活動を展開する生活拠点」と定義し、その上で農村景観を「農村を成立させている自然・人・くらし・生産・共同・道具・装置の間に成り立つ歴史的関係性を内包し、その物的帰結としての空間の構造と表情」とした。

しかし、上記の理解では、集落景観の「評価」は、従来の美しさやアメニティーレベルの「景観評価」を越えるものの、それでも「評価」の指標を得た段階に過ぎない。このことは、具体的に特定の集落を対象に「景観整備計画」を作成する段階に至って、思い知らされた。要するに上記定義に基づいて優れたと評価し得る整備の在り方が問われているのである。そこで、上記定義中の「自然・人・くらし・生産・共同・道具・装置の間に成り立つ歴史的関係性」に着目し、それを具体的に集落に当てはめ、取り出すこととした。それは、例えば水路であれば、いつごろ築造され、その水が、どのようなネット・ワークを形成して、人々の生活の場や圃場に入っているのか。その水利用にかかわるルールや管理行為、それらの時系列的变化を辿ることである。このような作業を通して得られたのが、「系」の概念である。「系」の概念については、既に伊藤庸一氏等が、集落空間の構造・骨格を明らかにする方法論として用いていた概念であるが、筆者は、それに時系列的变化の要素を加え、同時に、その系にまつわる利用や管理のシステムとを一体化して捉え、当該集落の各時期における生産や生活上の意義・位置を明らかにし、生産や生活に規定されて変化するものとしたのである。集落の空間は、このような様々な系から成り立っており、それらの系の組合せが即、集落空間の構成とそれに対応するシステムとなっている。

このような概念を導入する意義は、即物的に言えば集落景観整備計画を作成することではあるが、より大きくは、集落景観整備を表装的な修景計画におわらせるのではなく、集落居住者及びその生産と生活にとって実質的に役立つものとするところにある。要するに様々な系が、現在、及び将来にわたって、居住者の生

産や生活の体系や要求に適合し、十分にその機能を発揮していることが、結局は、バランスある優れた景観を表現することになるのである。

さて、この系の概念に到達した時点で、筆者が従来から関心を寄せていた、集落自治組織の集落空間の管理・改善機能に対する理解が、より鮮明となったのである。即ち、集落自治組織の空間管理・改善機能に着目するのは、その空間（空間の状態及び、空間を構成する諸要素）が当該居住者にとって、よりフィットしたものになるためには、公共的整備の論理のみでは全く不十分で、必ず、居住者自らの主体的な管理・改善行動を伴わなければ適合状態に接近出来ないとし、それを保障するものが集落自治組織による共同の管理・改善機能にあると考えるからである。しかし、この段階では、適合を明確には定義し得ていず、簡単に言えば、道路であれ、集会所であれ、その整備に当たって、当該居住者の集落自治組織を通しての主体的なかわりがあれば、より適合性が高まるといった程度の整理に止まっていたのである。そこに、系の概念を適用することで、いわば「合目的適合性」として「適合性」を位置づけることが可能となったし、個々の施設にとどまらず、それらが作り出すある種の関係性を含めた「適合性」の追求の必要性が認識されたのである。また、より重要な点として、前に述べたように、集落空間を構成する系は、大小様々に存在し、全体を覆うものもあれば、極めて部分的なものもある。そして、それぞれに対応する利活用管理システムが存在するのである。そして、それらが結合し、重なり合って集落空間を構成している。従って、集落空間の管理・改善機能は集落自治組織にその全てが一元的に集約されている訳ではない。むしろ、集落自治組織は、全体の多くの系のうち、全集落をカバーするレベルの系にのみ関与するのであって、その意味では、部分的な空間管理・改善機能を有しているに過ぎないことが理解し得たことであった。

1. 研究の目的と方法

「第三次全国総合開発計画」は、「定住構想」を柱に登場した。高度経済成長が「安定成長」へと制動がかかり、大都市圏、非農林漁業への急速な人口、労働力の流出が落ち着き、Uターン、Jターンと言われる人口の地方還流、労働力の農山漁業への一定の還流も見られたのである。「定住構想」は、それら還流する人口・労働力を地方、農村に定住・定着させるべき受け皿づくりとして打ち出されたものである。農村計画研究上からは、注目すべき「定住区」の設定をあげるべきであろう。

1968年、「農村生活圏の区分と施設系統の計画標準」が世に出た際、大変な注目を浴びた。新全国総合開発計画における「広域生活圏構想」に対応する、農村地域における「総合的」な生活関連諸施設の配置計画であったが、一つには、農村地域を生活圏の視点からその段階的構成を大胆に提示したこと、一つには、個別的施設の利用圏に関する研究は既に存在したものの、「総合的」な施設配置論がなかった状況下での提示であったことが注目を集めることとなった。同時に、この当時としては「画期的」な生活圏構成中に、集落は存在するものの、その位置付けは極めて不明確であることが批判的論議を呼んだのである。当時、すでに農村計画研究者のかなりの部分が集落を農村を構成する基本的単位として認識していたからである。

さて、「定住区」を注目すべきものとしたのは、上記の「新全総」では明確な位置付けを与えられることのなかった集落が、「定住区」として位置付けられたためである。「50戸程度の規模で、居住者による共通の地域認識が成立し、合意形成が行われ易い範囲」とされた「定住区」は、日本の典型的な農業集落と一致するのである。そのような、いわば、集落を基本単位とする農村認識の上に立って、「農村定住条件整備」が農水省を中心に登場している。1960年代末から、本格化した農村の総合的整備の流れを継承し、従来の農業生産基盤と生活環境基盤の一体的・総合的整備という2本の柱に加えて、就業機会の安定的確保、集落機能（コミュニティ機能）の強化を加えた4本柱の「定住条件整備」の概念がこの時期に確立したのである。この限りにおいて、「定住条件の整備」は農村の状況

に、かなり適合したものと評価出来る。このような条件を備え、「共通した地域認識が成立し、合意形成の得易い」集落は、自治的な居住単位として成立し得るからである。しかし、その後、就業機会の安定的確保において、農林漁業を基盤とする地場産業、工業の計画的導入に加え、都市住民のニーズの受け皿づくり（観光農林業など）によるものが整備の対象として取り上げられ、それらが徐々に比重を増し、全国に蔓延した「むらおこし」、「まちおこし」ブームを経て、遂には、リゾート地整備による就業機会の確保にまで至った。この間に、農村アメニティー、農村景観整備も登場し、「農業・農村の多面的機能」発揮の為の諸資源の利活用も声高に叫ばれている。これらは、ほとんど全て、都市住民のニーズに応えようとするものである。都市と農村との対等な相互交流は相互理解を深める上で重要なことである。しかし、都市住民が金を持つ客として農村と交流する中に平等は成立し得るであろうか。また、下火とはなったがリゾート開発の様に、地域の空け渡しに等しい事態を見るにつけ、これらが、真に農村整備であり得るのか、あるいは誰の為の整備なのかという疑問を禁じ得ない。

一方、農業集落における集落自治組織による集落空間の管理・改善機能は、一つには、混住化といった都市化の進行に伴う変化、一つには、1980年代後半からの再度の人口の大都市への流出の増加による人口減少にさらされた中山間村地域を中心に、絶対的な主体の減少の中で、着実に低下している。

そのような中で、農山村が、当該居住者の安定した生産・生活の場として在り続ける為の方策が求められなければならない。

1970年の「過疎法」成立以降の事態は、決して環境条件（道路中心）の整備が人口流出を押し止める役割を果たさず、むしろ、出易くしたと批判されたように、現在においても、生活環境条件の整備や生産基盤の整備が、必ずしも、人口流出防止、定着に結びつかない状況がある。まして、集落自治組織の空間管理改善機能はむしろ、公的整備の進展に伴い減退する傾向が見られるのである。

本研究は、このような状況認識に立って、農山村居住者が、主体的に集落を運営し、その空間・土地を管

理し、定住し得る条件を探るための基礎的研究と位置付けられる。

さて、前に、公的農村整備が集落の人口減少を押し止め得ず、またかえって集落自治組織の空間管理改善機能を低下させる傾向を述べたが、筆者は、そのことをもって、公的農村整備の必要性を否定するものではない。主体的力量を急速に低下させ、その上、生産条件において、平場農村に比較して不利な中山間村や山間村集落には、外的支援は不可欠である。問題は、整備の在り方、進め方である。

(1)「多重的空間・土地利用管理システム」に着目する意義について

①「多重的空間・土地利用管理システム」とはまず、「多重的空間・土地利用管理システム」について、農業・生活雑用水路を例として述べる。

上記水路は、とりわけ水田農業を主とする集落・地域にとっては最も重要な装置である。その装置としての水路本体は文字通り水を導き流す線状の物である。しかし、その水路の水は、水田を潤し、集落居住域の洗い場や各家に導かれ洗いや泉水の水として使用されてはじめて意味を持つ。従って、線としての水路には必然的に水田や生活空間といったものがともなわれ、その意味で、面的にも広がりを持った空間系を形成する。加えて、河川や池等から、水田や生活空間に至るルートにおいても、管理通路や水路自体の防護のためのスペースや頭首工・分水施設等を伴い、導水するためだけでも一定のエリア(スペース)を必要とする。「多重的空間・土地利用管理」として、対象となる「空間」の一つとして水路をとりあげた所以である。

さて「システム」としての水路及びその利活用管理に絞ってこれらを見ると、まずは、二つの側面から捉える必要がある。それは、物的装置としての側面と、それを利活用管理する方式及びその方式を支える社会組織の側面とである。物的装置の側面とは、河川からの取水とした場合、①頭首工(堰堤、取水口導入路、土砂吐き口及び水門)、②幹線水路上流部(水田や生活空間に配水する前までの幹線導水路)、③幹線導水路に付随する諸装置(水路本体-必要断面・勾配・構法・構造、トンネル、溢水装置、ゴミ除去装置、雨水・土砂流入防止装置、管理通路、河川への戻し口

等)、④配水域支線水路に付随する諸装置(③と同様の物に加え、分水施設-水門や堰板等、共同洗い場、戸別洗い場、防火用水用施設、安全施設-防護柵など、戸別取水口等)、⑤配水域支線水路に付随する諸装置(戸別・共同洗い場、戸別家庭・水田取水口、技水路への配水装置、幹線水路への戻し口、防火用水施設、溢水装置等)、⑥その他(水田間通水ネットワーク、戸別家庭からの戻し口等)などが備えられ、一つの水路系の装置群の物的システムを形成している。そして、これらの装置群の物的システムが稼働し、機能する為には、人間による操作が加わる必要がある。先ず、前提として、堰堤の堤高や幅、取水口断面、水門の開け具合等については、当然、その水利用者側の必要性が先ずあるが、同様に水を必要とする上流・下流の集団との水利権の調整・設定が必要である。この点は、水利用後河川下流へ再び水を戻す際の量についても言える。幹線水路が、複数の集落をカバーする場合は、水使用量、配水順序等、水利用上の権利等の調整が必要となる。その上で、集落を単位として以下に、物的装置に対応する利活用管理方式及びそれを支える社会組織について見よう。

まず、日常的な利用管理については、幹線水路にかかわるものとして、①水門の上下による流量の調整、②水路の見回り、③支線水路への配水調整、④流路の深いや管理通路の清掃、草刈り等である。これらは、主に集落の自治組織内に位置付けられた「水番」等の役割であり、作業は、「水番」の指揮の下に全体として行われるのが通例である。そして、その作業への参加の仕方は、主に集落の専・兼・非農家の比率や、年齢構成、戸数規模等の社会的構成によって様々な方式が存在する。支線以下については、共同で行われるものとして、①分水施設より下流の支線流路の管理、②支線水路から派生する水利用の調整、③共同洗い場等の利用調整とその場の管理等である。これらは、集落全体としての仕事とされる場合もあるが、主に、支線にかかる水利用者の集団(属人的集団や属地的集団)による共同の仕事・作業とされる場合も多い。支線から派生するより狭域については、ほとんどの場合、上記の利用・管理の簡素化された行為が、その水路にかかる数戸の受益者によって独自になされ、更に、各

戸が、自己の所有地内については、全く、別個・私的に利用し、管理している。非日常的、即ち災害等の事故への対処や、被害の復興については、主に集落全体として、あるいは関連する水系全体として対応することとなる。以上のような利用・操作・管理の諸営為が個別バラバラに行われるのではなく、水路にかかわる空間系全体として系統的に行われなければならないのである。

以上、物的装置としてのシステムとそれに対応する利活用管理方式及びそれを支える社会的組織が一体化されてはじめて、水路にかかわる空間系は機能するのである。即ち「水路空間利活用管理システム」である。そして、それらは、いくつかの段階の諸装置と、それぞれに対応する社会組織による利活用管理方式の重層する構造を持っている。その構造を指して、「多重的」とするのである。

②「多重的空間・土地利用管理システム」と公的農村整備

「多重的空間・土地利用管理システム」は、ある段階のある状況における当該地域や集落の生産や生活上の必要性に対応する形で構築される。そして、生産や生活の変化にともなう必要性の変異によって、システムとの間の矛盾の止揚を求められる状態になると、それらは再び更新されたり、場合によっては廃棄される。この関係は、住空間と住生活との相互関係に類似しているが、「維持管理」の比重の大きさや、主体の複合・多様性の点では異なるものである。

さて、ある段階の「多重的空間・土地利用管理システム」が構築される過程を当該地域・集落の内的矛盾関係のみによってなされる状況下において以下に仮説的に整理する。

生産・生活上の必要性が明確となり、システムの更新が求められる段階に至れば、システムの内、まず、物的システムの必要性に対応する更新目標が設定される。いわば必要条件による目標設定である。しかし、実際の目標の設定(構築物であればその設計・計画とも言えよう)に際しては、地形や地質等の自然条件、費用負担等の経済的条件、そして、自力自助的構築であれば、この為に投入し得る労働量等の主体的条件等のいわば十分条件があわせ検討されなければならない

。そのことは、構築物構築そのものについては無論、それが完成して後の利用や維持管理の在り方についても行われるはずである。従って、物的システムの目標設定は自動的に、それらに対応する利活用管理の方式とそれを支える社会的組織(以下では「社会的システム」と呼ぶ)の目標も設定されるのである。そして、そのような目標設定に即した物的システムが完成し、社会的システムによって稼働が開始されるのであるが、それをもつて、新たな「多重的空間・土地利用管理システム」の完成とする訳ではない。稼働してはじめて発見される両システムそれぞれの問題点や、両システムの対応関係にかかわる問題点は必ず発生しよう。あるいは、目標設定そのものの内に含まれた問題の顕在化もあり得る。それらの諸点を社会的システムについては、一定の限界を持ちつつも、比較的柔軟な対応や再編成が可能であるのに対し、物的システムは、多くの場合、リジッドな性格のものであって、柔軟性の点で決定的に弱いのである。言いかえれば、「利活用管理システム」が成熟・完成されて行く為には、物的・社会的両システムそれぞれ及び相互関係のうちに調整する余地、あるいは柔構造的部分を持つ必要があるのだが、物的システムについては、いわば、相当な「安全率」を与え、融通性を持たすのでなければ、「調整の余地」を保持し難いのである。当該地域・集落内部の自主的・自己完結的なシステムの構築や更新では、この「調整の余地」を保持することは、経験的に認識されており、可能であろう。その根拠は、地域や集落が集団として、共同でそれらシステムの構築に当たるのであるが、そのシステムの性能は、最終的には、その集団を構成する個々の農家の生活や生産のし易さによって評価され、かつ、調整も、個々の必要性が発して個別的に、あるいは次の段階の小集団へと上向き、全体に至ることが自明のこととされているからである。ここにも、「多重性」の大切さが伺える。

以上、地域・集落の自主的・自己完結的なシステムの構築について仮説的に述べたが、それらが可能であったのは、全般的には昭和初年以前までの事である。特に戦後以降は、例えば農業構造改善事業や土地改良事業にみられるように、農政が設定する目標やモデルから発する「必要性」に基づく「システムの構築・更

新」が地域・集落に持ち込まれるようになった。

即ち、地域・集落における農民層分解を促進し、一方での兼業化や非農家化及び若年労働力の都市への供給、一方での土地等生産手段集積による規模拡大と「自立経営農家」の育成、生産性向上という地域・集落の社会・経済的構成の再編を進めるものであった。上記の社会的システムの基盤にかかわる大きな変動を促進したのである。そして、物的システムとしては、生産にかかわるものとして、整形大区画の圃場整備、高規格の直線的農道、コンクリート三方張水路の整備と用排水分離等のシステムである。生活面でも、道路の車交通優先の道路舗装や拡幅、上水道整備等々である。これらは、地域・集落居住者・農業者の生活・生産向上を求める要望を一定反映したものであるが、従来の、地域・集落の自主的・自己完結的なシステムの維持・管理や、それらの構築、更新の方法や論理とは異質の方法と論理に基づき、公共的事業として、地域・集落居住者とは異なる主体によって担われた。従って、当然、在来の物的システム、社会的システムとの不整合や矛盾を含むものである。

このような状況に対し、地域・集落の主に社会的システムは、個別農家やそれらの小集団のレベルから、異質の物的システムを自らになじませるべく対応し、次第に調整を積み重ね成熟させる動きをはじめざるを得ない。しかし、それには自ら限界があり、持ち込まれた物的システムの規定性につよく影響されて、在来の物的システムがほころんだり、破却され、社会的システムもそれにあわせて再編されざるを得なかったと考えられる。それが、集落自治組織の空間管理・改善機能低下に端的にあらわれているのであろう。

③「多重的空間・土地利用管理システム」の重要性

上記のように、現行の公的な農村整備の問題点は、様々に異なる条件や事情を持った地域・集落に対し、全国的な農業・農村生活に関する目標・モデルに基づく、画一的ともいえる物的・社会的システムを持ち込み、再編を図ろうとするという点に集約出来る。

仮に、「全国的な農業・農村生活に関する目標・モデル」の設定を是認されるものとしても、それらに向けての各地域・集落における物的・社会的システムの

更新や再編あるいは新たな構築に際しては、「画一」ではなく、「個別・特殊解」的な方法が不可欠と言える。何故なら、上記の「目標・モデル」達成の担い手は、当該地域・集落の居住者・農業者であるからである。また、「目標・モデル」が地域・集落の要望の反映である以上、その要望は、当該地域・集落の現状から出発し、問題点を解決しつつ、向上を図ることによって達成されるものであろう。しかし、公的整備事業は単年度事業、あるいは、3～5年間の事業等、時間的制約を持っている。従って、地域・集落の条件・事情に即した時間設定が不可能なのである。そのことによって、公的事業は、「目標・モデル」達成の「必要条件」にのみ基づく、物的・社会的システム構築・再編に傾かざるを得ず、「十分条件」への配慮が困難なのである。

さて、公的農村整備に欠けがちな、地域・集落の「十分条件」への配慮のうち、重要なものの一つが、それらが有した、在来の「空間・土地利用管理システム」の状況であろう。生活・生産それぞれの問題や改善・向上については、各農家個々から発するものであり、それぞれの独自の努力も行われよう。しかし、農業が各農家を単位としつつも、極めて属地的性格がつよく、従って、地域・集落の「空間・土地利用管理システム」が形成され、それに支えられている以上、このシステムと無関係な向上はあり得ない。生活条件に関しても同様なことが言えるからである。

「空間・土地利用管理システム」の状況を点検し、それ自体の問題点や矛盾を明らかにすると同時に、その現状での能力・機能、あるいは、改善することで引き出し得る潜在的能力・機能を明らかにし、それに対応した、特に物的システムを考えることが重要なのである。その際にも、物的システム完成と同時に社会的システムも完成し、全システムが完成するものではない点は忘れてならないであろう。従って、成熟に至る過程をも配慮した、特に、社会的システムの対応能力に配慮した、物的システムにおける余地・柔構造的部分の設定が必要であろう。

そして、その余地・柔構造的部分は、在来の空間・土地利用管理システムには必ず存在し、全体よりはより下位のレベルと集団に、そして、最終的には個別

・私的な空間・土地利用の在り様の中に存在していることが予想されるのである。これが、「多重的空間・土地利用システム」を重要とし、着目する理由なのである。

④「共同」とは

さて、「共同」に関して、若干、触れておきたい。農山漁村集落を対象として研究する際、必ず、「共同」は登場し、「村落共同体」、「コミュニティ」、「共同空間」等々、共同に関する語句は多い。ともすれば、「共同」は都市には成立し難い、農村の良き側面として理解・評価されるきらいもなくはない。しかし、当然のことではあるが、農山村における「共同」は、当該居住者の諸行為の中では、強調されるほどには比重を占めていない。主たる関心と労働は、専業農家であれば、その大部分を自家の農業生産・経営に投入している。特に、酪農や施設園芸等施設型の資本集約的経営を展開する農家において顕著である。その為、「みんな忙しくなって地域の連帯感が薄れた」となげく向きも多い。では「共同」は無前提的に必要で、かつ成立するのであろうか。答は否である。共同の成立は、それを必要とする個が取り結ぶ関係であり、従って、共同を取り結ぶべく努力する積極性を持った個の存在が前提されねばならない。また、「共同」を必要とする対象物の存在も必要である。要するに「共同」を取り扱うに際しては、「共同」をとり結ぶ個の在り

様、対象物の在り様、そして、共同を必要とする根拠が問われなければならない。

(2)本研究の目的と方法

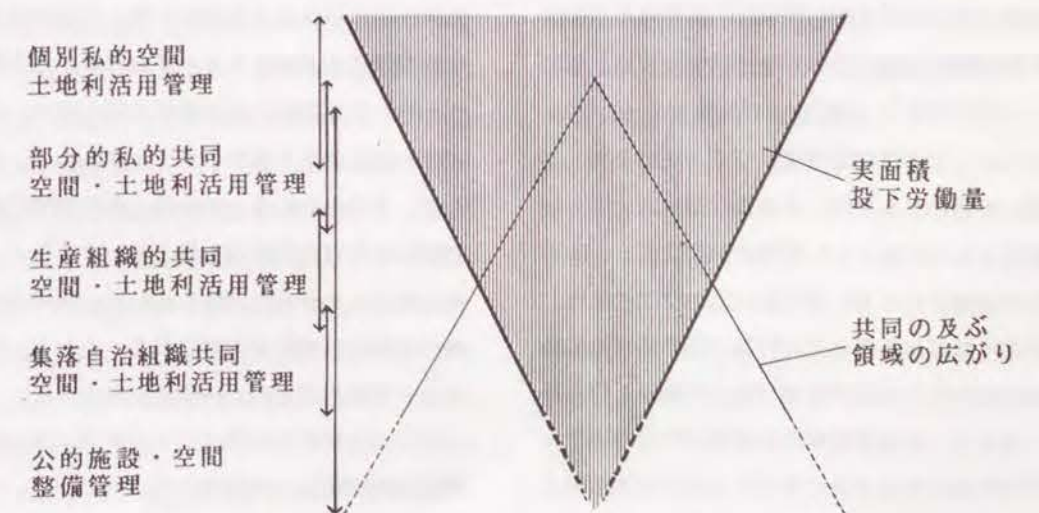
本研究は、第1に、農山村集落において現実に行われている様々なレベル、態様の空間・土地の利活用、管理行為を、その対象となる空間・土地に即して解明し、第2に、それらの行為がどのような関係を持って成立し、集落空間全体の利活用管理にどのようなつながっているのかを明らかにする。第3に、これらの利活用・管理行為は、個別私的なもの、部分的私的な共同、集落全体としての共同等によって実施されているが、これら個別と共同との関係、下位から上位への共同のつながりを解明し、共同の成立条件を明らかにする。そして、第4に、これらの行為に適用される地域在来の技術及びその体系を掘り越し、その現代的意味を検討することを目的とするものである。

これらのことを通じて、農山村地域における公的整備の在り方に対する提案を試みる。

本研究では、共同の対象物として集落空間・土地を設定している。土地は、主に農地、山林、屋敷地である。空間としているものは、一つには、集落の成り立ちや、様々な場の成り立ちを意味し、一つには、土地の上に設置される施設・設備の個々と、そのネットワークを意味するものとしている。

従って、本研究では、集落の詳細な図面を作成し、

<多重的空間・土地利用管理の概念>



土地利用、屋敷配置、屋敷地内土地利用（屋敷取り）、道路（一般道、農道、林道、里道：幅員・整備状況）、水路（幅員、構造、流れの方向）、その他の建物、構築物、墓地、堂、祠、独立樹、塚、地蔵、塔、水田については水取り入口及び排出口、河川、池等を刻明に記録し、特に、水系の把握に留意した。

次に、当該集落自治組織及び組織内諸団体の構成と活動及び財政、自治組織外組織の構成活動及び自治組織との関係等を明らかにすることで、集落自治組織等の性格と機能を把握する。

また、農地を中心に、所有関係を空間的に把握する。そして、土地所有者ごとに屋敷地の位置を特定して1つには、土地の分散・錯綜状況、1つには、農道・水路を軸とする位置関係を確認する。そして特定の水路や農道の箇所に隣接する土地所有者を選びだし、その屋敷取りと土地利用及び所有地と屋敷地との位置関係を洗い出す。

これらをベースとして、水系や道路、農地管理や生産にかかる諸行為をヒアリングを下に、地図上に落とし、主に空間的側面から共同の成立条件を検討するのである。

集落空間の詳細な図面は、集落の空間構成原理、即ち、地形や表流・伏流する水の流れと農用地を中心とする主生産域、屋敷地を中心とする居住域、小規模畑・樹園地等の副生産域の配置、また屋敷取りにより母屋の方向や建物配置等の土地利用配置の決定要因を把握するためのものである。上記したが水系を説取り、それらと土地利用配置との関係も分析している。

上記墓地以外の水田を除く諸物は、集落内の諸領域区分や、その場の由来による意味付けを知る為のものである。

このように、①集落空間構成及びその決定要因、②その内部に配置される道路、水路及び諸施設、③土地利用（栽培される作物を含む現実の利用状況）、④それらの上で展開される利活用管理行為の空間的展開、⑤共同が取り結ばれる場とその行為、⑥集落自治組織及び諸団体が行なう利活用管理行為の対象物と行為及び頻度、そして、⑦個別農家の屋敷地と所有地の位置関係の中で行なわれる利活用管理行為の空間的展開を明らかにするとともに、主に、それらが空間的にどの

ように連鎖し、重層しているかを明らかにする方法をとった。

2. 既往研究における本研究の位置

建築分野における農村計画研究は、以下の4つに大別出来るものと考えられる。第1は、建築計画の農村における発展と性格付けられる研究の流れ。第2は、デザインサーベイ（大空間デザイン）的視点から発展した研究の流れ。第3は、生活様式、生活研究的視点をもって発展した研究の流れ（広い意味では第1に含まれるとしても良い）。第4は、比較的新しく、土地利用計画論的研究の流れである。

第1の建築計画的な研究は、建築分野における農村計画研究においては、最も古い伝統を持つものと言え、農山漁村住宅改善計画に出発点を持つ。しかし、後に第3の流れとは分化し、その発展方向は住宅を離れ、農村における生活関連施設・生産施設の建築計画へと対象を移して行った。その施設計画研究を今も底流としつつも、それら（主に生活関連施設）の具備すべき機能と立地計画論へとその重点を移し、生活圏域論への発展を見た。その発展方向には、諸施設の誘致圏的圏域論、利用者行動から見た「必要施設及び立地圏域論」、そして、利用者側からの生活環境水準論等への分化が見られる。

第2のデザインサーベイ的視点から発展した研究の流れは、早い時期に形態論を通過したかに見える。そして、農山漁村（主に集落）の空間構成上の特質を追求するものへと発展を遂げている。生産・生活を含めた概念的生活体系と実態的土地・空間利用との関連から空間構成を読み取ろうとするもの、方言地名、上代語から、集落内の土地の意味を読み取り、それらの構成から空間構造を解明しようとするもの、そして、祭礼等、非日常的行為とその場とから空間の成り立ちを意味付け集落空間構成を見ようとするもの、屋敷取・構の集合の中から法則性を洗い出し空間構成を読み取ろうとするもの等があげられる。これらに共通するのは「空間構成原理」の追求と言えよう。

第3の生活研究的視点に立つ研究の流れは、第1の建築計画的な研究の流れと出発点を共有し、その後も農山漁村住宅に焦点を当て続けて来たものが主流となっ

ている。農山漁村における生産と生活を一体とする生活体系、社会集団の成り立ちやそれらに関連する独特の生活慣習・様式・意識を住空間に集約する形で解明し、住空間特性とその発展の独自性を追求しようとするものである。この流れの一つの発展形態として、「近代化過程」に重点を置く、農山漁村住宅平面・生活様式研究が存在する。さらに、住空間を起点に、それらに連続する屋敷取りと使われ方、さらに、前畑や主生産域農地・裏山までも含めた、家をユニットとする空間構成と、それらに対応する土地利用システムや、行動様式の独自性や特質を追求する方向への発展も見られる。

第4の土地利用計画論的研究は、主に、都市近郊農村地域において、1970年代以降、頓に顕著となった土地利用の混乱状況という現状が出発点となっている。そして、一つは、「土地分級論」に見られる近郊農村の「秩序ある都市的開発と農地保全」の理論的根拠を追求しようとするもの、一つには、農村集落・地域の空間秩序とその変容を土地利用を中心に解明しようとするものである。この場合の土地利用には土地の所有関係・基盤整備等の要素も含まれるが、どちらかといえば、地目としての土地利用が中心であり、第2の研究の流れの特徴の一つとなっている実態的土地利用が取り扱われることは少ない。

以上、筆者なりに、かなり大胆な既往研究の鳥瞰を述べたが、本研究は、それらのうち、形態的には、第2の流れ及び第3の流れに共通するところ大である。第2の流れとの関連では、「集落空間構成」の把握において、かなりの共通性を持つ。その中でもとりわけ、「生産・生活を含めた概念的生活体系と実態的土地・空間利用との関係から空間構成を読み取る」方法論からは多くの示唆を得ている。しかし、本研究では、最終的目標を「空間構成（原理）の読み取り」に設定するのではなく、さらに、それを成立させている営為としての空間・土地利用管理システムにまで深めようとするものである。第3の研究の流れとの関連では、農山漁村住宅・住空間研究を踏まえつつも、むしろ「住空間を起点に、それらに連続する屋敷取りと使われ方、さらに、前畑や主生産域農地・裏山までも含めた、家をユニットとする空間構成と、それらに対応す

る土地利用システムや、行動様式の独自性や特質を追求する方向」の研究に共通する点も多く、特に、多大な示唆を得た。中でも、土地の多重的利用、エコロジカルで自給自足的な土地利用システムに関する解明は本研究の基礎の一つと言って過言ではない。しかし、これらの研究との相違点は、これらが、農山漁村の都市とは異なる居住空間としての独自性や、土地利用システムの価値等の解明あるいは証明に力点を置いてはいても、それらが批判する「近代化過程」にどのように対処しつつ、「独自性」や「価値」を維持・再生あるいは進化させるかについての追求において課題を残すものと言わざるを得ない。本研究では、「独自性」、「価値」を見出しつつも、それらを固定的なものとは捉えず、変形・消滅の可能性を含めて変化・発展せざるを得ないものとして捉え、その中においても、居住者が自覚し、成し得る範囲内であってもそれらの「独自性」、「価値」を保持・継承する可能性の鍵を追求しようとするものである。

そのような、大きな共通性を持ちつつも、本研究が独自性を有するのは、上記、第1～第4の代表的な農村計画研究には含まれてはいない、農山村居住者の置かれた状況にもとづく要求や生活上の矛盾から当該地域の計画課題を見出すとともに、居住者の主体的取り組みによる課題達成という、いわば、「村づくり運動」に依拠した計画論構築を追求する研究の流れをくむものだからである。具体的には、京都市北山地区を対象とする、「地帯経営の型」方法論による地域変動予測による居住者要求の客観化と課題発見の研究であり、また、生活圏域論における集落・旧村の自治組織に着目した「重層的自治圏域論」の提起である。

[註]「公」、「共」、「私」について

「かつて集落空間は総体が”総有”といういわば共同空間の一形態であった。総有というのは使用・収益権は個人に属しながら、管理・処分権は共同体に存するという所有権が質的に分有されるような共同空間のあり方だとされているが……。しかし、明治以降の近代化の過程でこの総体的な共同空間が公と私に分離して行く。……まず、明治初期の地租改正で土地の共有や割替制度等が廃止され農地の私有化が進んだ。水路や河川等の水面に関しては大正年間に公有水面法によって公有化された。……また、大部分の入会山や共有林は国有林・県有林等の公有林と民有林に分化し、辛うじて継承された共有林や神社田等の共有財産は形式のうえでは個人名義や法人化され、……」(図説集落 5 集落の共同空間 P 256)に示されるように、集落等の土地・空間は、法律上、明確に、公有・私有に分化させられて来た。ここで筆者の用いる「公」の概念は、国及び地方公共団体の所有にかかる公有物、また、国及び地方公共団体が実施する「公共事業」及びその成果物、種々の営為、そして、国及び地方公共団体を全体として「公」とするものである。これに対し、「私」は農家や他の世帯、個人、法人等そのもの及び、それらが行う営為とその成果物と、所有物・空間を総体として意味する。「共」は、基本的には、上記、「私」の主体が、何らかの目的・意味をもってとり結ぶ関係及びその集団そのもの、そして、それらの営為、実質的所有物等の総体を意味する。「共」は従って「公」に由来することはなく、「私」にのみ由来するものと解している。

なお、前出の＜多重的空間・土地利用管理の概念＞で用いている「個別私的空間土地利用管理」は、「私」が自己の所有物・空間において行なう、「私」のみによる利活用管理である。「部分的私的共同空間・土地利用管理」とは、集団自治組織や生産組織等の地域や集落においてはフォーマルな集団によらない、「私」の適宜の共同による「私」有空間・土地の一定のまとまりや、「共」の実質的所有空間・土地、あるいは「公」有の空間・土地の一部において行なわれる利活用管理を意味する。

第1章 集落自治組織の空間管理・改善機能の低下とその要因

はじめに

—集落自治組織の空間管理・改善機能とその「低下」について—

ここに言う「集落自治組織」とは、現在、一般に、町村において「区」あるいは「自治会」と呼ばれているものとほぼ同一のものである。その空間的領域は、ほぼ、世界農林業センサスに言う「農業集落」に一致している。ちなみに世界農林業センサスにおいては、農業集落の概念を「市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会のことであり、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な地域単位である。具体的には農道・用水施設の維持・管理、共有林野、農業用の各種建物や農機具等の利用、労働力(ゆい、手伝い)や農産物の共同出荷等の農業経営面ばかりでなく、冠婚葬祭その他生活面にまで密接に結びついた生産及び生活の共同体であり、さらに自治及び行政の単位として機能してきたものである。」としている。

上記概念規定においてすでに述べられているように、「集落自治組織」とは、その「自治及び行政の単位としての機能」を支える機構を言う。具体的には、原則として、集落に属する各家から世帯主1人を代表として構成し、その合議に基づき、自集落に関する様々な決定を行い、実行する。区長が、この自治組織の代表であり、その業務の執行、運営を支える役員が存在し、多くの場合、輪番的意味を含んだ選挙ないしは、推薦制がとられる。多くの場合、その下部組織として、組・班・組合等と呼ばれる10~10数戸単位の「葬式組」とほぼ一致する隣保組織があり、その長を中心に、行政・農協等の連絡、徴税、共同購入、集金業務、あるいは意見集約組織が存在する。他に、PTA、青年団、地域・農協婦人組織、子供会、老人会、壮年会、各種生産組織等の集落段階の階層・機能集団を包摂あるいは連携をもっている。さらには、講・株、檀家、

氏子組織等を含む。年間1~2回の定例の総会をもって、年間の行事・業務、予算等を決定し、日常的には区長をはじめとする役員が会合し、執行する。特に問題・課題が発生した場合、臨時の総会を開くことも多い。予算は、「区費」といわれる、各戸の負担金をベースに、財産収入(共有田畑、山林、溜池等使用料、借地料等)とその運用益金、場合によっては、当該自治体からの「自治振興助成金」等の運営助成金、個人の寄付、納税奨励金や共済還付金等が充てられる。また、当該自治体から区長等に対し、「囑託料」が支払われる場合もある。これは、「自治組織」ではあっても、行政の末端組織としての性格をより明確にするものである。

次に、当集落自治組織の空間管理・改善機能についてである。具体的には、「道ふしん」、「溝ざらい」と俗にいわれる、農道や用排水路の維持・管理の協同作業に代表される業務にあらわれた機能を指す。より詳しく見ると、集落領域内に存在する生活・生産にかかわる様々な空間的要素の維持、管理、改善、運営を担う機能である。その対象となるものを列挙すると、農道、林道、里道、市町村道、農業用排水路、中小河川堤、用水溜池、共有田畑・山林、共同的集出荷場、集会施設、広場・公園、神社、堂・祠、TV共聴アンテナ、防火水槽、ポンプ小屋、同話所、火の見櫓、等である。以上は、全てが、集落自治組織としての機能の対象では必ずしもなく、婦人会、老人会、氏子、子供会、消防団、青年団等、包摂されている派生的集団によって担われる部分もあるが、広い意味では、集落自治組織の機能に含まれると言えよう。

管理・改善に関する行為としては、清掃や草むしり程度の段階、かなり大がかりな草刈りやざらい程度の段階、生コン舗装やコンクリート溝の補修、石垣積みなど、小土木工事に匹敵する段階のものなど様々である。

以上、集落自治組織の空間管理・改善機能を考える

に際して必要なことは、第1に、①その対象となる空間諸要素がどのような広がり・範囲を持つのか、②集落自治組織の組織としての対応の程度、③その行為がどのような段階にまで達しているのかの3つの側面からその機能の現状をとらえる必要がある。第2は、それぞれ状況にある空間管理・改善機能が、当該集落居住者であり、その空間諸要素の利用者にとってどのような意味を持つかが問われなければならない。

第1の①については、縦軸に所有・利用・管理の3要素を、横軸に公・共・私（実際には中間段階に公的共、共的公、共的私、私的共といった要素が存在し得るが）の3要素をクロスさせたマトリックスである程度整理されよう。例えば、球磨村毎床における農業用幹線水路（毎床溝）や、七城町加恵の集落宮上水道などは、歴史的経緯をふくめて、ほぼ、完全に、共同所有・利用・管理となっている。また、美山町田歌における水田転作のプロックローテーションを見ると、各水田は一部を除き完全に私的所有下にあるが、転作のローテーション、作物栽培、水路、農道管理等は集落の共同で行われている。西原村滝における集落内道路は、村所有は当然として、建前上は管理も村であり、利用は、数少ない通過車を除けば、ほぼ集落居住者の共・私にわたる。管理も実際的には、定期的な集落共同と、日常的には各家が私的に行っている。また、水上村江代地区の少戸数集落では、複数の住戸と所有農地が連続しているにもかかわらず、その家屋敷、耕地は当然私有としても、ほんの一部を除いて、共同利用・管理は行われていず、それぞれが、ほぼ、私的に自己完結的な利用・管理が行われている等である。これらを集落自治組織の共同のかかわり方の側面で洗い出すことで、対象の広がり、範囲は、自ずと明かとなる。

②の組織的対応の程度については、伊万里市大川町立川や、水上村湯山地区の農業用水利施設管理のように、集落自治組織とは別建の水稲生産組合や水利組合を組織し、水利受益者による完全な独立採算制による管理を実施している例、泗水町永のように、集落自治組織内に包摂されてはいるが、公民館組織に位置づけられた、老人会、高齢婦人組織による公民館周辺の花の植付等の美化、お室の維持管理、農家青壮年の組織

による農道・用水路の維持管理の例がある。その一方、七城町加恵のように、集落自治組織による一元的な維持・管理・改善を行い続ける例もある。また、球磨村毎床では、各戸私有里樹園内道路を、集落自治組織の手を借りず、当該農道使用にかかる近隣樹園地所有者による私的共同作業で生コン舗装する例などがあり、これらを含めて、集落自治組織による一元的・全的管理・改善方式から、極めて私的な方式まで様々である。

③のどのような段階まで管理・改善行為が行われるかについては、比較的軽い、清掃、草むしりといった、特別な技術・道具・工具を要しないものを最低限とするが、西原村滝のように、棚田の間を縫う農道を、関係者が、それぞれの耕地を出し合い、工具や建設機械を使って、軽トラック通行可能なものに拡張して来た例や、既に触れたように、行政から支給されるバラスや生コンで、集落の人々が、土木作業日稼業で修取した技術を駆使し、道路舗装をやってしまう程度のものまでの幅がある。また、必ずしも共同とは言えないが、崩れた石垣や、農道やほ場の法面を、石垣を積み補修・再生したり、「自前倒し」と呼ばれる、棚田の区画整理・拡大を機械を作って実行したり、工事残土をもらいうけ、水田の畑地転換と区画拡大、法面の石垣積みまで全て、自前で実施するなどの水準のものまでである。これらは、一つには、それぞれの集落に生きている伝統的在来の土木等の技術がどれだけストックされているのか、一つには、それらを駆使する対象がどの程度許容されているかに関係が深い。例えば、行政依存が深まれば、それだけ、集落空間の整備は行政直営で実施される。その方法は、公的（国、都道府県）工・構法・規格によるものであり、ほとんど全てが、伝統的在来技術体系とは異なる西洋型近代技術体系によるものである。従って、それらによる施設・構築物の維持管理、補修、改善は、伝統的、在来技術をもってしては対応し得ない。言い替えれば、伝統的在来技術が生きてストックされていたとしても、それを駆使し得る対象物が、どんどん狭められて行く訳である。その状態が続けば、その間に、伝統的在来技術は、世代の推移とともに失われ、再生することは、ほとんど不可能となってしまう。つけ加えるならば、西洋的近代

技術体系を系統的に集落レベルに伝授するシステムは、現段階では、ほとんどない。

ここで、強調しておきたいことは、従来、集落の空間管理機能が、上記①その対象の広がり、範囲、②組織的対応の程度について語られることは多かったが、③のどの段階まで、言い替えれば、集落自前の技術ストックの面での能力が語られることが、ほとんどなかったことであり、それだからこそ、これら自前の技術ストックが空間管理・改善機能を決定づける極めて重要な要素となっているということである。

第2の、集落居住者にとっての空間管理・改善機能の意味についてである。例えば、毎床の毎床溝は、つい20数年前まで、素堀の部分が多くあり、その維持・補修の為の作業は大変なものであった。「ビャー」と呼ばれる椗やドングリ材を削った版築用の道具を各家で作製、年間延べ10数日も要していたと言う。それだけ、素堀の用水路は、漏水、摩耗が激しく、大雨時の決壊等も多く、低生産力水準の労働集約的農業段階では、いっそう負担感は大きかったと想像できる。従って、他の地域の多くがそうであるように、より堅ろうな石張り、そしてコンクリートU字溝へと更新されて行った。そこに認められることは、維持管理労働の負担軽減を求める意志である。このように、空間の管理・改善機能を維持することは、一面で、居住者にとって、負担となっている側面は大いにある。しかし、反面、このような、「負担軽減」の論理は、用水路のコンクリートU字溝化や、小河川等のコンクリート三方張り化を押し進め、用水路や小河川本来の性格を喪失させている。自然状態に近い段階では、水棲動植物が豊富に息つき、子供の遊び場、大人のレクリエーションの対象、そして、集落の自然的景観を含めた佇いを形成する多面的な機能を果たしていたものが、単に、「水の通るコンクリート水路」に貧困化したし、「苦勞の多い維持管理」行為も含めて、人々のかかわりの薄い存在へと転化することで、そのゴミによる汚れ、水質汚染すら問題視されないといった変化が進行する場面が多い。また、上記と関連して、それぞれの空間要素が、自前で構築され、管理されている段階で存在した、それぞれの要素の居住者本位の「使い勝手」の良さを保ち得た「自在性」も管理・改善機能の低下と、

それに伴う行政直営化が進めば、かなりの程度、失われる。

では、ここに言う「空間管理・改善機能の低下」とは、具体的にどのようなことを指しているのだろうか。一般には、「集落自治組織として行う管理・改善行動の頻度、対象範囲、参加範囲が減少、狭まる」こととされている。表1-4から読み取れることは、着実に集落の共同作業として、「道ぶしん」等が行われることが減少していることである。'70、'80、'90で集計方法が異なるが、そのことにも、減少傾向が反映している。'70では共同作業を「全戸出役」、「出不足金をとる」、「日当を支払う」、「その他」として分類している。「全戸出役」とは、集落の共同作業と言えば、不文律的に全戸が出役することを当然のこととし、又実行していることを意味する。次の「出不足金をとる」は、原則は「全戸出役」ではあるが、兼業化の進行や非農家の混在等で、それらの仕事の都合上、参加出来ない場合や、老人、婦人の代理参加等に対応する措置である。この措置が取られることの意味は、「全戸出役」が当然という状態の一角が崩れ、それをつくろう為の「拘束制」をある意味で顕在化させたものと言える。「日当を支払う」と言うものは、全戸出役の原則が混住化の進行等により、ほぼ崩れつつある段階に対応する措置で、大義名分的には全戸参加は生きているが、参加者が農家中心に限られる中で、不参加者に対する負担を求め、その分を集落を通して参加者に支払うという意味を持つものである。「その他」は原則は崩れ、大義名分も成立し難い状況を反映し、「やれる人でやる」といった段階と言えよう。いずれにしても、'70では、「集落として管理」しているものが、人を雇って実施するものも含め74%、うち「全戸出役原則」が生きているものが70%強となっている。'80になると、「全戸出役」の項が集計から姿を消している。中には、かなり全戸出役が当然という集落も残っているが、全般的には、その原則が大きく崩れていることを反映している。そのような状況下ではあるが集落として実施しているものは68%弱で、目立った減少は見られない（ただし、'70は北海道が含まれていない。'80以降は、それを含んでいるが、北海道は都道府県に比べ、集落としての管理実施集落はかな

り低い為、その補正を含めると、あまり差はないとも考えられる。しかし、その中味についてみると、「全戸出役原則」が生きた状態での集落作業は、38%弱で、'70に比べ半減している。'90の集計方法は、前二者と全く様を異にし、集落全戸を対象とする「全戸に出役義務」と「農家に出役義務」とに分類されている。義務としている点も大きく異なる。全戸出役が当然とする状況は、ほとんどなくなりつつあることを反映している。その中で、一応、集落として実施するものが65%となっており、'80に比べ、ほとんど変化はないが、全戸参加原則が生きているものが、「日当支払い」や「その他」、「対応せず」を含めて、37%強であり、'80の状況から推察して、厳密な意味での原則の生きるものは20%を大きく割り込んでいるものと考えられる。補足的に、表I-6によって、集落寄り合いの議題をみると（この種の調査は'70には実施されていない）、「農道・農業用水路の維持管理」は、'80で39.2%の集落で、'90には45.9%の集落で議題とされている。寄り合いの開催回数に大差はないことから、むしろ、議題としての率が高いだけ、関心が高まっているとも言える変化である。ただし、'80には「集落有財産（林野・耕地）の管理・処分協議」、「ごみ処理、上・下水道等生活環境施設の整備・改善」の項があり、それらが議題となっている集落の率は、それぞれ27.5%、46.0%となっており、「管理・改善」全般について議題としている集落は、より多くなる。'90には、それら二つの項目はなく、'80の他とあわせて「その他」として一括しているため比較はむずかしい。ただ、表I-1に見られる傾向から推察すると、同じ「農道・農業用水路の維持管理」を議題とはしても、その中味はかなり異なったもので、'90には、日程調整や対象範囲・実施方法をめぐっての議論が多いのではなかろうか。

以上の資料からは、集落自治組織の空間管理・改善機能の状況を判断する一側面のみしかわからないが、どの程度の頻度であるかについては、ほぼ、減少していることは類推し得るし、対象とする範囲もある程度は狭まっているとも言えると考えられる。ただし、どの段階までの仕事が行われているのかは、定かでない。これら、3つの面については、世界農林業センサ

スでは、全く調査されていない。このような統計的な不明さを含みつつも、大胆に「集落自治組織の空間管理・改善機能の低下」を定義すると、第1に、管理・改善の対象となる物・空間の範囲が縮小し、第2に、行動参加における全戸出役原則が崩れ、参加範囲が縮小あるいは自治組織と分離する傾向を強め、従って第3に、行動頻度が低下する。同時に、その中で、第4に管理・改善行為の低水準化が進み、それに関する技術・知識ストックが減退・消滅する傾向を強め、結果として、第5に、行政依存を深めつつ、集落空間の利用者のみに大きく傾斜し、それらとの直接的関係性自体を弱めることとすることが出来よう。上記、第1～3の傾向については、集落自体の内部的状況変化、あるいは主体的条件、即ち、一方では、階層分解や非農家の流入による「混住化」、一方では人口の急速な減少や高齢化等の変化を要因としている。同時に、このことと深くかかわって、行政による外挿的な「農村整備事業」等による「介入」の増加をも要因していると考えられる。第4、第5は、結果として弱体化あるいは消滅して行くものであり、同時に、そのことによって、いっそう、第1～3の傾向を強めるという関係が成立しているものと言えよう。

I-1. 集落自治組織の集落空間管理・改善機能低下の主体的要因

集落自治組織の集落空間管理・改善機能低下の主体的要因としては、一般的に、①「農民層分解」や都市化の進行に伴う非農家の流入等による混住化、②過疎化に典型的に見られる人口・戸数の大幅な減少と人口の高齢化の両局面が指摘される。

以上のことを、世界農林業センサ結果によって、検討してみよう。

従来、北海道を除く日本の農山村集落、特に農村集落はその8割以上が江戸時代以前に起源を持ち、いわゆる「自然村」から発達して来たものと言われ、水田農業との関係から、ほぼ、40～60戸程度の戸数規模を持つものがプロトタイプとされて来た。このことは、表I-1において、1960年の部分を見れば、ある程度の妥当性を認めることが出来よう。40～60戸という区分はないが、99戸以下に86.4%が集中し、20～99戸で

表I-1 総戸数規模別集落数・率（農林業センサ）

	総数	9戸以下	10～24戸	25～49戸	49戸以下計	50～99戸	100～149戸	150戸以上
		19戸以下	20～49戸					
1960	152431 [100.0]	21350 (14.0)	71731 (47.1)		93081 (61.1) [100.0]	38553 (25.3) [100.0]	10565 (6.9) [100.0]	10232 (6.7) [100.0]
1970	142576 [93.5]	3563 (2.5)	29929 (21.0)	47378 (33.2)	80870 (56.7) [86.9]	34834 (24.4) [90.4]	11475 (8.1) [108.6]	15397 (10.8) [150.5]
1980	142377 [93.4]	4682 (3.3)	27159 (19.1)	41017 (28.8)	72858 (51.2) [78.3]	32026 (22.5) [83.1]	11893 (8.4) [112.6]	25600 (18.0) [150.5]
1990	140122 [91.9]	5315 (3.8)	63607 (45.4)		68289 (49.2) [73.4]	30228 (21.6) [78.4]	11855 (8.5) [112.2]	29117 (20.7) [284.6]

は72.4%となるなどから推定し得る。しかし、それ以降、時代を経ることに、その様相はかなり変化して来た。1960年を基準とすると、1990年までの30年間に農業集落自体が約1割減少している。即ち「従前、農業集落としての機能をもっていた地域であっても、ほとんど市街化されてしまったため、非農家間にごく少数の農家が点々と存在しているだけになったり、著しい過疎化のために農家がわずかになってしまい、農業集落としての機能があると認められない地域」を「農家点在地」として除外していった（以上、世界農林業センサ農業集落調査の概要-2、調査の対象）結果である。極小規模の「9戸以下」は、1960年の区分にはないが'70年以降、絶対数・率ともに増加している。これは、主に山間部の集落の戸数減少を反映したものと考えられる。10～40戸規模のものは、これも'60年値はないが、'70年以降、絶対数・率ともに減少している。そして、49戸以下規模全体は、'60年以降、一貫して減少を続け、'90年には60年の3/4にまで減少している。全集落に占める割合も半数を割り込んだ。以上を総合すると、一方では、過疎化に代表される山間、中山間地域を中心とする人口・戸数減少により、「農業集落」から除外されたもの、また、戸数減により、「9戸以下」に縮小したものが増加したこと、他方では、非農家等の流入によって、戸数規模が拡大し、「50戸以上」の規模となったものの増加によって、「50戸以下」規模の集落数が減少したのである。このことは「50～99戸」規模の集落にもかなり当てはまるが、主に、非農家の流入や分家等による戸数規模の増加に

より100戸以上規模集落に移行したことによるものと考えられる。このことは、100戸以上の規模を持つ集落が総じて絶対数・率ともに増加させており、一方で、農家戸数は、全国的に緩やかではあるが減少していることから明かである。100～149戸規模の集落は、ちょうど都市的集落と農業的集落の中間的性格のものであると考えられ、圧倒的比率の第二種兼業農家を含む農家と2～4割程度の非農家（流入者及び離農者、商店等）で構成されている場合が多く、都市的集落への移行期にあるものと考えられる。150戸以上の規模となれば、ほとんどが都市的な集落と考えられ、'60年～'90年の間に3倍近い増加を示し、'80年と'90年を比較すると、全体では13.7%増加しているが、中でも500戸以上規模のものが31.8%と著しい増加を示しており、都市近郊における非農家大量流入集落の増加を示している。

次に表I-2によって、各集落における「混住化」の一端を見よう。1960年を基準としてみると、「農家率50%未満」の集落は約3倍に増加し、全集落に占める比率も半数に迫る勢いである。逆に「農家率90%以上」の集落は1/5以下まで減少し、全集落の1割にも満たない状況となっている。これらの中間である「農家率50～90%」の集落の変動はさほどではないが、やはり減少している。より詳細な変化は、1970年～90年の間でしか見ることが出来ないが、「10%未満」は3.6倍に、「10～30%」は1.7倍強に、「30～50%」は1.6倍にそれぞれ増加しており、「10%未満」という、いわば、「農家点在一歩手前」のものが著増し、全集

表1-2 農家率別集落数・率（農林業センサス）

	10%未満	10~30%	30~50%	50%未満	50~70%	70~90%	90%以上
1960				20805 (13.7) [100.0]		70952 (46.6) [100.0]	60674 (39.8) [100.0]
1970	4902 (3.4)	12428 (8.7)	13424 (9.4)	30754 (21.5) [147.8]	21448 (15.0)	45858 (32.2)	67306 (47.2) [94.9]
1980	14592 (10.3)	19033 (13.4)	17412 (12.2)	51037 (35.9) [245.3]	25833 (18.1)	39609 (27.8)	65442 (45.9) [92.2]
1990	17832 (13.5)	21587 (16.3)	21245 (16.0)	60664 (45.8) [291.6]	29190 (22.1)	31229 (23.8)	60419 (45.7) [85.2]

落に占める率も、その間に3.4%~13.5%にまで達している。「農家率50~90%」の中味の変化は、「50~70%」の集落は増加し、「70~90%」では減少している。念のため、'80年~'90年について、「50~60%」、「60~70%」、「70~80%」、「80~90%」の10%刻みの変化を見ると、「50~60%」のものについては29.0%の増加、「60~70%」のものは15.0%の増加、「70~80%」のものは3.9%の減少、「80~90%」のものは30.4%の減少となっており、やはり、「農家率70%」前後が分岐点になっているものと思われる。いずれにしても、「混住化」は急速に進み、純農村集落と言え「農家率80%以上」の集落は1990年には19.4%と2割を下回るに至ったのである。このような変化は、特に、1970~80年の間に劇的に進んでいる。例えば「農家率10%未満」の集落は、その10年間に一挙に3倍化しており、「50%未満」の集落の増え方も、'60~'70、'80~'90の倍以上の数が増えている。当然のことであるが、「90%以上」の集落は'70~'80年の間に41.8%減、'80~'90年には55.6%の減であり、

表1-3 専・兼業別農家数・率（農林業センサス、単位：千戸、%）

	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990
総数	6176	6076	6057	5665	5342	4953	4661	4376	3835
専業	3086 (50.0)	2126 (35.0)	2078 (34.3)	1219 (21.5)	831 (15.6)	616 (12.4)	623 (13.4)	626 (14.3)	473 (12.3)
第I種兼業	1753 (28.4)	2284 (37.6)	2036 (33.6)	2081 (36.7)	1802 (33.7)	1259 (25.4)	1002 (21.5)	775 (17.7)	521 (13.6)
第II種兼業	1337 (21.7)	1666 (27.4)	1942 (32.1)	2365 (41.8)	2709 (50.7)	3078 (62.1)	3036 (65.1)	2975 (68.0)	2841 (74.1)

'80~'90の減少率の方が高いが、減少数は'70~'80年の方がかなり多くなっている。

以上、集落を対象とした変化について述べたが、当然のこととして、各集落内農家の性格が変化している。これを表1-3によって見よう。

上記の表は1950年を起点としているが、専業農家は'50年~'55年、'60年~'65年の2つの間に大きく減少しており、それ以降の変動はあまりない。ただし、'90年の集計で明らかにされている「高齢者専業」は473千戸中155千戸（32.8%）を占めており、実質的な意味の専業農家は8.3%にすぎなくなっている。この点については、'80、'85各年度についても、程度は少ないが、同様に、実質的専業農家は各数・率をかなり下回るものと考えられる。次に第一種兼業農家は、'55~'70年にかけて1/3程度のシェアを占めていたものが、まず'70~'75年でかなり大きく減少し、'90年には13.6%と極めて少数・率に落ち込んだ。これは、臨時雇を中心とした不安定な兼業から、多くが恒常的賃労働等の安定的兼業に移行し、結果として第二種兼業農家

へ転化して行ったことを示している。これらに対し、第二種兼業農家はこの間、一貫して増加を続け、'90には全農家の3/4となるに至っている。そして、そのうち、「自給米・野菜等」だけを生産する「自給的農家」は第二種兼業農家中の30.4%、全農家の22.5%となっており、その数・率は実質的専業農家と農業を主とする第一種兼業農家の合計を上回っている。このような状況は、都市近郊農村から山間村まで一律ではないが、例外なく生み出されている。このような「農民層の階層分解」に加え、農家全般にわたる変化も見逃せない。1990年度農業白書によれば、農家世帯の1人当り家計費は全国勤労者世帯の平均値を100とした時、117.8('89年度値)となっている。この傾向は、1972年時点で既に指摘されている。農家とはいっても、兼業農家を中心に農業外収入に支えられた結果である。このことによって、1960年代頃まで色濃く残っていた自給自足的現物経済構造は大きく崩れ、現金経済に大きく傾く。そして、'60年代後半に始まる耐久消費財購入及びストックは、その後も進み、個別的消費手段のストックは都市並、あるいは、自動車等を加えれば以上に増大したのである。ただし、世帯員1人当り家計費については、専業農家、第一種兼業農家においては、全国勤労者世帯のそれを下回り9割未満の水準である。

以上の様な集落及び農家の質的とも言える変化は、当然のことながら集落自治組織全体の機能、また空間の管理・改善機能に影響を及ぼさざるを得ない。表1-4によって、まず、いわゆる「道ぶしん」等の共同作業実施状況を農家率別に見よう。1970年の時点では、農家率が高いほど、「共同作業」として実施している集落の率は高まっており、「農家率20~30%」の集落においても過半数に達している。やはり「10%未満」ともなれば、共同作業としての実施は3割を切る程度まで減少する。そして、その実施にかかわる取り決めを見ると、「全戸出役」は農家率による変化はほとんどなく、70%程度でそろっており、「出不足金をとる」とするものは、「20%未満」の集落群では2割以下、「20%以上」の集落群では、ほぼ1/4と若干の差はあるが、「共同作業による」の差ほどにはない。「日当を払う」も大きな差はなく、「10%未満」で少し多く

なる程度である。これらのことから、'70年頃においては、「共同作業」として実施する以上は、従来の「全戸出役原則」がまだ色濃く残っており、仕事の中味も、空間整備の「遅れ」も多い中で、かなりの程度のもが行われていたと思われる。そういった原則の下での「共同作業」を実施するのもしないのか、いってみれば、「ALL OR NOTHING」的な状況があり、その下で「NOTHING」とするものが、農家率の低い集落ほど増加し、「10~20%」の集落の半数以上が、「10%未満」の集落では7割以上が「NOTHING」となっているというところである。

'80年になると、少々、'70年とは様相を変化させる。まず、「農家率10%未満」の集落群においても、その41%が「共同作業」として実施しているのである。そして、農家率が上昇すれば、同時に、「共同作業」実施率も高まって行くのであるが、そのピークは「70~90%」の集落群であり、「90%以上」に至ると、むしろ実施率は低下する。このことについて、農家率と総戸数規模との相関を見ると、集落規模が小さいほど農家率は高く、「29戸以下」の規模の集落では、その9割は農家率が60%以上であり、「9戸以下」の集落では、3/4以上が農家率90%以上である。逆に、「100戸~149戸」の規模では農家率60%以上は僅かに27.6%しかなく、「150~199戸」では15.4%、「200戸以上」ではほとんどなくなることもわかる。要するに、農家率が90%以上の集落の9.5%は「9戸以下」規模の零細集落で、これらは山間の人口減少・高齢化の著しい集落であって、従って、「共同作業」そのものが絶対的に不能ともいえる状態にある訳で、その分が含められ、「農家率90%以上」の集落群における共同作業実施の率が低下したものと判断出来る。ちなみに、「農家率70~90%」の集落中「9戸以下」集落の占める率は、3.5%にすぎない。次に、「出不足金をとる」とするものが、'70年に比べ、ほぼ倍化しており、集落の農家率とは、あまり関係がみられない。これは、「出不足金」の規定を用いて、従来の「全戸出役原則」を維持しようとするものであり、「共同作業」による実施を採る集落の4~5割では共通してこの「縛り」をかけているのである。他方、「対応しない」とするものも34~41%の幅で各農家率集落にあるが、これは

表I-4 農家別農業集落における共同作業（「道ぶしん」：農道の維持管理）の動向

区分	集落として管理している						集落で管理していない	合計
	共同作業	全戸出役	出不足金をとる	日当を支払う	その他	集落で人を雇う		
'70 農家率	10%未満	1298(28.1)	933(20.2)	235(5.1)	57(1.2)	73(1.6)	3287(71.4)	4619(3.4)
	10~20%	2603(43.1)	1900(31.4)	524(8.7)	88(1.5)	91(1.5)	3403(56.3)	6045(4.5)
	20~30%	3185(53.3)	2226(37.3)	759(12.7)	102(1.7)	98(1.6)	2744(45.9)	5975(4.4)
	30~50%	8131(62.9)	5742(44.4)	1982(15.4)	207(1.6)	190(1.5)	4736(36.6)	12938(9.6)
	50~70%	15229(73.5)	10879(52.5)	3763(18.2)	352(1.7)	235(1.1)	5434(26.2)	20722(15.3)
	70~80%	35424(80.1)	25353(57.3)	8852(20.0)	882(2.0)	327(0.7)	8721(19.7)	44238(32.8)
	90%以上	33731(83.2)	24738(61.0)	7844(19.3)	903(2.2)	246(0.6)	6772(16.7)	40548(30.0)
合計	99601(73.7)	71771(53.1)	23969(17.7)	2601(1.9)	1260(0.8)	375(0.3)	35107(26.0)	135083(100.0)
'80 農家率	10%未満	3675(41.0)	1590(17.7)	310(3.5)	262(2.8)	1513(16.9)	5247(58.6)	8961(6.7)
	10~20%	4775(54.3)	2214(25.2)	413(4.7)	335(3.8)	1813(20.6)	3958(45.0)	8797(6.6)
	20~30%	4902(60.8)	2447(30.3)	345(4.3)	339(4.2)	1771(22.2)	3118(38.7)	8064(6.0)
	30~50%	11305(67.3)	5621(33.5)	768(4.6)	848(5.1)	4068(24.2)	5394(32.1)	16788(12.5)
	50~70%	17968(72.7)	9104(36.8)	1231(5.0)	1466(5.9)	6167(24.9)	6649(26.9)	24723(18.4)
	70~80%	29268(74.2)	14968(38.0)	1885(4.8)	2390(6.1)	10025(25.4)	9994(25.4)	39423(29.3)
	90%以上	19007(68.9)	9289(33.7)	1133(4.1)	1920(7.0)	6665(24.2)	8523(30.9)	27592(20.5)
合計	90900(67.7)	45233(33.7)	6085(4.5)	7560(5.6)	32022(23.8)	565(0.4)	42883(31.9)	134348(100.0)
'90 農家率	10%未満	7700(43.2)	2404(13.5)	5286(29.7)	175(1.0)	127(0.7)	9957(55.8)	17832(13.5)
	10~20%	6680(57.8)	2955(25.6)	3725(32.3)	127(1.1)	127(1.1)	4745(41.1)	11552(8.7)
	20~30%	6236(62.1)	3086(30.8)	3150(31.4)	99(1.0)	99(1.0)	3700(36.9)	10035(7.6)
	30~50%	14341(67.5)	7988(37.6)	6355(29.9)	188(0.9)	188(0.9)	6716(31.6)	21245(16.0)
	50~70%	20805(71.3)	12651(48.3)	8154(27.9)	224(0.8)	224(0.8)	8161(28.0)	29190(22.1)
	70~80%	22016(70.5)	14564(46.6)	7452(23.9)	179(0.6)	179(0.6)	8084(28.9)	31229(23.6)
	90%以上	7353(64.0)	5950(51.8)	1403(12.2)	43(0.4)	43(0.4)	4100(35.7)	11496(8.7)
合計	85131(64.2)	49596(37.4)	35535(26.8)	1035(0.8)	1035(0.8)	46413(35.0)	132579(100.0)	

(*1: 1970年度については、北海道を除く都府県のみを対象)
(*2: 1980年度については市街化区域内農業集落を除く)

(世界農林業センサス)

表I-5. 総戸数規模別農家率

年度	総戸数									
	農家率	9戸以下	10~29 '70 (10~24)	30~49 '70 (25~49)	50~99	100~149	150~199	200~299	300~499	500戸 以上
70	10%未満	-	30 (0.1)	105 (0.2)	317 (0.9)	412 (3.6)				4039 (26.2)
	10~30%	18 (0.5)	152 (0.5)	890 (1.9)	2937 (8.4)	2711 (23.6)				5721 (37.2)
	30~50%	45 (1.3)	596 (2.0)	2781 (5.9)	5140 (14.8)	2370 (20.7)				2492 (16.2)
	50~70%	196 (5.5)	2483 (8.3)	7162 (15.1)	7582 (21.8)	2394 (20.9)				1631 (10.6)
	70~90%	845 (23.7)	9087 (30.4)	19101 (40.3)	12641 (36.3)	2858 (24.9)				1326 (8.6)
	90%以上	2461 (69.1)	17581 (58.7)	17339 (36.6)	6217 (17.9)	730 (6.4)				188 (1.2)
80	10%未満	-	107 (0.3)	272 (0.9)	889 (2.8)	990 (8.3)	1023 (16.5)	1846 (28.6)	2931 (52.3)	6360 (85.2)
	10~20%	29 (0.6)	237 (0.6)	547 (1.8)	1869 (5.8)	1913 (16.0)	1388 (23.3)	1897 (29.3)	1481 (26.4)	849 (11.4)
	20~30%	43 (0.9)	431 (1.2)	911 (3.0)	2547 (7.9)	1821 (15.2)	1048 (16.9)	1016 (15.7)	623 (11.1)	163 (2.2)
	30~40%	63 (1.3)	710 (1.9)	1408 (4.6)	2974 (9.3)	1485 (12.4)	739 (11.9)	599 (9.3)	249 (4.4)	57 (0.8)
	40~50%	53 (1.1)	1043 (2.8)	1996 (6.5)	3387 (10.6)	1252 (10.5)	606 (9.7)	408 (6.3)	147 (2.6)	17 (0.2)
	50~60%	209 (4.4)	2109 (5.7)	2903 (9.4)	3865 (12.0)	1187 (9.9)	457 (7.4)	269 (4.2)	68 (1.2)	11 (0.2)
	60~70%	296 (6.3)	3314 (9.0)	4058 (13.1)	4276 (13.3)	1189 (9.9)	397 (6.4)	194 (3.0)	66 (1.2)	3 (0.0)
	70~80%	404 (8.6)	5241 (14.2)	5213 (16.9)	4679 (14.6)	1014 (8.5)	299 (4.8)	143 (2.2)	22 (0.4)	-
	80~90%	983 (20.9)	8849 (23.9)	6965 (22.5)	4612 (14.4)	782 (6.5)	189 (3.0)	67 (1.0)	12 (0.2)	1 (0.0)
	90%以上	2624 (55.8)	14915 (40.4)	6627 (21.5)	3012 (9.4)	327 (2.7)	73 (1.2)	26 (0.4)	3 (0.0)	-
90	10%未満	-	249 (0.7)	530 (1.9)	1582 (5.2)	1652 (13.9)	1601 (25.2)	2884 (41.8)	3763 (62.5)	9024 (91.7)
	10~20%	64 (1.2)	517 (1.5)	979 (3.5)	2742 (9.1)	2396 (20.2)	1682 (26.5)	1930 (28.0)	1455 (24.2)	668 (6.8)
	20~30%	123 (2.3)	887 (2.5)	1513 (5.4)	3500 (11.6)	2003 (16.9)	1076 (16.9)	904 (13.1)	441 (7.3)	108 (1.1)
	30~40%	161 (3.0)	1388 (3.9)	2163 (7.7)	3961 (13.1)	1554 (13.1)	697 (11.0)	489 (7.1)	190 (3.2)	23 (0.2)
	40~50%	143 (2.7)	2030 (5.7)	2882 (10.2)	4019 (13.3)	1384 (11.7)	505 (7.9)	323 (4.7)	94 (1.6)	8 (0.1)
	50~60%	444 (8.4)	3583 (10.1)	4032 (14.3)	4309 (14.3)	1154 (9.7)	372 (5.9)	220 (3.2)	48 (0.8)	2 (0.0)
	60~70%	609 (11.5)	5193 (14.6)	4647 (9.4)	4053 (13.4)	923 (7.8)	245 (3.9)	87 (1.3)	27 (0.5)	2 (0.0)
	70~80%	723 (13.6)	6625 (18.7)	4992 (17.7)	3267 (10.8)	535 (4.5)	135 (2.1)	50 (0.7)	2 (0.0)	-
	80~90%	1198 (22.5)	7657 (21.6)	4307 (15.3)	2181 (7.2)	223 (1.9)	41 (0.6)	12 (0.2)	2 (0.0)	1 (0.0)
	90%以上	1850 (34.8)	7339 (20.7)	2094 (7.4)	614 (2.0)	31 (0.3)	5 (0.1)	1 (0.0)	-	-

世界農林業センサス

・改善機能低下の主体的要因は、第1には、兼業化の深まり、都市化に伴う非農家の増加、そして戸数規模の肥大化、第2には、人口・戸数の減少・高齢化などの主体そのものの絶対的・質的減退の2つに求めることが出来る。

1-2 集落自治組織の集落空間管理・改善機能低下の外的要因—行政による農村整備の進行

集落自治組織の集落空間管理・改善機能低下の要因として「行政による農村整備の進行」を取り上げるのは、その機能の定義における、「管理・改善行動の対象の広がり、範囲」と大きく関係する。即ち、行政による整備は、様々な事業（補助や融資を伴う事業）制度に基づいて実施される。国であれ都道府県、市町村であれ、必ず事業の対象として採択されるに際しては、それぞれの事業制度に規定された採択基準に合致あるいはクリアし得るものでなければならない。それらの事業制度が成立する背景には、当然のことながら、国民、都道府県民、市町村民の「ニーズ」の存在と高まりがある。しかし、他方では、財政支出上の厳格な規則・原則があり、かつ、「必要性の証明」と言う形ではあるが、各段階での行政側の過去からの論理の流れ（例えば「前例にある・なし」など）に沿った「ツツマ合わせ」を要する。また、「事業効果」といった、事業投資により生み出されるべき、主に経済効果を論証することも求められる。次いで、採択され、実施される場合、整備のほとんどを占める土木・建設事業に関するかなり「厳格」な「規格」が存在し、それも、明治以降、西欧から導入され、それ以前に日本に蓄積されていた技術体系とは異なる技術体系に即した「規格」である。その範囲を逸脱あるいは柔軟化することは極めて難しい。その他、様々な「行政の論理」とも言うべき、ルールが存在する。その為、ある施設あるいは事業を住民が求めた場合、一度、公共事業の対象として事業が走り始めると、住民が当初求めていたものそのものが実現するのでは必ずしもなく、極端に表現すれば、住民要求がインプットされるが行政制度というBLACK BOXの複雑な回路を経てアウトプットされて来るものが、要求とは似て否なるものになってしまうといったことも往々に発生するのである。

上記のことも含め、行政による整備については、その実施段階に、従来集落自治組織として自前で整備を進めて来たような主体的参加は不可能となるとともに、結果として整備された施設や空間の多くについて、管理や改善を自治組織の裁量で主体的に実施することが不可能になるか、精々清掃程度の維持に止まらざるを得なくなる。その結果は明らかなように、その分だけ、自治組織による管理・改善対象が減少することになる。

対象が減少し、行為の程度が減退すれば、自前による管理・改善行為の実行によって生き続けてきた在来の伝統的技術の活用が減少し、更には、消滅する。また、行政直営によって整備・建設されたものは、上記したように、その所有も管理も行政に移行する。そうなったものに対しては、自治組織が自前で整備・建設されたもの、管理するものに比べ、格段に住民の関心は低下する。その程度が進むことに、結局は、住民による集落空間への主体的かわり、関心が低下し、自治組織の空間管理・改善機能が低下するといった循環が動き始めるのである。

2-1 行政による農村整備の流れ—農業白書に見る農村整備関係事業を中心に—

まず、「行政による農村整備の流れ」を「農業白書」に見る農村整備関係事業を中心に論ずることについて、若干の説明をしておきたい。筆者は、農村整備の流れを昭和40年代頃を起点として現在までをまとめる必要性を感じていた。それは、例えば、新全国総合開発計画において、はじめて「広域生活圏」なる概念が登場し、農村計画研究の分野では、八郎潟新村計画に次いで注目された、「農村地域における生活圏区分と地域施設システムの計画標準」が、それと深く関連して発表され、集落から第3次生活圏までの生活圏の段階構成と、配置すべき施設が系統的に論じられた。この「標準」が作成される基礎となったのは、御坊や東北の小国等の生活行動・施設利用調査であり、1967年頃からの作業である。八郎潟においても住宅や生活環境施設等の集団の形成、それらの配置等がニュータウン計画に類似した手法で行なわれている。これらの動きの中に、それまでに農村にかかわって触れられることの少なかった、生活環境整備の系統的計画・実施の方向

性を感じたのは筆者ばかりではない。いずれにしても、昭和40年代が、後に登場する「農村基盤総合整備パイロット事業」、「農村総合整備モデル事業」等農政ベースの整備事業や、上記の「広域生活圏」、建設省の「地方生活圏」、自治省の「広域市町村圏」などに直結する、農村整備の本格的な出発点の端緒と見たからである。

その為、農村整備に関する様々な文献、諸制度の解説や、その流れを短期にまとめたもの等を当たって見た。しかし、それは、大小混在し、系統的に概観・整理することは極めて困難であった。その時点で、幸いにヒントを得て、当時（1983年頃）「補助金便覧」を当たって見たのである。この「補助金便覧」は1965年（昭和40年）を初年度に1985年（昭和60年—この時には「補助金総覧」と改名していたが）まで出版されている。その名の通り、各年度の国の全省庁の補助事業種目名、事業額、補助率（都道府県、市町村負担金を含め）、補助金額等が全て記載されている。これを1965～1985年の21年にわたって点検し、「農村にかかわる施設・設備等整備関係と思われるもの」を省庁ごとに、ピックアップし、時系列によるその変動を洗ったのである。この作業は予想を上回る複雑・困難を極めるもので、筆者の能力を越えるものであった。それは、度々、変化する事業名、同時に、事業の位置づけが上下に変動し、当然、類似するが、微妙に異なる新種事業が現われては消えることが無数に近くあったからである。ただし、結果として、農業白書による「農村整備の流れ」整理に辿り付き得たのは、上記作業を経た賜物と言える。上記作業の中で「農村にかかわる施設・設備等整備関係と思われるもの」を比較的多くかかえ、実施している省庁は、農林水産省、経済企画庁、これは後に国土庁に引きつがれる。文部省、厚生省、通産省、自治省そして建設省であった。農林水産省（前身は農林省）は当然、農業生産基盤整備に関連する農村生活環境整備関係事業や生活改善普及事業、経済企画庁（国土庁）は山村振興、離島振興、豪雪山村振興等の地域振興関係事業及び後には、農村総合整備計画や、農村定住促進事業計画等策定事業を主に担当し、文部省はへき地等学校関係施設・設備の整備、通学条件整備そして、社会教育関係施設整備事業を中

心にかかえている。厚生省はやはりへき地を中心とする農山村漁村の保健衛生・医療施設・設備整備と、保育所・児童館、母子施設、老人施設等の福祉施設関係を、通産省は農村地域工業導入関連整備事業を、建設省は道路、河川、防災施設整備を中心に担当している。

結論として、後に詳述するが、農業白書を1962年（昭和37年度）から1990年（平成2年度）まで通読した結果、直接、間接の差はあるが、上記各省庁の担当する「農村にかかわる施設・設備等整備関係と思われるもの」（ここに言う「農村」は農山村及び一部漁村を含むものであるし、施設・設備とは生活関連を中心とするものを指すことは言うまでもない）が、ほぼ、網羅されていることが判明した。以上が、「行政による農村整備の流れ」を「農業白書」にみる農村整備関係事業を中心に論ずることとした理由であり根拠である。

(1) 農業白書中の「施策の重点」から見た農村整備の位置付けの変化

1960年、「農業基本法」が成立し、従来の緊急的な「食糧増産」で走っていた農政が、他産業と同列の産業政策へと転換したと言われている。その柱は、①生産性の向上と生産の選択的拡大、②農産物価格・流通対策及び農業所得の安定、③農業構造の改善、④農業の近代化であった。このように、農村における生活環境等「農村整備」は重点とはなっていない。その中であっても、生活改善普及活動を通しての関連する事業、あるいは農道整備による交通条件の改善は意図せずとも徐々に進められている。1962年には、上記の3重点に、「他産業との生産性格差是正」、「国際競争力の維持」が明記される。これは、「全国総合開発計画」決定の反映であろう。

はじめて、施策の重点に「農家生活改善資金の設置」の形で、環境政策的なものが見えるのが、1964年である。この資金は、住宅改善やそのレベルの生活合理化施設整備の段階に止まるものである。

1965年には、再び農村整備的施策は姿を消すが、後に関係して来る「八郎潟農村建設事業団」が設立されている。この年には「自立経営の育成と協働助長等による農業構造改善の推進」が目につく。

以上、1960～65年の間は、施策の重点は、あくまでも産業政策としての農政課題が中心であり、4～5あ

表1-8 農業関係重点施策別予算額の推移（農業白書より）

施策名	（単位：億円）										
	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968		
1. 農産物の生産増進	461	512	552	584	621	663	707	754	803		
2. 農村生活の向上	33	41	50	58	66	79	93	108	125		
3. 農業関係行政の整備	362	362	362	362	362	362	362	362	362		
4. 農村生活の向上と地域振興	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
5. 農村生活の向上と地域振興	78	78	78	78	78	78	78	78	78		
6. 農村生活の向上と地域振興	406	406	406	406	406	406	406	406	406		
7. 農村生活の向上と地域振興	351	351	351	351	351	351	351	351	351		
8. その他	55	55	55	55	55	55	55	55	55		
農業関係予算の合計	1386	1386	1386	1386	1386	1386	1386	1386	1386		
農村生活向上と地域振興	1669	1669	1669	1669	1669	1669	1669	1669	1669		
農村生活向上と地域振興	17852	17852	17852	17852	17852	17852	17852	17852	17852		
農村生活向上と地域振興	1871	1871	1871	1871	1871	1871	1871	1871	1871		
農村生活向上と地域振興	2122	2122	2122	2122	2122	2122	2122	2122	2122		
農村生活向上と地域振興	1017	1017	1017	1017	1017	1017	1017	1017	1017		
農村生活向上と地域振興	334	334	334	334	334	334	334	334	334		
農村生活向上と地域振興	3953	3953	3953	3953	3953	3953	3953	3953	3953		
農村生活向上と地域振興	235	235	235	235	235	235	235	235	235		
農村生活向上と地域振興	43	43	43	43	43	43	43	43	43		
農村生活向上と地域振興	308	308	308	308	308	308	308	308	308		
農村生活向上と地域振興	907	907	907	907	907	907	907	907	907		
農村生活向上と地域振興	681	681	681	681	681	681	681	681	681		
農村生活向上と地域振興	226	226	226	226	226	226	226	226	226		
農村生活向上と地域振興	8851	8851	8851	8851	8851	8851	8851	8851	8851		
農村生活向上と地域振興	8921	8921	8921	8921	8921	8921	8921	8921	8921		
農村生活向上と地域振興	82131	82131	82131	82131	82131	82131	82131	82131	82131		
農村生活向上と地域振興	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981		
農村生活向上と地域振興	9546	9546	9546	9546	9546	9546	9546	9546	9546		
農村生活向上と地域振興	4593	4593	4593	4593	4593	4593	4593	4593	4593		
農村生活向上と地域振興	1851	1851	1851	1851	1851	1851	1851	1851	1851		
農村生活向上と地域振興	7732	7732	7732	7732	7732	7732	7732	7732	7732		
農村生活向上と地域振興	775	775	775	775	775	775	775	775	775		
農村生活向上と地域振興	317	317	317	317	317	317	317	317	317		
農村生活向上と地域振興	5841	5841	5841	5841	5841	5841	5841	5841	5841		
農村生活向上と地域振興	3325	3325	3325	3325	3325	3325	3325	3325	3325		
農村生活向上と地域振興	2016	2016	2016	2016	2016	2016	2016	2016	2016		
農村生活向上と地域振興	31084	31084	31084	31084	31084	31084	31084	31084	31084		
農村生活向上と地域振興	37765	37765	37765	37765	37765	37765	37765	37765	37765		
農村生活向上と地域振興	471254	471254	471254	471254	471254	471254	471254	471254	471254		

*: 2:36億 *3:818億 *5:1840億 *6:2028億 *7:2027億 *8:1279億 *9:1279億 *10:1279億

る重点のうち、独立した項目として「農村整備」はあげられることはなかった。

1966年には、はじめて、農村整備関係施策が独立した重点の1つとして登場する。いわく「農業従事者の福祉の向上と住み良い農村の実現を目標とした農村対策の充実」である。そこでは、生活近代化や住宅改善の域を出て、社会・生活環境の整備、へき地・山村対策等にまで踏み込んでいる。

1967年は、前年に引き続き「農村対策の充実」があげられているが、生産関係では、「農業構造改善事業促進対策」が特にとりあげられるなど、構造政策が所期の進捗を見せていないことを伺わせている。

1968年も、同様に農村対策があげられているが、その中味に若干の差が見られる。それは、'66年に「社会・生活環境の整備」とされていたものが、より具体的に「社会教育施設整備、保健福祉施設整備を推進」といった形でとりあげられている。同時に、農業構造改善推進とかかわって、「農業地帯の保全振興対策」という字句が見られる。

1969年は、農政史上画期的な年である。即ち米の生産調整が開始され、自主流通米制度が創設されたのである。農村整備に関連しては、66年以来の農村対策の項目が「農業従事者の福祉の向上と地域の振興」という形で定義されている。これに加え、農業生産基盤整備の中で進められて来た「農道整備」が若干、グレードアップされ「農道舗装事業」が開始されている。この年は、また、「新全国総合開発計画」が決定された年でもあり、「広域市町村圏振興整備要綱」、「地方生活圏構想」、そして「農村地域における生活圏区分と地域施設系統の計画標準」（公表は1968年）が動き出した年でもある。

以上、1966年～69年は、「農村対策」及び「地域振興」として農村整備が位置付けられ、それまでの生活改善の段階から、「地域」、「生活関連施設」へと整備対象を広げた時期と言え、その後の本格的な「農村整備」への前段を成したものとと言える。

1970年は、米の生産調整に加え、すでに過剰傾向を強めていたみかん、牛乳の生産調整が開始された年であり、いわゆる「総合農政」開始の年であった。農村整備にかかわっては、やはり施策の重点の1つとして

位置付けられているが、その表現が「新しい農村社会の建設」へと変化している。これに関連して、この年に「過疎地域対策緊急措置法」が成立しており、農山村地域を中心とする過疎化の進行による地域社会崩壊の危機が顕在化し、「農村社会」の建設のフレーズが登場したものと考えられる。

1971年には、新しい農村建設に「地域農業の総合的整備」が加えられ、72年には、さらに「農村の自然環境保全」が加わる。「農村基盤総合整備パイロット事業」は、70年にその関連調査が始まり、72年に事業化されている。

1973年は、農村整備の中の重点（あるいは「目玉」）として、「農村総合整備モデル事業」及び「農村地域への工業導入」が開始された年である。なお、「農村地域工業導入促進法」は71年に成立している。この年は、又、第一次「オイルショック」の年でもある。

1974年は、「国土利用計画法」の成立とも関連して、農村整備の項では「農村地域の計画的な整備、農業と非農業との土地利用の計画的な調整により農用地を確保するための土地の開発行為についての規制措置創設」等が見られ、72年「列島改造論」以来の農村地域特に、大都市周辺における土地買いあさりの動きが反映したものととなっている。1975年には、独立した農村整備の項は姿を消しており、前年に引き続き、農用地、水資源の確保が前面に出たものとなっている。

以上、1970～75年は、農村整備が本格的に位置付けられ、関連する諸事業が整備されて行った期間とすることが出来る。しかし、その背景には、依然として残る生産・生活条件における「都市との格差」があり、日本全土を覆う「過密・過疎」の問題の中、農村地域社会あるいは農業の基盤となる土地・水に関して「黄信号が赤信号に変わる」状況があったことを忘れてはならないであろう。

1976年には、再び独自項目として農村整備が登場するが、そのフレーズは「都市に比べて立ち遅れている農村の生活環境を整備・・・」とされ、ようやく、1972年には農家世帯における1人当たり家計費が全国勤労者世帯のそれに到達し、追い越したものの、生活環境の整備水準が都市に比べまだまだ遅れているという状況が続いていたのである。そして、この年にはじめ

で、「生活環境の整備と生産基盤の整備を併せ一体的に進める」ことが述べられるに至っている。

1977年は、「第三次全国総合開発計画」が決定され、「定住構想」が打ち出された。農政の面では米の生産調整から水田利用再編へと転換する年でもあり、農村整備面では、76年の「一体的整備」があげられる。

1978年には、正式に水田利用再編対策が打ち出されるとともに、後に姿をあらわす、土地利用型農業における規模拡大と生産性向上につながる「中核的担い手への土地集積、経営規模拡大……」が重点の一つとされている。農村整備に関しては「農山漁村を活力に満ち豊かで安定感ある地域社会とする」ことが目的としてあげられ、1979年の「定住条件の整備」へと引きつがれる。定住条件の整備としては、従来の「生産環境、生活環境等の総合的環境の整備」に加え、「地域住民の交流促進」、「農村内部の安定的な就業機会の創出」が加わる等、より広い範囲で総合的な整備を目指すこととされている。

1980年は、農政審議会の「80年代農政の基本方向」の答申が行なわれ、「農業・農村の多面的機能の評価」が打ち出された年である。農村整備においては、「生産環境、生活環境等、総合的な環境施設の整備、安定した就業機会の確保」に加え、「地域住民活動助長」があげられている。また、生産対策の中でも、農業生産再編、中核農家の規模拡大による農業構造の改善に並んで、農村地域社会の連帯感の醸成が目指されるなど、農村地域社会の弛緩が意識されるとともに、その維持・再生が意図されるようになっていく。そして、農村整備の目標として「住み良い農村建設」が設定された。このような目標と農村整備の中味は、これ以降1983年まで、ほぼ、同様に継続されている。

以上、1976年～83年の時期は、高度経済成長が終り、完全なる「安定成長」が定着した時期である。農政の面では、選択的拡大で走った結果、施設園芸や中小家畜生産の一部において生産性の向上が一応達成されたものの、米や麦等の穀物生産、大豆等生産部門＝土地利用型農業においては遅々として規模拡大、生産性の向上は進まず、果樹・畜産部門の一部においては、過剰生産傾向が続くといった状況は打開されていない。そのような中において、日本全体の景気は停滞気味に

推移し、人口の地方還流、労働力・就業者の帰還傾向は強まるものの、これらを活用し、収容して発展する農業の展望は充分に見い出せない、そのような時期と言える。農村整備の性格としては「第三次全国総合開発計画」における「定住構想」を受け、農村が、多くの人口の定住地域であり、その条件を安定的に整備することがうたわれた時期である。従って、生活環境整備と農業生産条件整備を総合的に進め、さらに、農村内部に他の安定的就業機会を創出し、かつ、地域社会を維持・再生するといった、いわば「盛り沢山」な中味へと発展を見せている。

1984年は、上記の「定住」から、85年以降の「都市との交流」路線への切り替わりの年と言えよう。農村整備は「豊かなむらづくり」と銘打たれ、「地域の自主性に即して推進することとされている。この年を「定住」から「都市との交流」の転換の年としたのは、すでに1978年の時点から農村の果たす多面的機能として、定住地域としての意義とあわせて、「管理された自然環境の維持・培養と国土の保全」が強調され、「農村と地方都市がそれぞれ機能を分担し、相互にサービスを受容するよう連携の強化を図っていく」ことが明記されており、それ以降、一貫して、毎年度、触れられ続けていた。そして、1979年には「緑の村整備事業」、80年「80年代農政の基本方向」答申、83年には「緑資源の維持培養」が調査事業としてあげられ、84年に至って、「都市と農村の交流推進」が登場し、かつ「緑資源の総合利用保全対策の推進」が明記されるのである。このように84年に至るまで、いわば、「都市との交流」が一つの考え方としてアピールされつつ、かつ事業化の為に調査が続けられ、推進対策として一応の形をとったという意味で転換の年としたのである。

上記のような経過を経て、1985年には、生産対策としての、土地利用型農業の構造改善と生産性の向上、水田利用再編第三期対策の推進、農業生産基盤の整備推進、84年新しく加わった、バイオテクノロジー、情報化の推進、83年に始まる日本型食生活の定着等と並んで、「活力あるむらづくり」として農村整備がとりあげられ、その中で、「都市住民のニーズのこたえつつ農村を活性化するため都市と農村の交流を促進する」

ことが明記されている。ここで、注目すべき点が、もう一つある。やはり、「活力あるむらづくり」とする中に、「より総合的な地域農業振興計画としての農業・農村整備計画の策定を進める」という表現が用いられていることである。なお、この年「第4次全国総合開発計画」が決定されている。1986年は、ほぼ、85年と同様である。1987年は、生産対策として注目すべき変化が3つ出現している。第1は、米の生産調整に始まり、米の管理改善、水田利用再編、土地利用型農業対策と続いた一連の流れが、「水田農業確立対策」として集約されたことである。第2は、「産業として自立し得る農業の確立」という農業政策の根底にかかわる課題設定である。第3は、前二者のレベルよりかなりダウンするが、健康、本もの、ふるさと志向に対応する「ふるさと食品の普及促進」が重点としてあげられている。農村整備については、85年の中身に、この年成立した「総合保養地域整備法」（いわゆる「リゾート法」）に関連した整備が付加されている。1988年も、同様な構成で推移する。

1989年は、ほぼ、1987・88両年度と同様の重点設定ではあるが、2つの変化が見られる。その一つは、生産対策における地域性の考え方を導入しつつ、特に中山間地域に整備の重点を置くとしたことである。この地域性の考え方は、1977年の「地域農業特別事業」以来、再び持ち出されたものである。もう一つの点は、農村整備の中で、「農地の多面的利用」即ち、非農業的利用をも含めた農用地の利・活用を打ち出していることである。

そして、1990年には、89年の変化を受けた形で、第1に、農業構造改善事業の名称・性格が質的とも言える大幅な変更をしている。即ち「農業・農村活性化農業構造改善事業」の登場である。それまで、第一次・第二次農業構造改善事業、そして新農業構造改善事業と各10年、計30年継続されて来た農業構造改善事業は、新農業構造改善事業に至って、生活環境整備を大幅に取り入れたものとなって行ったが、それでも、主たる目的は農業の構造改善であった。しかし、この農業・農村活性化農業構造改善事業は、「農村対策」をも主要な目的とする構造改善事業である。前に触れた、1985年の「より総合的な地域農業振興計画としての農

業・農村整備計画」以来の調査・検討が、この事業の形で現われたのである。第2は、生産対策における地域性の配慮と中山間地域重点の方針が、中山間地域農村活性化総合整備事業等として成立していることである。これに加え、「地球的規模の環境変化と農業の係わりを解明するための調査・研究」が重点の一つに位置づけられている。

以上、1984年を転換点として、90年に至る時期は、農村を国民の食料安定供給の機能を担う場として都市と関係つけて来た、従来の考え方に加え、「農業・農村の多面的機能」評価以来の発想や試みを集約した形の食料供給以外の機能（緑を中心とした自然資源の維持培養、管理された自然としての場、国土の保全、さらには農村の伝統文化や、地域社会の性格等々）を担う場としても都市と結びつけることへ、大きく踏み込んだ時期と言える。そして、その意味での都市との交流により農業・農村を活性化（就業機会確保、都市的要素による刺激等による）を図ろうとするものである。この背景には、消極的なものとして、第1に、日本の農業の先行き自体が見えない上、米の輸入自由化までもがとり沙汰されると言う極めて厳しい状況があること。第2に、1985年前後から再び目立ち始めた「東京一極集中型」の人口流動の中で、山間、中山間地域を中心に、「最終的」ともいえる人口減少・高齢化が急速に進んでいる。「最終的」とは地域社会、地域農林業、土地までも含めた崩壊・荒廃に至る人口減少の意味である。このことは、当該地域の問題であるばかりで無く、国土保全上、農業基盤確保上の深刻な問題でもある。これへの対応が迫られているのである。積極的側面としては、都市居住者が、多くの都市において失われ、あるいは失われつつある自然の中での伸びやかなくらし、安全な本ものの食料を日本の農村に大きく求め始めたことである。そのことを通して、未だ不十分ではあるが、農業（林業・漁業も）・農村（山村・漁村も含む）の果たす重要な役割を理解し始め、その保全に意識を向けつつあることである。

(2) 農業白書に見る農村整備事業の流れ

1961～64年の農村整備関連事業の性格は、交通・衛生・教育文化・電気・通信等にわたるベーシックな生

活関連施設、いわば、農山漁村（開拓村を含め）居住者の生活条件の「底支え」的部分の最低限度への底上げを中心とする整備と、住宅改善を中心とする生活改善との結合とすることが出来よう。交通では、農山漁村開発的な、「とにかく道を通す」といった道路整備である。衛生については、保健・衛生水準の最低限以上への向上と、医療サービスの確保、水道の普及、ゴミ処理等があげられ、教育・文化関係では、まず、教育機会の供与に見られるように、「まともな学校及び設備の確保」が目指され、文化とはいえ、社会教育的サービスの普及が図られている。電気導入は文字どおり、電気の入らない農山漁村集落の解消に努めるといった段階であり、通信施設の普及も、同様である。いってみれば、農山漁村地域のかなりの部分が、復興を遂げ、高度経済成長への道を歩み始めた都市に比べ、いわば「未開の地」的な生活環境水準の状況下であり、その底上げが目指されていたものと言えよう。住宅を中心とする生活改善も、社会の民主化・近代化を農山漁村地域へも波及させようとする「生活改善普及事業」として展開されている。この時期の最後の年1964年には、八郎湯干拓事業が着工され、「モデル新農村建設」の事業として脚光を浴びた点を付け加えておこう。

1965年も、上記～64年に含まれる性格のものであるが、道路整備に関連する施策のポイントとして、若干、様相を異にする。それは、いわゆる「農免道路」事業が登場したことである。農山村地域の道路整備が、都市・農村にかかわらず整備対象となる一般道路事業以外には、生産基盤整備の一環としての農道・林道しかなかったのに対し、「農免道路」は農山漁村のいわば特有の道路整備事業なのである。正確には「農林漁業用揮発油税財源身替農（林）道事業」と呼ばれるものである。この事業によって、いっそうの道路整備を進めることが意図されている。同時に、この年、八郎湯干拓事業の計画概要が明かとなり、従来の日本の農業集落とは全く異なる、ニュータウン計画的な手法による集落計画が姿を現した。

1966年に至り、農村地域における「過疎問題」の端緒が指摘され、都市・農村間の生活環境整備水準の格差が、データに基づいて提示されるようになっていく。1964年までは、いわば「絶対的底上げ」であったのに

対し、都市に対しての「相対的底上げ」の視点に変わっている。「過疎問題」に関連して、「へき地対策」が拡充されるとともに、新たに「山村振興法」の成立を受け、山村の振興にかかる諸施策が設置されている。ただ、この段階では、生産振興対策を中心とするもので、生活環境整備が前面に出ている訳ではない。要するに、「へき地対策」の対象の一つであった山村を、独立した対象として、計画的に振興しようとする事業の整理が行われたものと言えよう。いずれにしても、農村整備事業の中に、「地域振興」という概念が定着したことは注目される。また、生活改善関係事業においても若干の変化があった。それは、従来、家族や住宅といった、農家単位の生活改善が中心であったのに対し、「農山漁村生活環境整備特別指導事業」が新設されることで、住宅から踏み出した、環境改善に対象が広がったことである。

1967年は66年からの路線を受けて、新たなものとして注目されるのは、「農山漁村生活環境整備特別指導事業」の一環としての住宅を含めた集落調査の実施、し尿浄化装置の農家生活改善資金貸付対象化などがある。山村の振興の中で、「豪雪山村開発総合センター」設置事業が始まっている。「〇〇センター」施設等マンモスセンターの幕開けである。1968年は同様の諸事業展開となっている。

1969年は、第二次農業構造改善事業開始の年である。再び生活環境整備の立ち遅れが指摘されると同時に、過疎地域についても「地域社会の基礎的な存立条件がゆらいでいる」とし、また、「都市市民のレクリエーション需要に対応して、農山漁村の自然保全・レクリエーションの場としての整備が必要」とするなど、新しい視点が加わっている。

以上、1965年を一つの転換点に、都市との生活環境整備水準格差が意識され始め、その格差是正、いいかえれば「都市並み」への接近が農村整備の目標となって行ったのがこの時期であったと言えよう。

1970年は、それ以降の「農村総合整備」の時期の前哨的な年である。それは、後に、農村基盤総合整備パイロット事業、農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業等の一連の土地改良事業に位置づけられた「総合整備」の先駆けとなる「農村基盤総

合整備パイロット事業調査」が実施されたことによる。また、それまで、生活改善普及事業の項に含まれる一事業にすぎなかった「農山漁村生活環境整備特別指導事業」でのみ使用されて来た生活環境整備が、項の名称に位置づけられ、上記指導事業、住宅対策、農村基盤の総合整備等を含めるものとして独立していることも注目される。前にも述べたが、この年には「過疎地域対策緊急措置法」が成立、同時に、山村振興の中で集落再編モデル事業が新設される等、60年代後半から指摘され始めた「過疎」への対応が見られる。また、「農村地域工業導入促進」がかかげられた年でもある。1960年代後半が、都市との生活環境整備水準の格差がその是非施策としての農村整備につながる時期ではあったが、その考え方が、「施設整備」の量的拡大であったのに対し、具体的には施設整備ではあれ、より総合的な整備方向へと切り替わりつつあることを、示している。

1971年には、上記「総合整備」方式の第一段、農村基盤総合整備パイロット事業が開始され、農村総合整備調査も始まっている。生活環境整備に関しては、生活プロジェクト実験集落整備事業が開始されている。また、1969年、始めて登場した「都市住民のレクリエーション事業への対応」が自然休養村整備事業として具体化された。

1972年は、「期待される農村の現代的役割」がとりあげられ、国土・自然環境の保全、培養、余暇空間としての役割が強調されている。この方向との関連では山村地域振興の山村第二期対策の中で「観光を兼ねた農林業生産施設の整備を行うモデル事業（新山村建設モデル事業）」が見られる。この頃から、生活改善普及事業の中で高齢者対策、婦人対策が見え始めており、過疎地域をはじめとする農山村地域の高齢化、兼業化の進展に伴う、農業労働の婦人への集中化傾向が顕在化して来たことがわかる。都市近郊地域では過疎とは逆に、過密の問題を抱え、土地利用の混乱、乱開発問題が進行し、それへの対応として緑農住区開発関連土地基盤整備事業の実施も見られる。

70年代に入り、農村整備は、「総合整備」、「生活環境整備」へと明確な転換を見せたが、その位置

づけ、必要性の根拠に、1つは過疎化や農業自体の国内産業における地位低下に対応する「農村の役割」即ち、国土・自然環境保全、培養、余暇空間としての役割が強調され、また、1つには、都市的土地需要への対応という側面が加わり、全体として、生産対策と不可分の要素であることが強調される傾向が強まっている。

1973年には、「農村総合整備モデル事業」が開始され生産基盤整備と生活環境整備の一体化・総合化が決定的段階に至ることになった。

さて、この間、保健・医療施設関係では、1960年代までの「地域投入型」から、「集中型」へと施策が変わり始めている。「地域投入型」は施設・設備を農山漁村地域、へき地へと投入する方向であるが、「集中型」とは、中核的な施設への人の移動を集中させる方向である。社会教育（教育・文化）でも、学校統廃合関連の整備事業がはじまっているし、中核的施設に関しては視聴覚教育施設、プール、体育館、柔剣道場、野外活動施設、博物館、運動場が加わっているなど水準はかなり高くなっている。そして、道路整備については、農道、農免道、一般道の整備、農道の広域化や高規格化、舗装が進み、「新全総」に言う「生活圏の広域化」に対応させる方向が明確となって来ている。

その後1975年に農用地の確保と計画的な土地利用をめざすとした「農業振興地域の整備に関する法律」の一部改正、山村振興法の10年延長、1976年の農村基盤総合整備事業（ミニ総バ）を経て1977年に至る。

1977年には、それまでの「農村の総合的整備」が「農村社会の総合的整備」に変わっている。そして、「最近の経済環境の変化の中で住環境としての農村社会を見直す気運が高まっているが、農村社会の魅力と活力の源泉は、よく整備された自然環境の中で地域農業が健全に発展することであり、農業経営の発展を図ろうとするものと非農業によって生計をたてようとするものがお互いに協力して自然環境の保全に努めつつ、地域農業の発展と生活環境の総合的整備に取り組み、新しいコミュニティづくりを進めることが重要」としている。その具体的な表れとしては、「土地改良総合整備事業」、「地域農政の

推進」,「新農業構造改善対策に関する調査研究」などがあげられている。農村地域社会対策が加えられる程に、混住化、過疎化等による地域社会の分解が進行していることの反映である。

このことは、1978年には、より鮮明に現れる。「農村・農業の見直しと集落機能の強化」が現状分析の中で取り上げられている。同時に、「農村の果たす多面的役割」が改めて強調されてもいる。ちなみに、新農業構造改善事業では、環境条件の整備や地域住民の連帯感醸成を目的とする非農業生産施設の整備が大幅に導入されている。また、事業規模は極めて小さいものの「手作りのむら整備事業」も見られる。

1970年代に入ってから農村整備の「総合」,「生活環境」に加え、後半には「コミュニティ機能強化」が加わり、さらに「農村の果たす多面的な役割」を活かすことを加えた就業機会の安定確保をもって、「定住地域としての農村整備」へと集約されるに至ったのである。

1979年には、上記方向の具体化として、過疎地域を対象とする「農村地域定住促進対策事業」,山村振興策中に「山村地域若者定住環境整備モデル事業」が新設されるなど、「農村定住」関連事業があらわれ、都市居住者の志向に対応した「緑の村整備事業」が始められている。

1970年代に、「定住環境」として確立した、「農業生産と生活環境の総合的整備」,「コミュニティ機能強化」,「安定した就業機会の確保」の柱は、1980年代にはいっても継続されるが、少しずつ、そのニュアンスを変化させて行く。それは、農業生産基盤整備・農業生産構造の改善においては、農地の汎用性を高め、経営規模の拡大への基盤づくりとして、大区画の区画整理や、農道の高規格化、農業用排水分離等、「装置化」を基本に進めつつ、より「農村の多面的な役割」を強く前面に出すという変化である。この方向は、「80年代の農政の基本方向」と題する農政審議会答申に集約されている。そのような中でも、1980年～84年にかけては、「農村の多面的な役割」を果たさせる為に、農村整備や、コミュニティ機能強化、就業機会の安定確保が必要

とする論理展開に基づく整備が必要とされている。

1981年には、「集落機能の低下」が強調され、それに対応して「農業を基盤に豊かな地域社会の形成」が主張され、農村の総合的整備においても、「農村住民による農業・農村に係る地域の課題についての共同活動計画の策定事業」が新設されている。また、生産対策においても、「農村地域農政総合推進事業」が見える。

1982年、83年、84年と移る中で、「農村と都市との交流」が活発化していること、また、事業としても、例えば新農業構造改善事業中に学童農園、体験農園の整備も加えられ、84年には、情報提供の程度ではあるが、「都市と農村の交流推進」が事業としても設置されるに至っている。この1984年は、上記した「農村の多面的役割発揮の為に必要な農村定住条件の整備」から「農村の多面的機能の活用による定住条件の整備」への転換点と言えよう。ちなみに、「活発化する都市と農村との交流」の状況に対応して、農村の総合的整備の方向として、1. 集落を中心とした共同体的機能を強化することが必要。そのため、話し合い活動、各種行事への参加等を通じて地域住民が相互に理解を深めて行くことが重要。2. 自然エネルギー、農林業副産物等の未利用・低利用資源の有効利用を図る。緑資源としての農用地、森林保全是、都市住民の参加を求めつつ進めることも必要。そして、3. 農林業関連地場産業の育成や企業導入、観光農林業の振興、都市との交流等により安定した就業の場を確保すること。等があげられている。

それらを受ける形で、1985年には、「地域農業整備総合対策」の実施、農業・農村整備事業の策定、「農村地域における地域資源の賦存量及び資源の効率的な利用と適正な管理の在り方を調査・検討する」地域資源管理システム形成調査等が開始されている。そして1986年には、農村に対する関心の高まりが指摘され、それに対応して、1. 地域の特徴に応じて特色ある農林業の展開、特産物づくり、歴史的文化的環境や景観の保全、緑資源を活用したレクリエーション空間の形成、各種イベントの開催、体験学習の場づくり等を進め、2. これらの運営に当たる人材を育成し、3. 都市と農村を結ぶ人流、物流、情報流のシステムの充実

等の必要性が述べられるなど、大きく、都市への農村の「開放」へと傾く色彩を強めている。具体的には、新しい事業として、「森林空間総合利用促進対策事業」,「風土をいかした快適な環境づくりと活力あるむらづくりを総合的に推進する」,「農村地域トータルライフ向上対策事業」の新設が行われている。

1987年には、「第四次全国総合開発計画」との関係で、上記方向を位置づけ直し、かつ、総合保養地域整備へとつなげている。それが顕著に現れているのは、「NTT株式会社売払収入による無利子貸付金を活用した農業基盤整備事業等プロジェクト」である。1988年の同プロジェクトには、非農用地を創出する「市街区区域等水田転換緊急プロジェクト」,「農業用排水施設他目的利用プロジェクト」や「沿岸農業地域活性化プロジェクト」等の農業施設整備・土地改良事業に加えてレクリエーション機能の整備を付加するもの、すなわち「総合保養地域農業基盤整備プロジェクト」,「ふれあい農園整備プロジェクト」などが実施されている。このプロジェクト事業は1989年まで続く。これと同様のものが、本来的な土地改良事業中の基幹かんがい排水施設の整備においても「農業水利施設高度利用事業」の形で開始されている。

さて、このような「都市との交流」や「都市居住者の農業・農村への関心・ニーズへの対応」に関連する整備事業が新農業構造改善事業や1990年からの農業・農村活性化農業構造改善事業まで含めて次々に展開されて行くのを見るにつけ、「農村整備は誰の為のものか」といった根底的疑問を禁じ得ない。確かに、同一施設を作るにしても、無味乾燥で、キリギリまでコストを下げたものより、アメニティ的要素等を付加し、景観に配慮しつつ、レクリエーション的利用にまで幅を持たせることの方が、より良いには違いない。しかし、それが、あまりにも、「都市居住者向け」のものに傾斜することは、それらに日常的に接し、利用する農村居住者にとって、状況が改善されているとは、必ずしも言えないのである。極端に言えば、農村居住者が本来求める機能が減じたり、利用上、都市居住者の利用と競合し、かえって迷惑となることも十分に考えられる。そして、それらの整備事業費の一部は、必ず、農村居住者によって負担されなければならないのであ

る。

このような傾向は、施策としては、1989年、90年とますます強まっている。89年には、リゾート地域整備の促進が「活力あるむらづくり」の柱の1つとなり、また「農地の多面的利用等による地域活性化」という「地域の非農業的土地利用需要に的確に対処してレクリエーション目的での利用等、農地の多面的利用等」を「農地利用相談センターを設置し、農産物の自由化に伴い効率的な利用が見込めなくなる農地、耕作放棄地を対象にして」促進しつつ、農村地域の活性化を図る施策も1つの柱となっている。ここに至れば、既に、農村の整備の対象は、農村居住者ではなく、都市居住者に変化したと言っても過言ではない状況と言える。強いて農村居住者向けとして位置づけるとすれば、土地・空間を切り売りする為の条件整備となるのではなかろうか。

1990年、発足した「農業・農村活性化農業構造改善事業」は、画期的変化ではあるが、上記した問題をばらみつつ、出発したものであって、今後の展開が注目されるのである。

2-2. 農村地域における公共施設の整備状況

2-1で、「農村整備」諸施策の流れを見てきたが、その結果、農村地域における「生活環境整備」はどのような「成果」をあげているのであろうか。その点については、1980年、1990年両年度の世界農林業センサス、国土庁地方振興局「農村地域整備状況調査報告書」に、集落単位での整備状況が集計されている。しかし、これらのデータは、第1に、1980年前後からのものしかなく、1965年を「農村整備」本格化の起点とする筆者の考え方からすると、比較対象の為のデータとしては不十分であること、第2に、年度によって、集計項目が変化し、系年度的なトレースが困難なこと、第3に、集計対象となる施設の種類の数が少なく、「生活環境水準」を見るには不十分なこと等から、参考資料としては検討対象とするにとどめた。さて、主たる検討の対象としたものは、自治省による「公共施設状況調べ」である。この調査は、筆者の調査によると、1962年から1990年までの集計結果が出版されたものとしては残っている。そのうち、1962年～67年のデータと1968年

Table with 3 columns: Year (1968), 1969, 1970. Column 1 (1968) contains '山村の活動', '山村の生活', '山村の政治'. Column 2 (1969) contains '山村の労働', '山村の生活', '山村の政治'. Column 3 (1970) contains '山村の労働', '山村の生活', '山村の政治'.

Table with 3 columns: Year (1970), 1971, 1972. Column 1 (1970) contains '山村の労働', '山村の生活', '山村の政治'. Column 2 (1971) contains '山村の労働', '山村の生活', '山村の政治'. Column 3 (1972) contains '山村の労働', '山村の生活', '山村の政治'.

Table with 3 columns: Year (1972), 1973, 1974. Column 1 (1972) contains '山村の労働', '山村の生活', '山村の政治'. Column 2 (1973) contains '山村の労働', '山村の生活', '山村の政治'. Column 3 (1974) contains '山村の労働', '山村の生活', '山村の政治'.

Table with 3 columns: Year (1974), 1975, 1976. Column 1 (1974) contains '山村の労働', '山村の生活', '山村の政治'. Column 2 (1975) contains '山村の労働', '山村の生活', '山村の政治'. Column 3 (1976) contains '山村の労働', '山村の生活', '山村の政治'.

1975(つばね) 1976 1977

1975(つばね) 総合労働組合 1974年10月

1976 総合労働組合 1974年10月

1977 総合労働組合 1974年10月

1977(つばね) 1978

1977(つばね) 総合労働組合 1974年10月

1978 総合労働組合 1974年10月

1978(つばね) 1979

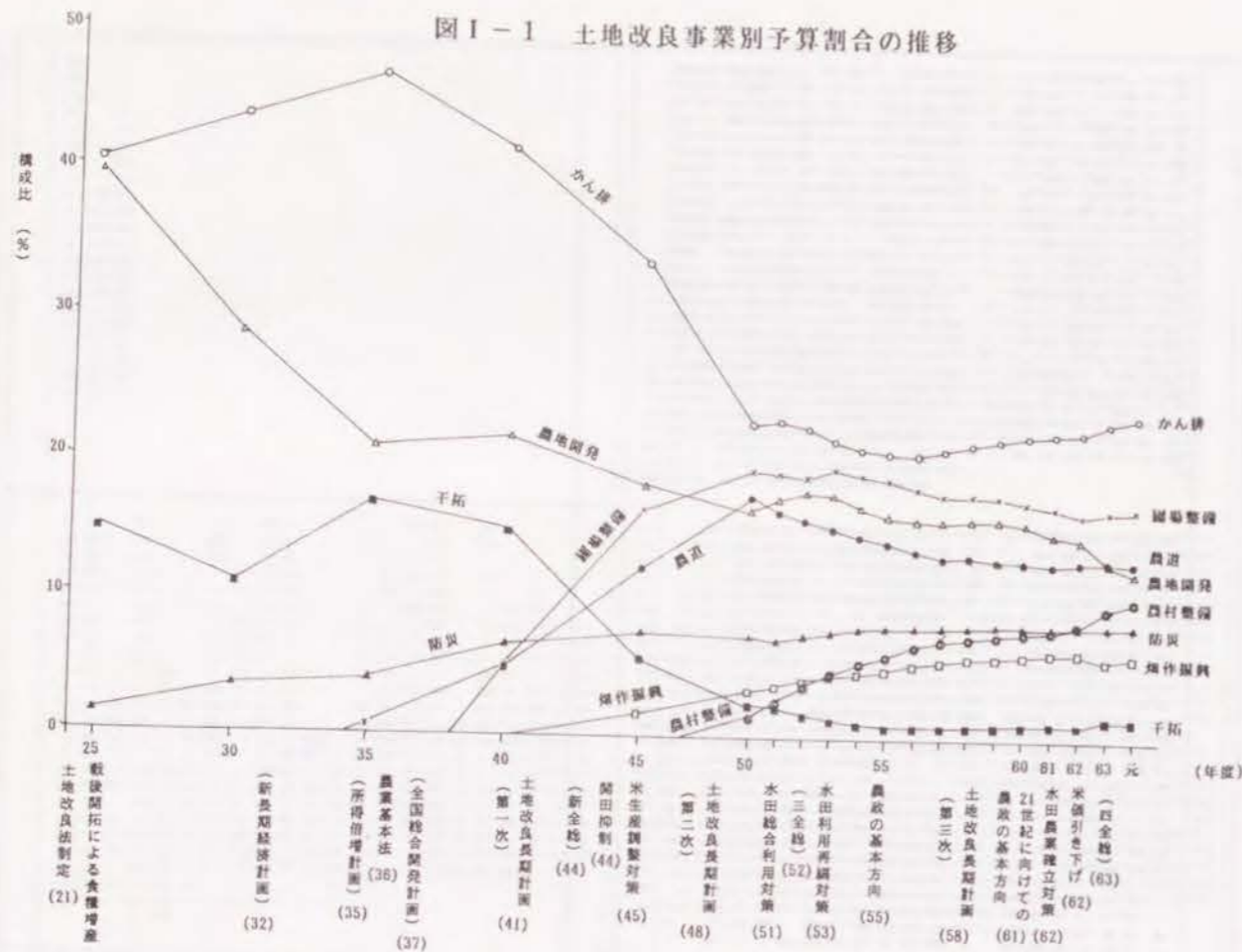
1978(つばね) 総合労働組合 1974年10月

1979 総合労働組合 1974年10月

1978(つばね) 1979

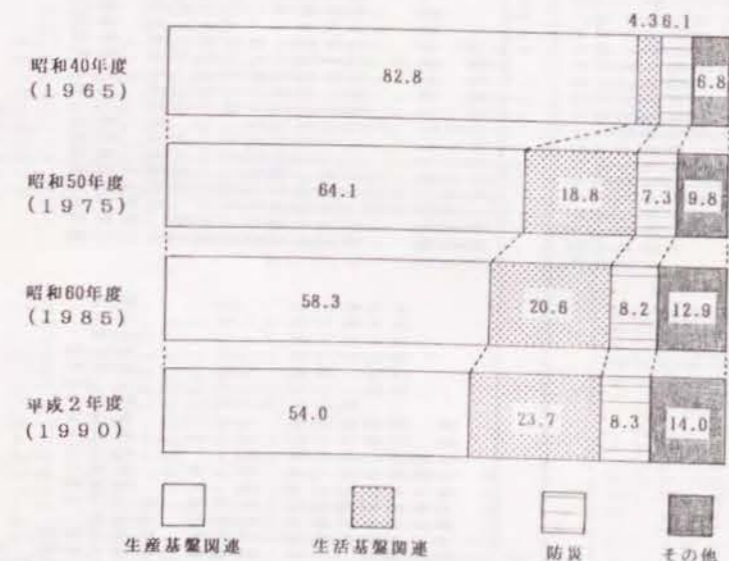
1978(つばね) 総合労働組合 1974年10月

1979 総合労働組合 1974年10月



資料：構造改善局設計課調べ

図 I - 2 農業基盤整備事業の実施状況

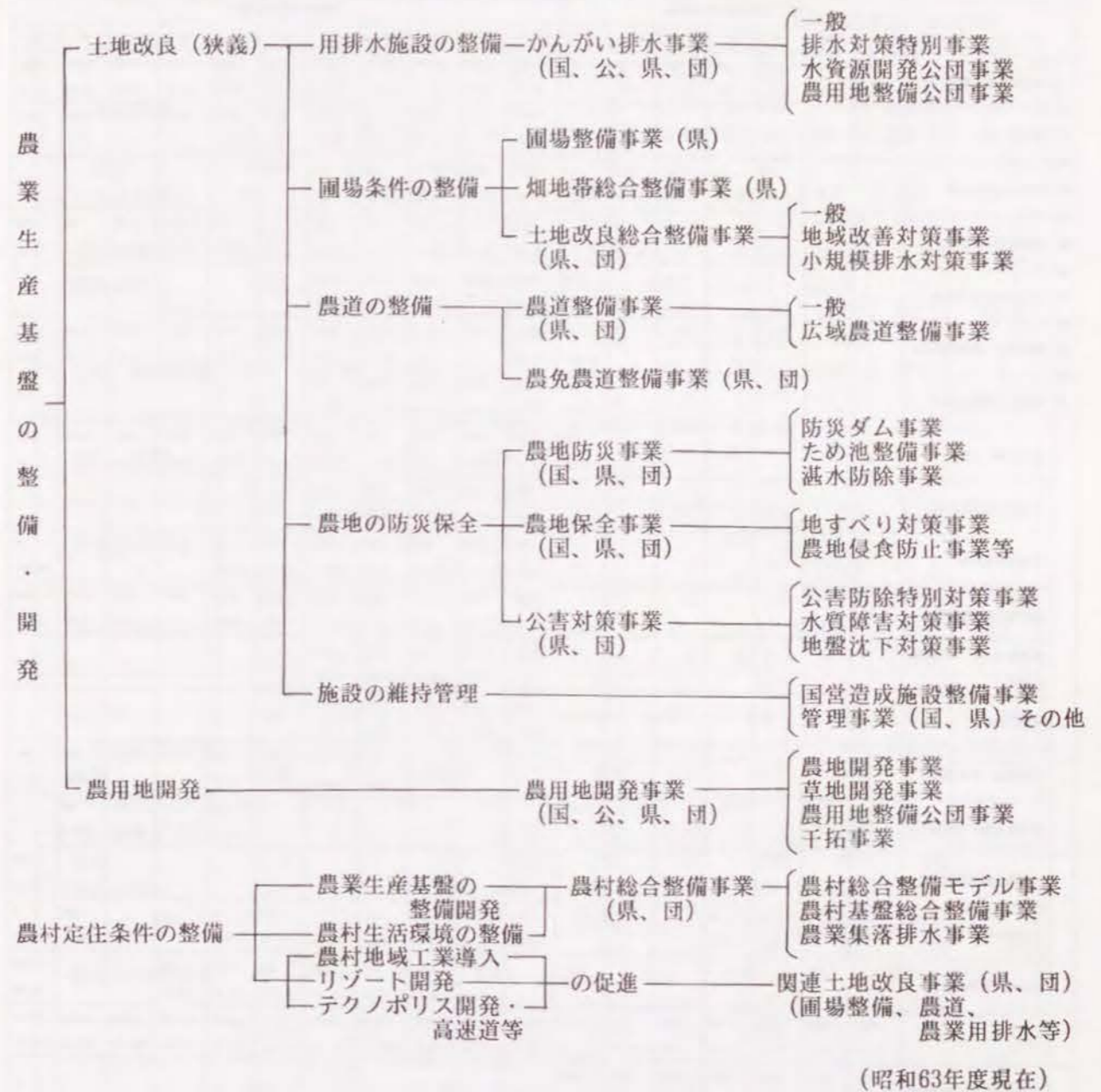


注) 1 生産基盤関連とは、かんがい排水、ほ場整備、農地開発、畑作振興である。

注) 2 生活基盤関連とは、農村整備、農業集落排水、中山間総合整備、農道整備である。

資料：構造改善局

図 I - 3 土地改良事業の役割別区分



以降のデータとでは集計項目、方法に、かなりのズレがある。その為、1965年以前のデータを出発点とした時系列的变化を見ることが出来ないが、一応「昭和40年代前半」の範疇にあるものであり、本論の趣旨から見ても許容可能なものと判断した。

なお、データとして用いたのは、同調べの1968年、70年、75年、80年、84年、90年の各年度集計結果中、市町村別集計を用いた。経年変化及び、地域間比較のため、元データの一部を筆者が加工したものを使っている。表中の「大都市」には、政令指定都市及び特別区が含まれる。（元データでは、大都市、特別区が分離されていたが、これは行政上の分離であって、居住者側からの施設整備水準を見る上では意味を成さないと判断し、一括して再集計した）。都市は中都市・小都市に分類されていたが、「都市」としては一括した。市制を敷いている自治体である。それ以外が「町村」である。僅かな例外を除けば、これら町村を農山漁村地域と見て良からう。

(1)人口及び面積

人口の大都市、都市、町村の相互の関係は、大きな変動が見られない。大都市の人口比率は大体20%前後で推移している。比率の変化が比較的大きいのは、都市と町村との間であり、年度が下るごとに都市の比重が増加し、町村のそれは低下する。このことは、もちろん、町村から都市、あるいは大都市への人口移動が大きな要因であろうが、もう一つの要因としては、既存都市による周辺町村の合併がある。

面積は、大幅な変化はないが、人口と同様、都市、大都市が僅かづつ比重を高め、町村が比重を下けている。そして、1990年、人口においては大都市21.2%、都市56.2%、町村22.6%というシェアであり、面積においては、大都市1.6%、都市26.3%、町村72.1%となっている。町村面積が他を圧倒している。

(2)道路等整備状況

一般道路については、改良率・舗装率ともに、大都市が、各年度とも、他を大きく引き離しており、1990年でも、改良率で都市と18.7ポイント、町村と26.2ポイントの差をつけ、舗装率においても、それぞれ14.7、28.8ポイントの差である。しかし、その伸長度を見ると、都市、町村の方が大きい。町村では、196

8年時点での改良率9.6%、舗装率2.2%と、ほとんど中心部しか実施されていない状況から、その伸長度が加速的に高まり、1990年でそれぞれ39.6%（4倍強）、58.0%（26倍強）となっている。橋りょうについては、3地域間の差はほとんどない。

農道については、大都市を比較対象とすることに問題があろう。従って、都市及び町村について検討する。農道は全国的には、1968～90の間に24%減少している。68年～70年に大幅な減少が見られる。このことについては、筆者による調査対象となった町村の道路台帳記載の中に、1967～70年にかけて、一斉に「台帳登録」がなされた例が幾つかあったことから推察出来るが、上記大幅な変化は実際的な物の激減ではなく登録手続き上の変化と考えて良からう。そのことを除けば、ほぼ、各年度間、同様の速度で減少している。この減少も、農道という物自体の消滅ではない。農道が建設され、改良や舗装が進めば、市町村道へ昇格するし、逆に改良や舗装を早めるために地元からの要望で市町村道昇格が進んだ結果である。ちなみに、1990年の町村における町村道と農道との合計は643152460mで、うち町村道が76.2%を占め、1968年の72.9%より比重を高めている。ただし、農道については市町村有のものがある。上記したものは、町村有一般道路との関係であって、町村有農道から一般町村道への昇格も当然含まれるのである。

林道について全般に、各年度毎に延長が伸びており、1990年には1ha 当り7.8mの水準である。

(3)供給処理施設

<し尿処理施設>

全国、大都市、都市においては、各年度ごとに実施率、収集率ともに低下している。これは、公共下水道の普及に伴って水洗便所からの公共下水道への放流が増加したこと、あるいはし尿浄化槽による処理が増加したことによる。その中において、町村レベルでは、実施率においては、1968年度から75年度まで上昇し、その後、減少しており、収集率は68年度から75年度まで一度低下し、80・84両年度にかけて上昇、そして再び低下している。実施率については、処理人口の増加よりむしろ処理計画人口の減少による上昇が75年まで続き、後半の下降は、浄化槽の普及や小規模処理施設

の整備によるものと考えられる。収集率の変動については、前半の率の低下は、自家処理（肥料としての使用等）が減少した結果と考えられ、その後処理施設の整備とともに率は上昇し、更に、処理槽の設備や小規模処理施設の増加によって、率が低下したものと考えられる。衛生処理率は着実に上昇している。

<ごみ処理施設>

全国的に、1990年の時点では、実施率においての差は、ほとんど無い。収集率において大都市・都市と町村間にかかなりの差が、各年度ごとの比較においても見られる。この差異は、自家処理の有無の差によるものである。大都市では1980年度以降0であり、都市においても、極く低率となっているが、町村においては低下したとはいえ、22.5%が90年時点でも自家処理されている。この自家処理とは、農家や菜園をもつ家であれば、畑や菜園に生ゴミを埋めたり、バラまくことである。この行為は処理と同時に、土を肥やすことでもあり、決して、生活水準の低さを示すものではないのである。また、可燃ゴミは、風呂の焚付けにされたり、庭で燃すことも出来る。庭のほとんどない特に大都市の住宅では決して不可能な行為である。このように居住条件の異なる地域において、同一指標によって比較することには疑問がある。この点は、し尿処理においても、下水道普及率においても共通することである。し尿処理については、30～40年前までは下肥は貴重な肥料であり、都市へも農村から汲み取りに来ていた。それは都市側からは処理であり、農村側からは肥料原料の収集であり、両立していた。この点は、現在も変わらない。しかし、金肥の増加、臭気や見た目のきたなき等の為、農村からも多くの場合、姿を消している。ここに見られる思考法は、都市的なものであり、都市ではし尿は処理するしかなく、活用する場も手段も持たない。従って処理施設の整備は不可欠で、その進展が生活環境水準を上昇させる。その論理が農村においても、そのまま適用されて来たのである。農村側としての論理からすれば、し尿収集、臭気問題、衛生面の問題等を解決しながら、取扱い易い肥料へと加工することが最も適当と思われるが、その技術的な発達は、都市的処理技術の発達に比べ、大きく遅れている。

<下水道>

大都市では、1968年の50.0%から90年には91.4%へと大きく普及率は伸び、余す処、後少しの段階まで到達している。都市は、これに比べ、約半分の段階で、その差は大きい。町村では、ほとんど無いに等しい状態である。ただし、1990年には11.9%の普及率へ一気にハネ上がっている。これは、その前年度頃から、集落排水事業により整備された施設が増加し、本統計の対象施設になったことや、農・漁村集落で個別あるいは小集団で設置される合併処理槽が組み込まれるようになったからである。この下水処理に関しても、大都市や都市型居住地と同一指標をもって比較することには疑問がある。確かに、農村においても生活様式が都市化する中で、家庭雑排水が用水路、河川、湖沼池を汚染するに至っている。その為の集落排水事業ではある。しかし、その中身を少し踏み込んでみると、事態は、一様ではない。まず家庭用雑排水が油類・合成洗剤の使用増によって質が変化し、自然の浄化能力を越えることになったが、それをより進めたのが、農業用排水施設の整備でもある。用排水分離によって、用水路には水は流れても、排水路には水量の少ない排水だけが集中し、日常的には流れない。従って、汚染・汚濁の濃度は急速に高まる。用水路についても、水利用組織が大きくなり、近代化が進むほど、用水使用時期外はほとんど水が流れなくなる。また、「処理施設」として扱われない在来の処理方法も実は、存在する。その数は急速に減少しているものの、各屋敷内に素掘りの排水路を設け、2～3段階汚水樹を設置し、最終段階には素掘で底を突き固めた程度の池を設けて、水棲動植物で浄化して外へ排するという土中バクテリア、小動物による自然浄化能力を活用した合理的方法である。

<上水道>

上水道の全体としての普及率は、大都市、都市、町村と順に低下するが、決定的なほどの差はみられない。町村について経年変化を見ると68年～70年、70年～75年に伸び幅が大きく、その後は、3%程度の伸びである。一応、「水道化」が可能か、要望のある所について整備が一巡したものであろう。大都市、都市に比べると簡易水道以下の小規模なものが相対的に多い。上

水道についても、都市と農村では同一指標での比較は問題である。農村では上水道を使用している例が多いし、上水道を使用せずとも十分に水については満足すべき状態にあるものも少なくない。むしろ、大都市のように、上水道の普及率は100%に達しようとしている所ほど、水質、臭、味の点で質の低い水しか得られないものが多いことを考えれば、利便性の点で、秀れていると言えなくもないが、「水準」から見て、必ずしも高いとは言えない。

<福祉施設>

保育所については、距離の問題はあろうが、町村における公立保育所の収容率が最も高水準にある。概して1町村2ないし3箇所の公立保育所が整備され、3/4弱の収容率である。

養護老人ホーム、特別養護老人ホームについても、人口比では町村の収容能力は高いが、その能力自体は絶対的に少なく、養護老人ホームで9.4%、特別養護老人ホームで7.4%にすぎない。中でも養護老人ホームについては、むしろ、近年に至って公立施設の収容能力は低下している。町村に限ると、養護老人ホームは20町村に1ヶ所、特別養護老人ホームは25町村に1ヶ所程度の密度である。老人福祉センターは、1980年以降のデータしかないが、町村では3町村に1箇所程度で、老人1万人当たり2箇所にすぎない。農村では老人専用のものでなくとも、老人の拠となる施設は他にもあるとはいえ、まだ、整備も端緒についた段階である。老人憩いの家も同様であるが、このレベルの施設であれば、集落公民館の利用でカバー出来る訳で老人の集まりの需要を充足している程度については、むしろ、大都市や都市より高いものと考えられる。

<学校施設>

公立幼稚園の整備状況は、1968年当時には都市と町村での差はなく、大都市において公立幼稚園の充足率の低さが目立っていたが、年度ごとに、都市と町村との差が拡大し、箇所数では前者で1市当たり約4箇所、後者は1箇所であるが、倍近く町村が上回るに至っている。

町村の小学校の非木造化は、1970年～75年、75年～80年の各5年間に大幅に進み、危険校舎比率は、196

8年～70年で一気に半減、急速に低下している。非木造校舎比率、危険校舎比率ともに、大都市、都市に比べ差はあるものの、1968年当時との差からみれば、小さなものとなっている。プール設置学校比率は、大都市が96%、都市が87.2%と高比率なのに比べ、町村では69.1%と相当な差が見られる。この差も、「生活環境水準」として劣るとは必ずしも言えない。泳げる自然の川や海、池や湖が近くにある方が、むしろ「水準」は高いと言って良いのである。

中学校も、小学校と、ほぼ、同様であるが、建物等の水準は、小学校に比べ、若干高い。

このように、施設としての水準は、近年、町村においても急速に大都市、都市の水準に近づいているものの、遠距離通学児童・生徒の比率においては、小学校では微増、中学校では微減と傾向の差はあるものの、大都市、都市に比べ、まだ高い水準にある。

<その他の施設>

町村施設を中心に以下に整理する。

児童館は1980年で2町村に1箇所強、人口1万人当たり0.5強（2万人に1箇所）という水準である。1968年との比較でも、設置数の増加は大都市、都市に比べても極めて低い。

公会堂、市民会館では、より設置数は少なく、3町村に1箇所程度である。設置数の増加率は、近年、特に加速化し、大都市・都市に比べ大きい。

公民館は、町村当たり3箇所強で、約3000人に1箇所の割合となっている。設置数の伸びは、むしろ大都市の方が大きい。

図書館は、5町村に1箇所の割合で5000人に1箇所となる。大都市での伸び率が著しく、都市、農村では1968年～90年でようやく倍に増加した程度である。

博物館については都市における設置の伸びが目立つ程度である。

体育館については、町村レベルで、1975年～80年間に、ほぼ倍増し、90年には1町村1箇所の水準を越え、著しい増加である。ただし、規模は、大都市の1/3、都市の6割弱と小さい。

野球場についても、体育館と同様の動きがみられるなど、スポーツ施設の整備が町村において急速に進んだ。これらスポーツ施設については、大都市・都市を

大きく引き離して、町村の水準は高い。

町村立病院、診療所ともに、徐々に増加している。しかし、病院は6町村に1箇所、診療所は1町村に1箇所強の水準である。病院について、医師充足率は、大都市に比べて高いが、都市の水準を下回る。病床数の点では大都市・都市に比べて相当に高いが、近年、低下している。診療所については、医師数、病床数ともに、大都市、都市に比べて充足率は高い。しかし、これらは公立の病院、診療所に限ったことであり、民間のそれらを含めた場合は、町村<大都市<都市の順になる。

集会所については、規模別集計が1980年度以降しかないが、まず総数から見ると町村では1町村当たり約27、400人に1箇所の水準に1990年には達している。集計では市町立だけをとりあげているが、各集落独自のものが入っていない為、一概に水準を判断することは出来ないが、都市や大都市に比べ、かなりキメ細かく配置されていることがわかる。

以上、文化的な公共施設や道路、処理施設等においては、大都市や都市に比べ、その整備水準において、町村が、かなり下回る状況を示しているが、一部を除き、その差は、加速度的に縮まりつつある。しかし、このような「都市との比較」や「都市施設としての整備水準」という指標では不適当なものがあることについては注意して見る必要があろう。いずれにしても、1968年当時と比べ、町村における公共的諸施設の整備が大幅に進んでいることだけは明らかとなった。

2-3. 公共施設整備の進展と集落自治組織の空間管理改善機能

2-2では、公共施設の整備状況をストックを中心に整理した。しかし、データは市町村単位であり、集落単位のものではない。従って、全般的に、農村地域においても近年、着実に、公共的な施設整備が進んでいることが判明したにとどまっている。

したがって、ここでは、集落を単位とする整備状況と自治組織の空間管理・改善機能との関連を見るため、一応、2-2の(3)を踏まえつつ、1990年度農林業センサス結果の中から、上記の点について分析を加えることとする。

まず、整備状況として、①水田区画整理実施状況、②用排水改良、③用排水改良のうち、用排水路分離、④農業集落内を通っている市町村道の整備状況、⑤農家のし尿処理方法、⑥農家の家庭雑排水の処理方法の6項目と、集落における共同作業の実施状況及び、寄り合いの開催回数・寄り合いの議題との関連を通して公的施設整備の進展と集落自治組織の空間管理改善機能との関係を明らかにすることとした。そのため、両者を媒介する要素として、D I D市町村からの時間距離を用いた。

その根拠について、まず説明しておく。①の水田区画整理の実施状況とD I D市町村からの距離との関係を表1-13に示したが、時間距離が長くなるに従い、実施した集落の率は低下する。また、実施面積の割合も低下する。要するに、水田の区画整理実施率はD I D市町村からの時間距離の速さに反比例して低下するのである。

この傾向は②の用排水改良、③の用排水改良のうち、用排水分離にも、それぞれ表1-14、1-15、に示したように当てはまる。従って、区画整理、用排水改良等の水田の基盤整備の実施は、D I D市町村に近い集落ほど進んでいる（この場合の集落は市街化区域内のものを除いている）と言える。

④の農業集落内を通っている市町村道の整備状況との関係は、表1-16-1に、幅員3.5m以上の道路延長割合別集落数を、表1-16-2に舗装率別集落数を示した。これによると、道路延長割合別集落数の中で、7割未満までのものに、D I D市町村からの距離による明確な傾向的差異は見られないものの、8割以上において前出の水田基盤整備実施率ほどの差はないが、時間距離の拡大とともに8割以上の集落数は減少する。後者の舗装率については、同様に8割以上においてその傾向が見られる。

⑤の農家のし尿処理方法については、表1-17に示すが、水洗処理については全体として低率のため、絶対的な差はなく、相対的な差のみが確認されるが、公共機関によるくみ取りにおいては、倍の差がみられ、ここでもD I D市町村との時間距離と整備水準には強い関係が見られる。⑥の家庭雑排水の処理方法では公共下水道の普及率自体が極めて低い中で、整備水準

区分	上水道等							
	給水施設能力 (㎡)							
	上水道	簡易水道			専用水道			計
		その他(率・%)	計	公営(率・%)	その他(率・%)	計	公営(率・%)	
全市町村	'68	150469(0.5)	4631440(13.3)	412920(89.2)	502239(10.8)	-	-	-
	'70	127557(0.4)	3286410(8.3)	2843903(86.5)	442507(13.5)	-	-	-
	'75	98214(0.2)	2728561(5.1)	2321588(85.1)	406973(14.9)	-	-	-
	'80	80581(0.1)	2964994(4.7)	2594278(87.5)	370716(12.5)	1855606(3.0)	81148(4.4)	1774458(95.6)
	'84	66185(0.1)	3165296(4.8)	2782442(87.9)	382854(12.1)	1499267(2.3)	78572(5.2)	1420695(94.8)
	'90	67541(0.1)	3269888(4.6)	2933389(89.7)	336499(10.3)	1440965(2.0)	65823(4.6)	1375142(95.4)
大都市	'68	0(0.0)	3036(0.0)	2540(83.7)	496(16.3)	-	-	-
	'70	0(0.0)	3580(0.0)	2620(73.2)	960(26.8)	-	-	-
	'75	0(0.0)	2191(0.0)	1604(73.2)	587(26.8)	-	-	-
	'80	0(0.0)	3403(0.0)	2909(85.5)	494(14.5)	70404(0.4)	2568(3.7)	67836(96.3)
	'84	0(0.0)	3909(0.0)	2909(74.4)	1000(25.6)	52454(0.3)	1391(2.7)	51063(97.3)
	'90	0(0.0)	6432(0.0)	5432(84.5)	1000(15.5)	42638(0.2)	1474(3.5)	41164(96.5)
都市	'68	82218(0.5)	720957(4.2)	534758(74.2)	186199(25.8)	-	-	-
	'70	88587(0.5)	740964(3.7)	554393(74.8)	186571(25.2)	-	-	-
	'75	55360(0.2)	704822(2.5)	514036(72.9)	190786(27.1)	-	-	-
	'80	56641(0.2)	681285(2.0)	508184(74.6)	173101(25.4)	1135455(3.4)	18193(1.6)	1117262(98.4)
	'84	38951(0.1)	695666(2.0)	511459(73.5)	184207(26.5)	954983(2.7)	33972(3.6)	921011(96.4)
	'90	42611(0.1)	622099(1.6)	441096(70.9)	181003(29.1)	960788(2.5)	20950(2.2)	939838(97.8)
町村	'68	68251(2.1)	3907447(50.2)	3591903(91.9)	315544(8.1)	-	-	-
	'70	38970(0.9)	2541866(34.6)	2286890(90.0)	254976(10.0)	-	-	-
	'75	42854(0.6)	2021548(21.0)	1805948(89.3)	215600(10.7)	-	-	-
	'80	23940(0.3)	2280306(18.7)	2083185(91.4)	197121(8.6)	649747(5.3)	60387(9.3)	589360(90.7)
	'84	27234(0.3)	2465721(18.5)	2268074(92.0)	197647(8.0)	491830(3.7)	43209(8.8)	448621(91.2)
	'90	24930(0.2)	2641357(18.2)	2486861(94.2)	154496(5.8)	437539(3.0)	43399(9.9)	394140(90.1)

*8 '68~'75は「専用水道」「飲料水供給施設」等を一括して「その他」として集計されている。
 *9 「普及率」給水人口/住民基本台帳人口
 *10 「大都市」については「都道府県営」・「一部事務組合営」を含む「全公営」の率

区分	上水道等 給水人口市町村 営比率 *11 (%)	児童福祉施設													
		保育所						母子寮				老人福祉施設			
		市町村立施設		一部事務組合立		収容率(公 立)%	公営 比率 (%)	対象世 帯数	一歩併設		市町村立		収容率 (公立) (%)		
		箇所数	収容定数	箇所数	収容定数				箇所数	収容定数	箇所数	収容定数			
全市町村	'68	78.1	1922760	9615	727452	2.0	114.0	37.8	63.9	115162	3.0	80.0	411	7707	6.8
	'70	78.4	2189316	10981	838028	2.0	225.0	38.3	64.9	106645	4.0	110.0	379	6897	6.6
	'75	79.1	2615402	13784	1179180	2.0	250.0	45.1	66.1	94683	3.0	69.0	303	5514	5.9
	'80	79.7	2636303	15247	1397406	3.0	436.0	53.0	63.4	89661	5.0	130.0	244	4697	5.4
	'84	79.3	2289597	15464	1354984	3.0	370.0	59.2	62.3	84804	4.0	80.0	226	4317	5.2
	'90	79.8	2006340	15173	1246398	3.0	360.0	62.1	61.2	75592	4.0	80.0	206	3885	5.2
大都市	'68	100.0	152363	497	41759	0.0	0.0	27.4	39.5	5470	0.0	0.0	35	904	16.5
	'70	100.0	237016	625	54630	0.0	0.0	23.0	43.2	10175	0.0	0.0	35	1054	10.4
	'75	100.0	291586	1098	103664	0.0	0.0	35.6	48.9	6971	0.0	0.0	37	1092	15.7
	'80	99.5	309072	1516	149962	0.0	0.0	48.5	51.0	5764	0.0	0.0	37	1107	19.2
	'84	99.7	309286	1638	161846	0.0	0.0	52.3	52.1	6266	0.0	0.0	37	1057	16.9
	'90	99.8	289253	1708	164755	0.0	0.0	57.0	52.6	5606	0.0	0.0	35	982	17.5
都市	'68	88.3	902201	3676	308733	0.5	53.0	34.2	58.7	53438	1.3	28.0	279	5087	9.6
	'70	87.3	1045113	4255	366617	0.5	45.0	35.1	58.8	52024	1.5	28.6	253	4494	8.7
	'75	84.1	1289889	5724	554103	0.5	50.0	43.0	60.5	47996	0.5	9.3	201	3543	7.4
	'80	83.4	1321930	6338	650335	0.5	51.0	49.2	56.8	51446	0.7	14.0	164	2972	5.8
	'84	83.1	1130193	6460	623543	0.5	50.0	55.2	55.3	52118	0.7	14.8	154	2744	5.3
	'90	82.9	1000882	6336	565419	0.5	45.0	56.5	53.8	45551	0.8	16.2	143	2529	5.6
町村	'68	83.3	868196	5442	376960	1.5	61.0	43.4	74.4	56254	1.7	52.0	97	1580	2.9
	'70	83.6	907187	6101	416781	1.5	180.0	46.0	76.8	44446	2.5	81.4	91	1349	3.2
	'75	84.3	1033927	6962	521413	1.5	200.0	50.4	79.3	39716	2.5	59.7	65	879	2.4
	'80	85.3	1005301	7393	597109	2.5	385.0	59.4	77.9	32451	4.3	116.0	43	618	2.3
	'84	86.5	850118	7366	569595	2.5	320.0	67.0	77.3	26420	3.3	65.2	35	514	2.2
	'90	87.3	716205	7129	516224	2.5	315.0	72.1	76.6	24435	3.2	63.8	28	374	1.8

*11 「大都市」については「都道府県営」・「一部事務組合営」を含む「全公営」の率

区分	その他の施設（市町村立施設）												
	診療所			隔離病舎				集会施設					
	人口10万人当たり病床数	医師数	人口10万人当たり医師数	箇所数	1市町村当たり	病床数	人口10万人当たり病床数	15㎡未満		15～30㎡		30～100㎡	
								箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
全市町村	'68 6.2	1521	1.5	768	0.22	29600	28.8	-	-	-	-	-	-
	'70 6.1	1500	1.4	703	0.22	16193	15.6	-	-	-	-	-	-
	'75 5.7	1778	1.6	592	0.18	14319	12.8	-	-	-	-	-	-
	'80 5.9	2031	1.7	513	0.16	12931	11.1	6581	80211	16456	372928	38722	2230436
	'84 4.0	2175	1.8	412	0.13	10114	8.4	8202	99132	21925	486332	51234	2950541
	'90 3.6	2407	2.0	319	0.10	8126	6.6	10852	131063	30588	679992	70752	4071989
大都市	'68 0.0	40	0.2	4	0.19	983	5.0	-	-	-	-	-	-
	'70 0.0	44	0.2	6	1.00	1257	6.3	-	-	-	-	-	-
	'75 0.1	155	0.7	4	0.44	846	3.6	-	-	-	-	-	-
	'80 0.1	255	1.1	5	0.50	778	3.2	459	5241	1004	25840	2846	162062
	'84 0.3	327	1.3	5	0.50	758	3.1	526	6201	1115	25317	3941	224928
	'90 0.3	470	1.8	4	0.36	720	2.7	589	7040	1530	34511	5963	343877
都市	'68 1.5	327	0.6	328	0.49	22806	4.3	-	-	-	-	-	-
	'70 1.5	332	0.6	273	0.46	8674	15.6	-	-	-	-	-	-
	'75 1.5	458	0.7	282	0.44	8604	13.9	-	-	-	-	-	-
	'80 1.1	554	0.9	279	0.44	8332	12.8	2900	35666	7061	157116	16409	933771
	'84 0.9	610	0.9	239	0.37	6568	9.8	3551	43324	9151	202959	21530	1223553
	'90 0.6	661	1.0	208	0.32	5695	8.2	4585	55912	12548	278285	29604	1673319
町村	'68 18.3	1154	3.8	436	0.16	5811	19.2	-	-	-	-	-	-
	'70 19.4	1124	4.0	424	0.16	6262	22.3	-	-	-	-	-	-
	'75 20.0	1165	4.3	306	0.12	4869	18.1	-	-	-	-	-	-
	'80 16.4	1222	4.4	229	0.09	3821	13.7	3222	39304	8391	189972	19467	1134603
	'84 14.8	1238	4.4	168	0.06	2788	9.8	4125	49607	11659	258056	25763	1502060
	'90 14.4	1276	4.6	107	0.04	1711	6.1	5678	68111	16510	367196	35185	2054793

区分	その他の施設											公園（市町村立）				
	保健センター		都市公園等		その他の公園		箇所数	面積（㎡）	人口1人当り市町村立公園面積（㎡）	市町村立公園1箇所当たり面積（㎡）						
	人口10万人当たり	延べ面積（㎡）	箇所数	面積（㎡）	箇所数	面積（㎡）										
							箇所数	面積（㎡）								
全市町村	'68 -	-	-	-	-	-	8408	172009466	1.67	20457.8						
	'70 -	-	-	-	-	-	12223	204744539	1.97	16750.8						
	'75 -	-	-	-	-	-	21278	269964032	2.41	12687.5						
	'80 -	-	-	37952	363407827	1017	14196701	38969	377604528	3.23	9689.9					
	'84 -	-	-	50452	443075012	1477	21221993	51929	464297005	3.87	8941.0					
	'90 0.86	1510555	68676	579399000	2391	49633232	71067	629032232	5.09	8851.3						
大都市	'68 -	-	-	-	-	-	2291	20130397	1.03	8786.7						
	'70 -	-	-	-	-	-	3799	23098505	1.16	6080.2						
	'75 -	-	-	-	-	-	5732	44087458	1.90	7691.5						
	'80 -	-	-	10655	63439554	3	292000	10658	63731554	2.63	5979.7					
	'84 -	-	-	13164	80628138	41	402453	13205	81028591	3.33	6136.2					
	'90 0.03	4594	16814	111038944	59	611851	16873	111441397	4.25	6604.7						
都市	'68 -	-	-	-	-	-	5644	139255681	2.63	24673.2						
	'70 -	-	-	-	-	-	7723	164243176	2.95	21266.8						
	'75 -	-	-	-	-	-	13535	195449454	3.17	14440.3						
	'80 -	-	-	23207	249817138	219	3575615	23426	253392753	3.90	10816.7					
	'84 -	-	-	31452	296609910	250	3619890	31702	300229800	4.46	9470.4					
	'90 0.49	1053821	43002	368637637	307	9650965	43309	378288602	5.44	8734.6						
町村	'68 -	-	-	-	-	-	473	12623388	0.42	26687.9						
	'70 -	-	-	-	-	-	701	17402858	0.62	24825.8						
	'75 -	-	-	-	-	-	2011	30427120	1.13	15130.3						
	'80 -	-	-	4090	50151135	795	10329086	4885	60480221	2.17	12380.8					
	'84 -	-	-	5836	65838964	1186	17199650	7022	83038614	2.93	11825.5					
	'90 2.55	452140	8860	99722419	2025	39370416	10885	139092835	4.98	12778.4						

* '68～'84は、排水人口/住民基本台帳人口（農漁村集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理そう処理分を含まず）
 '90は、公共下水道現在処理区域内人口+農業集落排水時節現在処理区域内人口+漁業集落排水施設現在処理区域内人口+コミュニティプラント処理人口+合併処理浄化槽処理人口/住民基本台帳人口

表I-13 田の基盤整備種類別実施農業集落数

市町村の総人口規模 D I D市町村までの 所要時間	実施 農業集落数	実施面積割合別農業集落数			
		30%未満	30~50	50~70	70%以上
全 国	66076 (47.4)	5873 (4.2)	4566 (3.3)	6986 (5.0)	48651 (34.9)
30分未満	43461 (50.5)	3123 (3.6)	2453 (2.9)	3892 (4.5)	33993 (39.5)
30分~1時間	18526 (44.6)	2178 (5.2)	1650 (4.0)	2451 (5.9)	12247 (29.5)
1時間~1時間半	3233 (37.4)	425 (4.9)	342 (4.0)	498 (5.8)	1968 (22.8)
1時間半以上	856 (27.3)	147 (4.7)	121 (3.9)	145 (4.6)	443 (14.1)

市街化区域内集落を除く

表I-14 用排水改良

市町村の総人口規模 D I D市町村までの 所要時間	実施 農業集落数	実施面積割合別農業集落数			
		30%未満	30~50	50~70	70%以上
全 国	69308 (49.7)	6148 (4.4)	4892 (3.5)	7543 (5.4)	50725 (36.4)
30分未満	45604 (53.0)	3279 (3.8)	2668 (3.1)	4291 (5.0)	35366 (41.1)
30分~1時間	19425 (46.7)	2283 (5.5)	1762 (4.2)	2611 (6.3)	12769 (30.7)
1時間~1時間半	3471 (40.2)	448 (5.2)	359 (4.2)	506 (5.9)	2158 (25.6)
1時間半以上	808 (25.7)	138 (4.4)	103 (3.3)	135 (4.3)	432 (13.8)

市街化区域内集落を除く

表I-15 用排水改良のうち、用排水路

市町村の総人口規模 D I D市町村までの 所要時間	実施 農業集落数	実施面積割合別農業集落数			
		30%未満	30~50	50~70	70%以上
全 国	51004 (36.6)	4398 (3.2)	3583 (2.6)	5471 (3.9)	37552 (26.9)
30分未満	33753 (39.2)	2406 (2.8)	2000 (2.3)	3161 (3.7)	26186 (30.4)
30分~1時間	14290 (34.4)	1602 (3.9)	1273 (3.1)	1857 (4.5)	9558 (23.0)
1時間~1時間半	2357 (27.3)	300 (3.5)	234 (2.7)	360 (4.2)	1463 (16.9)
1時間半以上	604 (19.2)	90 (2.9)	76 (2.4)	93 (3.0)	345 (11.0)

市街化区域内集落を除く

表I-16-1 農業集落内を通っている市町村道の整備状況別農業集落数

市町村の総人口規模 D I D市町村までの 所要時間	市町村道が 通っている 農業集落数	(その1) 幅員3.5m以上の道路延長割合別					
		3.5m以上の の道路なし	1割	2~3	4~5	6~7	8割以上
全 国	138975 (99.2)	7003 (5.0)	6655 (4.8)	14884 (10.6)	17653 (12.6)	16578 (11.8)	76202 (54.4)
30分未満	86111 (99.6)	3004 (3.5)	3832 (4.4)	9146 (10.6)	11332 (13.1)	10952 (12.7)	47845 (55.3)
30分~1時間	41284 (98.8)	2823 (6.8)	2116 (5.1)	4391 (10.5)	4940 (11.8)	4438 (10.6)	22576 (54.0)
1時間~1時間半	8503 (97.9)	886 (10.2)	493 (5.7)	937 (10.8)	953 (11.0)	898 (10.3)	4336 (49.9)
1時間半以上	3077 (96.8)	290 (9.1)	214 (6.7)	410 (12.9)	428 (13.5)	290 (9.1)	1445 (45.5)

市街化区域内集落を除く

表I-16-2 農業集落内を通っている市町村道の整備状況別農業集落数

市町村の総人口規模 D I D市町村までの 所要時間	舗装道路が ない	(その2) 舗装率別					市町村道が 通っていない 農業集落数
		1割	2~3	4~5	6~7	8割	
全 国	2088 (1.5)	2171 (1.6)	5222 (3.7)	7859 (5.6)	7638 (6.9)	111997 (79.9)	1147 (0.8)
30分未満	954 (1.1)	1052 (1.2)	2971 (3.4)	4668 (5.4)	6007 (7.0)	70459 (81.5)	348 (0.4)
30分~1時間	834 (2.0)	791 (1.9)	1735 (4.2)	2413 (5.8)	2800 (6.7)	32711 (78.3)	511 (1.2)
1時間~1時間半	228 (2.6)	218 (2.5)	380 (4.4)	510 (5.9)	565 (6.5)	6602 (76.0)	187 (2.2)
1時間半以上	72 (2.3)	110 (3.5)	136 (4.3)	268 (8.4)	266 (8.4)	2225 (70.0)	101 (3.2)

市街化区域内集落を除く

表 I - 17 農家のし尿処理方法別農業集落数

市町村の総人口規模, D I D市町村までの所要時間	総農業集落数	水 洗		く み 取 り		
		公共機関	自家処理	公共機関	個人業者	自家処理
全国 1	140122	4869 (3.5)	12602 (9.0)	53455 (38.2)	40954 (29.2)	28242 (20.2)
30分未満 2	86459	3977 (4.6)	10239 (11.8)	36277 (42.0)	25374 (29.4)	10592 (12.3)
30分-1時間 3	41795	812 (1.9)	2105 (5.0)	14046 (33.6)	12504 (29.9)	12328 (29.5)
1時間-1時間半 4	8690	67 (0.8)	231 (2.7)	2458 (28.3)	2249 (25.9)	3685 (42.4)
1時間半以上 5	3178	13 (0.4)	27 (0.9)	674 (21.2)	827 (26.0)	1637 (51.5)

表 I - 18 農家の家庭雑排水の処理方法別農業集落数

市町村の総人口規模, D I D市町村までの所要時間	公共下水道	集落内	宅地内	河川に流す	農業用	その他
		排水溝	吸水槽		排水路	
全国 1	5367 (3.8)	40895 (29.2)	8416 (6.0)	22268 (15.9)	53279 (38.0)	9897 (7.1)
30分未満 2	4369 (5.1)	26370 (30.5)	5085 (5.9)	11601 (13.4)	34973 (40.5)	4061 (4.7)
30分-1時間 3	912 (2.2)	11200 (26.8)	2734 (6.5)	7823 (18.7)	14843 (35.5)	4283 (10.3)
1時間-1時間半 4	74 (0.9)	2259 (26.0)	434 (5.0)	2134 (24.6)	2766 (31.8)	1023 (11.8)
1時間半以上 5	12 (0.4)	1066 (33.5)	163 (5.1)	710 (22.3)	697 (21.9)	530 (16.7)

とD I D市町村との時間距離との関連は、相対的な傾向は見られても、例数が少なすぎる。ただし、整備水準とは言えないが、D I D市町村に近いほど、農業用排水路への放流の率ははっきり高くなっている。③の用排水改良のうち、用排水分離の実施率がD I D市町村に近いほど高いこととあわせ考えると、農業用排水路への雑排水放流がD I D市町村に近いほど多いことが確認される。

以上、一般常識的に同一町村内にあっても、その中心部(即ちD I D)に近いほど、町場的で、道路等諸施設の都市的な意味での整備水準が高いといった感があるが、そのことが上記諸データによっても確認出来るのである。言い替えば、D I D市町村への時間距離が短い程、都市の意味での生活環境整備水準は高く、かつ、農業基盤の整備も進んでいると言える。

以上が、公的整備水準と自治組織の空間管理改善機能との関係の媒介項としてD I D市町村からの時間距離を用いる根拠である。

さて、まず、表 I - 19によって、集落としての共同作業の実施状況とD I D市町村からの時間距離との関係を見よう。

1970年においては、D I Dからの時間が長くなるに従い、一途、集落としての管理を実施する集落の比率は高まり、「D I D都市に関係なし」の集落群では8割を越す。そして、「全戸出役」原則も、100%近く生きている。これに対し、「30分未満」の集落群では、2/3で実施し、「全戸出役」原則も若干、低くなる傾向が見られるなど、比較的明確な差がみられる。1990年では、様相はかなり異なる。やはり、「30分未満」の集落群での集落としての管理実施比率は最も低いが、最も率の高い「30分-1時間」の集落群との差は6.2ポイントにすぎない。ただし、「全戸に出役義務」のあるものの比率は、32.8%と44.4%になっており、この差はかなり大きい。1970年と最も異なるのが、「1時間以上」の集落群ではかえって「30分-1時間」のものより集落管理の比率が低下することである。「全戸出役義務」のある率は「1時間以上」のものの方が若干高いのではあるが、これは、やはり「1時間以上」の農家群に、小戸数集落がより多く含まれているためである。ちなみに、「1時間以上」の集落の65.4%は

49戸以下で、9戸以下のものも8.7%にのぼっている(いずれも90年センサス)。このように、「1時間以上」の集落では集落としての管理を実施するのであれば、「全戸出役義務」がより強い(また全戸が出なければ管理が困難な集落も多い)ものの、全体としては、集落としての管理を実施する集落の率は「30分-1時間」に比べて若干少なくなっている。

次に、表 I - 20によって、D I D市町村までの時間距離と寄り合いの開催回数別集落数、寄り合いの議題別集落数との関係を見よう。

寄り合いの開催回数については、1980年、1990年ともD I Dとの時間距離による差は、ほとんどない。

寄り合いの議題については、80年、90年に共通する「土地基盤整備等の補助事業の計画・実施」と「農道・農業用排水路の維持・管理」についてまず見ると、前者については、1980年では、D I Dとの時間距離が長くなるに従って課題とする集落の率は高まる。しかし、その差は5.4ポイントとさほどではない。後者についても同様の傾向を示すが、「D I D市町村と関係がない」で、再度、率が低下する。このように、少しの差異はあるが、1980年段階では、全般的に農業集落であれば「土地基盤整備等……」については2割前後の集落で、また「農道・農業用排水路……」については4割前後の集落で話題とされていたのである。次に1990年の状況を見ると、前者を議題とする集落の率は全体として半分程度に減少している。その中でも、D I D距離の長いものほど、議題とする集落の率が高くなる点は80年とかわらない。後者を議題とする集落の比率は、前議題とは逆に、全体として高くなっており、「30分未満」の集落群においても43.4%の集落で議題となっている。これについてもD I Dとの距離の長さ按比例して、議題とする集落の比率は高くなり、53.0%に達している。

以上、D I D市町村との時間距離を媒介として、公的整備の進展と集落自治組織の空間管理改善機能との関係を見て来たが、1970年においては、公的整備の進展とともに、空間管理改善機能が低下する結果となっており、これに、若干の「意識の都市化」が加わっていることがほぼ、実証し得る。それに対し、1990年では、70年の関係は、確認出来るものの、集落の主体的

条件一ここでは、人口・戸数の減少と高齢化がかなり強く働いていることが、整備の進展との関係の中でもかなり明確にあらわれている。

表 I-19 DIDからの時間距離別農業集落における共同作業の実施状況

年	区分 DIDからの 時間距離	集落として管理している				集落で人を 雇う	集落として管 理していない	合 計
		共同作業	全戸出役	出不足金を とる	日当を支払う その他			
'70	30分未満	28213(67.1)	20352(48.4)	6389(15.2)	1472(3.5)	156(0.4)	13702(32.6)	42071(31.1)
	30～1時間	34856(73.1)	24646(51.7)	8669(18.2)	1541(3.2)	142(0.3)	12673(26.6)	47671(35.3)
	1時間以上	25873(79.6)	19470(58.3)	6401(19.2)	715(2.1)	63(0.2)	6722(20.1)	33371(24.7)
	DID都市に 関係なし	9946(83.1)	7303(61.0)	2510(21.0)	133(1.1)	14(0.1)	2010(16.8)	11970(8.9)
年	区分 DIDからの 時間距離	集落として管理している				人を雇って 行なう	集落として管 理していない	合 計
		共同作業	共同作業	全戸に出役義務				
'90	30分未満	51389(62.9)	26778(32.8)	23854(29.2)		757(0.9)	30285(37.1)	81674(61.6)
	30～1時間	27382(68.8)	17671(44.4)	9465(23.8)		246(0.6)	12411(31.2)	39793(30.0)
	1時間以上	7395(66.5)	5147(46.3)	2216(19.9)		32(0.3)	3717(33.5)	11112(8.4)

* 1970年度については北海道を除く

表 I-20 D I D からの時間距離別集落寄り合い回数及び議題

区分 D I D 市町村までの 所用時間	農業集落 としての 寄り合い を閉じて いる	寄り合いの開催回数					寄り合いの議題													
		1~2回	3~4	5~6	7~9	10~12	13回 以上	土地改良 等の建設 の計画・実施	農産・農具 の共同利用 の管理	水田利用 (水田農業 立)の計画 の管理	集落の農業 施設・機械 等の共同利 用の管理	農産物の 販売・調整	農産物の 出荷の計画 ・調整	農産物の 出荷の計画 ・調整	農産物の 出荷の計画 ・調整	農産物の 出荷の計画 ・調整	農産物の 出荷の計画 ・調整	農産物の 出荷の計画 ・調整	農産物の 出荷の計画 ・調整	農産物の 出荷の計画 ・調整
30分未満	54674	10537 (19.3)	12102 (22.1)	12013 (22.0)	3918 (7.2)	10043 (18.4)	6061 (11.1)	10135 (18.5)	20462 (37.4)	17889 (32.7)	1870 (3.4)	-	2636 (4.8)	8005 (14.6)	13534 (24.8)	49885 (91.2)	26733 (48.9)	10454 (19.1)	11100 (20.3)	
30分~1時間	46920	8349 (17.8)	10355 (22.1)	10772 (23.0)	3414 (7.3)	9085 (16.4)	10115 (18.5)	18719 (33.9)	18494 (33.4)	1905 (4.1)	-	2761 (5.9)	8745 (16.6)	18665 (28.1)	42577 (80.7)	21611 (46.1)	8504 (18.1)	7782 (16.6)		
* 80 1時間以上	23329	4243 (18.2)	5185 (22.2)	5297 (22.7)	1731 (7.4)	4414 (18.9)	5024 (21.5)	9612 (41.2)	10296 (44.1)	980 (4.2)	-	1675 (7.2)	5665 (24.3)	6954 (28.8)	21064 (90.3)	9876 (42.3)	4137 (17.7)	3277 (14.1)		
D I D 市町村 と関係がない	9425	1861 (18.8)	2326 (24.7)	2180 (23.1)	630 (6.7)	1530 (16.2)	2251 (23.9)	3848 (40.8)	3835 (40.7)	382 (4.1)	-	719 (7.6)	2545 (27.0)	2780 (29.5)	8541 (90.6)	3577 (38.0)	1416 (15.0)	1131 (12.0)		
合計	134348	24980 (18.6)	28968 (22.3)	30262 (22.5)	9693 (7.2)	25072 (18.7)	27525 (20.5)	52641 (38.2)	50514 (37.6)	5137 (3.8)	-	7791 (5.8)	24960 (18.6)	36933 (27.5)	122037 (90.8)	61787 (46.0)	24511 (18.2)	23290 (17.3)		
30分以上	83548 (96.6)	20683 (24.8)	18317 (23.1)	16610 (19.9)	5001 (6.0)	14662 (17.6)	7888 (9.6)	36277 (43.4)	14304 (17.1)	1933 (2.3)	803 (1.0)	-	41078 (48.2)	-	-	-	-	-	-	
30分~1時間	40668 (97.3)	8815 (21.7)	9482 (23.3)	8499 (20.9)	2454 (6.0)	7793 (19.2)	5225 (12.9)	20187 (48.6)	10554 (26.0)	1313 (3.2)	507 (1.3)	-	16450 (40.5)	-	-	-	-	-	-	
1時間~1時間 半	8409 (96.8)	1804 (21.5)	1953 (23.2)	1744 (20.7)	515 (6.1)	1632 (19.4)	1098 (13.1)	4207 (50.0)	2337 (27.8)	318 (3.8)	103 (1.2)	-	3250 (38.7)	-	-	-	-	-	-	
1時間半以上	3074 (96.7)	594 (19.4)	778 (25.3)	672 (21.9)	179 (5.8)	589 (8.2)	420 (13.7)	1628 (53.0)	618 (20.1)	105 (3.4)	58 (1.9)	-	1183 (38.5)	-	-	-	-	-	-	
合計	135699 (96.8)	31896 (23.5)	31540 (23.2)	27525 (20.3)	8149 (6.0)	24686 (18.2)	14731 (10.9)	62299 (45.9)	27813 (20.5)	3669 (2.7)	1471 (1.1)	-	61961 (45.7)	-	-	-	-	-	-	

*市街化区域内農業集落を除く

第II章 混住過程に見る集落自治組織の進化と空間再生への取り組み

—佐賀県伊万里市大川町立川集落の事例

はじめに

第I章において述べたように、一般的には「混住化」は「集落自治組織の空間管理・改善機能」を低下させる大きな要因の一つとされている。その低下の形・方向には、大きく三つのものがある。第1は、あまりにも急速な非農家増加が、同時に大幅で急速な土地利用の変化・混乱を持ち込み、従来の集落自治組織の当該地域における「利益代表」、「統合性」の相対的な位置を急速に低下させ、かつ、その物質的基礎である農地及び生産施設の量の減少と機能の低下により、新規居住者の組織の成立や、農家・非農家の統一も達成されぬまま、全体的に自治組織そのものの機能を低下あるいは消滅させるものである。この場合、農業への意欲が、地価の上昇や、経営規模の零細性、兼業化の進行等による就業者の減少等が、既にかんりの程度低下している素地の形成があったものが多いと思われる。第2のケースは、非農家の大量流入が第1のケースほどには急速でないものも含め、土地利用の混乱を伴う点も同様であるが、これら非農家によって、在来の集落自治組織とは異なる、居住地を基盤とする自治的組織が構成され、在来の自治組織を併存しつつも、その組織規模が大きい場合や、その状況を経過して、包摂してしまった場合である。その場合、伝統的自治組織は、私的な農家グループとして存続はしても、最早、従来のように集落空間全域にわたる生活・生産にかかわる決定権を失い、同時に空間管理・改善機能は、その農家グループの領域に限定された多くの場合、個別的・私的行為によって支えられるものとなる。第3のケースは、非農家の流入、兼業化の進行はある程度緩やかなものの場合であるが(ただし、急速なものも無しとはしない)、在来の集落を構成していた農家集団が、主に、確固とした農業経営とその基盤を持っており、混住化傾向に主体的に対応して、農業生産関係を自治組織から独立させて確保し、従来の自治組織と居住地組織の併存を農家を中心とする在来居住者の主

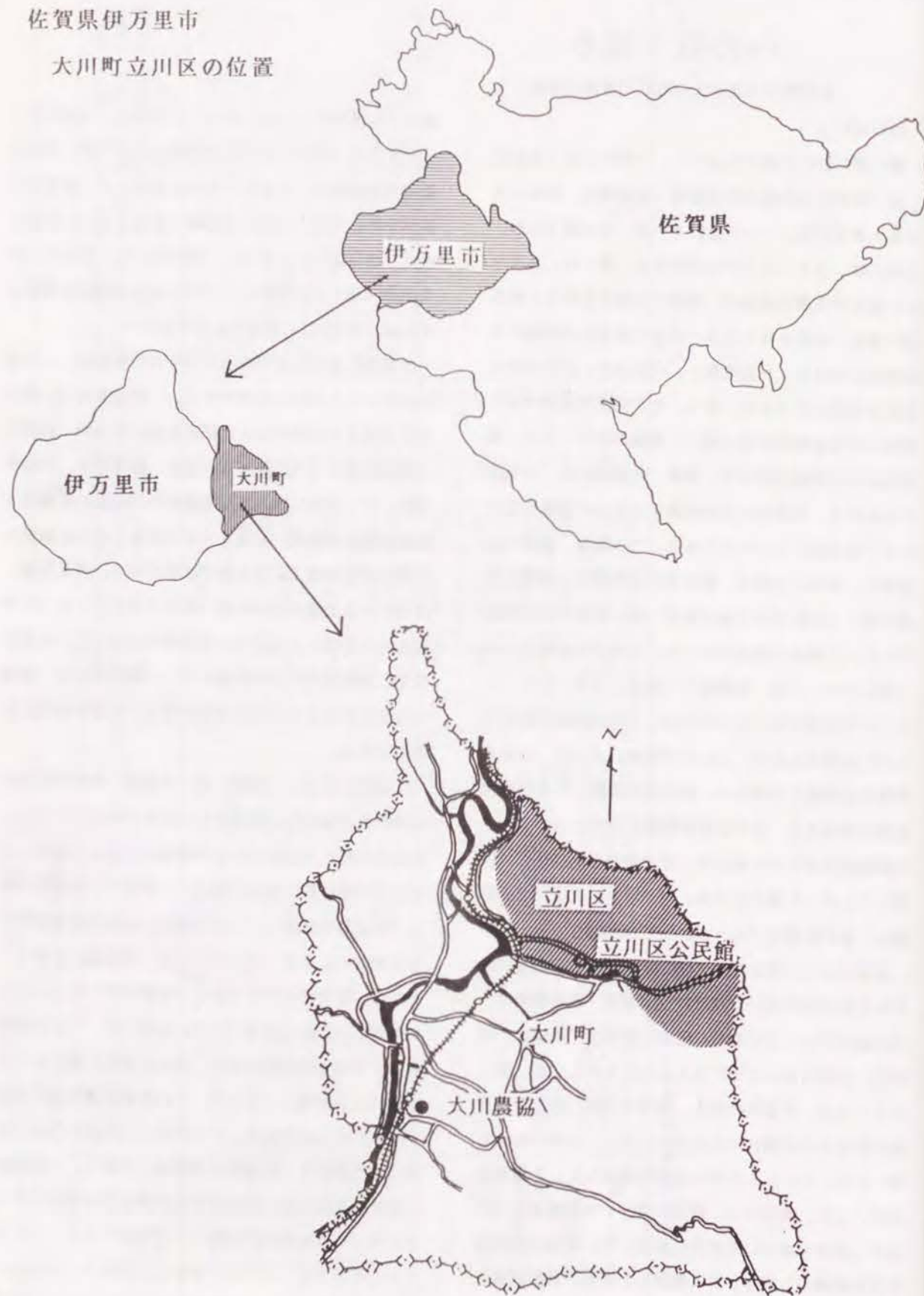
導の下に運営するものである。この場合、「機能低下」とするか「進化」とするかが問われようが、在来の集落自治組織が、生産から生活を包括した、各家から集落全体に及ぶ一元的自治組織であったものと比較すれば「機能低下」であり、「混住化」や「都市化」が全国津々浦々まで避けることの出来ない傾向を前提とすれば「進化」と見ることが出来よう。

本事例にあげた伊万里市大川町立川集落は、この第3のケースに当たるものである。一般的意味で、都市化圧力の下での混住化とは様相を異にするが、1936年(昭和11年)「大日鉱業立川本鉱」開業以来、1970年の間、ピーク時には在来農業集落の10倍近い非農家(炭鉱労働者等世帯)が流入・居住するという急激かつ大量の非農家流入による混住状態が続き、炭鉱施設・住宅による土地利用の転換、鉱害及びそれによって増幅された災害による農地の荒廃等の中で、しっかりと農業と農業集落的自治組織を守り、廃鉱後には、農地の再生を中心とする集落空間の再生・更新を達成した集落である。

「進化」とは、一般的には「生物は、比較的少数の原始的な形態と生活様式をもったものから、しだいに高度な形態と生活様式をもち環境によりよく適応したものと歴史的に推移(進化)」することの意味である(社会科学辞典)。この「進化」の必然性を説明する学説には、まず、ダーウィンの「進化論」がある。それは、偶発的な形質の変化(突然変異)により生まれた新しい形質の個体(あるいは種)が、一定の環境条件下での生存競争の中で、それに適応し得たものが結果的に生き残り、従って、その形質が遺伝的に持続するというものである。これに対し、ラマルクは、生物には内在する「前進的発達傾向」があり、一定環境に対する生物主体の習慣的努力が新形質を獲得するのであり、それが遺伝的形質として持続するとしている。エンゲルスは、これらを整理し、前者を「機械論」として、「必然性」を解明出来ぬものと批判し、後者

図II-1

佐賀県伊万里市
大川町立川区の位置



図II-2 立川集落空間構成図



を「目的論」とし、その上で、個体としてではなく、「種」としての「目的論」をより正しいと評価している。そして、「進化」を適応（生物主体の内的な目的活動、変化した諸事情へのより大きな適応能力による選択）と遺伝との相互作用と定義している。

さて「進化」の社会変化の応用の例は、いわゆる「ダーウィニズム」をはじめ、スペンサーの社会構造の複雑化・豊富化（分化と、それらの間の協力関係の発生）といった「社会進化論」などがあげられる。筆者のここに用いた「進化」はスペンサー的傾向に沿うもので、生物進化論からいえば、ラマルクや、エンゲルスの「目的論」に近い語句の用い方である。集落自治組織を「個体」あるいは「種」になぞらえ、「変化した諸事情へのより大きな適応能力によるある種の形質の選択」といった意味である。ただし、「形質」遺伝は、この際合せていない。従って、近年の分子レベルの進化論（DNAの分子レベルでの変異の確率統計的分析等）には全く関係させるべくもない。

なお、立川集落に関する調査は、1988年11月、1989年8月、1990年5月、1991年3月の4次にわたって実施した。

II-1 立川集落の概要

(1)立川集落の位置等

立川は、佐賀県西部伊万里市内の東部大川町に属する集落で、大川町内では、相知町と隣接する東北部に位置する。西に伊万里と唐津を結ぶJR筑肥線、松浦川がかすめ、それを口に、東に入り込む比較的広い谷間の集落である。1889年（明治22年）、町村制施行時に大川野（大川町の中心）、山口、東田代、川原、川西、駒鳴と合して大川村となり、1954年、伊万里市市制施行時に、市に合併して現在に至っている。行政区としては伊万里市に含まれるが、大川町は、それをエリアとする大川町農協があり、梨、ぶどう、肉牛生産、米作を柱とする農業を中心に生活分野の一部を含めた「旧村」的まとまりの色濃い地域である。

(2)立川の農業（1970～90年の推移）

農家数は、1970年の72戸から一貫して減少を続け、1990年には52戸と20戸の減少を見ている。一方、農家率は全般に低く、70年～80年までは低下し、85年から

は逆に僅かに増加している。これは、立川に炭鉱があり、1970年閉山したものの、その残留世帯が多く、従って農家率は低い状況が続くが、残留世帯が、その後減少を続けた結果、相対的に農家率が上昇することとなったものである。ただし、80年の農家率の低下は、旧大川小学校立川分校跡地に陶土会社が出来、その住宅に居住する世帯が増加したためである。その中で、専業農家は1980年の7戸という落ち込みがあるが、この点は「集計」上の差と見られ、これを除くと、25%～36%と高い水準を維持しており、1990年ではむしろ、他の各年度より率で増加している。第一種兼業農家も同様であり、農業中心の農家が70年～90年を通じて、7割～8割を占めている。従って、農家の減少は、第二種兼業農家にほぼ、集中しており、90年には10戸まで減少している。

これら農家の経営耕地規模は、ほぼ、一貫して、経営耕地規模1.0ha以上のものが微増しており、2/3強を1985年以降では占めている。その逆に、1.0ha未満の層では、むしろ規模の縮小傾向が見られ、「自給的」農家を経て離農へ向かう層と、規模を拡大・維持する層とに分化していると言える。それら経営耕地の内訳は、1990年で、水田100に対し、果樹園が156と、果樹園のウェイトが高く、この傾向は、1975年以来、同様に推移している。果樹園、即ち梨園を中心とする経営である。農家1戸当たりになると、水田の面積は、1970年の53aから徐々に85年の77aまで増加し、90年に若干、減少して73aとなっている。減反・米の生産調整が始まっている中での水田が増加しているのは、後に詳述するが、炭鉱閉山後に始まった鉱害復旧事業とそれに続く県営圃場整備による水田の再生・復元によるものである。85～90年の減少は、米の減反によるもので、梨園への転換が行われている。果樹園は、70年から80年にかけて増加し、その後90年まで再び減少し、70年の面積を下回っている。しかし、農家1戸当たりになると、やはり1980年がピークで1.14haとなり90年には1.08haに減るが、70年の73aに比べ、かなり上回った状態が維持されている。水田と梨園の比率は農家1戸当たりになると、1980年以降、ほぼ、7：10のバランスで推移している。畑については、所有農家・面積ともに大きく減少しており、このことから、立

表II-1 専業別農家数等

	総戸数	総農家数	専業農家数	第一種兼業農家数	第二種兼業農家数
70	216	72	21	29	22
75	-	67	17	36	14
80	234	59	7	38	14
85	199	57	14	26	17
90	180	52	19	23	10

表II-2 経営耕地総面積と所有戸数（単位：戸、a）

	経営耕地総面積計	田		畑		樹園地		
		田のある農家数	稲作付面積 田面積	畑のある農家数	畑の面積	樹園地のある農家数	果樹園面積	樹園地の面積
70	8590	69	3654 / 3660	68	230	64	4700 / 4700	
75	9472	62	3205 / 3690	63	424	55	5361 / 5361	
80	9872	55	3583 / 3923	55	150	51	5799 / 5799	
85	9177	50	3315 / 3856	54	185	46	5136 / 5136	
90	8242	49	2912 / 3596	28	112	42	4534 / 4534	

表II-4 農産物販売金額規模別農家数

	50	50 100 万円	100～ 150 万円	150～ 200 万円	200～ 300 万円	300～ 500 万円	500～ 700 万円	700～ 1000 万円	1000 万円 以上
80	5	5	3	5	7	22	5	2	3
90	0	0	1	2	3	8	11	8	9

表II-3 経営耕地面積規模別農家数

	例外規定	0.3ha 未満	0.3～ 0.5ha	0.5～ 1.0ha	1.0～ 2.0ha	2.0～ 3.0ha	3.0ha 以上
70	-	6	10	20	25	9	2
75	-	5	10	10	23	17	2
80	1	4	4	11	18	15	6
85	1	7	3	7	17	19	3
90	1	6	3	7	16	15	4

表II-5 農産物販売金額第1位の部門別農家数

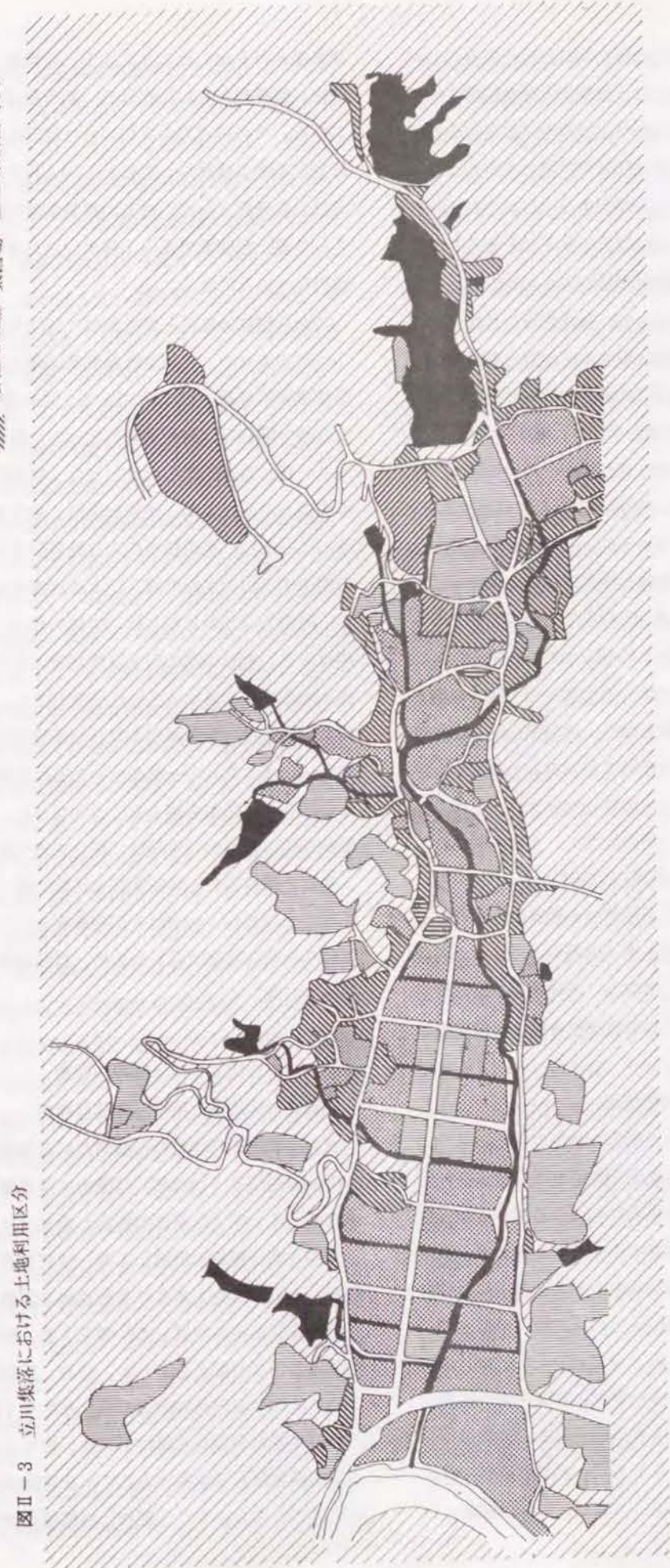
	稲作	野菜類	果樹類	肉用牛	養豚	施設園芸	その他の畜産
70	34	1	36	-	-	-	-
75	19	-	40	-	-	5	5
80	14	-	37	5	1	-	-
85	12	-	36	7	-	-	-
90	8	-	31	6	-	1	-

表II-6 農業就業人口

	男						女						計
	小計	16~ 29才	30~ 39才	40~ 59才	60~ 64才	65才 ~	小計	16~ 29才	30~ 39才	40~ 59才	60~ 64才	65才 ~	
70	69 (57)	7 (6)	12 (34)	24		26 (17)	94 (59)	11 (6)	23 (94)	35		25 (4)	163 (116)
75	77 (43)	19 (8)	7 (6)	27 (22)	6	18 (7)	84 (36)	12 (3)	18 (10)	33 (19)	7	14 (4)	161 (79)
80	71 (43)	13 (8)	5 (5)	31 (26)	2	20 (4)	77 (40)	7 (1)	8 (5)	40 (31)	4	18 (3)	148 (83)
85	73 (53)	11 (7)	11 (11)	23 (22)	11 (8)	17 (5)	82 (48)	6 (3)	12 (9)	37 (27)	9 (6)	18 (3)	155 (101)

表II-7 農業労働力保有状態別農家数(1990年)

専従者なし				専従者は女子だけ				
計	補助者も いない	女の補助 者だけ	男の補助 者がいる	計	1人		2人	
					男の補助 者がいる	男の補助 者いない	男の補助 者がいる	男の補助 者いない
9	6	1	2	2	2	-	-	-
男子専従 者のいる 農家数	65才未満の 男子専従 者がいる			男子専従者1人				
	60才未満 の男子専 従者がい る	計	世帯主(男子)専従		あとつぎ(男子)専従			
			女の専従者はいない	女の専従者1人以上	女の専従者はいない	女の専従者1人以上		
	男の補助 者がいる	男の補助 者なし	男の補助 者がいる	男の補助 者なし	男の補助 者がいる	男の補助 者なし		
41	33	30	24	-	3	15	-	-
男子専従者1人(つづき)				男子専従者2人以上				
(つづき)	その他の世帯員(男子)専従			計	世帯主と あとつぎ が専従	世帯主と その他の 世帯員が 専従	あとつぎ とその他 の世帯員 が専従	その他の 世帯員だ けが専従
女の専従 者1人以 上	女の専従者はいない	女の専従者1人以上	男の補助 者がいる					
3	1	-	2	17	10	7	-	-



図II-3 立川集落における土地利用区分

川の農業は梨生産を最大の柱とするものであることが明らかである。このことは、農産物販売金額第1位の部門を見ても同様で、1970年、稲作を1位とするものと梨を1位とするものが、ほぼ相半ばしていたが、その後、徐々に梨のウェイトが高まり、2/3が梨を1位とするに至っている。同時に肉牛を1位とするものも稲作1位のものに迫る状況が見られる。そして、これら梨・肉用牛の伸びによって、農産物販売金額も伸びている。1980年と90年を比較すると、販売金額500万円を境に、80年では50万円未満農家を除いて、500万円未満が42戸、500万円以上が10戸、90年は同様に、それぞれ14戸と28戸となっており、その10年間に、500万円未満が1/3となり、500万円以上が3倍となる逆転が生じている。梨については、品種更新や品質向上、出荷時期等の工夫と価格上昇及び母樹の成熟等による粗生産額の増大があり、肉用牛では飼養頭数を増やすことによる粗生産額の上昇があったと見られる。

農業就業人口については、男女とも40～59才の働き盛りの世帯主夫婦が中心となり、次いで、65才以上の就業者そして、30才代の後継者が加わる、安定した労働力の状況を呈している。90年については、85年までと同様の資料はないが、男性の70%、女性の60%は、100日以上、自家農業に従事している。

以上、立川の農業は、下限部分の離農傾向を含みつつも、農家の8割は、梨+米、肉用牛+米という経営形態をもって、生産額、労働力、土地基盤ともに堅実に確保し、将来的にも一応の安定性を保つ経営状況にあるものと言える。

(3)立川集落における混住状況

立川に石炭が発見され、採掘が開始されたのは、19世紀初頭、江戸時代の文化年間とされている。それ以降、小規模な採炭は続けられていたようであるが、昭和初頭に本格的な炭鉱開業の為の調査が始まる。鉱脈が有望であることが確認されたものの、産出炭の搬出手段に問題が多く、一時期立ち消えになりかけたが、1935年、当時の北九州鉄道（現在のJR筑肥線）が唐津～伊万里間全線開通するに及び、1936年大日鉱業による、立川鉱業所が開設されたのである。出炭のピークは1965年（昭和40年）であるが、鉱員数のピークは1940年の1284名で、家族を加えれば、2000～3000人の

非農家人口を擁したことになる。敗戦後のピークは出炭量、鉱員数ともに1965年で、鉱員数は410名となっている。その時点での立川の人口は2669人、農家人口は推定で多く見積もって400～500人程度と考えられ、人口、世帯数ともに、在来の農業集落の規模の人口で4～5倍、世帯数で6～7倍の、いわば非農家集団が同居したことになる。

これら炭鉱の鉱区と炭住街は、1964年当時、図II-7に示す通りで、立川集落最奥部の南北に広がり、集落領域面積の約1/4を占めていた。この炭鉱の存在は、直接・間接に、立川農業にとって、様々な障害を生んでいる。直接的なものとしては、採炭区が西方地下に広がることにより、農地の陥没、地下水の枯渇が発生しているし、洗炭排水による農業用水の汚濁、大雨の際のボタ山の土砂の流入による汚濁等も頻発している。間接的なものとしては、山林の伐採、表土の露出等により、大雨の際の出水速度が増大することによる洪水発生頻度が高まったり、平常時でも、土砂の堆積による農業用水路が詰まるなどの被害があった。結果的には、「エネルギー革命」とともに炭鉱事業は衰退し、1970年、閉山を迎えることとなった。しかし、閉山から閉山までの34年間は、決して短い期間ではない。また、閉山後も、残留世帯も比較的多く、1975年時には、人口804人中の463人が非農家人口であり、65年当時の極端な状況はないものの、混住状況は現在まで続いている。

II-2 立川集落自治組織の構造

(1)集落自治組織の機構及び役員構成

現在の集落の自治組織の機構及び役員構成は図II-4の「昭和58年（1983年）以降の区役員構成」に示す通りである。区（集落自治組織）役員は区長1名以下、分館主事（集落公民館）1名、体育委員（社会体育関係）1名、監査1名及び各班選出の評議員11名となっている。区長に直属して、書記1名、補佐、勘定、用務係各1名が配されている。なお、評議員11名中、1～4班（炭鉱関係残留者の班）を除く7班選出のものは、生産組合委員を兼ねている。即ち5～11班は、本来の農業集落構成員であることを意味する（ただし、そのうちの5、6、7班は、炭鉱残留者を多く含む

がそれは、従来の農業集落の班単位の混入した形である為、そのうちの従来の農家の存在をもって農業集落構成単位としている）。11人の評議員の他に、同じく各班ごとに、行政連絡係的性格の隣保班長が置かれている。生産組合は、この集落自治組織とは独立して設けられている。構成員は立川内農家で、区とオーバーラップするが、組合長1名、補佐役として、勘定、書記、監査各1名が付き、上記した5～11班の評議員を兼ねる生産組合委員と連絡等に当たる生産組合班長が下部を構成する。この生産組合と関係を持つものとして、むしろ、大川町農協下部組織的性格が強いが梨生産者の組織である園芸組合が存在している。

以上、現在の集落自治組織の構成及び役員構成は、何段階かの変遷を経て来たものである。記録をさかのぼれる範囲で見ると、昭和36年（1961年）の組織構成と役員構成がある。現状との差異は、第1に生産組合の位置付けである。この変化の経緯は、昭和42年（1967年）、当時集落公民館管理人兼区長の死去に際して、第1案「区長は区行政と工事関係一切を執行する。生産組合長は生産関係のみ執行する」第2案「区長は生産組合長合同で話し合って行政する」が検討され、結局第1案が決定された。要するに、第1案は区行政からの農業生産に関する機能を分離・独立させることで、区行政の性格をいわば「居住地」基盤に限定する方向であり、第2案は、農業生産に関する機能を組み込んだ、いわば在来の農業集落自治組織の性格を維持しようとする方向である。調査において第1案に決定した理由を明らかにすることは出来なかったが、在来農家側の「区に引きずられず、自由に生産関係の協同的事業等を農家集団独自で遂行したい」とする意向が強く作用したと推察される。結果として、生産組合は区長の統括の下を離れ、区組織内にとどまるものの、独自の・併立的位置をしめることとなった。

第2の差異は、区の班構成である。1961年時点では区の班として「大光班」及び1～8班の9班が存在した。これらの他に、区外班、朝鮮班がある。区外班は炭住街を意味し、朝鮮班は朝鮮半島から雇われ坑夫や炭焼労働者として入植した人達のグループであり、いずれも、集落自治組織には含まれず、行政連絡時の単位としてのみ位置付けられていた。また、大光班、第

1班は在来の農家も僅かに含むが、炭鉱関係者が多く、かつ全体規模も大きい為、特別区とし、区外班、朝鮮班と同様、別途隣保委員が配されている。いってみれば、立川の班構成は、中核として、2～8班を成す在来農家群、その外縁を成す農家+炭鉱関係者の大光・第1両班、そして、区行政単位としてのみ含まれる区外班、朝鮮班という三重の構造を持っていたことになる。それが、炭鉱閉山後、炭鉱関係者の急激な減少に伴い、再編成が行われた。炭住は、大光、第1班を含め、その内部が9班で構成されていた。閉山によって、そのうち高砂、相生、大光の3班を残し、他は消滅したのである。その結果、1972年、相生と高砂が、大光に続いて区組織への編入が認められ、それらを含め、11班構成となった。大光班→1班 1班→2班 相生→3班 高砂→4班 2班→5班 3班→6班 4班→7班 5班→8班 6班→9班 7班→10班 8班→11班と切り替えられたのである。

第3点は、PTA役員が1961年当時には区の役員として位置付けられていたものが、83年には消えている。要因は確認出来なかったが、立川にあった大野小学校立川分校が廃校になったことと関連があるのではないかと思われる。

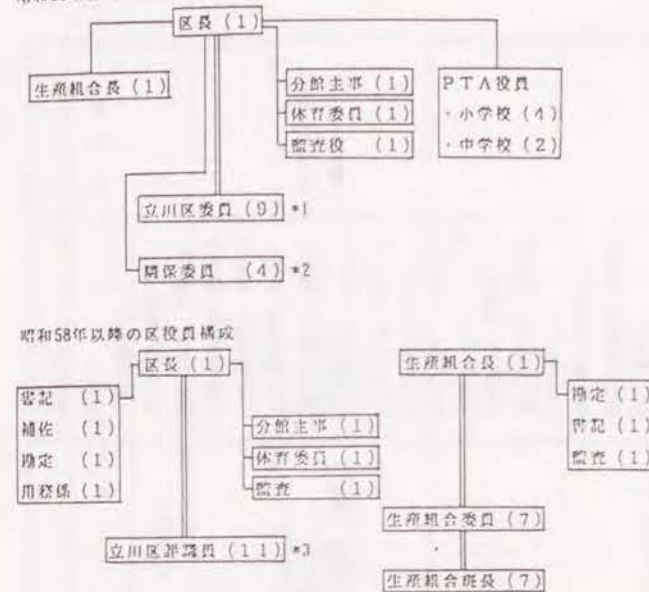
その他、1961年～現在までの変化としては、①1963年「鉱害組合」（参加農家61戸）が結成され、1988年の解散までの26年にわたって活動しているが、これは区の組織とはされず、むしろ、生産組合に近い関係の「認知された任意組合」として位置付けされたようである（この組合の活動については後に詳述する）。②1973年、保育園委員が設置され、81年に解散されている。これは区組織の「専門委員」の一つとされていた。③1982年には、土木部員2名、水道部員2名、公民館運営委員3名、顧問（区選出市会議員）の設置があったが、何故か現在は存在しない。

なお、現在の集落自治組織の役員中区長、分館主事、体育委員、監査は年始めの会合の際に選挙され、任期は1年である。補佐・勘定・用務等は区長の指名であり、区評議員は各班の推薦者を区長が指名する形をとっている。生産組合役員は選考委員会による推薦者を承認する形式である。

図II-5 立川区各班のエリア



図II-4 立川区自治組織機構
昭和36年当時の区役員構成



(2)集落自治組織の予算

集落自治組織予算の収入、支出の内訳は表II-8に示す通りで、各年度若干の差は見られるものの、ほぼ同様の構成を持っている。

まず、収入内訳を見よう。「生産組合賦課金」は生産組合として、集落空間・施設を利用しているといった名分での一種の区運営補助金としての性格がある。「雑収入」は分館使用料、国民年金及び保険料収集の手数料そして、区費を預金している事による利息を主な内容としている。「納税奨励金」は市民税徴収の肩代わり手数料の性格の強い物であり、「駐在員給」とは市行政末端業務の下請に対する支給である。1982年には姿を消した放送使用料とは分館に設置された有線放送使用料で、主に生産組合が支払っていた。そして、在住世帯毎に徴収される区費から立川区の収入は構成されている。

ここで、区費の徴収方法については若干、立入って見ておこう。区費は全戸一律ではなく、基本的には家族数・労働力・経済力によって、段階わけが行なわれ徴収される。ただし、失業等の事情による減額や戸毎の値上げもされるなど、各世帯事情による調整が加わる。この「査定」は区長を中心とする役員が協議の上行う。この段階設定は、確認し得る最も古い時期には、実に20段階にも達しており、その後、1969年まで13段階で推移し、その後3段階区分となって現在に至っている。ちなみに、1986年では、1070円/月：85戸

表II-8 立川区予算の収入・支出費目内訳

	1963(昭和38年)	1965	1982
収入	区費	区費	区費
	納税奨励金	納税奨励金	納税奨励金
	地租負担金	地租負担金	地租負担金
	放送負担金	放送負担金	
	雑収入	雑収入	雑収入
			駐在員給
支出	会議費	会議費	会議費
	交際費	交際費	交際費
	旅費	旅費	旅費
	需要費	需要費	需要費
	役員給	役員給	役員給
	分館運営費	分館運営費	分館運営費
	負担分担金	負担分担金	負担分担金
	文教厚生金	文教厚生金	文教厚生金
	消防費	消防費	消防費
	事業費	事業費	事業費
	通信費	—	—
	放送維持費	放送維持費	—
	財産管理費	財産管理費	財産管理費
	八幡社費	祭典費	祭典費
返済費	返済費	—	

870円/月：76戸 670円/月：39戸の3段階である。このような区費の徴収に関する過去の興味深い事実がある。炭住が存在し、区の構成が「3重構造」を成していた、1962年当時のことである。その時期、区費の徴収段階区分は8段階であったが、その年に区費値上げが提案された。これに対し、主に炭住街居住者からの要望が多く出され、結局、13段階に細分化し、主に、小額段階については（主に炭住街居住者）実質値上げ見送りの措置がとられる。さらに、そのような措置をとっても、区費納入をしつづたり、不能な世帯が炭住街に多く残った為、度重なる協議の結果、大光班、第1班、区外班、朝鮮班（いずれも当時）については、班単位の区費負担額を決定することに結着している。これらの各班負担額を1戸当たり月額にすると約16

表Ⅱ-9 立川区議事録(その1)

	A 建設整備		B 行事		C 維持管理		D 農事
	自前	それ以外	祭礼	それ以外	土地関係	それ以外	
昭和36年	【初議事録】 【総会議事録】 ・農林用施設(1) ・集会所施設(4) ・生活環境施設(3) ・排水施設(3) ・防火施設(1) ・区有地整備(1) (13)	・市道(8) ・教育施設(2) ・用水施設(3) ・炭坑関係工事(2) (15)	・先覚者慰霊祭 ・八幡神社祭典	・町民体育祭 ・ツツミ大会 ・畜産品評会	・区有地境界(3) ・区有地売買(2) ・土地売買(2) ・区有地管理(1) (9)	・労力奉仕(1) ・集会所施設維持・管理(7) ・防犯施設維持・管理(1) ・一般道路維持・管理(3) ・用水施設維持・管理(4) ・農道維持・管理(1) ・教育施設維持・管理(1) ・放送施設維持・管理(3) ・区有林維持・管理(5) ・電気料金(1) ・電話(3)・備品(1) ・CO2購入(1) ・防火施設維持・管理(2) ・神社維持・管理(1) ・CO2購入(1) ・防火施設維持・管理(2) ・神社維持・管理(1) (25)	・農休日決定(1) ・さなほり日程(1) ・用水利用(2) (4)
昭和37年	【初議事録】 【総会議事録】 ・集会所施設(2) ・生活環境施設(1) ・放送施設(1) ・区有地整備(1) (5)	・市道(9) ・橋梁(2) (11)	・大川町神祭統一 ・大川八幡祭典 ・大川町慰霊祭	・立川分館20周年記念行事(2) ・小学校水道完成並、小学校開校90周年の祝賀会	・土地維持・管理(1) ・遺地(4) (5)	・労力奉仕(1) ・集会所施設維持・管理(3) ・防犯施設維持・管理(1) ・一般道路維持・管理(2) ・放送施設維持・管理(6) ・区有林維持・管理(2) ・神社維持・管理(1) ・結婚式関係(2) ・電話(1) ・横立貯金(1) (20)	・農休日決定(1) ・さなほり日程(1) (2)

表Ⅱ-9 立川区議事録(その2)

	A 建設整備		B 行事		C 維持管理		D 農事
	自前	それ以外	祭礼	それ以外	土地関係	それ以外	
昭和38年	【初議事録】 【総会議事録】 ・防火施設(1) (1)	・市道(2) ・教育施設(1) (3)		・花見(1) ・舞洲市道完成祝	・区有地境界(1) ・区有地売買(1) ・土地維持・管理(2) (4)	・出夫(1) ・集会所施設維持・管理(1) ・一般道路維持・管理(3) ・放送施設維持・管理(6) ・区有林維持・管理(2) ・市有林維持・管理(3) ・結婚式関係(1) ・電話(1) ・横立貯金(1) (19)	
昭和40年	【初議事録】 【委員会議事録】 ・防火施設(2) ・防犯施設(1) ・海外開拓碑建立(1) (4)	・市道(1)	・祖霊社15周年祭典	・老人会	・区有地維持・管理(1) ・土地売買(1) ・教育施設(1) (3)	・区役(1) ・集会所施設維持・管理(1) ・一般道路維持・管理(1) ・放送施設維持・管理(1) ・区有林維持・管理(1) ・市有林維持・管理(1) ・神社維持・管理(1) ・保育園施設維持・管理(2) ・墓地維持・管理(1) ・結婚式関係(1) ・財産管理費(1) (12)	

表Ⅱ-9 立川区議事録（その3）

	A 建築整備		B 行事		C 維持管理		D 農事
	事前	それ以外	祭礼	それ以外	土地関係	それ以外	
昭和41年	【委員会議事録】 ・防火施設(4) ・農業用施設(1) ・区有地整備(1) (6)	・県道(1) ・市道(2) ・教育施設(2)		・送別式 ・消防施設落成式	・区有地売買(1) ・区有地境界(1) ・遺地(3) (5)	・農道維持・管理(1) ・一般道路維持・管理(2) ・区有林維持・管理(1) ・教育施設維持・管理(1) (5)	
昭和42年	【委員会議事録】 ・農業用施設(1) ・区有地整備(1) (2)		・八幡社祭	・小学校体育館起工式 ・部落葬	・区有地売買(1) (1)	・一般道路維持・管理(1) ・区有林維持・管理(1) (2)	
昭和44年	【総会議事録】 ・防火施設(1)	・市道(1)			・土地売買(1) (1)	・集会所施設維持・管理(1) ・放送施設維持・管理(1) (2)	
昭和47年	【委員会議事録】 ・生活道路施設(1) ・防火施設(1) ・防火施設(1) (3)	・市道(5) ・河川改修(1) (6)	・慰霊祭	・敬老会	・遺地(1) ・土地境界(1) (2)	・集会所施設維持・管理(3) ・一般道路維持・管理(3) ・放送施設維持・管理(3) ・河川維持・管理(1) ・溜池維持・管理(1) ・水道維持・管理(2) ・環境(奥害対策)(1) ・電話(1) ・結婚式関係(1) ・学校創立金(2) (18)	

表Ⅱ-9 立川区議事録（その4）

	A 建築整備		B 行事		C 維持管理		D 農事
	事前	それ以外	祭礼	それ以外	土地関係	それ以外	
昭和48年	【初会議事録】 【委員会議事録】 ・忠魂碑建立(1) ・教育施設(1) (2)	・失業対策事業小屋 (2)	・慰霊祭 ・八幡祭	・敬老会 ・公民館30年祭		・集会所施設維持・管理(3) ・防火施設維持・管理(3) ・一般道路維持・管理(3) ・排水施設維持・管理(2) ・水道施設維持・管理(1) ・放送施設維持・管理(3) ・河川維持・管理(1) ・保育園維持・管理(1) ・学校林維持・管理(1) ・市有林維持・管理(1) ・区有林維持・管理(3) (22)	・さなほり日程
昭和49年	【初会議事録】	・県道(1) ・橋梁(1) ・河川改修(1) (3)				・一般道路維持・管理(1)	
昭和50年	【委員会議事録】 ・生活道(4) ・用水施設(1) (5)	・市道(1)	・慰霊祭	・敬老会 ・ソフトボール大会 ・剣道大会 ・消防車入魂式	・土地売買(1)	・防火施設維持・管理(1) ・防火施設維持・管理(3) ・一般道路維持・管理(1) ・結婚式関係(1) ・学校創立金(1) (7)	・農休日
昭和51年	【総会議事録】 ・排水施設(1)	・教育施設(1)				・防火施設維持・管理(2) ・防火施設維持・管理(1) (3)	

表Ⅱ-9 立川区議事録(その5)

	a. 建築設備		b. 行事		c. 維持管理		d. 備考
	事前	それ以外	祭礼	それ以外	土地関係	それ以外	
昭和52年	【総合議事録】 ・78°-79施設(1)		・八幡祭 ・慰霊祭	・太鼓・道田について		・基金会施設維持・管理(1) ・字区設立(1) (2)	
56年	【総合議事録】						
昭和58年	【総合議事録】 【委員会議事録】 ・生活圏建設(1) ・豊島道路(1) ・防犯施設(1) ・78°-79施設(1) ・用水施設(1) (5)	・市道(2) ・生活道(1) ・防犯施設(1) (4)	・慰霊祭(2) ・八幡祭(2)	・敬老会(2) ・盆踊り(2) ・78°-79大会(6) ・神社相模大会(1) ・町民上げ大会(1) ・冠婚葬祭の簡素化 (2) (14)		・基金会施設維持・管理(1) ・一般道路維持・管理(2) ・防犯施設維持・管理(1) ・放送施設維持・管理(2) ・財産管理費(1) ・嵐山附帯(1) (8)	
昭和60年	【総合議事録】 ・防火施設(1) ・豊島道路(1) (2)	・市道(2) ・橋梁(1) ・生活圏建設(1) (14)				・防火施設維持・管理(1) ・放送施設維持・管理(2) (3)	
61年	【総合議事録】 ・用水施設(1)					・基金会施設維持・管理(1)	
昭和62年	【総合議事録】 ・基金会施設(1) ・生活圏建設(3) ・豊島用施設(1) ・用水施設(2) ・防犯施設(1) ・橋梁(1) (9)	・防犯施設(1) ・一般道路(1) ・教育施設(3) ・災害復旧工事(1) (8)	・慰霊祭 ・定規神社秋祭 ・八幡神社祭礼	・敬老会 ・神社大会 ・子供キャンプ ・記念碑落成祝賀 ・町体育祭		・防火施設維持・管理(1) ・一般道路維持・管理(4) ・放送施設維持・管理(2) ・市有林維持・管理(1) (8)	

表Ⅱ-9 立川区議事録(その6)

	E. 保健衛生		F. 組織		G. 行政関係	
	無関係	関係	派生団体	その他	委託事項	要請事項
昭和36年	【初会議事録】 【総合議事録】 ・レナア ・赤痢患者発生 (11)	・役員選出(7) ・役員報酬(1) ・区費(3) (1)	・生産組合助成	・民生委員選出 ・健康所副長辞任 ・健康所送迎料 ・健康所幹部関係人事 移動報告 ・防犯協会総会 (5)	・快申告 ・国民保健国庫負担 金増額運動 ・農業セーフ ・部落実地調査 ・職業安定所委員 ・元肥後合理化問題 ・国民年金徴収 ・遊学人名簿作成 ・保育園見舞金 ・福祉会館新設の寄付 金募集 ・室戸台風義捐金募金 (2) ・赤い羽根募金 ・敬老団情募金 (14)	・保育園名義の贈与(1) (1)
昭和37年	【初会議事録】 【総合議事録】	・役員選出(3) ・役員報酬(1) ・区費(2) ・時間旅行(1) ・転入者の件(1) (8)	・青年団育成資金(3) ・事務費の件(1) ・旅費の件(1) (5)		・快申告 ・納税奨励金 ・納税給付金 ・農事報告設置状況 調査 ・交通安全について ・医療費上げ ・国民年金徴収 ・列車について (9)	

表Ⅱ-9 立川区議事録(その7)

	E 保健衛生	F 組織			G 行政関係		H 被害対策
		集落機構	派生集団	その他	委託事項	要請事項	
昭和38年	【初会議事録】 【総会議事録】	・役員退任(6) ・区費(2) ・時間旅行(1)	・消防団申入 ・消防団幹部 講習派遣について (2)		・税申告 ・伊万里市農草構造 改善事業 ・成人学級学生募集 ・巡回映画 (4)	・災害工事の陳情(2) ・市有林払い下げの 陳情(1) (3)	
昭和40年	【初会議事録】 【委員会議事録】	・役員退任(3) ・区費(3) ・予算(1) (7)	・消防負担金 ・議員負担金について (2)	・銭草所所長新任 ・被害交渉委員 ・消防団助成金 ・老友会助成金 ・青年団負担金 (5)	・土地台帳作成費 ・立川保育園・園児 入園 (2)	・防犯街灯設置申請 ・市道の件陳情 (2)	・立野地区被害対策 について
昭和41年	【委員会議事録】	・区費(2) ・予算(1) ・役員退任(1) ・財産管理規約(1) (5)	・消防団助成金 ・老人会負担金 (2)	・被害対策委員	・中興慰霊碑建立の寄付 (1)	・市道護岸工事の 陳情(1) ・通字道の陳情(1) ・地盤の陳情(1) (3)	・被害対策(3) ・江北町への視察 (5)
昭和42年	【委員会議事録】	・区費(2) ・役員新設(1) ・区長代理(1) ・区長の職務分担(1) ・予算(1) (6)		・老人会(老友会)費 ・区長入院 ・区長死去 (3)	・税申告 ・医療費保護 ・赤い羽根募金 (3)		・災害対策(9)

表Ⅱ-9 立川区議事録(その8)

	E 保健衛生	F 組織			G 行政関係		H 被害対策
		集落機構	派生集団	その他	委託事項	要請事項	
昭和44年	【総会議事録】	・役員退任(1) ・区費(2) ・予算(1) (4)	・消防機具管理手当 (1)				
昭和47年	【委員会議事録】 ・被害対策	・委員紹介(1) ・区費(4) (5)	・議員負担金(1)		・国民年金加入 ・随雨増大の為の災害 について ・秋の交通安全週間 (3)		
昭和48年	【初会議事録】 ・水道の件(1)	・役員退任(2) ・区費(2) ・予算(3) ・区有地財産台帳保存 ・区規約(1) (9)	・委員会旅行積立金 (1) ・区有林管理組合(1) (2)		・血液台帳作成 ・老人夫婦者調査 ・災害通信 (3)	・市道補修陳情(3) ・橋の補助工事陳情 (2) (5)	
昭和49年	【初会議事録】	・役員退任(2) ・予算(4) ・区規約(1) (7)					

表Ⅱ-9 立川区議事録（その9）

	E 保健衛生	F 組織			G 行政関係	
		集落機構	派生集落	その他	委託事項	要請事項
昭和50年	【委員会議事録】	・区費(1) ・区規約(1) (2)	・24時間大会への慰労金(2) ・子供会育成(1) ・消防団費用(1) ・消防格納庫資金の返済(1) (5)	・町招魂祭経費の徴収(1)	・固定資産台帳の閲覧 ・大川野貨物駅廃止報告 ・国勢調査 ・交通安全週間 ・掃除週間(4) (8)	・市道補修(1)
昭和51年	【総会議事録】	・役員選出(1) ・予算(1) (2)	・消防手当(1) ・消防格納庫資金の返済(1) (2)			・市道認定申請(1)
昭和52年	【総会議事録】	・予算(1) ・区長任期問題(1) (2)			・市道変更(1) (1)	
昭和56年	【総会議事録】	・予算(1) ・役員報酬(1) (2)				
昭和58年	【総会議事録】 【委員会議事録】 ・ゴミ収集場移動(1)	・役員選出(1) ・区費(1) ・予算(2) (4)	・敬老会名簿(2) ・消防費用(1) (3)	・中学校統合問題(2) ・町費(2) ・町有林決算(1) (5)	・立川体育部に小区格24時間推進事業助成 ・バス運行回数減小 (2)	・農免道補修申請 ・市道舗装申請(3) ・大層放水路工事の陳情 (5)

表Ⅱ-9 立川区議事録（その10）

	E 保健衛生	F 組織			G 行政関係	
		集落機構	派生集落	その他	委託事項	要請事項
昭和60年	【総会議事録】 ・ゴミ収集場	・役員選出(1) ・区長任期延期問題 ・区費(2) ・予算(1) (5)		・中学校統合問題(1) ・町費額振付料(1) (2)	・納税奨励金 (1)	
昭和61年	【総会議事録】	・役員選出(2) ・区費(1) (3)				・市道改修申請(1)
昭和62年	【総会議事録】 ・租大ゴミの収集		・委員会研修(1) ・消防団(1)	・中学校統合問題(2) ・県会議選出(2) (4)	・溜池工事連絡 ・市道補修 ・納税奨励 ・秋の交通安全週間 ・交通事故発生事件 (5)	・苦情(1) ・排水工事陳情(1) ・予算の補助申請(1) (3)

円で、値上げ前の最低額を下回る額となっている。このような状況から察せられることは、炭住街居住者は数の上では圧倒的優勢を占めていたものの、経済的力量は、在来農家世帯群の水準をかなり下回っており、区運営の主導権は、在来農家群によって確固として握られていたということである。

支出の方では、まず「役員給」についてである。役員給が支払われるのは、区長、補佐、用務、書記、評議員、体育委員、分館主事、監査、班長、勘定の計30人に及ぶ。自治組織ではあるが、その額は仕事に見合うには程遠いものの、一応、「奉仕活動」とはせず、「役員給」を支払う点は、近代的自治組織の性格を表わすものと言えよう。「分館運営費」の内訳は、古い資料であるが1966年の記録に、体育費・敬老会費・会議費・保育園運営費・子供会費・婦人会・備品・青年育成等が見られ、子供会、婦人会が区組織に包摂され援助されていることがわかる。「町負担分担金」とは、大川町老人会・青年団・子供会・消防団・防犯協会についての立川区分の分担金を指しているが、旧大川町としての負担金が生き続ける程に、合併前旧町村のまとまりが維持されていることがわかる。「財産管理費」の内訳は、大きくは分館の管理費と共有林の管理費に分かれる。前者には分館管理人（住み込み）手当が含まれており、財産管理費の大半を占めている。最後に「事業費」についてである。これは集落自治組織として実施する生活関連施設等の維持管理及び補修改善事業に係る費用である。区役日当、材料費、行政の工事関係者への茶・菓子代等も含まれる。

(3)集落自治組織の業務

立川区としての業務は、表Ⅱ-9の議事録に記され議題の一覧に見られる様に、極めて広範囲にわたる多種・多様なものがある。一応、議題の性格を、「建設整備—自前・それ以外」、「行事—祭礼・それ以外」、「維持管理—土地関係・それ以外」、「農事」、「保健衛生」、「組織—集落機構・派生集団・それ以外」、「行政関係—委託事項・要請事項」、「鉱害対策」に分類し、整理した。これらはすべて自治組織として検討・協議し決定した上で実施に移すべきものとして、全て自治組織の業務であるが、狭い意味では、「組織」を除いたものがそれに当たろう。「建設整備」につ

いては、立川区のみに関する諸整備課題を「自前」とし、他集落・地域と共有する課題を「それ以外」とした。主に、立川区として、整備を要する課題を出し、要望として取りまとめ、かつ、地元負担等についても検討し、「行政関係」中の「要請事項」として集約させて行くものと、立川区独力による整備を実施するものが含まれるが、多くは前者に属するものである。

「行事」は、祭礼、スポーツレクリエーション、記念式典、祝賀会、敬老会といったもので、ほぼ、定例的には神社祭礼、慰霊祭、敬老会に限られる。

「維持管理」中特に「それ以外」とされるものの中に、いわゆる「区役」と称する共同作業の多くが含まれる。集会施設・防犯灯・一般道路・用水施設・農道・教育施設・放送施設・区有林・防火施設・神社・溜池・水道・墓地・河川・排水施設等の維持管理があげられている。1967年を転換点に、区組織から生産組合が独立したため、それ以降、農道維持管理、用水維持管理が姿を消し、かつ、全般的に維持管理の対象が減少している。1975年頃から以降は、集会施設・一般道路・防犯施設・放送施設・防火施設等生活関連施設にはほぼ、限定され、これに、時として、区有林が加わる程度となっている。現在、区役として実施されているのは道の掃除を年に1回である。議事録の「一般道路維持管理」に当たる。しかし、出役は全戸に義務付けられているのはこれだけである。他の維持管理については、ほとんどが役員の出役によるものであり、日当が支払われている。共有林については、在来農家を中心とする権利保有者が共同でやはり年1回の手入れが行われている程度である。議事録から見ると、このような状況への転換点は、1975年頃とすることが出来よう。この時期は、ちょうど、炭鉱閉山後の鉱害復旧圃場整備事業、県営圃場整備事業、その他の炭鉱閉山に伴う整備事業が集中しており、立川の道路・河川・水路等主要な地域施設が次々に公共事業によって整備されて行った時期と重なっている。

このような過程の進行の中で、従来実施されていた地域の在来技術による整備は、ほとんど姿を消した。例えば、立川には、農業用水確保のため、多くの溜池がある。主要な溜池は、江戸期築造のものであるが、以前（30年ほど前）には、この溜池の維持・補修が、

区の人達の人力で行われていた。共有林地の多くに、あるいは一部集落居住者個人有林に定められた土取り場（粘土質の赤土）があり、工事に際しては、縄を編んだモッコをそれぞれが準備して土を運び、足で踏み固め、棒杭で突き固めるといった作業を行っていたのである。

(4)生産組合の活動

生産組合は、立川区農家のうち、水田を有する農家と、立川区外農家で立川区内に水田を有する農家によって構成される水稲生産組合のことである。1967年の協議で、区組織から独立したが、それ以前から、同様の組織と運営を行って来ている。その主な活動は二つある。一つは、1974・75年に向け、第2次農業構造改善事業によって導入されたコンバイン（4条刈り）2台、トラクター2台、さらに1978年近代化事業で導入されたコンバイン（6条刈り）1台、トラクター1台計トラクター3台、コンバイン3台の協同利用・管理である。これらの機械は、協同の機械倉庫に収納されている。あとの一つは、11の溜池及びそこから水田に導かれる水路及びポンプ場及びそこからの水路の維持管理と排水管理である。ここでは、後者の水利関係の面について整理する。少し資料は古く、鉱害復旧、県営圃場整備事業完了後の1980年の組合資料にもとづくものであるが、現状と土地・水路等施設条件は変わっていない。この時点で、生産組合は、水利上は三つのグループに分かれている。即ち大溜関係水利、上田原関係水利、下天神関係水利の3つである。受益面積及び受益農家数は、それぞれ、1465.3a・32戸、586.7a・14戸、351.1a・11戸で、大溜水利が最も大規模である。そのエリアは図Ⅱ-6に示す。

組合の活動を支えるのは、組合費、租役、水利費、「会議落」、溜漁料、他部落継方金である。組合費は6段階に分けられている。即ち、500円、800円、1000円、1200円、1500円、2000円の月額で、年間11ヵ月分を支払う。租役とは、水利施設等に係る出役義務が組合員全員にあるが、その出役義務を果たせない場合、出役日当に当たる額を組合に納入することになるが、その収入を指す。しかし、この出役義務は、均等ではなく、基礎的金額に加え租役賦課と称して、各農家の受益面積から算定された金額の合計の形で差が出て来

る。組合費も同様で、上期6段階をベースに、受益水田面積、所有山林面積、戸割を一定の割合のウェイトをかけて合計した組合費賦課が加えられる。水利費は用水使用料で「会議落」とは、組合の会合に欠席あるいは代理を出した場合に課される出不足金の一種である。他部落継方金とは、他部落居住者で立川区内に水田を持つ物についてのみ徴集される。溜漁料は、11ヶ所ある溜池において、鯉等の養殖をする権利料の意味である。この養魚権の期間は2年間、料金は入札で決定し、その料金は組合に納められる。以上、各参加農家からの負担金、出役義務は、基本的には厳格な受益面積を基礎とする配分と、ベースになる利用権料あるいは基本料金の合計で決定されなど、極めて合理的なものとなっている。これらの財源と組織的労働によって、農業水利は確保され、水田農業が維持されている。ここに見られる「共同」の姿は、「共同体的」共同とは明らかに異なる、個別経営を前提として労力という物質的手段の交換による近代的・合理的協同ということが出来よう。

Ⅱ-3 集落自治組織の集落空間再生への取り組み

(1)鉱害復旧

鉱害の発生は、既にその第1段階と言えるものが、1962・3年頃に起こっている。それ以前まで、鉱道は大溜付近から北西に向かって掘り進められていたが、断層にぶつかり、西に方向転換した。その影響で、湧水圧が下がり始め、先ず飲用水用の井戸が涸れ出し、続いて果樹園用井戸も涸れ出すに至った。このような事態に対応するべく、区として協議をしたが、被害が在来農家にほぼ限定していたため、区全体として取り組むのではなく、また、区として取組めば、区長が年々交替し継続性の点も問題があるとのことで、被害世帯61戸（うち農家48戸）をもって「鉱害組合」を結成することとなった。このような「任意組合」的なものではあるが、区としても重要問題であるとの認識から区自治組織内組合として位置付けている。いってみれば、直接的に鉱害に関係する区内の世帯をもって、専門的・持続的に鉱業会社等との交渉を行う実働部隊としての性格を与えたのである。それが1963年である。

その後、間もなく、飲用水をとる井戸が、ほぼ涸れ

図II-6 水路系統と水利組合のエリア



てしまい（1965年）、これに対する対策として、鉱業会社が炭住街に供給する為に建設していた浄水施設（松浦川から取水）の水を被害世帯を中心とする在来農家群のある地域へ回すことを交渉し、実現させた。この施設は現在も残っており、市の施設となつて、立川集落に飲料水を供給し続けている。このような交渉と同時に、西方（主要な水田が集中する水田地帯の方向）地下に鉱道が伸びるに従い、地盤沈下が発生し始めた。その為、組合では、市道の10数箇所に測定板を設置し、沈下速度を測定する措置を講じた。その結果、ひどい所では1.2mもの陥没に近い地盤沈下を来す状況が確認されている。この段階では、飲料水確保と同様対症療法的ではあるが、具体的被害が出る度に会社と交渉し、会社負担による被害対策をとらせるといった取り組みを続けている。そのうち、同鉱山の閉山の見込みがはっきりして来たことをキャッチした組合は、閉山前に、会社が「有資力」の状態に閉山する方向で会社や通産省と交渉を始めている。その結果、閉山時には、鉱害復旧費として、国80%、会社20%の割合で分担する4億6千万円を確保させることに成功した。その後、緊急を要する陥没・沈下による家屋被害については、復旧工事：6戸が対象、金銭賠償：26戸を会社資金で実施させている。本格的な鉱害復旧工事への着手は1973年である。手始めは、地下鉱道による陥没や沈下被害の大きい水田18ha（現在の班で言うと8、9班のエリアの水田）につき「鉱害復旧立川圃場整備事業」が同年着工され、4年間で完成する予定であったが、結局6年かかって完成している。この工事費は総額21億円であったが、農家負担は0である。次に、樹園地については、水源枯渇を鉱害として、復旧させる課題に取り組むが、通産省は、3年間の調査の結果、鉱害復旧対象とするか否かの結論を出さずに手を引くこととなり、組合は会社と交渉を重ね、1億2千万円の復旧費を出させている。この資金は6～7年間、保留したが、決定的復旧の見込みが立たないまま、被害農家に分配した。上水道については、閉山までは、会社が炭住、農家を問わず立川全域に供給していたが、閉山とともに、供給もストップした為、会社が持っていた水利権を市が買い取り、立川だけでなく大川町全域を対象とする簡易水道として再利用することにな

った。現在、この施設による大川町内の給水人口率は80%にのぼる。

以上が、直接的な鉱害復旧にかかわる事業である。炭鉱施設・炭住街の跡地の問題であるが、幸いにして、その区域の地主のうち開鉱時、土地を売却せず、貸すこととし、条件として、農地として返還する契約を取り結んでいたものが8haあった。その分については契約通り、返還時には農地として整備され、現在、その多くは梨園となっている。

農地としての返還が困難であったり、所有権が会社に移っていた、ボタ山、洗炭場、坑口等の場所については、借地分は、補償金で解決し、会社有地については、一つには、会社に対し無資力閉山を働きかけている。それは、無資力の場合、その土地は国が接收し、国の金で整備することになるからである。もう一つは市に買取させ、整備を進める方法である。その論理は、鉱山税は17年間伊万里市に入り続けていたのに、大川・立川への還元はほとんどなかったというものである。会社は無償で良いとしていたが、価格設定・買取という手続きを要する為、11haを8万円で市が買取し、現在、大溜直下の物については、グラウンドに整備されており、大溜北方の大規模なものについては、取付道路の整備と整地が行われている。この分について、市としては、工場誘致の為の用地への利用を考えていると言う。

また、1972年に廃校となった大川小学校立川分校跡地についても、ボタ山同様、市有地に転換し、73年には誘致企業に無償で払い下げたが、10年間操業した後、撤退し、現在は陶土工場となっている。

炭鉱施設・炭住用地のうち8haを借地としたことは述べたが、同様な興味深い対応がある。それは、開鉱準備にかかった鉱業会社側は、当初、大溜をボタで埋め立て、その上に炭住街を作り、必要な水は松浦川からポンプアップする計画であったが、立川の人々は、その計画に乗らなかったことである。その理由は、「炭鉱は永久ではない」というものであった。

炭鉱の開山・閉山にかかわるもう一つの事例として、現在、立川集落の公民館分館北側にあるゲートボール場（運動公園）について触れておこう。この公園は1977年までは市立立川保育園の敷地として使われてい

たものである。炭鉱の建設に伴い、小学校分校が出来たのと同様に、立川にも保育園を整備する必要が出て来た。その当時、現公園の地は、「平小場公園」と呼ばれる、緩斜面に松と70~80本の桜が植栽され、「孝志善助」の墓のある集落有の公園のような場所であった。その場が結局保育園建設地として選定され、市が買収し、1960~66年をかけて完成している。1970年、炭鉱が閉鎖され、園児が減少したため、存廃をめぐって、立川の人々が対策委員会を区に設けて検討を重ねている。結果的には、1977年、大川町内の出入・大川野・立川の3保育園が統合され大川野保育園となり、立川保育園は廃園となった。その後、土地・建物は市有のまま放置されていたが、立川の老人を中心に、ゾートホール整備の要望が高まり、区としては、保育園跡地が公民館分館に隣接する区を中心にあることも含め最適地とされるに至り、市との交渉が始まる。交渉は1979年から開始されたが、市側も「公共的施設」ということで、又ムアに翌年には公園整備が決定した。整備の中味は、建物の解体・撤去と整地で、物財・下請料等の費は210万円で、30万円を市が補助し、180万円は区民からの寄付によっている。その際、土地は、建物撤去・解体費の見返りの名目で、市から区に返却されている。作業は、立川区の役員と隣接する駒鳴の人々で行われた。駒鳴の人々が参加しているのは建物の廃材を譲り受けるのである。(現在、駒鳴の梨園に移築されている)立川区の作業参加者には日当として1人3000円が区から支払われ、総額は30人・日、90000円であったと言う。

以上、立川在住の農家の人々は、炭鉱の開山の時期から、既に、限りあるものとの見方に立ち、被害に對しては機敏に対処しつつ、結局は閉山を迎えたが、その後の、ほぼ完全な復旧を実現するとともに、新しい段階の生産基盤、生活基盤の整備をも獲得するというある意味では「したたか」に炭鉱の退入を受け止めたものと言えよう。

II-4 立川集落の空間構造と土地利用管理シナジ

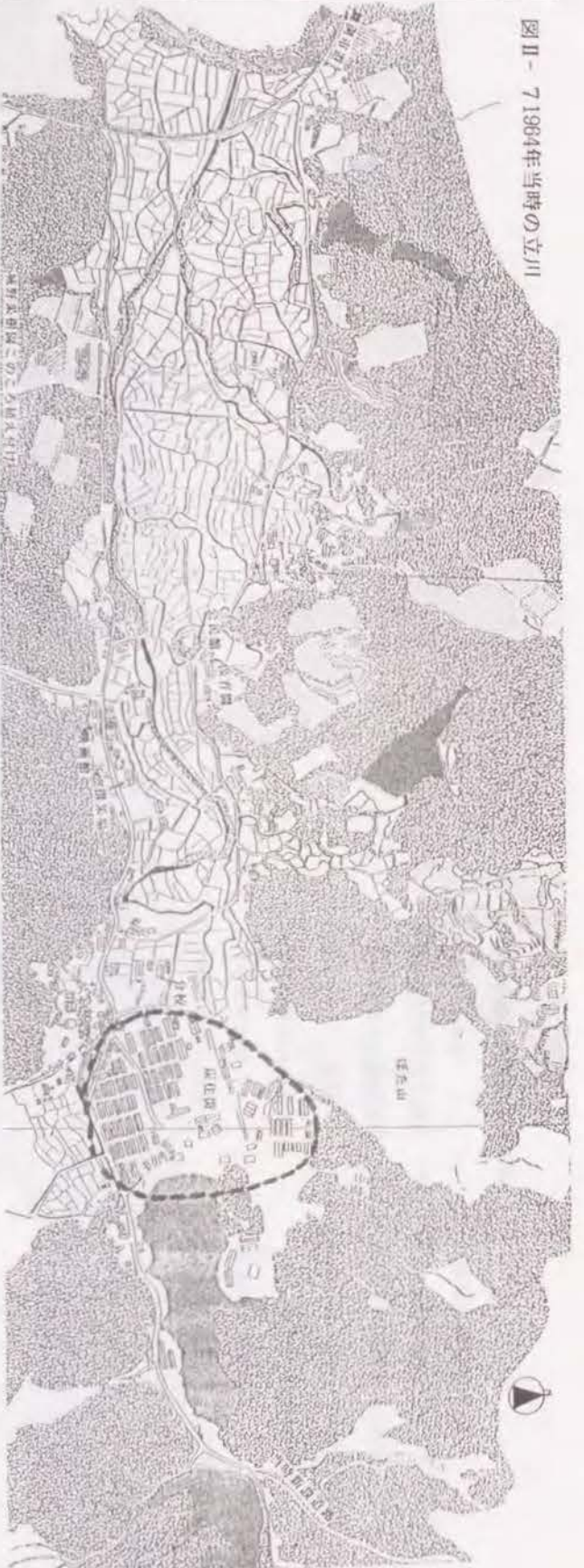
△

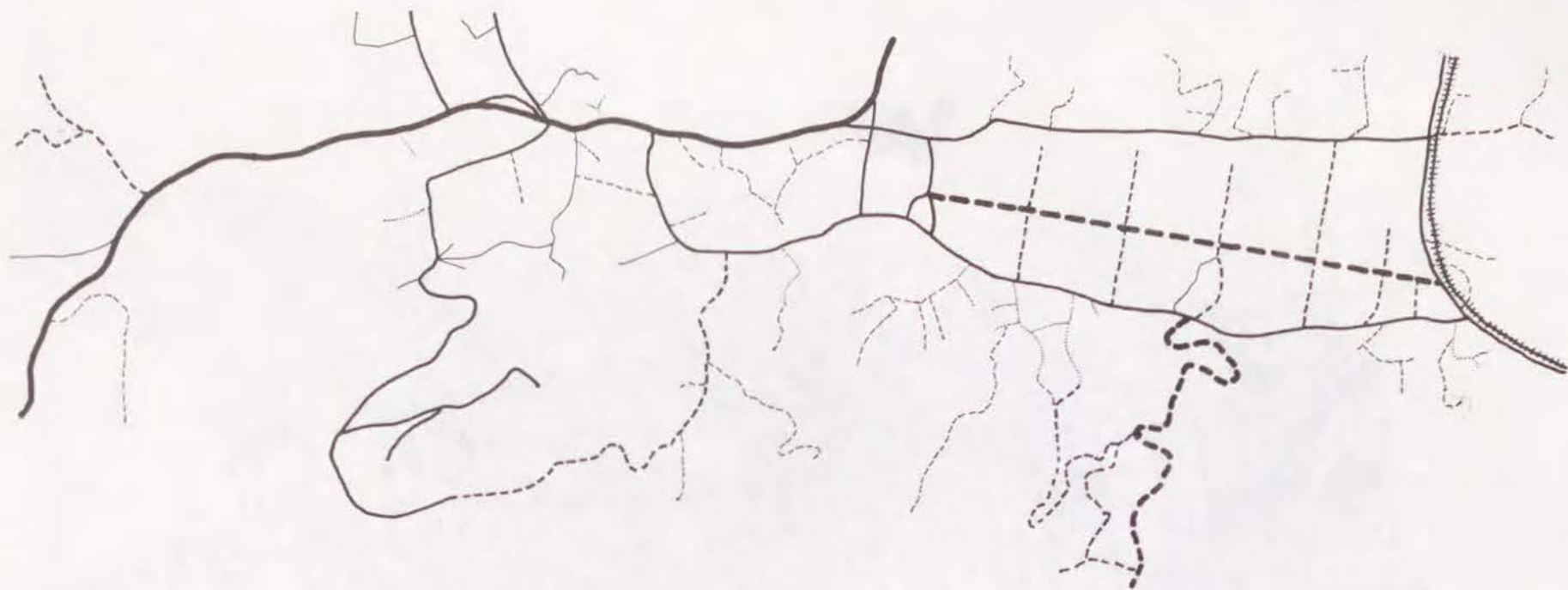
(1)集落の空間構造

谷間に立地する集落の例にもれず、立川においても

谷間の中央、河川沿いに主要な水田が集中し、主生産域を構成している。ただ、この谷は奥行が浅く、背後の山域が浅いため集水面積の限られた表流水の少ない河川を有するのみである。従って、谷奥部、北側斜面を中心に多くの溜池が築かれている。この河川沿の谷中央部を挟んで、山際に沿って居住域が展開する。主要な部分はやはり南面する北側に展開しており、南側は少ない。ただし、図面が途中でしか描かれていないが、谷が南に入り込む入口付近に、一群の屋敷群がある。可能な限り平坦で、水の便の良い谷間中央に水田をとり水と日照を確保することから、このような居住域と主生産域との関係が生まれる。居住域では、個々の農家で、井戸を掘り、飲料水を確保していたが、これは、山が浅い為、谷川・溪流等の飲料水とすべき然、谷中央に比べ、標高は高い。これで、河川の溢水による水害を避けることも出来る訳である。断面的に土地利用を整理すると、河川・水田・前畑一屋敷一裏山一梨園という展開である。梨は、現在、立川の基幹的作物となっており、谷北側の南向き斜面にその多くが開かれ、この10年の間に、谷南側の北斜面にも開園が進んでいる。(図II-3参照)

これら梨園の沿革について、若干触れておく。現在「赤梨」は、「大川梨」の名でブランド化され、早生梨としての評価は高い。その起源は明治末年までさかのぼる。その頃、大川村青年同志会主催の大川村農業改良発展の討議の中で、果樹栽培について討議がされ、立川出身の青年会長が、佐賀県内の果樹農家より梨、リンゴ、桃の苗木を導入、立川北側の山林原野を開墾して植え付けたのが始まりとされている。当時の立川は、大川町内でも谷間の集落で水田・畑の面積は少なく、零細な農業経営であったため、特に、そのような状況の打開に熱心であったものと思われる。その後梨は立川をはじめ大川町全域に広がり定着して行った。1960年代後半には、みかんブームで一時面積を減らしたが、その後、再び面積を伸ばしている。梨は立川農業発展の礎であり、礎を握る存在である。道路パターンは、谷間の集落であることから、これをかすめて、県道は入っているものの、農業集落域は、ほぼ袋状を成し、居住域を運んで市道がルーヴ状に





- 市道
- 生活道
- 林道
- 鉄道
- 里道
- 県道
- 農道支線
- 幹線農道
- 市道計画道路

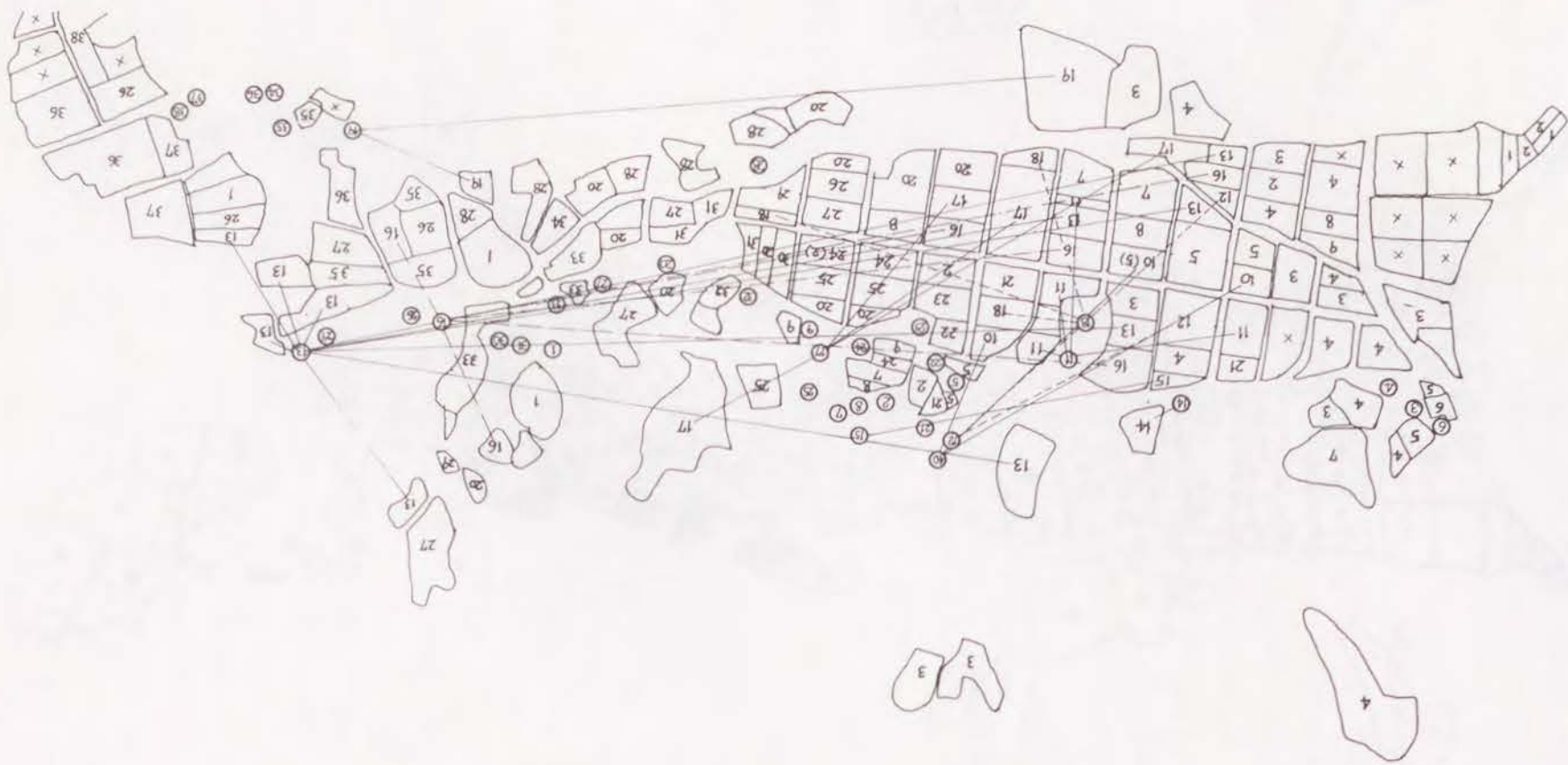
図II-10 立川集落の道路ネット・ワーク



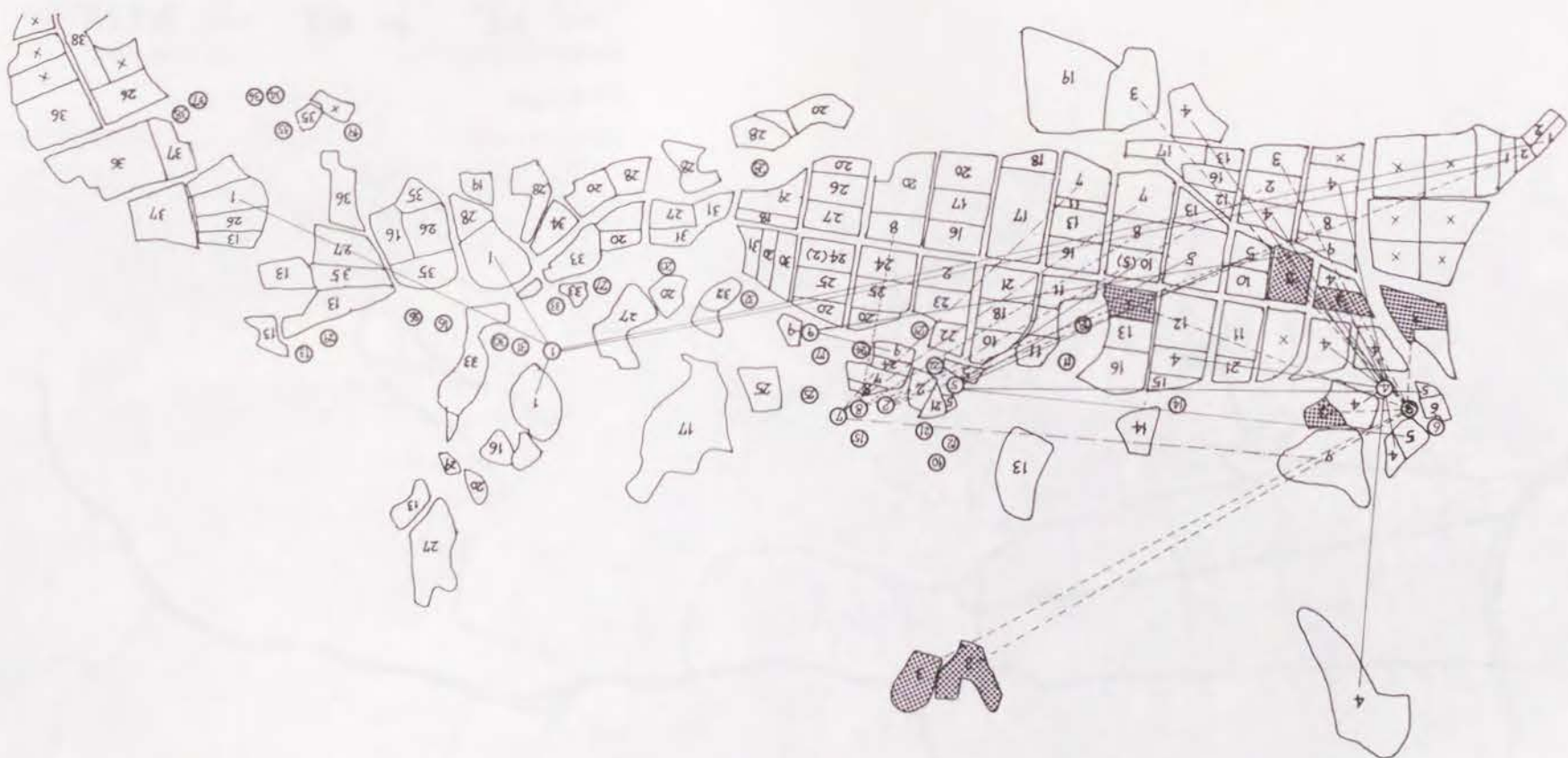
- ① 園地整備の完成
- ② 小中校閉鎖
- ③ 居住跡地の範囲化
- ④ クラウン下整備
- ⑤ 丘陵部での梨園造成
- ⑥ 保身園跡地の公園化
- ⑦ 浄水場整備
- ⑧ 梨の里橋架橋と市道新設
- ⑨ 区西部平山に至る市道の拡幅・舗装
- ⑩ 町会館の新設
- ⑪ ホク山下流の次期世設庫
- ⑫ 防火用水槽、消防射撃場新設
- ⑬ 立川合同集果場の閉鎖
- ⑭ 果樹園地整備事業
- ⑮ 教育費負担整備事業

図II-9 1964年～88年における立川集落空間変化ポイント

図II-11-2 所有農地の分布状況(2)



図II-11-1 所有農地の分布状況(1)



図II-11-3 所有農地の分布状況 (3)



図II-11-4 所有農地の分布状況 (4)



通じ、ほぼ、集落専用の生活道となっている。その中に、農道が、背骨と肋骨を成す形で入っている。ここから、北の樹園地に向けて農道が入るといったパターンである。(図Ⅱ-10参照)

(2)集落の土地所有・利活用・管理のシステム

まず、図Ⅱ-11(1~4)から、各農家の所有地の分散状況について見よう。水利関係で言えば上田原水利地区は、ほぼ、居住域と主生産域が同一領域にまとまっており、広がりもさほどでない。図にはないが、城野地区も同様である。その他の上天神、大溜についても、居住域と主生産域は樹園地の一部を除いて、ほぼ対をなしている。しかし、個別農家ごとの所有地は錯綜して分散している。1農家当たりのそれぞれまとまった農地の箇所数は、最も多い所で10箇所にわたっている。そのうち1戸は、水田・畑が6箇所、梨園4箇所、残る1戸は、水田・畑が実に9箇所に分散し、梨園が1箇所である。最も多いのは、3~4箇所の分散で図中の38戸中15戸がこの範囲に入る。大体、水田・畑が3~4箇所、梨園が1箇所あるかなしである。傾向としては、農地の所有規模が拡大するに従って箇所数は増加する。立川は、旧在村地主は1戸、従って他の農家の経営耕地規模は、それほど差は、もともとなかったものと思われる。農家戸数も多く、もともと小地片に分割された圃場であったものが、圃場整備されたとはいえ、大区画にまとめられた訳ではなく、標準より小さな区画に分筆されている。このことが、規模拡大に伴い、農地を分散させることになる。このような、農地の分散と相互の錯綜は、個別農家の立場からは、不便、この上ない状況である。しかし、それは、同時に、部分的または包括的な共同管理を成立させる条件ともなっているのである。

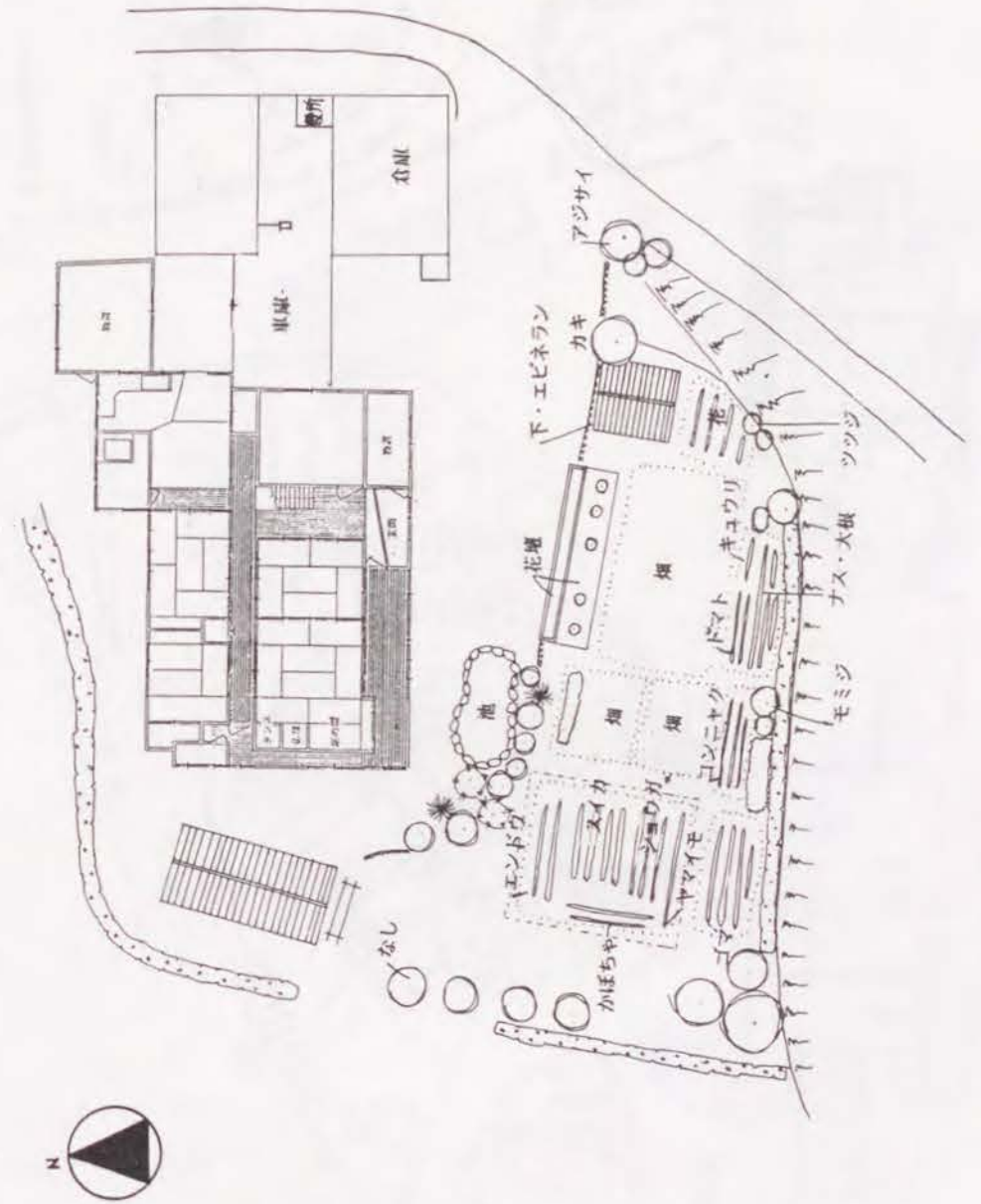
ここで、各農家の側から見た土地利用のシステムを4つの事例によって紹介しておこう。

図Ⅱ-12-1の農家は、図Ⅱ-11-1の③の農家である。その主生産域の農地は水田、畑が4箇所、梨園が4箇所と広く分散している。その点では、家の位置と、主生産域内所有農地とのシステムの関連性は無いと言えよう。ただし、水田、畑地に関してのみ、若干なりとも、屋敷に出来るだけ近付けようとしている形跡は伺える。屋敷地は道路より一段高い南面する傾斜

面にあり、南側には自家菜園が設けられている。エンドウマメ、かぼちゃ、ショウガ、スイカ、ヤマイモ、ゴマ、コンニャク、トマト、キュウリ、ナスビ、大根などが栽培され(調査時は1989年8月)ており、他の季節には他の野菜類も栽培される。ほぼ、自家用野菜は完全に自給出来る体制が保たれている。

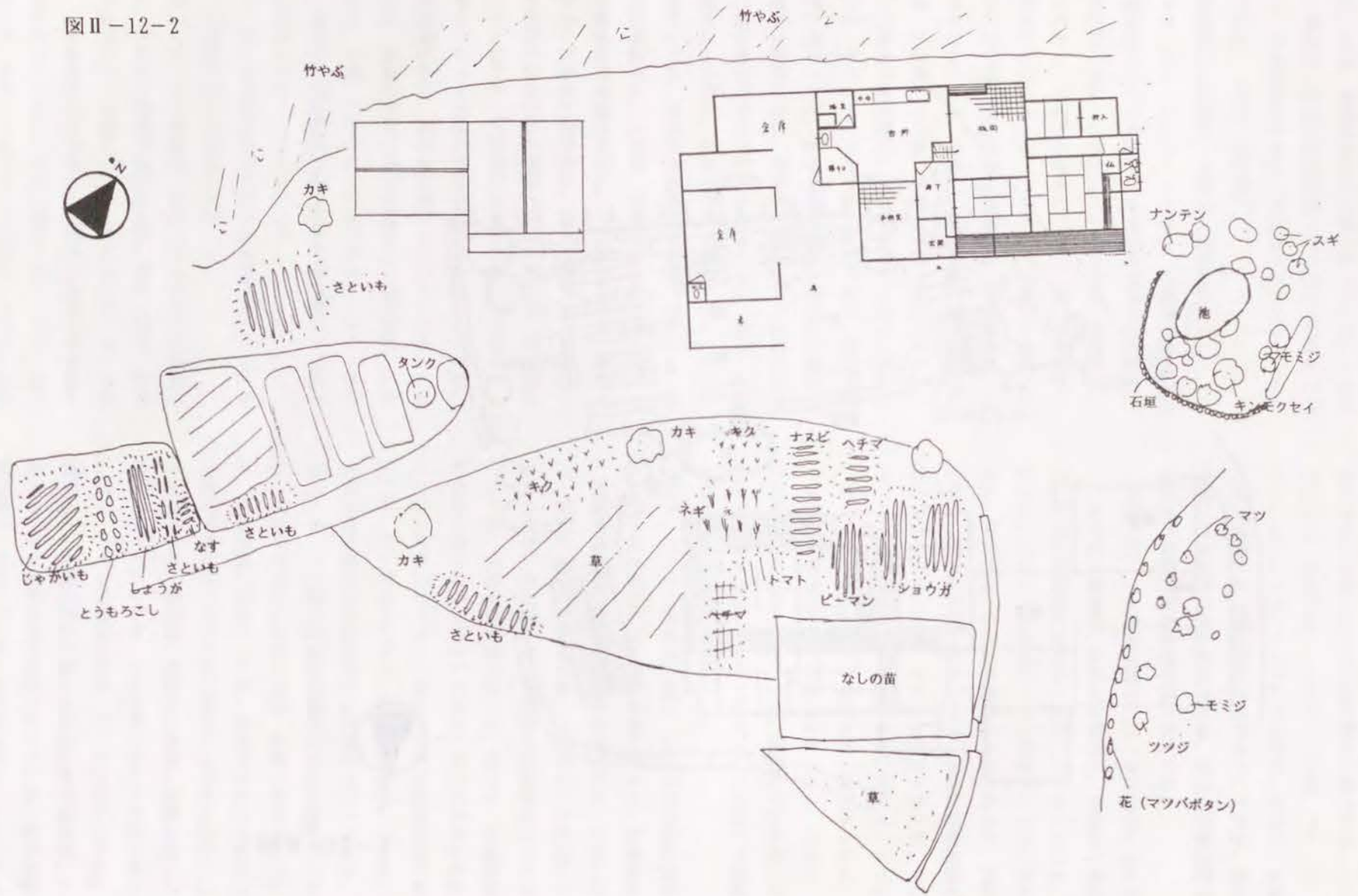
図Ⅱ-13-2の農家は図Ⅱ-11-3中の⑤に当たる。この農家の場合は、水田が2箇所と、梨園が1箇所で、いずれも屋敷に近接した位置にまとまっている。たぶん、このような関係が一つの典型であろうと思われる。屋敷地は、道路より高いレベルにあるが、ほぼ平坦で、面積はかなりある。やはり南面に自家菜園が前の例より広くとられ、サトイモ、ジャガイモ、トウモロコシ、ショウガ、ナスビ、ネギ、ヘチマ、トマト、ピーマン、梨の苗、キクが作られ、柿の木もある。それに、観賞用の庭づくりもなされている。梨園は、この屋敷地の上段、北東の位置に隣接しているが、これはもと畑である。従って、結果として隣接した梨園となった訳である。

図Ⅱ-12-3の農家は、図Ⅱ-11-3中の④に当たる。前2者とは川を挟んで反対側にあるが、屋敷地は、母屋が南面し、南側に庭がとられている。小高い山が、南側に迫っている中でも、「南面性」を維持している。現在、代が替わり、非血縁者世帯が居住するが、ここは、元地主の屋敷であった。従って、母屋は古いものの作りはシッカリしており、使用される材も良く、仕上げも立派であり、かなり丹精な庭園が作られている。同一敷地内にもう一軒家があるが、これは、元地主の血縁者が専用住宅として単身で住んでいる。そのため、この家では自家菜園がほとんど取れていない。主要な農地は、水田4箇所、梨園1箇所で、これも、ほぼ近接、連続している。在村耕作地主であれば当然屋敷地に近く条件の良い場所に自作地を持つことは可能である。梨園は、屋敷地の南側、道路を挟んだ場所にあるが、これも、もとは畑であったものである。図Ⅱ-12-4の農家は図Ⅱ-11-3の⑥に当たる。屋敷地は、前面の市道と同レベルのほぼ平坦地で、一部奥のみかん倉庫の部分が高くなっている。敷地は比較的狭く、変形している。道路側前面と、みかん倉庫周辺に自家菜園がとられ、サトイモ、トマト、シソ、

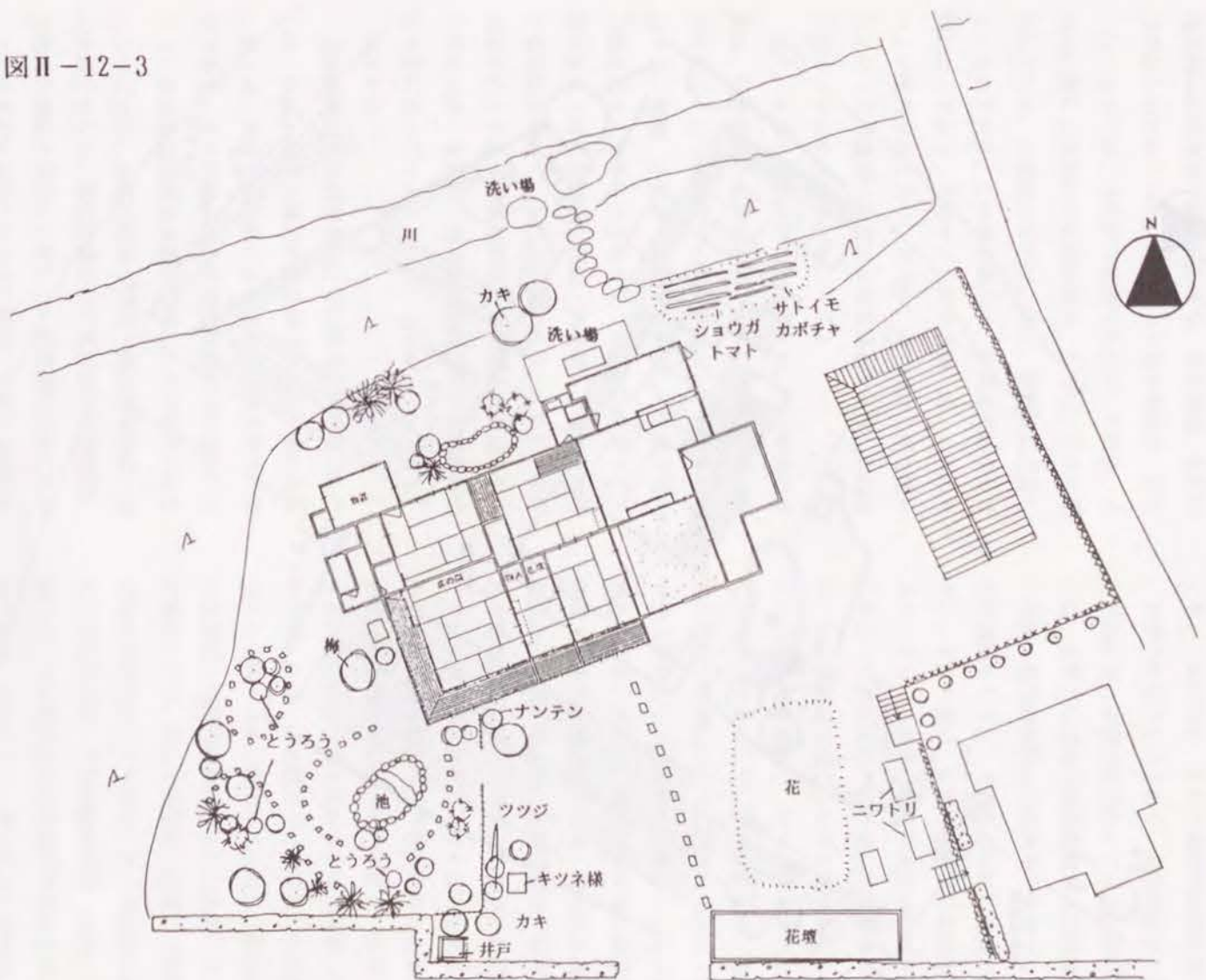


図Ⅱ-12-1

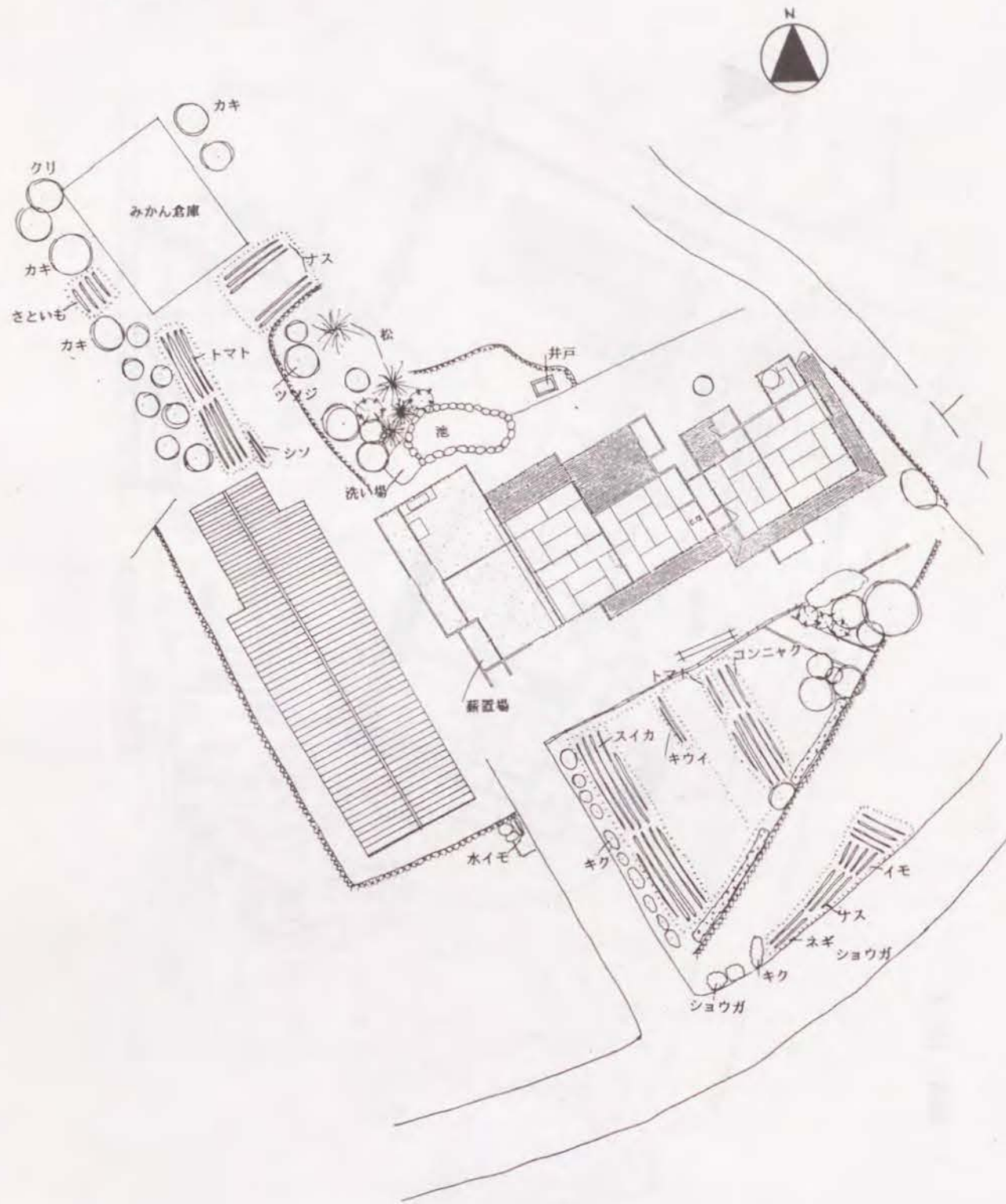
図II-12-2



図II-12-3



図II-12-4



スイカ、水イモ、コンニャク、キウイ、ナスビ、ショウガ、ネギ等が作られ、柿・栗が植えられている。母屋北側には池を持つ観賞庭もあり、池の水は、もとの井戸から引かれている。この家の主要な農地は、図II-11-3中では、水田が3箇所であるが、その他、北側の山腹に2箇所みかん園がある。ただし、かなり荒廃している。3箇所の水田は、ほぼ、屋敷地に近接してとられている。この家の場合、南側水田の半分は畑になっており、平地では、自家菜園、畑、水田のセットが維持されており、それに、後でみかん園を開いたという立川農家の典型的な発展経過を体現した土地利用システムを持っている。

以上、4つの事例からわかることは、立川集落の農家は、屋敷地内の自給用菜園、それに隣接する畑（自家貯蔵用+バラ売り用）、水田をセットとした農地を有する、零細・小規模（自給+α程度）の農業を営む形態を基本とするものであったことである。従って、限られた土地を効率的に回転・利活用し、濃密に管理する伝統を持っていたものと思われる。これに、後に梨を中心とする果樹栽培が導入され粗生産額は大幅に上昇するが、本来の土地利用管理システムは維持され現在に至っている。

(3)まとめ

立川集落の土地利用管理を含む集落空間管理システムは、ほぼ、5～6層の構造を持つものと考えられる。第1は、集落自治組織による包括的な集落空間の管理である。その内容は、在来居住の農家群の意志にもとづく集落領域の農業集落的空間としての保全である。このことは、炭鉱の開設・操業・閉山の40年近い期間を経てもなお、農業集落として実質的にも形態的にも性格と機能を保持し、むしろ、炭鉱開設以前にも増して生産基盤を確固たるものに整備して来た成果にも現われている。今一つは、炭住居住者をも包括し、かつ、農家群内部での兼業化や非農家化といった混住状況の中で、全体に共通する「居住地」としてのいわば「共住性」を基盤とした生活関連の公的・共同的施設の整備・管理である。第2は、農用地・農業施設等、農業生産基盤等の整備・管理である。包括的性格を持つ故に、農業生産面での自在性を弱めた集落自治組織から相対的に独立した生産組合を組織し、活動させる

ことによって、それを可能にしている。その内容は、第1にあげた「集落領域の農業集落空間としての保全」を、「鉱害組合」という補完的組織を派生させつつ、実質的に担うものであり、農用地保全と農業継続を包括的に支える役割を果たしている。同時に、具体的には、基幹的な農業用共同施設である幹線水路・農道、溜池、農業機械等の共同利用・管理である。生産組合の権能としては、それらの支線にも及ぶ。第3は、主に、それら農道、水路の支線及び各圃場への取付・入口、そして、圃場の畦畔や法面の利用管理にかかわる私的（生産組合からすれば）共同である。具体的には、水路・農道支線でつながる農地所有・耕作者が、それらの利用を調整し、かつ、十全な利用を保持すべく共同管理を行ったり、より私的には、隣接する圃場間の畦畔や法面について、個別私的利用・管理が重なり合う部分についての自然に成立する共同利用管理の行為である。第4は、各農家の主要な農業生産用地が集積する主生産域に存在する、個別私有農地における完全な、私的・個別的土地利用管理・経営である。立川の場合、機械の共同所有はあるが、共同利用はない。そして第5に、集落における住宅や生産関連施設が中心に集積する居住域及び縁辺の屋敷地及び自家菜園の完全な私的・個別的土地利用管理・経営である。第4が、販売農産物の生産あるいは共同集・出荷、農協共販等、社会との連続あるいは共同を含む意味では完全なる個別ではあり得ないのに対し、第5は、ほぼ完全な私的・個別的な性格のものと言える。以上、5段階に整理したが、第1の段階を、厳密に「集落領域の農業集落的空間としての保全」と「共住性を基盤とした生活関連の公的・共同的施設整備・管理」とを分けるならば、6段階のものが重層した構造を持つと言えるのである。それら5～6層の相互の関連は、共同性及び範囲で見れば第5から第1に向ってより広がりや拡大する。また、利活用管理行為が実際的に実行される対象の面積やその為の投下労働量で見れば、逆に、第1から第5に向って拡大・増大する。そして、これらの多層構造を成立させるのは、第4、第5層における個別的・私的土地利用管理・経営の実働的能力とそれらを継続させようとする意欲なのである。

第Ⅲ章 「溝」及び「梨生産組合」を軸とした多層的集落空間の自力管理

—熊本県球磨村毎床集落の事例—

はじめに

1990年世界農林業サンセス結果によれば、1945年以降90年まで、圃場の区画整理や用排水改良等の農業生産基盤整備を国、都道府県、市町村等が実施主体となって実施した集落数は延べ135384にのぼっている。また、同結果では、第2次農業構造改善事業、新農業構造改善事業を実施した延べ集落数は46430となっている。さらに、1980年の同サンセス結果によると、1970～80年の間に農業生産基盤整備を実施した集落数は44536となっている。これに、第1次農業構造改善事業参加農家数424092戸（「第1次農業構造改善事業促進対策誌」農林省による）が加わる。この規模を当時の状況に照らして見ると、ほぼ4%の農家及び集落が参加した勘定となり集落数にして5600余となる。以上の農業生産基盤にかかわる公的事業の実施は、同一集落に重ねて実施される場合もあるので、これらの数値の合計が、事業実施集落数となる訳ではないが、少なくとも6～7割の集落において何らかの公的な農業生産基盤整備が実施されていると見ても過大な評価とはならないであろう。偶然でもあろうか、本論文の事例としてあげた7集落・地区中5集落・地区において上記の公的事業が実施されているのである。

さて、本章の事例としてあげた熊本県球磨郡球磨村毎床集落は、農業生産基盤等を含め農業生産にかかわる公的事業は、「一勝地果実組合」が去年、選果場を新築移転した際、資金融資を受けた以外は、公的事業は全く実施されていない集落である。大正初期に一人の先覚者によって導入された梨生産を育て、引き継ぎ、発展させて来た「一勝地果実組合」（任意組合）を中核とし、江戸中期、村の申し出と労力により開削された「毎床溝」（水田用用水路）を軸とした、自力による集落空間・土地の利活用管理改善・経営の実態を分析することは、外部からの介入のない原形的なそのシステムを解明する上で、重要な示唆を得ることになる。なお本事例調査は、1990年3月～8月に3次にわ

たり実施し、その後、数度の補足を行ったものである。

Ⅲ-1. 毎床集落の概要

(1) 毎床集落の位置等

球磨村は、熊本県最南部に位置し、鹿児島県と境を接している。八代市を河口に持つ球磨川中流域の同川を南北にはさむ山間の村である。毎床集落は球磨村内、球磨川南部大字三ヶ浦に属する。球磨川から分かれ、南方の鹿児島県境の分水嶺に源を発する支流・那良川沿岸の河岸段丘上に立地する集落である。河岸段丘は標高200～300m、そこから西方の600～800mの尾根裾に至る一帯が毎床集落の領域である。段丘下方、那良川に沿う側に棚状に開かれた水田があり、集落中央を通る道路と農業用水路「毎床溝」に沿って、居住域が5つの群を成して連なる。その上部、尾根裾にかけては梨園が広がるという、明快な土地利用秩序を持っている。

(2) 毎床集落の農業

集落の総戸数は57戸、うち農家が50戸と農家率は極めて高い。農家のうち17戸が専業農家（うち販売農家は15戸）、第1種兼業農家17戸（同15戸）、第2種兼業農家16戸（同4戸）というのが1990年の状況である。専業農家数は1970年を除いて、ほぼ、実質的には同数を保っている。注目すべき点は第1種兼業農家の率が高い点で、第2種兼業農家とほぼ同数で推移して来ている。集落の位置と、球磨村自体の農外就業機会の少なさが、大きな要因の一つであるが、他方では、梨を中心とする農業がしっかりしていることも影響している。農業生産物は、米と梨で、他に若干の豆類、野菜類の生産がみられる。果樹では梨以外に、これも僅かであるがりんごと栗が栽培されている。作目別の耕地面積でみると、稲が1985年以降、10haを割り、90年では6.5ha強まで減少し、1970年の1/3近くまで減っている。田のある農家も70年の55戸から90年の48戸に減少し、田の面積も19.1haから10.3haと半分近くまで減っている。このような稲作・水田の減少は、直接、休耕

図III-1 每床集落の位置

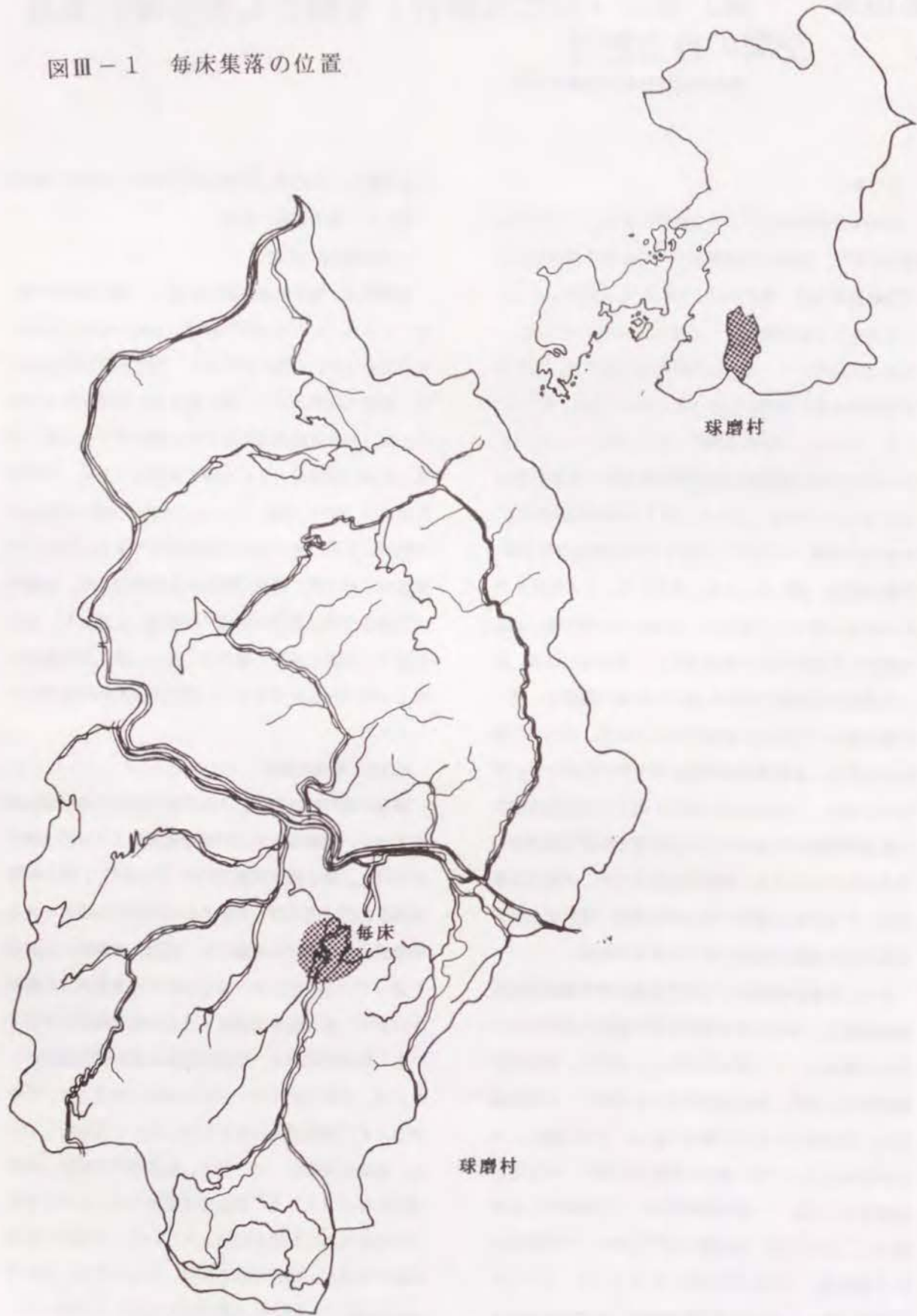




图 III-2 每床集落空间构成图

や植林等、農用地面積の減少をもたらしている訳ではなく、その減少分のほとんどが、梨園への転換となっている。ちなみに、樹園地（すべて梨中心の果樹園）面積は1970年の8.1haから90年の22.4haへと3倍近くまで着実に増加している。この拡大量は、上記のように水田からの転換、畑からの転換（1970年5.0haから90年1.0haに減少）によるものがほとんどである。このように、集落全体として、大きく梨園中心の土地利用に転換して来ている。すなわち、1970年、経営耕地総面積は32.2ha、内訳は田が59%強、畑15%強、果樹園25%強という構成であったものが、1980年には、31.7haで田43.1%、畑3.4%、果樹園53.3%と、ついに、果樹園が過半数を占め、90年には、総経営耕地面積が33.7haと僅かであるが増加しつつ、果樹園はその66.6%を占めるまでになっている。各農家についても、田、畑、果樹園の1戸当り平均規模で見ると、1970年がそれぞれ、34.7a、8.9a、25.3aであったものが90年には、21.4a、3.7a、51.0aといった構成に変化している。経営耕地面積規模別農家数の推移については、0.5ha未満規模の農家数にはほとんど変化はなく、0.5～1.0ha規模農家が70年～90年の間では大幅に減少し、逆に、1.0～2.0ha規模の農家は、その間倍増している。このことから、一方で、農業経営規模を縮小し、自給的レベルに梨販売が加わるレベルへと下向・定着してきた農家群と、梨を中心に規模を拡大して行った農家群とに分化する動きがあり、その分解点が0.5～1.0haにあったことがわかる。梨が中心となっていることは、販売金額1位部門別農家数ではいっそうはつきり現れており、90年の販売農家34戸中の32戸が梨を1位としており、この状況は1985年以来、定着している。労働力の面でも、農家人口、農業就業人口とも、若年層、若中年層、中高年層がほぼバランスして、比較的安定的に推移・確保されている。山林の保有状況を見ると、山間集落にもかかわらず、1戸当りの山林所有規模は比較的小さく、1戸当り2.0ha程度であり、5.0ha以上のものは、2割以下である。

ここで、毎床農業の最大の柱となっている梨生産および、その中核を担う「一勝地果実組合」について、その歴史を述べておく。毎床における梨の始祖は、毎床脇造氏である。氏は、明治20年（1887年）にこの地

に生まれた。そのころの毎床は、狭い棚田と、雑穀。コンニャク等を生産する山間の典型的零細農業の集落であった。人々は、その農業と山仕事、出稼で暮らしていた。明治の末には、氏も、現在松谷にある小学校の場所にあった営林署経営の製材所に勤めていたが、労働争議の中で、その職を辞し、宮崎県の現小林市へ出稼にでていた。その中で、氏は、家において出稼や不安定な賃仕事以外に現金収入の道はないものかと思案している中、偶然に、梨の苗を売りにくる人があり、他の2人とともに苗を購入、うち1人の分も加え、150本の長十郎、晩三吉、今村秋を植栽することになった。その年が大正元年（1912）であり、結果として、毎床梨生産の始まりである。2年後、それらに、二十世紀苗を加えている。その後も出稼をしつつ、様々な人々に梨生産の技術を学び、試作錯誤を繰り返した。その中には、人吉市内願常寺に4～5反の土地を得、栽培・直売を始めたが、根腐れ病で全滅という困難も経験している。昭和に入り、ようやく生産が安定し始め、当初2人であった生産者も徐々に増えて行く。しかし、戦時、敗色の濃くなった時期に、梨を廃棄して、畑に戻せという圧力が加わったが、それに対しては、梨の木をこっそり、最上部の畑に移植して守ったという苦勞もあった。敗戦時には生産者は5人となっていたが、当時農村への食糧の買い出しが盛んに行われ、梨は「子供のハシカに効く」とのことで、売行きも良く、生産者自身の手で集・出荷するようになり、1948年、7人の梨生産者が集い、任意組合「一勝地果実組合」が結成された。その後、一貫して、組合集・出荷、仲買なしの直接出荷体制を堅持し、錦町（同郡内）の梨生産者の紹介により、鹿児島中央青果に出荷している。その分は、二十世紀（青梨）である。その後、「赤梨」系統の生産も増加し、それらについては、主に個人売りで、全国各地へ宅配便により出荷している。1961年には組会員22名まで増加、その後23名となったが、現在、再び22名の組会員となっている。

以上、毎床の農業は、米、雑穀、豆類、イモ類、コンニャクなどを主とする山間地型の零細農業から出発し、米は自給米程度に残しつつ、他の耕地を梨園に転換しながら、商品生産農業を進展させ現在に至っているのである。

表Ⅲ-1 総戸数、農家数等推移

	総戸数	人口	農家数	専業	第1兼	第2兼	林家数	漁家数	集落の土地*	
1970	62	-	56	23	19	14	55	-	田	23
1975	-	-	54	16	26	12	33	-	畑	40
1980	58	239	53	15	18	20	39	-	山林・原野	284
1985	-	-	54	18	13	23	33	-	計	347
1990	57	-	50	17	17	16	27	-	*1980年の数値	

表Ⅲ-2 物別作付面積等

	計(㎡)	稲	麦類	雑穀	いも類	豆類	工業作物	野菜類	花卉花木	種苗苗木	飼料作物
1970	2357	1850	222	35	50	40	-	160	-	-	-
1975	1889	1550	54	-	27	61	-	179	-	-	18
1980	1415	1177	12	-	4	19	3	178	19	-	3
1985	1099	922	2	-	0	71	6	97	-	-	1
1990*	834	654	-	5	1	46	3	85	-	6	11

	ハウス・ガラス温室		肉用牛		乳用牛		養豚		採卵鶏		
	その他	農家数	面積	農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	羽数
1970	-	-	-	27	30	-	-	-	-	-	-
1975	-	-	-	13	19	-	-	-	-	-	-
1980	-	2	14	4	10	-	-	-	-	-	-
1985	-	-	-	2	3	-	-	-	-	-	-
1990*	23	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-

*「販売農家」のみ

表Ⅲ-3 販売金額1位部門別農家数

	稲	穀・芋・豆	工業作物	野菜	その他
1970	30	0	0	17	1
1975	17	0	2	21	2
1980	9	1	0	33	1
1985	1	0	0	42	1
1990	1	0	0	32	1

*1990年は「販売農家」のみ

表Ⅲ-4 経営耕地(樹園地)

	樹園地のある農家	樹園地(面積)			田のある		畑のある	
		計	果樹	茶	農家	田の面積	農家	畑の面積
1970	32	810	810	0	55	1910	56	500
1975	37	1346	1345	0	53	1647	47	332
1980	47	1696	1693	3	50	1368	23	107
1985	44	2150	2147	3	50	1097	28	112
1990	44	2243	2243	0	48	1023	26	97

表Ⅲ-5 経営耕地面積規模別農家数

ha	例外規定	0.3	0.3 0.5	0.5 1.0	1.0 2.0	2.0 3.0
1970	-	14	7	29	6	-
1975	-	11	9	25	9	-
1980	-	14	10	19	10	-
1985	-	17	9	18	10	-
1990*	-	8	14	9	3	-

*「販売農家」のみ

表Ⅲ-6 年齢別農家人口・農業就業人口

	農家人口												
	計	男						女					
		小計	15才	16~29	30~59	60~64	65才以上	小計	15才	16~29	30~59	60~64	65才以上
1970	267	125	4	22	48	19	142	3	32	55	20		
1975	220	105	4	25	43	6	115	4	15	51	6	15	
1980	225	108	2	18	47	5	117	1	23	47	9	16	
1985	234	112		14	48	10	122		18	49	8	20	
1990	206	94		9	40	8	112		12	44	10	23	

	農業就業人口											
	計	男						女				
		小計	16~29才	30~39	40~59	60~64	65才以上	小計	16~29才	30~39	40~59	60~64
1970	177	80	19	15	28	7	97	25	18	35	8	11
1975	106	50	10	5	27	2	56	8	8	31	4	5
1980	104	44	6	4	22	3	60	6	10	30	7	7
1985	112	45	2	8	17	8	67	7	10	28	6	16
1990	98	43	1	7	16	6	55	2	7	21	9	16

表Ⅲ-7 保有山林面積規模別農家数

	保有山林面積規模						保有山林面積(農家林家の)	
	計(0.1ha以上)	0.1~1.0ha	1.0~5.0	5.0~20.0	20.0~50.0	50.0ha以上	農家林家の	人工林面積
1970	30	15	11	4	-	-	63	46
1975	33	16	11	6	-	-	70	54
1980	39	24	7	8	-	-	79	55
1985	33	15	12	6	-	-	67	59
1990	30	12	12	6	-	-	66	59

II-2, 毎床集落自治組織の構造

(1) 集落自治組織の機構及び活動

毎床の場合も集落自治組織は「区」と呼ばれている。区の役員は、区長1人（任期1年で選挙）、小長野・迎村・御堂園・新村・西目各組長計5人（各組内の輪番）・溝役5人・水道役5人（これらは、各組から1人が輪番で出、各長は5人による互選）の16人である。その他に、納税組合が名義上存在するが、区の自治組織に一体化されている。

集落の常会は、11月末と1月、村の区長会の後に行われるもの2回が定例で、大体、年間4回程度である。各組ごとには、それぞれで、花見や山神祭、さなぶりなど親睦的会合が持たれている。この山神祭は、公民館に祭られた山神にお供え物をし、そのおさがりを中心に当家を定め、共食する。地神祭も同時に行われるが、お供え物は公民館下の古墳前にされる。上記した納税組合は以前、この班単位で構成されていたし、現在でも、納税奨励金は各班ごとに相当分が配分され、旅行、区費負担や公共事業地元負担に充当しており、残金が出た場合は各戸に配分することが行われている。このことと、常会が、村の区長会開催を基準にして定例化されているし、嘱託員給が支給されていることを考え合わせると、区の組織は多分に行政区、即ち、行政の末端的性格が、多分に強いものと考えられる。区役としては、3月20日前後の溝修理、6月下旬～7月上旬、9月初旬の溝沿いの草払いなど、総出の溝役がある。その対象は、「毎床溝」の幹線水路及び、3本の支線と、「谷」と呼ばれる「溝落し」（水路からの水逃がし箇所）からの小川である。道普請もあるが、最近道路も整備され、ほとんど行われなくなった。その他には公民館の清掃がある程度である。集落の共有林は既に個人に分配されて無く、集落の共有財産としては、公民館建物及び敷地、共同選果場建物及び敷地、そして、上記した「毎床溝」が残るのみである。道普請が、ほとんど無くなる等、区役の対象は、ほぼ、集落共有財産の維持管理に限られて来ている。普請の際の用具は、主に集落共有の倉庫に保管されているものと個人持ち寄りの物をあわせて使っている。各種普請の出役数は各家の所有農地面積に割り当てられ、「稲作組合」的方法がとられている。

(2) その他の組織と活動

<老人会>

老人会は、60才以上の人に参加資格があり、その数は50人以上に上るが、実際の加入者は30数人で、実働は14～5人といったところである。主な活動は、①定期的な公民館の清掃、②10月頃の公民館敷地土堤のツツジのせん定（このツツジは集落の協議で植栽を決め、久留米から取り寄せたものである）。③毎週土曜日のゲートボール。④毎月1回の一勝地温泉へのレクリエーションなどである。対象者数に比べ、加入者・実働者が少ないのは、60才以上の人々も、まだまだ現役で農作業をしている人が多い為である。その仕事は、梨園での下草取り、せん定時の枝ひろい、水田では苗取りなどであり、中には、65才以上で日稼に出る人もいう。

<婦人会（若葉会）>

毎床の婦人会は「若葉会」と称する。現在は、27人が加入している。年齢は25～50才位までで、それを過ぎると老人会に加入することになる。月々1000円の積み立てを活動資金として、2年に一度の研修旅行、年一回の花見、盆踊りなどを行っている。以前は公民館で料理講習を行っていたが、現在では、個人的な教え合いとなっている。年間の主な行事は、①3月、「花見」、公民館グラウンドで行うが、4月は交配期で忙しいため、花が咲かない場合でも3月中にやる。②8月の「盆踊り」、特別に区としての実行委員会があり、その主として手伝いに当る。打ち上げ花火が皆の楽しみの一つとなっている。③10月の「運動会」、④11月の「バレー大会」に参加する。練習は暇を見つけてやる程度である。その他に、2年に一度の旅行があり、正月行事は若葉会としては行っていない。この婦人会は、毎床へ結婚して来住する女性にとっては、重要な存在となっている。

<一勝地果実組合>

一勝地果実組合は、組織的には、区自治組織とは別個の梨生産農家により組織された任意の生産組合である。しかし、その存在と活動は、実質的には、集落全体の自治的諸活動の中核を担っており、その意味では毎床集落自治の実働部分に当たる。

その発生については既に述べたが、組合結成以降の

現在にいたる経過から先ず述べておこう。

1948年：一勝地果実組合結成（7戸、1.5ha）

1961年：栽培農家15戸、面積10haに拡大したこともあり、木造平屋建て（42㎡）撰果場を建設し、本格的に共同撰果・共同販売体制を確立

1967年：規格の統一と品質向上を図るため、重量式撰果（秀）を導入し、引き続き、1971年に優、1981年に良撰果機を導入して、出荷規格の統一と撰果能力の向上を図る。

1974年：将来に備え、生き残るに必要な技術、経営の全体としての向上を図るため、青年部（当時23名）を組織し、各種調査を開始

1975年：68年設置の撰果場が老朽化して来たため、鉄骨2階建に新築。（栽培農家23戸、15haに増加）

1980年：婦人部（若妻会→当時16名）を組織し、健康管理、作業環境の改善及び技術の習得を進め、高い技術レベルで、夫婦一体の梨園管理を行うことを目指す。

同年、消費動向の変化に対応し、経営の安定を図ることを目的に、リング（つがる、ジョナ、ふじ）を導入する。面積は40a。

1984年：2戸の農家の62aで観光リング園を開設する。（リングの生産調整の為、市場出荷が困難となり、現地販売を兼ねた取り組みでもある）

1991年：75年設置の撰果場が手狭となり、敷地地主の都合もあって、撰果場を新築移転する。

以上が現在までの経過である。

現在、組合の機構は図III-3に示す。

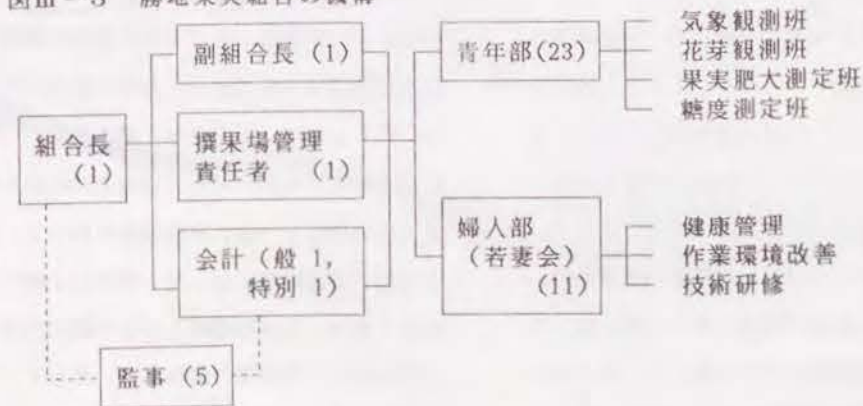
組合長は全体を総括し、副会長がそれを補佐する。撰果場管理責任者は選別機、諸備品及び出荷資材等の管理に当たる。会計は、精算、運営費、出役管理等、会計業務を担当し、監事は会計業務、事業経営等全般の監査を行うといった役割分担である。

組合長、副組合長、撰果場管理責任者、会計監事は総会において選出し、任期は2年で、再選は妨げない。事業計画の検討や決定は、先ず、役員によって審議・立案され、総会において協議・決定とする。また、7月20日から8月末日までの共同撰果を計画的に進めるため、必要に応じて組合員全員による協議・調整も行っている。

組合による共同活動としては

- ①共同撰果：各農家の出荷量をもとに、コンテナ15個を1人・日分として割り出し、労賃は431円/時間として、撰果経費と相殺して精算する。
- ②防除及び、伐採除去：樹木の病気予防のため、3月中旬から5月中旬にかけて3人1組の防除班で1週間間隔で防除作業を行う。伐採・除去あるいは庭の樹木との交換も行う。
- ③その他の共同：梨棚架設については5人1組の「結」で計画的に行うほか、経営主の疾病・傷害などで手間が不足する世帯については、相互扶助的に労力提供を行い支援する。
- ④各種観測・研究等：青年部が主体となって、「ジベレリン、エスレル」観測、花芽観測、気象観測、

図III-3 一勝地果実組合の機構



精度測定等を実施、また先進地視察や先進技術等の試験研究を行い、結果は、組合の研究会等において発表する。

⑥共同利用、共同販売：共同撰果した梨は10kg箱で「一勝地梨」のブランドで出荷。市場出荷の92%は鹿児島市場である。販売代金は農協の果実組合口座に振込み、個人的精算は組合が行って農協の組合員口座に振り分ける方法である。

以上、一勝地果実組合の概要を1986年度の「朝日農業賞推薦調査書」および、地元聞き取り調査にもとづいて整理した。ここに見られる組合の性格は、一つには近代的・合理的な生産者の機能集団に徹した性格が極立っていることである。第2には、そのような機能集団でありながら、個々の組合員を大切に、組合及び、生産全体を保全する、柔軟な相互扶助のシステムが生きており、ここには、伝統的農村コミュニティの性格がうまく生かされている。第3は、「保全」を意識したものに含まれるが、青年部の設置による後継者の育成と、生産集団としての能力を自己更新するメカニズムを確保するなど、また、若妻会の結成や、青年部が夫婦単位の参加であるなど、将来に亘る安定した組織・生産継続・発展のシステムを内包するものであり、注目に値するものである。

(3)まとめ—毎床集落自治組織の構造と性格

公式的な存在としての区、即ち集落自治組織は、ほぼ、行政末端的性格のものに、その機能を縮小している。しかし、集落独自の、本来の自治的機能は、現実には強固に存在し、働いている。それを一次的に体现する組織は存在しないが、上記の公式的な存在としての区も、その独自の集落自治機能の対行政面を担当する一側面と言うことが出来る。

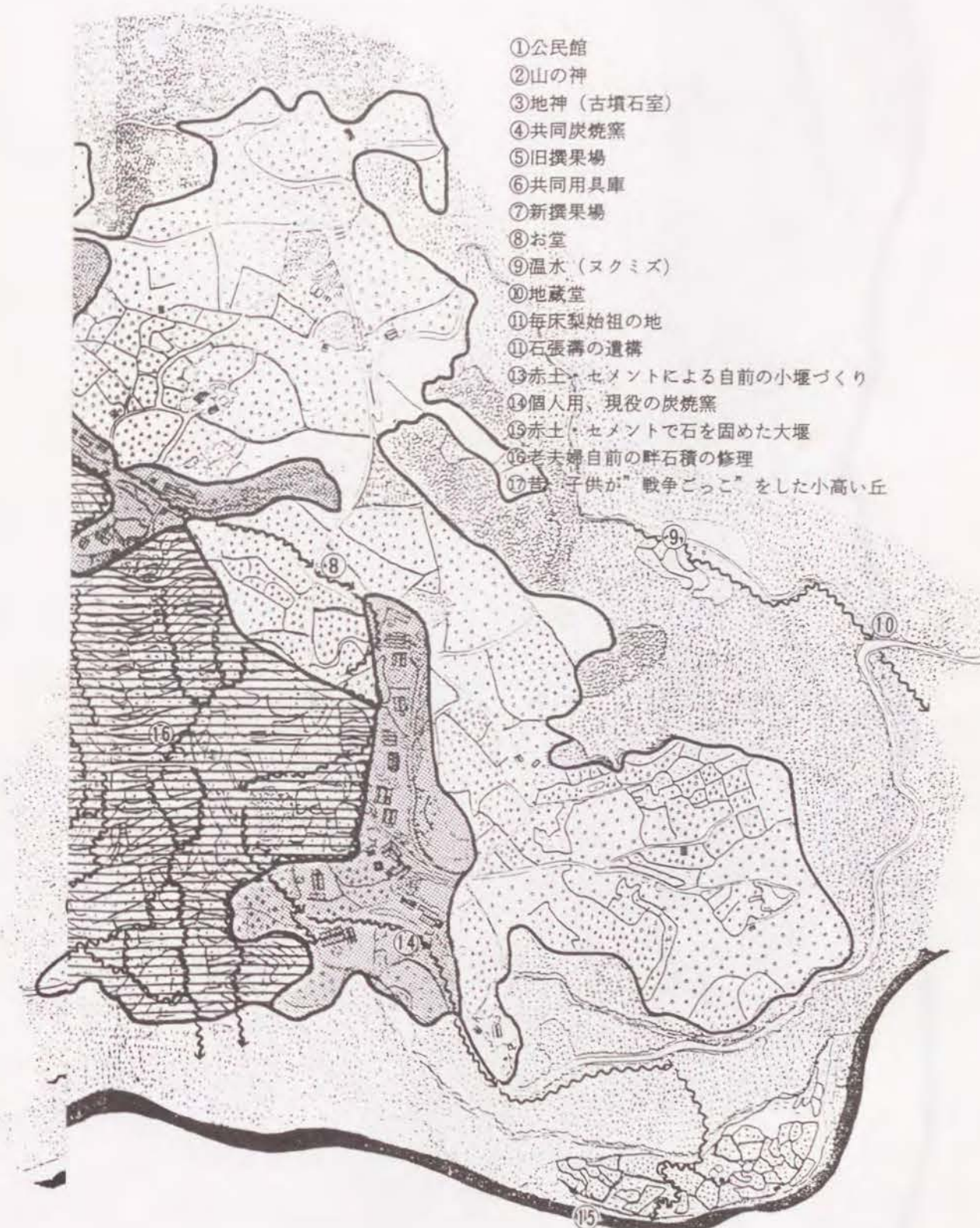
では、一次的に体现する組織を持たない自治組織の構造はどうなっているのだろうか。まず、生産及びその基盤となる土地に関しては、果実組合を中核とする農家集団が区組織を媒介として機能を支えている。また、「毎床溝」の歴史性が、集落居住者をつなぎ、生産・生活にわたる水にかかわる自然発生的連携が、生活・生産を未分化な状態で機能を担う基盤となっている。また、多分に親睦的な性格の老人会、婦人会も集落の共同的・個別的生活部面を支える機能を果たし

ている。そして、山間集落故の個々の農業の自給自足あるいは自力自助的な日常の生活・生産行為が結合することによって等々、多様な力と存在が、全体として集落自治を担い、機能を発揮させているのである。

III-3 毎床集落の空間構造と空間・土地利用管理システム

(1)毎床集落の空間構造と土地利用



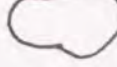
毎床集落は那良川沿いに形成された河岸段丘上に立地する。大きく集落空間を規定する軸となっているものは「毎床溝」と呼ばれる主に農業用水路である。この水路は、那良川の毎床から約4km上流の頭首工から導かれ、集落内を一定の勾配を保ちつつ、ほぼ、等高線沿いに流れ、迎村入口あたりで、勾配を強め、再び那良川に落ちる。この水路が軸線となっているというのは、当然のことではあるが、水路より標高の低い部分に水田が築かれ、より高い部分は、もともと畑が開かれるという土地利用を決定付けていることである。同時に、住宅、屋敷地の5つの群のうち4つまでが、この水路沿に集まっていることである。それは、生活雑用水（野菜、食器洗い、洗濯等）として、この水が現在も使われ、各家々の前の水路には洗い場が設けられているように、生活の水を求めて家が集まり居住域を構成したのである。水路上部の畑地は、現在、ほぼ、梨園に転換され、さらに、段丘から山裾をはい上がる形で、梨園が造成されている。道路は、従来、この毎床溝に沿う現在の管理道路が集落内幹線であった。その後、自動車交通等の必要性から幹線的道路が5本建設されているが、その路線も、大きく、上記した土地利用に規定されたものとなっている。最大の幹線は、基本的に毎床溝に沿うもので、最も初期に整備されたものの1つである。もう1本の初期に整備されたものは水田の領域内を貫通し、対岸の松合に至るものである。残る2本は、前2者が、等高線に沿って水平方向に築かれているのに対し、垂直方向に築かれたもので、最大の幹線は1つは、水田域をうねって、松合方向へ、1つは、梨園内をうねって、那良川上部へと通じる。残る1本は、本来の農地と山との際に当たる。集落最上部を通り、等高線と斜向する。そして、山越えで一勝地へと通じている。このように、集落内幹線道路は、



- ①公民館
- ②山の神
- ③地神（古墳石室）
- ④共同炭焼窯
- ⑤旧撰果場
- ⑥共同用具庫
- ⑦新撰果場
- ⑧お堂
- ⑨温水（ヌクミズ）
- ⑩地藏堂
- ⑪毎床梨始祖の地
- ⑫石張溝の遺構
- ⑬赤土・セメントによる自前の小堰づくり
- ⑭個人用、現役の炭焼窯
- ⑮赤土・セメントで石を固めた大堰
- ⑯老夫婦自前の群石積の修理
- ⑰昔、子供が“戦争ごっこ”をした小高い丘

図 4 - 4

毎床集落空間構成図

-  集落居住域
-  主生産（水田）域
-  主生産（梨園）域

- ①公民館
- ②山の神
- ③地神（古墳石室）
- ④共同炭焼窯
- ⑤旧撰果場
- ⑥共同用具庫
- ⑦新撰果場
- ⑧お堂
- ⑨温水（ヌクミズ）
- ⑩地藏堂
- ⑪毎床梨始祖の地
- ⑫石張溝の遺構
- ⑬赤土・セメントによる自前の小堰づくり
- ⑭個人用、現役の炭焼窯
- ⑮赤土・セメントで石を固めた大堰
- ⑯老夫婦自前の畔石積の修理
- ⑰昔、子供が“戦争ごっこ”をした小高い丘



図III-5

毎床集落空間構成軸線
(道の軸)



図III-6

毎床集落空間構成軸線
(水の軸)

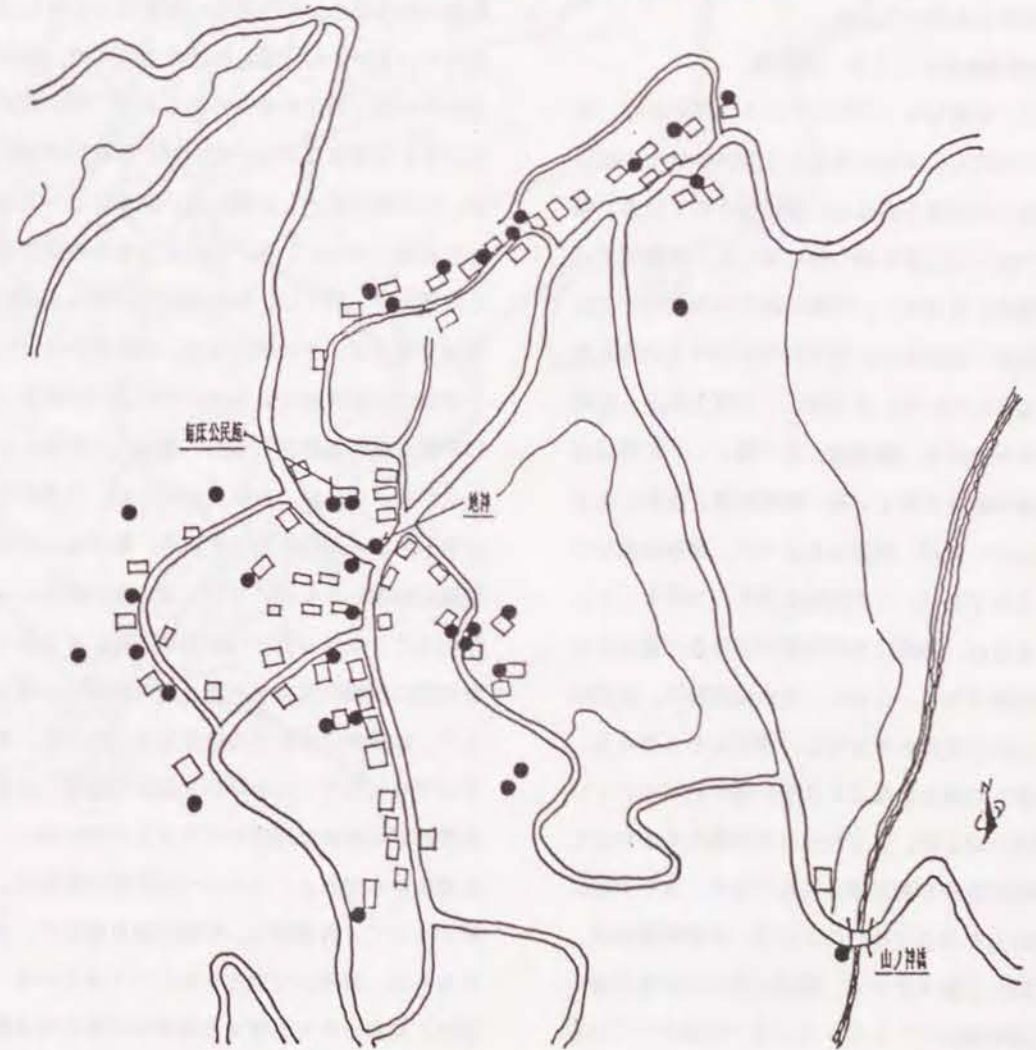
→ 幹線水路
→ 水路支線
~ 谷 (落水を集めた小川)



図III-7 毎床集落における水神の分布

c f, 御幣配置

山ノ神	1本	幸一宅前	幸一宅左横	字中島の正中央宅田下
地ノ神	1本	鍛冶屋前水源	国男宅横の溝の落とし	清登宅梨園下きわ
山ノ神橋	1本・榎60本	〃馬屋の横	良美宅井戸	迎村 6本
溝	12本	友尻ムツ子宅横	肘山寿吉宅井戸	徳夫宅横
溝の口第一落		西目 6本(7本)	元良蔵宅水源	義隆宅下の水源
境谷落		敏昭宅前の水源	敏昭宅前の水源	隆宅の下
字貫元落		広之宅横水源	ししの口水源	徳夫宅梨園の中
字貫元水源		中屋水源	栄三郎宅梨園(共同)	隆宅の井戸
坪谷落		新村 6本	富上子七水源	章宅井戸
大谷落		正登宅前	清登宅下溝	十郎宅井戸
隆宅山下		紙四帖	迎村→小長野→御堂→西目→新村	和博宅梨園の内
きゃふんばり(富子宅下)		山神・水神祭	神供一初穂米(水神:四升三合、山神:一升三合)	〃家の横
字新村の落		神酒、御供魚、こんぶ、野菜、塩		敏行宅下池そば
字御堂園の落(かうらき谷)				九州義家の横
毎床水道	3本			源四郎宅下田の中
水源、新村、桐の久保				利夫宅水田の下田の下(古屋敷)
御堂園	8本			定七横
順一宅水源(宅下梨畑横)				定宅下(道路下)
計55本				文章宅の横



もともと、農道として、居住域から水田、畑地（梨園）に通じ、農地内移動を可能にするべく築かれたものが後に拡幅、舗装されたもので、土地利用秩序にそくしたもとなっている。

集落の中心部は、古墳石室のある小高い台地上の公民館であり、公民館前には小学校分校程度の広場がある。これを中心に、集落共同倉庫（建設工具等を収容）、萬屋の商店、タバコ屋、飲料店、1代前の撰果場もあり、さらに、集落共用の炭焼窯がもうけられている。この中心部を集落最大の幹線道路が通過し、この地点から、3本の道路が分かれ、集落内をネットとしている。居住域の5つに分かれる住居群のうち、迎村を除く、4群の結節点もこの位置にあるなど中心性が明確となっている。

以上、土地利用—水田、梨園等の主生産域、居住域、中心的集積—は、明快な秩序をもって広がっている。毎床溝がそれらの軸となり、道路が全体を枠づけるといった空間構造となっている。

(2)空間構造軸線としての「毎床溝」

毎床溝は、宝暦2年（1752年）から2年をかけ、出夫数、延べ8357人の労働を投入して開削された。頭首工は、那良川の毎床上流4kmの地に築かれている。溝は、那良川沿いの山腹を縫う様に掘られ、2箇所の「間府」（隧道）を伴ない、勾配の緩やかな部分では幅を取り、屈曲と傾斜の強い所では幅を狭めて流速を増す工夫がなされている。4箇所に、山腹上部からの雨水、土砂流を避ける「流路橋」と「落とし」と呼ばれる溢水装置が設けられている。管理道路、水路ともよく整備されているが、前述したように、毎床の溝役によるところ大である。この水路は当然、当時としては大仕事であるが、毎床に水田を開発する為に建設された農業用水路である。しかし、それは同時に、生活用水として大切に使われてきたし、現在もそうである。溝沿いの家々の溝との接点には洗い場が設けられている。この洗い場には、竹で作った花器様のものが立てられ、季節の花や初物が備えられており、水を大切に集落の人々の心が表われている。家庭雑排水は、この溝に決して流入させず、溝側に排水口を取る場も、排水管を溝を越して、より下方に導いて排水している。また、野菜や食器などの洗淨、洗濯もするが、前者は

食べることにかかわる物であり、その洗淨は、不文律的に時間帯が決められている。洗濯も、これとかかわって時間帯が決まり、決して競合させない。仮に不注意の為「汚れ物」と思われる物を洗った場合は花と塩をそえて、あやまるという。毎床の人々が「毎床は溝でつながる」と言う所以である。このような水を大切にしている行為は、水神信仰と結びついている。農業用水や生活雑用水は毎床溝によっているが、飲用水は、集落内各所に湧き出す泉や、谷水によっていた。現在は毎床溝頭首工の位置から取水する簡易水道が整備されているが、今も、それら湧水地、谷水、をはじめ、毎床溝の要所には、御幣と小さな竹筒の「樽」が設置され、年1回、迎村→小長野→御堂園→西目→新村の順に、それらの取り替えが行われている。

(図III-7参照)

(3)自前の交換分合と区画整理

図III-8、また表III-8からも明らかなように、各農家の耕作農地は10数箇所～数箇所に分散し、錯綜を極めてい。その分散も極端なものでは、集落内の最上部から最下部にわたるものもある。若い労働力を豊富に有する農家なら、一応、何とか耕作が可能であるが、中高齢労働力しか持たない農家にとっては実に大きな負担となっている。このような分散状況をもたらした理由は、第1に、毎床溝完成に伴う水田開発の最、現在で言えば、その耕作条件、作柄等から上田、中田、下田等に分級されているが、それらの分級を、各農家に平等な総合条件とする為、混合して配分したと言われている。それが、水田についても、各農家所有地が分散している理由となっている。第2は、従来の畑を梨園に転換したものについては、畑の耕作には手間が掛かることもあって、比較的手近かにあるが、その後、梨経営の規模を拡大する為、他の農家から購入することで、結果的に分散する結果となったこと。第3は、それでも足りず、山を開いて梨園を造成した場合には、各農家から離れた場所にならざるを得なかったといった理由からである。このような分散状況を少しでも改善するべく、各農家は、私的交渉を通じて、徐々にではあるが、耕地の交換分合を行って来ている。その方法は、交換分合を希望する農家が対象となる農家に直接、あるいは間接に交渉する。直接の場合は、対象農



図Ⅲ-8 農地の土地所有区分



表Ⅲ-8 每床農地分散狀況 (1992年現在)

地 農目 家 NO					地 農目 家 NO					
	水田	梨園	畑	山林		水田	梨園	畑	山林	
1	2	1	1	0	43	0	4	0	1	
2	7	4	1	0	44	1	2	2	0	畑 1
3	1	1	1	0	45	0	1	0	0	刈 1
4	1	1	0	0	46	1	6	1	1	
5	3	2	3	1	47	2	5	0	0	
6	3	1	3		48	2	4	1	0	
7	5	3	1	0	49	1	6	1	0	
8	1	0	0	0	50	2	4	1	1	
9	3	5	3	0	51	1	2	1	1	
10	1	0	1	0	52	1	1	2	0	
11	0	0	1	1	53	2	0	0	0	
12	0	1	1	1	54	0	0	0	0	
13	4	4	2	0	55	1	2	0	0	
14	3	0	1	1	56	1	2	1	0	
15	4	0	1	0						
16	1	0	0	1						
17	2	4	0	1						
18	0	0	0	0						
19	6	1	0	0						
20	0	1	3	0						
21	2	7	1	0						
22	1	4	1	0						
23	4	1	0	1						
24	4	4	1	3	刈 1					
25	4	6	3	0	刈 1					
26	1	0	1	1						
27	4	2	3	1						
28	0	1	1	0						
29	2	7	1	2						
30	4	1	1	0						
31	1	0	1	0						
32	2	5	1	0						
33	1	3	0	0						
34	2	5	1	1						
35	3	4	0	0						
36	3	2	0	1						
37	2	0	0	0						
38	1	1	0	0						
39	0	0	1	0						
40	3	9	0	0						
41	2	6	0	0						
42	3	3	2	0	刈 1					

家と気心の知れ合った仲の場合で、そうでもなく、少々ギクシャクするような関係の場合は、対象農家との関係が良好な信頼できる第三者を立てて、交渉を行う。その依頼の際には、その人に焼酎1本を下げていく程度であるという。交渉の条件は、基本的に面積が等しいという意味の等価交換とすることである。面積が不足する場合には、その不足分を、現在では、1a 10万円程度の金銭補償する。ここで面白いのは、一般的には通常田>畑>樹園地といった価値関係となっているが、毎床の場合、すべて同一価値として区別せず、面積のみの比較とするのが原則となっていることである。

また、多くの場合交換分合で、土地がまとまると、何筆かに分割されていた耕地をより広い区画に整理する。補助事業や制度に乗らず自らこれを行うことを、俗に「自前倒し」と言うが、毎床ではすべて自前倒しの区画整理を行って来たのである。その場合は、先ず、対象となる耕地の位置から、それにかかる農道や水路を利用する他の農家にはあいさつし、断わりを入れることになる。ほとんどの場合、自前倒しをすると、農道を入れて使い易くする訳でむしろ関係農家には喜ばれているようである。自前倒しの方法は、コンボ等の建設機械をリースし、自分達で行うのがほとんどである。このような、例えば三段に分かれた耕地を中段を基準にならして広げることを「棚押し」と言うが、それが出来ると、法面に石垣を積んで補強する。この技術は、毎床の農家であれば、ほとんどの人が保持しており、暇を見つけては、自らの手で積むのである。

(4)部分領域に関わる農道、水路整備と維持管理

水田内農道はほとんどが、土道のままの狭いものであり、水路も素堀である。この為、定期的な補修や除草、下草刈りが必要である。これらの作業は、基本的には、それらを利用する各農家が、自らにかかる部分を個人的に行っている。ただし、道が崩れたり、くぼんだり、あるいは水路が溢水のため崩れたりした場合の修理は、その箇所及び、下流、下方の関係農家が話し合い期日を定めて、共同で修理を行う。

梨園を中心に現在進められている農道の補修については、村からの生コンクリートの支給を含め、全経費の3割補助がなされている。生コンクリートによる補

装作業は、上記の水田の場合より日数、手間を多く必要とするが、この場合には、舗装をする路線を利用する農家全てが、当該路線に関係する農地面積の割合で、労働、経費を負担する。その際、負担の分担も、出役日数の計算も男女の区別はない。以上の水田内農道、水路、梨園内農道を全体を通して、集落内に同時期に多くの補修必要箇所が生じた場合は、上記の私的な共同に無理があるため、それぞれの関係農家グループから区長に補修の要望を出し、区長はそれを集約して役場に区として要望することになる。その場合、原則として、全ての補修必要路線に平等な補助が行きわたるようにする。即ち、特定の路線に偏って、100%の補助配分など補助を重点配分するのではなく、均分すれば、たとえ、各路線の10%程度の補修しか出来なくとも、平等に配分し、それを何年かにわたって確保し、完成させるという方式をとっている。水路の支線については、私的共同の手に余る場合、毎年行われる集落総出の溝役の対象になるよう区へ依頼することになる。

(5)今に生きる「自前技術」

「自前倒し」についての箇所でも述べたが、石垣積みみの技術は毎床全体に、今も生きている。集落空間構成図作成の調査の際にも、多くの場で新しい石積みを見かけた。毎床溝管理通路法面の崩れた箇所の補修、屋敷地の擁壁の補修、水田法面の補修等である。うち水田法面の補修工事についてはその現場を実見することが出来たので紹介しておこう。落しからの谷沿いの水田の法面が、大雨の出水の際、谷の流れに底をえぐられ、幅約6m、高さ2.5mにわたって石垣が崩れた。その補修のため、耕地所有者の高年齢者夫婦が2人がかりで作業をしていたのである。使用する道具は、クワ、一輪車、水田の中を一輪車を通すためのコンパネ三枚であり、これらはすべて集落共同倉庫に保管されているものを使っている。石垣の石の補充分は、当該農家梨園で整地の際、あるいは、気付いた時に拾って取り除いたものなどを蓄積していたものを、耕運機のテラで運搬して来たものである。始めに、崩れた部分手前の水田の土を、1.5mほど掘り出して、石垣を露出させ、えぐられた底辺に残った石等を詰めて補強し、その上から、石を積み直し、掘り出した土を埋め戻すといったものである。ほぼ、この作業に4日間を

要した。

また、別の例では、支線水路の断面の2/3ほどに堰を築き、水田への取水条件を改善する工事がある。スケールは極めて小さく、水路幅1m程度であるが、先ず手ごろな石（これも梨園にストックしたもの）を7~8個並べて詰め込む。その隙間にセメントと赤土を混合して練ったものを充填し、その後、全体を包むように仕上げるといったものである。この工法は、他にもより大規模な那良川に設けられた堰にも見られた。赤土とセメントを混合したものは、水中にある限り強度の高い物で、今も、よく使われるとのことであった。その他では、水田中の素堀水路の底と側壁を固める為、モルタルを直に、土面に塗り込んだものも見られる。これら個別にも行われる工事には、上記した共同倉庫の工具が使われており、主なものをあげると、小型の手動式コンクリートミキサー、セメント・コンクリートを練る本製の舟、コンクリート型枠、木製のコテ、型枠補強やレベルを出すためのワイヤー、杭、スコップ、シャベル、地均し用トンボ、クワ類、「ビャー」と呼ばれる版築用の棒、一輪車、カケヤ等である。

「ビャー」と呼ばれる版築用の棒は樫や栗などの堅い木を削って作るもので、毎床溝が素堀であった時代の必需品で、その為、各人が自作して持ち寄ったと言う。現在では、水田の畔畔や法面を突き固めるのに使われている。共同倉庫の工具は、区長に声をかけておけば、集落の人であれば誰でも自由に借りることが出来るようになっている。

以上、毎床には、生活や生産にかかわる土木的技術が継承され、現在も、それらが駆使されつつ生きているのである。

(6)個別農家の屋敷を中心とする土地利用管理システム

5軒の農家について、屋敷地を中心とする土地利用管理システムについて述べる。

事例1：図III-9（図III-8中の43）

この農家は水田を持たない。もと自家菜園や畑であった場所は、ほとんど梨園にかわってしまっている。この農家が、毎床の梨栽培の始祖毎床脇造氏の家で、現在は、その次の代になっている。従って自分の畑に梨を植えて「一勝地梨」とした為、畑が全く無くなっ

たのである。梨園は、全体で3箇所に分かれている。先ず屋敷回りと言って良いほどに近接した場所に1団地ある。そこから、2段ほど上部に、これは、かなりまとまった一団地があるが、ここに、毎床で最の古い梨の樹がある。ここは、道を挟んで、大きな園と2つの小さな園が連続しているが、小さな園はやはり、元畑であり、大きい方は、山林を開いたものである。他の1箇所はやはり道を挟んで2つに分かれるが、道上の部分は山林を開いたものである。屋敷地も道を挟んで2つに分かれ、1方は母屋と付属舎から成り、他方は、作業小屋のみである。この道は、もともと、自家の敷地であったが、奥の家や農地へ行く為、屋敷地内を通していたものが、道となったものである。その例は図III-8中の40の農家にも見られる。

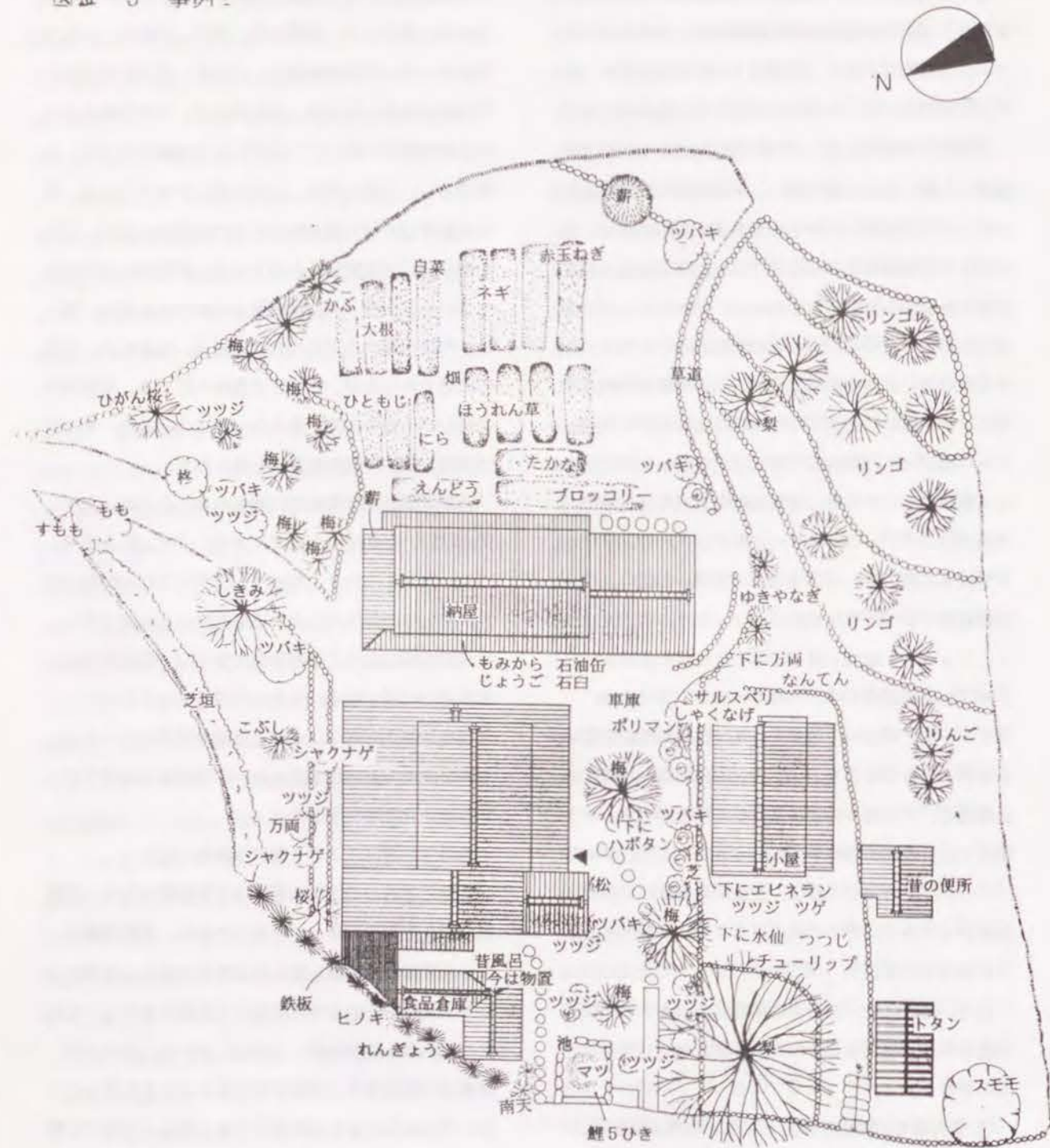
自家菜園は、母屋東側付属舎の裏にとられ、カブ、ダイコン、ハクサイ、赤タマネギ、ネギ、ヒトモジ、ニラ、エンドウマメ、タカナ、ブロッコリー等が栽培されている。敷地内の樹木は梨を除いては梅が多く、果実用の梅はおもに菜園東側に集中し、鑑賞用梅は、母屋回りに配される。道から母屋に向かう正面にはシダレ梅が植えられているが、自家の世帯主がつぎ木して育てたもので、この家から、毎床の多くの家々にシダレ梅が普及されている。

事例2：図III-10（図III-8中の42）

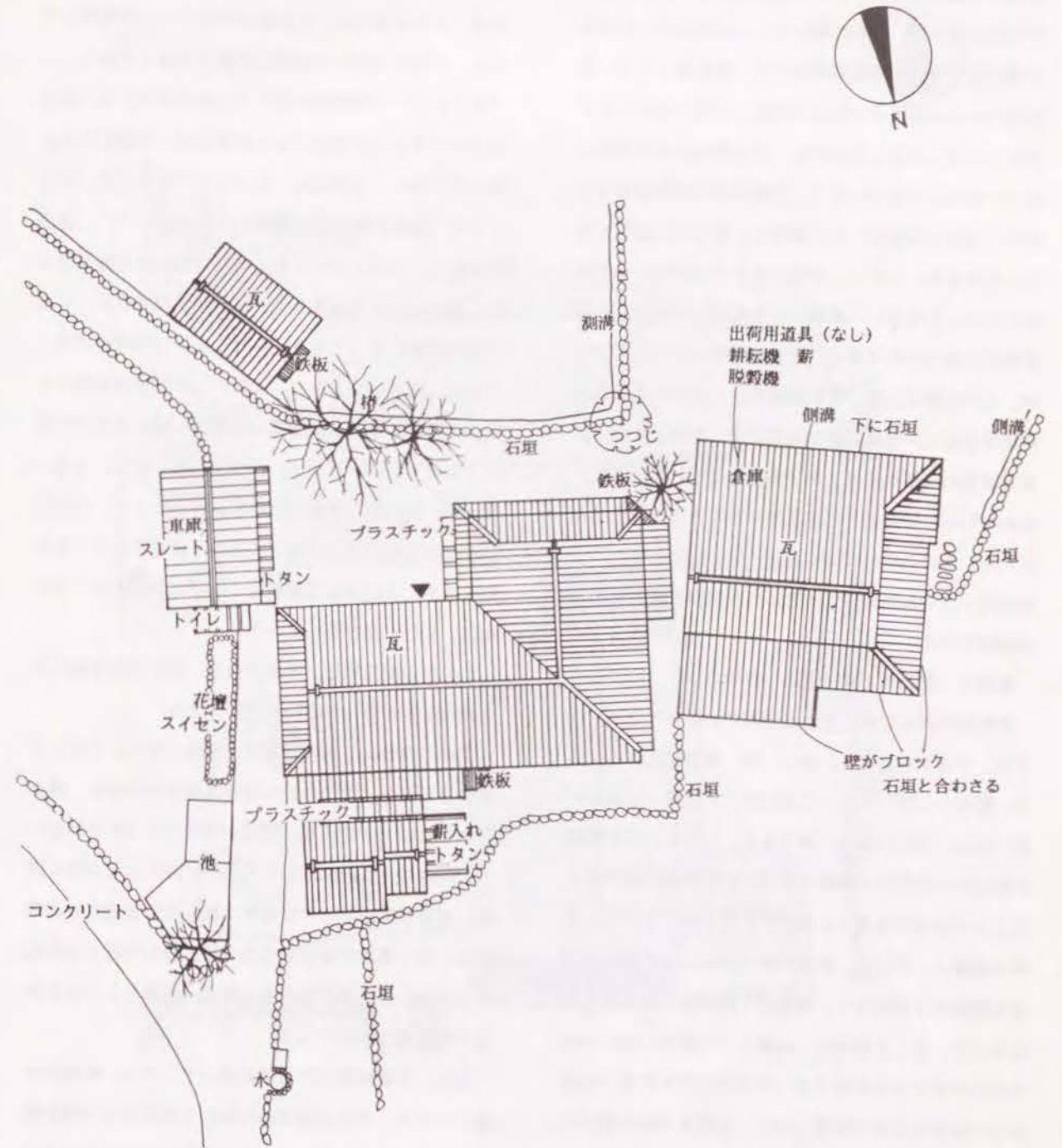
毎床には珍しく、この家には自家菜園がない。屋敷回りが全て梨園になっていることから、自家菜園も、畑も全て梨園に転換したものと考えられる。梨園のかなりの面積はこのように屋敷回りに集中させているが、そのほかに4箇所分散して所有している。そのうち、那良川に近い下方の梨園は明らかに水田を転換したものであると思われる。また、集落の下からの入口に近い位置にある2箇所のものは、新たに開園したもので、残る1箇所は、他から購入したものであろう。水田はかなり広くまとまったものを所有している。2箇所にあるが那良川に近い下方の水田の一部は畑となっており、この部分が自家菜園として使われている。屋敷に近い方が都合が良いのではあるが、この位置に作っておけば、水田の管理や梨園の手入れ等比較的足繁く出向く訳でその際に畑の手入れも出来るという配慮が伺える。

事例3：図III-11（図III-8中の41）

図III-9 事例1



図III-10 事例2



この農家も、全く自家菜園をもたない。それは、この農家が最近この地に居を移したことによる。元は、事例5にあげる図III-8中の㊸に並んで、㊹の水路上手に家があった。移転に際して、この地にあった水田を埋め立てて、一部を梨園にして、家を建ている。自家菜園がないのはその面積が母屋と付属舎を取れるギリギリであった為と思われる。所有農地は他の事例に比べてかなり規模が小さく、梨園が隣接地を含める3箇所、水田が屋敷近くの1箇所と、那良川に近い下方に1箇所ある。しかし、事例2のように水田の一部を畑とすることもない。水田そのものが小規模で、自給米確保が精々の所である。移転の動機は確認してないが、元の位置は、溝の管理通路及び、山際を通る道から管理通路に至る幅の狭い道路の為、車が入らない。農業経営の規模から見て第2種兼業農家と考えられ、自動車利用の便を優先させる為の移転であったと考えられる。このように解釈すれば、何としても自給的土地利用システムを確保するという原理が弱まったことが理解できる。

事例4：図II-12（図III-8中の33）

屋敷地内西側に狭いが自家菜園がとられている。レタス、タカナが見られ、他に、柿、梅が植えられている。敷地いっぱいといってよいほどに母屋、付属舎が建て込み、余地が少ない為である。しかし、この敷地に隣接する北側に、屋敷地面積の1/3程度の畑があり、ここが自給用野菜を主に栽培する場となっている。主要な農地は、水田が、那良川近くのずっと下方に小規模な団地が4箇所あり、梨園は1箇所は上記水田近くにあつて、もう1箇所は、山越えで一勝地へ向かう道の出口付近にかなりまとまった規模で存在する。梨園のうち前者は水田の転換であり、後者を山林を開いて造成したものである。屋敷を中心にいずれの団地も相当離れた距離にあるが、それぞれ、まとまってとられていると言える。

事例5：図III-13（図II-8中の㊸）

屋敷地全体が3段になっており、中段に母屋、付属舎、下段に、お婆の住宅、上段に菜園がとられている。中段の母屋、付属舎部分では、前面道路側に、観賞用庭がシダレ梅を中心に作られ、作業用前庭に当たるものは、母屋と付属舎の間にとられている。母屋東側は

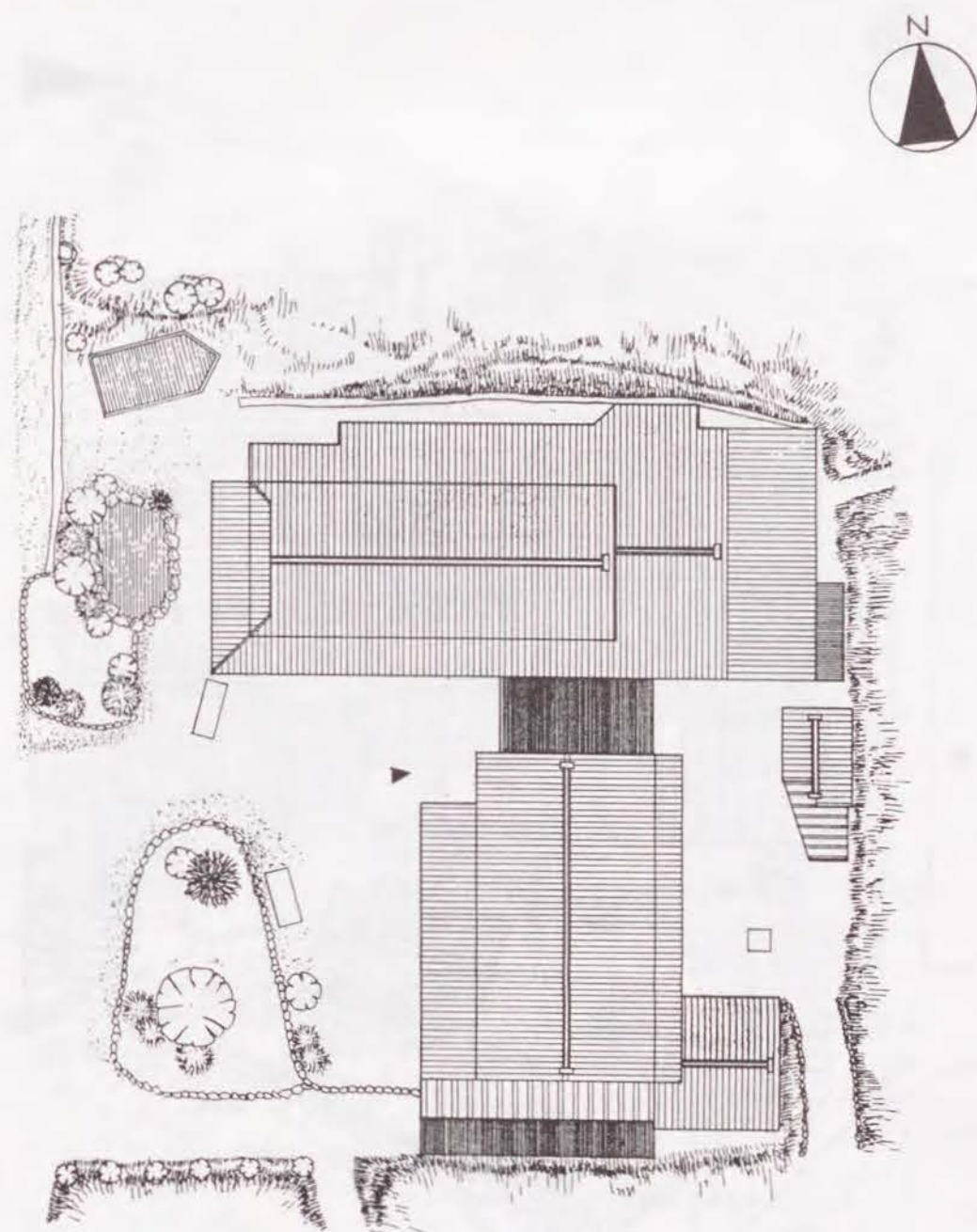
勾配のあるアクセス道に沿ってスロープ状のやはり観賞庭が作られ、多種多様な樹木が山から採り出されて植えられている。母屋背面の上段の縁にも菊の盆栽が並ぶ。これらは主に、この家の世帯主の父が管理している。上段と中段との法面には横穴が掘ってあり、「室」としてイモ類等の保存用に使われている。その並びのアクセス道側には湧水があるが、今はほとんど使っていない。下段には、お婆の住宅を中心に、ポンプ小屋（梨園防除用薬剤散布のためのポンプ）、薪小屋があり、お婆の住宅を挟んで反対側には花壇が作られ、その下方を毎床溝が流れ洗い場が設けられている。上段が菜園となっており、かなり広い。調査時には、タカナ、ネギ、ラッキョ、イチゴしか野菜は確認されなかったが、その栽培面積と同規模の畑が耕起され種がまかれていた。その他、リンゴ、梨、ピワ、ミカン、柿、梅、キンカンが植えられている。リンゴ、梨はそれぞれ果樹園に後には移されるべく栽培されているのである。この菜園は果樹については世帯主が、その他は、その母が管理している。

この家の屋敷地は、水まで含め、自給体制を備えた敷地利活用が行われていると言えよう。

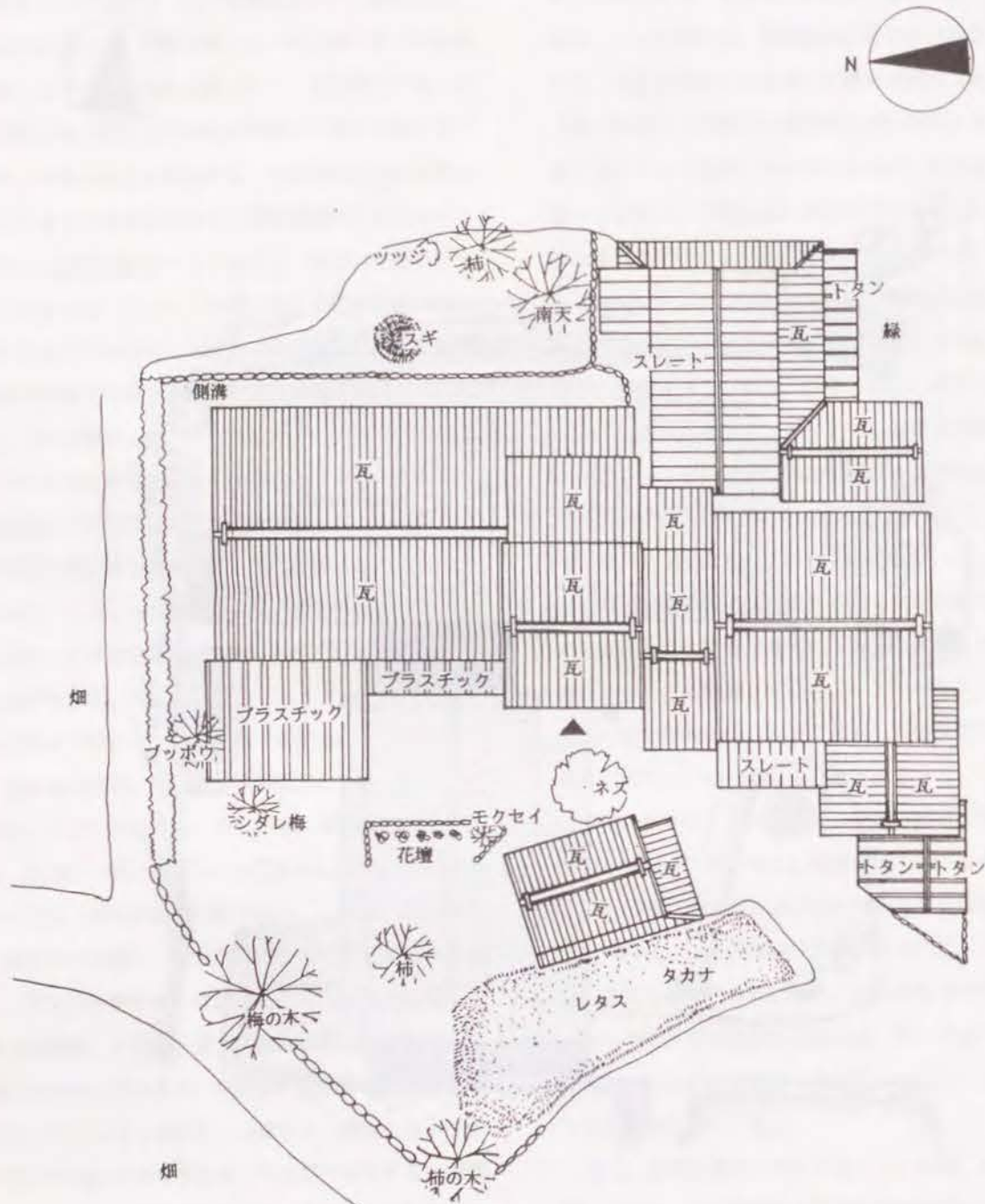
主要な農地は、水田4箇所、梨園5箇所に分散して所有しており、その分散の度合は毎床の中でも、最も高いものの一つである。特に水田のバラつきがひどい。その理由は、この農家が世帯主の父の代にこの地に移住し農業を始めたことにある。既に所有者未定の土地が無い中で農地を確保する為には、購入可能であれば、どこでも、とにかく購入する訳で、結果としては分散せざるを得ないのである。

以上、各事例農家ともに共通して、水田、梨園が分散しており、自家菜園等の自給的土地利用も2例を除いてかなり縮小している。その共通の要因は梨栽培の拡大にあると言える。手近かな水田を除く場所から梨園化が進んだ結果、自家菜園、畑が先ず梨園となり、自給体制を弱めたのである。更に、梨園をより拡大する為、1つには山林を開いて園地を造成し、最近になって水田転作作物として梨を入れたため、いっそう分散度が高まったのである。

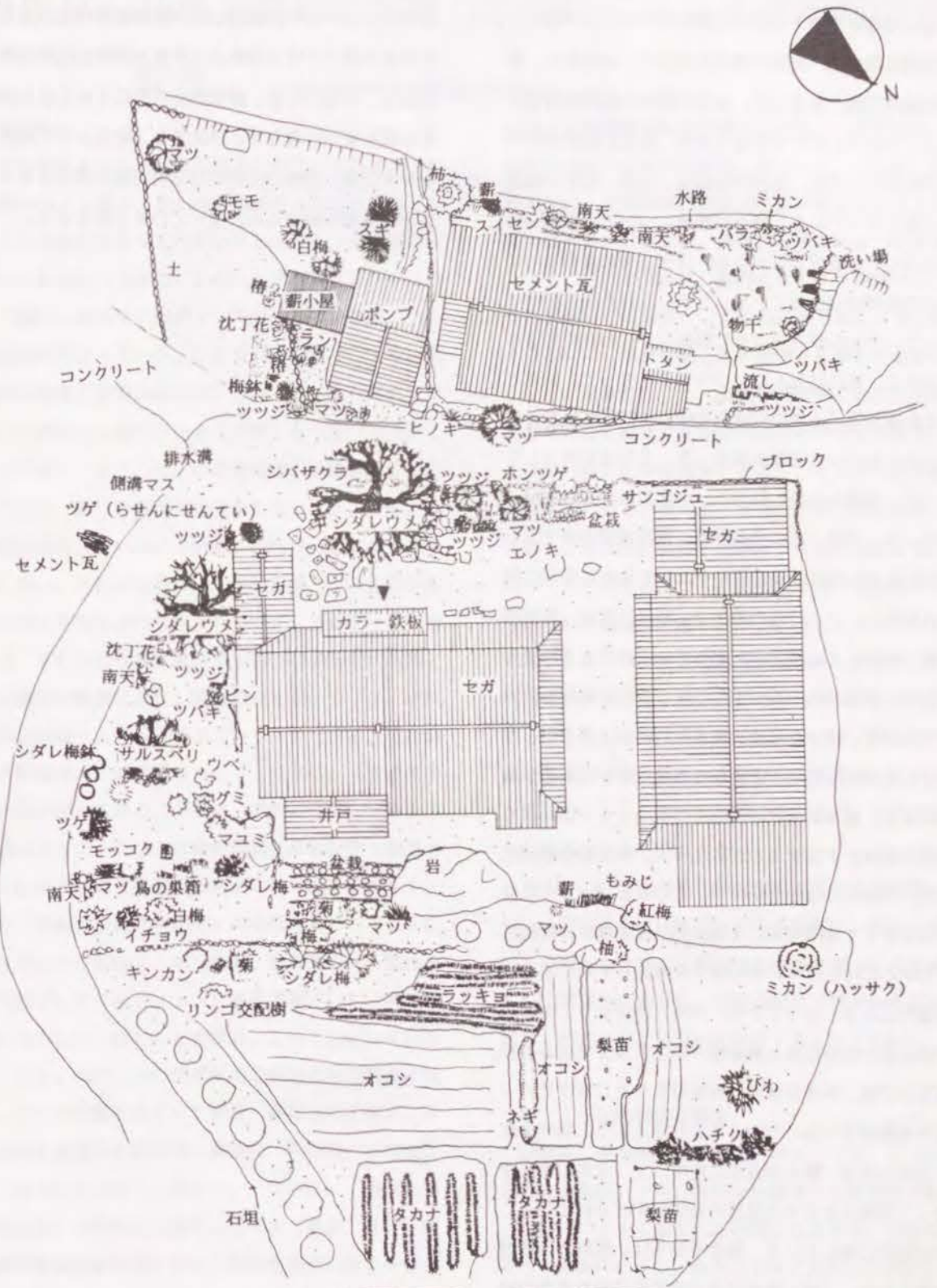
図II-11 事例3



図II-12



図III-13 事例5



III-4 まとめ—農地の分散錯綜による多重的空間、土地利用管理システムの成立

毎床集落の空間・土地利用管理システムを見るに、毎床溝に係る全戸出役の溝役を除けば、ほぼ全て、部分的私的共有、あるいは、完全に個別私的利用管理によって成立している状況である。部分的私的共有利用管理としては、水田中の農道、水路、梨園の農道が対象となっている。個々の農地については周囲の合意を得ることを要しながらも、ほぼ完全に個別私的に利用管理がなされている。しかしながら調査の中で、決して、それらがバラバラに脈絡なく行われているのではなく、目には見えないつながりをもって、全体として集落空間・土地の利用管理が共同的に自力を中心に行われている印象が強かった。この点を追求して行くと、農地の分散と錯綜という事実に至る。即ち、図III-8、表III-8に見る分散、錯綜状態の中では、部分的私的共有利用管理をそれにかかわる農家の側から見ると、いくつもの箇所、様々に異なった農家の組み合わせによる共同が成立しているのである。従って全ての農家が数箇所～十数箇所の共同に参加し、いってみれば、部分的私的と見える共同が、オーバーラップしながら隙間なく連続して集落全域を覆っているのである。個々の農家は、いくつものグループによる利用管理に参加することによって、集落の全農家と直接、間接につながりを持つ。このことが、1つには、「全体として集落空間、土地の利用管理が共同的に自力中心に行われている印象」をもたらすものであり、実質的にもそうになっている。同時に連続して生き続ける在来の自前技術も農家個々のストックではあるが、相互の交流、あるいは同一技術を有する共有性という形で全農家をつないでいるものと言えよう。共同倉庫とその工具が、誰もが自由に使用出来、また、それを使って実際に自力での建設や補修が実行されていることに端的に表れている。加えるならば、果実組合活動に見られた、「結」制度による相互扶助的な労働交換は果実組合があって初めて成立したのではなく、元々あったものを組合として制度化したものであって、ここにも連続して重なり合いながらつながって行く共同を見ることが出来るし、撰果場での共同作業もそれら共同を補強するものとなっている。

このように、毎床集落における空間、土地利用管理システムは、毎床溝の全戸共同利用管理の大枠を持ちつつも、まずは個別私的利用管理行為があり、それらが重なり合う結節点で任意の部分的私的共有が成立し、土地の分散、錯綜が必然的にそれら部分的私的共有を重なり合ながら連続させ、結果として隙間のない全空間、土地の共同利用管理を成立させるといった構造を持つものとなっていると言えよう。

第IV章 私有大空間の集落自治組織による共同利用管理

—京都府美山町田歌集落の事例—

はじめに

1970年代末から1980年代前半にかけ、それまでの大都市への人口集中、農山漁村地域からの人口流出という人口現象に大きな変化があらわれた。「地方定住」といわれたものである。しかし、1980年代後半に至り、「東京一極集中」の形で、再び、農山漁村からの人口流出が目立っている。これを受けた形で、「中山間地域活性化」が農政の重点とされる程に、70年代までの人口減少より深刻で大きな問題となっている（詳しくは次章）。ところで、山間地域は、実際は、より深刻であり、新しい労働力の供給もないまま、一層の高齢化が進行している。「消滅」の危機にある地域も少なくない。これらも含め、「地域振興」、「定住促進」の様々な対策が打ち出されている。それを一言で言えば、それらの地域に賦存する資源の多面的利用と生活環境の整備により、就業機会を確保しつつ、定住可能な地域へと発展させるというものである。生活環境の整備は、この際置くとして、問題は、「資源の多面的利用」にある。主には、都市居住者に対する自然型レクリエーションの場の提供とそれに伴う就業の場の創出及び地元産品の販売が中味である。従って、現在「資源の多面的利用」の意味するところは、広大に存在する安価な土地（無論、自然豊かな）資源を「自然型レクリエーション」施設用地として「利用」することに、ほとんどの場合、なっている。しかし、山間・中山間地域の居住者と最も関係が深く、多くの労働を投下して開発・維持されて来た、最も貴重な農地がその本来の意味の「利用」の対象には、ほとんどあがって来ない。ちなみに、「農村漁業体験協会」の資源利用マニュアル（農業・農村活性化農業構造改善事業における地域効用型に関するもの）によれば、バンガロー、キャンプ場、「ふれあい」広場、フィッシングパーク、フィールド・アスレチック、管理施設、オートキャンプ場、手づくりコーナー、観光農園等々の施設が目白押しに並んでいる。各農業構造改善申請自治体の計画の中にも、上記マニユ

ル通りの施設整備計画が盛り込まれ、「目玉商品」的位置を占めているのである。果たして、これが、居住者本位の、地域資源の利用と言えるのであろうか。疑問は大きい。筆者は、最も、重視されるべき資源は、多大の努力で開かれ、維持されて来た農地であり、その利用とは農地としての利用であると考ええる。その為には、農業生産主体の確固たる存在が必要であるし、旧態依然とした、過酷で長時間にわたる労働力を必要とした農業生産条件の改善も不可欠の要素であろう。一般には中核農家を育成し、それに生産基盤を集積することで、農用地の有効利用と生産性の向上を目指すとされている。平地農村ではある程度有効な方向の一つではあろうが、山間地域では、生産単位そのものが、零細規模であり、かつ、スケールメリットを実現する為には、多大な基盤整備コストを必要とし、現代土木技術をもってすれば可能(possible)ではあっても現実性(probable)に欠ける。従って、限られた土地と労働力を駆使し、小さな可能性を丹念に拾い上げ、掘り起こし、それらを組織する方法が、まずは考えられねばならないであろう。

本章では、京都府東北北端に位置する美山町にあり、「芦生原生林」に近い田歌を事例に、極めて現実的で柔軟かつ合理的な農用地利用管理の方式を通して、山間集落における、住民本位の「資源の多面的利用」の在り方、可能性を検討することとする。

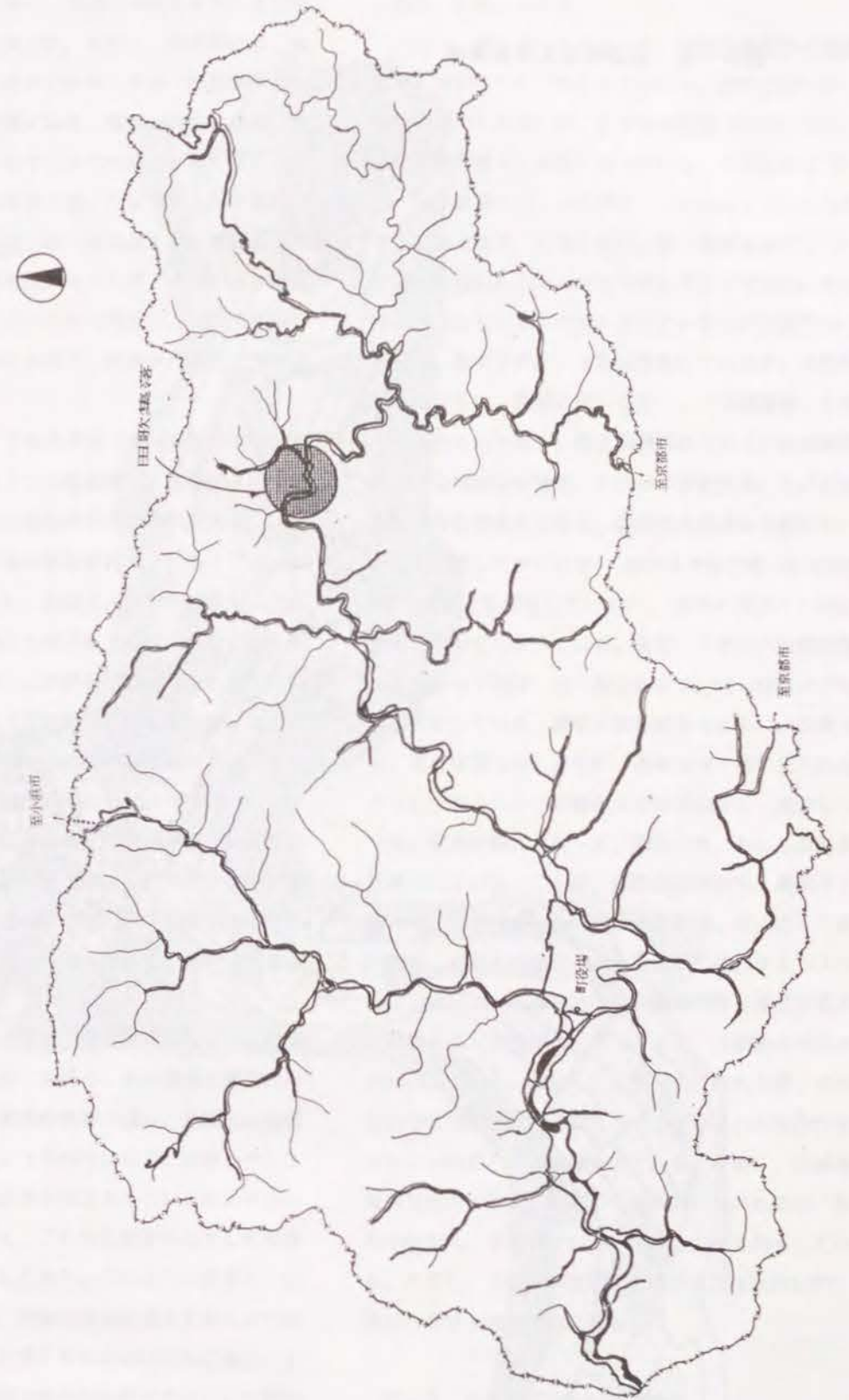
IV-1 田歌集落の概要

田歌は、美山町内旧知井村11字の1つで、3つの小集落—五波所、下所、向所から構成された集落である。由良川によって刻まれた谷間に立地する。五波所は最も立地条件に優れ、由良川北岸に南面して水田と居住域が展開する。次いで立地条件が良いのが下所で、由良川の東側に西面して、ほぼ、一列状に屋敷が並び、対岸には、田歌では、最もまとまった面積の水田を有する。向所は、由良川を挟んで、五波所・下所とは対岸にあり、その最上部に、田歌集落の宗教的中心の

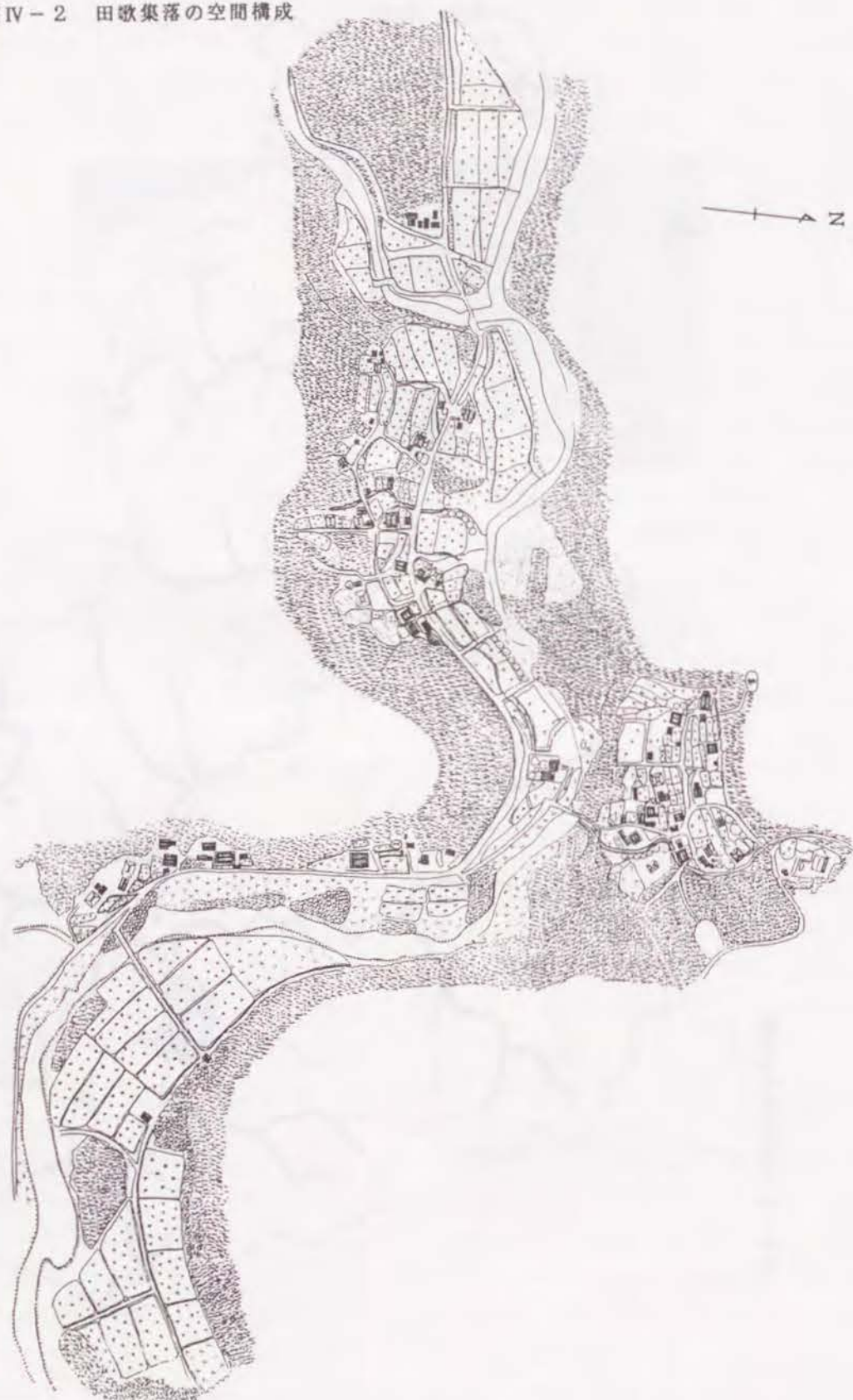
図IV-1. 美山町・田歌集落の位置



図IV-1-1-2 田歌集落の位置



図IV-2 田歌集落の空間構成



一つとしての寺院があり、以前(1986年まで)そのすぐ下に集落公民館もあった。ただし、向所だけは、由良川南岸の北斜面にあり日照等、生産・生活条件としては、最も不利な位置にある。圃場も現在は水田一枚と若干の畑を残すのみで、人口の減少が最も激しい。明治以前までは、由良川上流、ちょうど、川が東西方向から南北方向にほぼ、90° 曲るあたりの東斜面及び、河岸にかけて水田を開いていたが、水害により壊滅し、同時に、その付近からの水路及び、沿線の圃場も、崩れ、以降、復旧もされず、放棄されたという経過がある。

現在、戸数30戸、うち外来者(山間集落での暮らしを求めて来住したドイツ人家族等)、宗教法人が4戸、従って、在来からの居住者世帯は26戸である。26戸中8戸は女性中高齢者の単独世帯で、うち7戸は「独居老人」である。また、夫婦2人だけの世帯も7戸あり、うち3戸は夫婦とも65才以上の老人夫婦である。残る10戸については、3戸が40才代世帯主とする3世代家族、2戸が、50才代世帯主夫婦+その母又は父、5戸がいわゆる夫婦と子供のみ核家族である。このように、約2/3は、後継者が同居しない世帯となっている。これら在来からの世帯と外来者を含む定住世帯が30戸あるのに加え、空家を購入した2戸、土地を購入し新たに建てられた4戸の計6戸の別荘があるが、これらは区の戸数にはカウントされていない。(表IV-1、図IV-3参照)

さて、田歌の従来の産業・就業構造は、1~2頭飼の牛(役畜からの延長)を伴う、水田農業が農業の中心となり、それも、米単作地帯の様に、比較的大規模に生産し販売中心というのではなく、自給をベースにしつつ、それ以上の米を供出するといったレベルのものである。米に加え、これも自給を中心とした野菜・雑穀・豆類を生産して来た。このような農業と、山林労働による収入が、田歌の生活を支えて来たのである。現在、山林労働に携わるものはほとんど無く、より規模を縮小した農業と恒常的勤務を中心とした雇用兼業、そして松茸収入等の自営兼業との組合せにより生計を成すもの、老居老人のように、年金・恩給・仕送り・借料によるもの、そして、完全に農業を離れ・内外への勤めによって生計を立てるものといった形

へ移行・分化している。

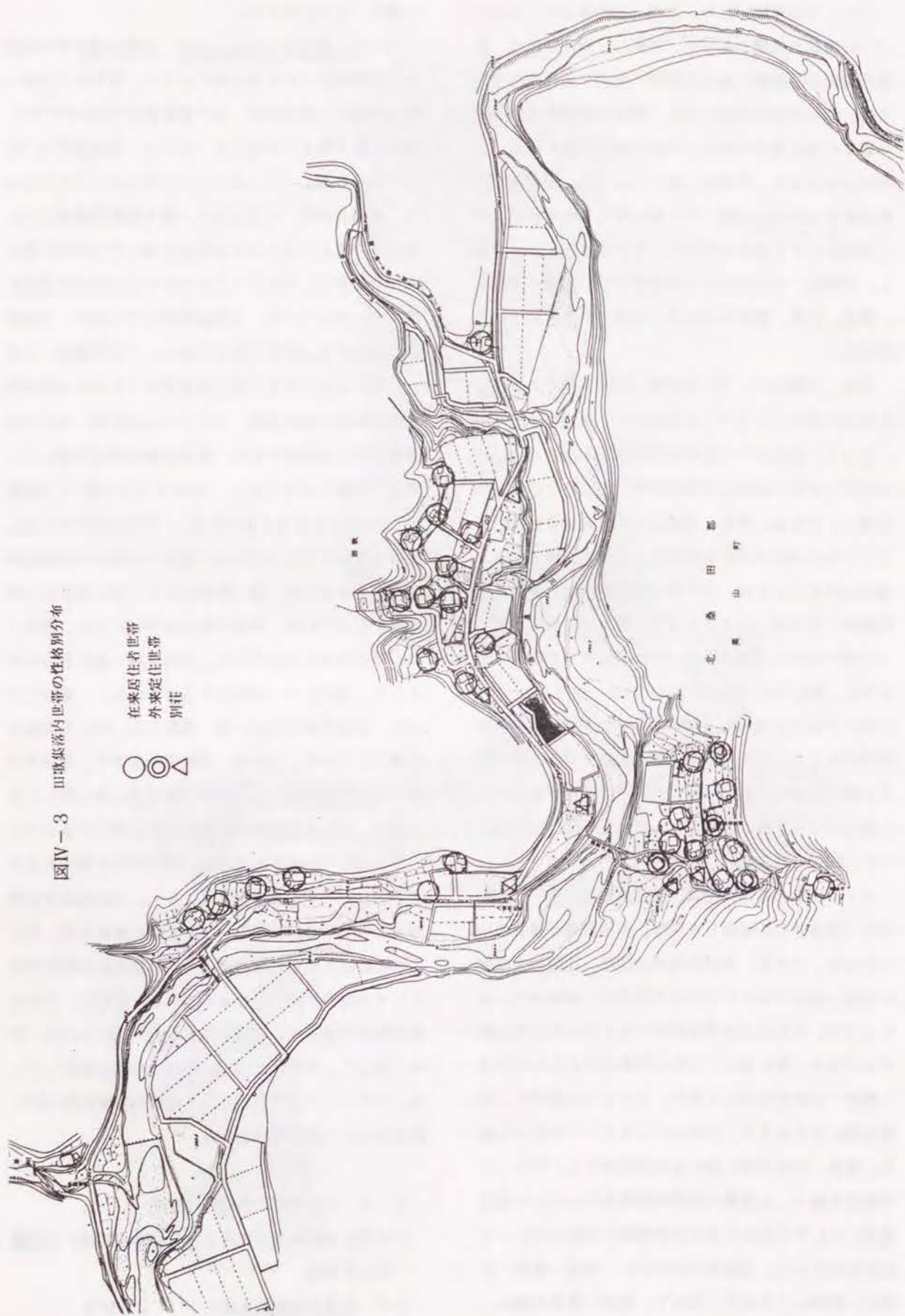
ここで、表IV-2~6によって、田歌の農林業の現況とその推移についてまとめておこう。資料は1975年~90年のものしかないが、まず農家数は'75年ですでに19戸と総戸数より少なくなっている。専業農家も'75年~80年を通じて1~2戸で、これらはすべていわゆる「高齢者専業」と見て良い。第1種兼業農家は'90年に1戸現われるのみで全年度を通じて圧倒的に第2種兼業農家としてカウントされている11戸が実質的に農家で、他の2戸は、土地は所有しているが、自給野菜生産以外は、借地に出しており、「自給農家」と言っても良いものである。第2種兼業のうち6戸は役場等恒常的勤務の安定兼業、2戸が不安定兼業、3戸が松茸販売等自営兼業である。経営耕地規模は全般に小・零細で推移して来ており、'85年までは半数~1/4程度が1.0ha以上を所有していたが、'90年には全て1.0ha未満となってしまっている。表IV-5ののべ収穫面積の合計からすれば、田・畑合わせて、50a程度の平均規模となっている。農家戸数の減少とともに、農家人口、農業就業人口とともに、過疎地域一般に見られるように、減少しつつ高齢化するのではなく、減少しつつも、生産年齢人口は一定、確保され、むしろ高齢者は減少している。これは、高齢者の方から、農業をリタイアして行っていること示すもので、後に詳しく述べるが、それら高齢者の農地を受けて耕作するシステムが存在しているからである。農業の作目構成を見ると、ほとんど水稲単作と言ってよく、自給的な野菜等が加わっている。ただし、これも後に触れるが、それらの中には、米の生産調整の中で実施される転作作物としての白菜と大豆が含まれている。最後に、山林の保有状況であるが、農家で山林を持たないものは、'90年ではなく、平均して13.5ha程度の山林を所有している。ただし、この平均規模以上の所有農家は約1/3で、他はかなり小規模零細である。

IV-2 田歌集落自治組織の構成

(1) 集落自治組織及び包摂される組織・関連する組織等の役員等

まず、集落自治組織本体については、区長(1)、副区長(1)、会計(1)、区議員(3)の計6人が

図IV-3 山歌集落内世帯の性格別分布



表IV-1 田歌定住世帯家族構成一覽（各数値は年令：1990年10月現在）、（A-Rは図-3に対応）

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	M	N	O	P	Q	R							
世帯主	63	43	63	60代	66	49	56	59	70	56	43	72	49	55	64	75	80	78	68	58	76	80
主婦	57	40	65	50代	59	47	55	56	63	55	43	43	43	50	60							
長男		13		30代		15					16		12	22								
その妻																						
次男		18																				
次女		13																				
母		71																				
父												77		78								
計	2人	6人	2人	3人	2人	3人	2人	2人	2人	2人	6人	1人	6人	4人	2人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
			外来	外来			外来	外来														
世帯主	61	65	40	36	53	32	60代															
主婦		65	37			28	50代															
長男			?		13	9																
その妻			?																			
次男					18	7																
次女					16																	
母																						
父																						
計	1人	2人	4人	1人	4人	4人	?	?														

表IV-2 総戸数・専業別農家数等推移

	総戸数	専業兼業別農家数				兼業種類別農家数		
		総数	専業	第1種兼業	第2種兼業	雇用兼業		自家兼業
						恒常的勤務	出稼・日保・臨時	
75	-	19	1	0	18	10	7	1
80	-	19	2	0	17	6	8	3
85	-	16	0	0	16	7	7	2
90	30	13	1	1	11	6	3	3

表IV-3 経営耕地規模別農家数推移

	例外規定	0.3~0.5ha	0.5~1.0ha	1.0~1.5ha	1.5~2.0ha	2.0~3.0ha	3.0~5.0ha	5.0ha以上
75		1	7	10	1	0	0	0
80		3	10	5	1	0	0	0
85		2	10	4	0	0	0	0
90	2*	6	5	0	0	0	0	0

*「自給農家」

表IV-4 農業人口・農業就業人口推移

	農家人口						農業就業人口					
	男		女		計		男		女		計	
	総数	65以上	総数	65以上	総数	65以上	総数	65以上	総数	65以上	総数	65以上
75	36	9	41	9	77	18	6	6	19	3	25	9
80	34	7	36	13	70	20	7	5	13	7	20	11
85	23	4	31	10	54	14	2	1	6	5	8	9
90	22	3	24	8	50	11	5	0	6	1	11	1

表IV-5 作物種類別収穫面積及び家畜種類別飼養
農家数・頭羽数

	計 (のべ) (a)	稲	いも 類	豆類	野菜 類	花卉 類・ 花木 ・芝	肉用牛	
							飼養 数	頭 数
75	885	851	0	2	22	10	1	1
80	806	806	0	0	0	0	0	0
86	518	504	4	7	3	0	0	0
90	588	564	0	2	22	0	0	0

配置される。これらは会計を除き、任期1年で、選挙によって選ばれる。次に、自治組織に包摂される組織については、まず、農事組合関係で、同組合長(1)副組合長(1)、会計(1)、機械担当(1)、理事(1)である。造林組合では組合長(1)。公民館関係では館長(1:区長が兼務)、主事(1)。テレビ組合関係に組合長(1)、副組合長(1)、会計(1)。洞雲寺総代(3)の計19人の役員が存在する。これらは、ほぼ、「輪番制」を前提とした推薦で選ばれ、任期は2年である。以上が自治組織内業務を担当する諸役である。

他に、自治組織に関連する町レベルや農協、森林組合等レベルのいわば集落からの派遣委員が存在する。知井学園同窓会理事(1)、同代議員(1)。森林組合理事(1)、同総代(3)。農業協同組合総代(6)。九ヶ字委員(1)。社協評議員(1)。入幡宮総代(1)。財管委員(1)。村おこし委員(4)。自治会委員(1)。老人クラブ(1)。体育振興会理事(1)。婦人会支部長(1)。農協婦人部班長(1)の計25人である。在来居住者数69人で21才~70才までの人口が42人であるから、男女、世帯主その他別なく出たとしても、ダブリが出るほどの役員の数である。

以上のうち、集落自治組織運営・業務に直接かわる実質的なものは、自治組織本体にかかわるもの、農事組合、公民館関係、造林組合、テレビ組合、洞雲寺総代、九ヶ字委員・財管委員の21人である。

(2)集落自治組織及び関連組織の機構と業務

①区(集落自治組織本体)

従来は、後に述べる農事組合、公民館を含め、区長が全体を総括していたが、1980年、町当局の方針で、農事組合、公民館を一応、別建とした。区の業務としては、例えば「道ぶしん」等の具体的な空間管理作業

表IV-6 保有山林面積規模別農家数及び
保有山林面積

	なし	0.1	1.0	5.0	20.0	50.0	保有山林	
		~ 1.0 ha	~ 5.0 ha	~ 20.0 ha	~ 50.0 ha		面積 (ha)	戸 数
75	4	4	6	3	1	1	158	66
80	4	3	7	3	0	2	186	67
85	1	5	4	4	2	0	143	46
90	0	3	4	4	4	1	175	88

等は既になく、農事組合、造林組合、九ヶ字、寺総代等が行う業務・行事を一応統括し、主に財政支出・収入を管理するといった側面での機能や、農家・非農家に共通する課題に関する合意・決定・執行に当たる機能、そして、行政からの諸連絡・調査等を受ける行政末端としての機能等が残されている。その他では、八坂神社の祭礼(祇園祭)を担当する程度である。「道ぶしん」等、空間の管理作業が無くなったのは、農道や農業用排水路は、30戸中13戸の農家=農事組合の業務となって分離し、一般道路については、負担金を出したり、整備の要望をとりまとめ提出・陳情はするが、町の直轄事業として、改良・舗装等の整備が進み、集落自治組織としての対応が不要となったためである。

上記した財政支出・収入管理とは、まず、集落内に限ると、「松茸山管理料」がある。この「松茸山管理料」は年間約200万円で、一括して区の収入としてストックされている。田歌も比較的早い時期から松茸山(共有林・私有林)については8月の終りに、入札を実施し、その秋の松茸の収穫・販売権を山ごと売るのである。入札権は集落内居住者に限られる。対象となる松茸山は、6区画に分割されており、1区画を除いて、複数の集落内個人の山が含まれている。さきの1区画は1人の所有で、本人のみが入札する慣習となっている。入札料は毎年変動するが、1人有の山以外は、自然な競争の中で値段が決まるが、1人有の山はそうはいかず、自治組織として、他の5区画の入札料の前年度比増減率を適用し、入札料を決定するという管理を行っている。さて、5区画の複数の私有林が含まれる松茸山については、その区画の線引き、収穫時のトラブル、入札者以外の盗穫対策等を自治組織が受けて、公正に裁く必要も生じる場合がある。これが、「

松茸山管理料」として収穫権者が自治組織に支払う根拠となっている。

次に、収入管理の第2として、旧知井村財産区収入の取扱いがある。旧知井村財産区とは、美山町が合併・成立する以前に存在した知井村の村有林を引き継いだもので、約7000haの山林である。うち、2400haを京都大学演習林として当財産区が貸している。これは大正期に京都大学が99ヶ年の地上権を設定したもので、形の上では財産区との分収契約となっていると言う。その料金は、1980年以来年間2000万円である。この収入は、九ヶ字(集落)で運営する財産区としての共通・共同の運営費、森林組合に委託している育林や管理費を差し引き、残りを9集落に毎年分配している。田歌では、約150万円となるが、これをやはり一括して区財政に入れ、区全体の事業の際に支出するストックとしているのである。

その他については、「区費」として各戸、年間5000円を徴収している。参考までに、90年の時点で区にストックされた財政ストックは、定期預金950万円余、普通預金400万円弱と30戸の集落としては予想をはるかに越える額である。そして、これらの預金と並んで「農事組合貸付金」として165万円余が計上されている。これについては農事組合の項で詳述する。

さて、これらの多額のファンドは、第1に集落にかかわる様々な環境施設整備にかかわる「受益者負担」にあてられる。例えば、1983年度から86年度にかけて実施された新農業構造改善事業では、83年度に、五波所上手の圃場整備一湿田の排水条件改良、区画整理、農道取付、農業用排水分離と整備、1984年、下所対岸の圃場に渡る橋の架替え、同85年、当該圃場整備一區画整理、農道整備、用水整備と用排水分離、そして末年86年に、公民館の移転新築、共同利用機械(トラクター1台、乗用田植機・手押田植機各1台)の購入を行っている。そのうち、橋の架替えについては、関係農家(下所対岸に農地を有する農家)が下所、向所、五波所にまたがること、公民館については、全戸にかかわる施設の為、その事業費の受益者負担分を区財政より充当している。この例は、1977年に整備された集落内道路改良・舗装工事にもあてはまる。新農業構造改善事業における他の圃場整備事業は無論、整備対象

となった各農家の残額負担となっているし、共同利用機械については農事組合参加の13戸の農家の共同負担となっている。ただし、この事業には、集落外の人で、集落内の農地を持つ若干のものがあるが、全事業の受益者負担金合計を、各農家に受益地面積で按分し、集落内農家については、橋の架替え、公民館建設の受益者負担分が区より充当されている為、その分は少なくとも、集落外関係者より軽減される結果となっている。

第2の支出は、八坂神社の祭礼に関する費用で、「神楽保存会」費用として支出されている。その他、1月、3月、8月の、先祖祭り特に3月の合同法事費が区から支出されている。

②農事組合

現在の農事組合の前身は農事実行組合という名称で従来から存在したが、実質的には集落自治組織=区に解消されて来ており、組合として独自の会計・業務は行っていなかった。しかし、一方で、集落内農家数は年々減少し、農業と関係のない家が過半数以上となって来たこと、また、前述の新農業構造改善事業の実施とその完成が契機となって、1983年度の一期工事の完成を期に農事組合として、区から一応独立した実質的な機能集団として再構成されたのである。参加しているのは13戸の農家であるが、実際には独居老人世帯を除く11戸の第二種兼業農家が活動している。その主な業務は3つある。

第1の業務は水路の維持・管理である。水路は、向所には、水田が1枚しかなく、それは谷からの湧出し水を引いているものがあるが、農事組合による維持・管理の対象とはなっていない。対象となっているのは五波所、下所地内の水田を潤す水路のみである。これらの水路は中・小合わせて、5つの系統がある。そのうちの3系統は、由良川の支流五波谷に頭首工有するもの(図IV-6中の①、②、③)であり、他の1つは、下所対岸圃場専用とも言うべき、由良川からのポンプアップによるもの(同⑤)、また残る1つは、五波所地内の小谷川からの補足的なもの(同④)である。受益面積の広さ、広がりから見ると、⑤、②の水路は比較的規模が大きく、次いで①、③であり、④は上記したように補助的な小規模のものである。これらの維

持・管理は、⑥を除いて農事組合参加の13戸によって実施されている。名目的に農家であるものは耕作・非耕作の別なく参加が義務付けられている。以前は、④を③に含めて、3系統とし、⑤とあわせ4系統につき、それぞれに関係する農家が、系統ごとに維持・管理作業を行っていたが、農事組合の再結成・独立により全系統を一斉に合同で上流から土砂のさらい、草刈り等を行っている。ただ、⑤系統だけは、ポンプ・アップによっており、かつ、領域が一箇所の団地となっているため、関係農家により（土地所有者ではなく、むしろ耕作者）維持・管理されている。これらに要する経費の各戸負担は、出役単価×人・日で先ず総額を出し、総額の負担割を各戸の所有面積の10a単位にしたもので割り、それに各戸の面積の10a単位の数値を重じて算出する。この負担額から、各戸の提供した労働量×単価を差し引いたものが、最終的に全域としての各戸の負担額と成るといふ法である。以上は幹線についてであり、末端の支線については、これらを直接、田に入れる農家が基本的には個人で、また、必要に応じ、適宜隣接する関係者によって私的に協力し合って管理している。

第2は、農業用機械の共同所有・利用による水田の協同耕作・田植・収穫作業の実施である。機械はトラクター2台、乗用田植機1台、手押田植機1台を所有している。このうちトラクター1台は、農事組合が、区から資金を借りて購入したものであり、他は、新農業構造改善事業の補助金と自己負担（相当の近代化資金融資）によるものである。これらの機械を利用して、運転技能を持つ農家が、スケジュールを調整しつつ、組合員の水田を耕し、田植し、刈り入れを行っている。一見、協力的な形態に見えるが、より複雑あるいは柔軟なシステムである。各水田は個々の農家のものではあるが、それらを全体としてプールし、そのプールされた水田所有農家の集団から機械を使った作業の出来る人が複数出て、交替しながら、全体の農地について作業を実施するのである。いってみれば、13戸の農家全体が作業を委託する農家であり、かつ、その農家中から、それを受託する農家も出していることになる。ちなみに、90年農林業センサスでは、作業を委託している農家13戸、受託農家1戸となっている。この

1戸は、実は農事組合役員中の機械担当となっている農家なのである。そして、これら作業等に関する労賃・手数料及び機械購入時の借金返済等については、機械使用料（自ら作業を行うにしろ、他の人に作業を行ってもらったにしろ、自らの水田に関する作業に要した機械の使用を面積基準に計算したのも）と作業従事時間の相殺で清算し、残金は借り入れ金返済に回すといふ実に巧妙な方法がとられている。

第3は、水田転作におけるブロックローテーションの実施と、転作物生産における協同である。この方式は、1983年の圃場整備の第1期完成とともに実施されるようになった。水田転作におけるブロックローテーションとは、毎年、稲作の減反面積が、ほぼ、水田全面積の3割程度、各集落に割り当てられる。その割当てを消化する方法としては、単純に全水田所有農家が自己の水田の3割を休耕（自己保全・管理と称する）するか、稲以外作物を作るかする方法がとられることも多いが、そうするのではなく、全集落の水田を全体としてプールし、その3割を出来るだけまとめて団地的に休耕あるいは転作する方法の一つで、その3割程度の団地のまとまりを年ごとに、移動させるものである。従って、予め圃場の区画と面積、所有者の数等を考慮して、全面積の3割程度の規模に分割し、休耕あるいは転作の順序を決定しておき、若干の変更等の調整を加えつつ、決められた順序で実施して行くといったルールとシステムを形成する必要がある。田歌では農事組合として、これを行っている。その上、田歌では、休耕はせず、大豆と白菜を転作物として、農事組合が協同で生産するのである。その面積は合計で最近のところは毎年2haである。協同の耕作には、全農家が参加するとして、年間に7～10日間の作業となる。そして、作物の代金収入を、出役（時間単位で計算）時間によって配分するのである。ただし、白菜は白菜、大豆は大豆と別々に精算している。

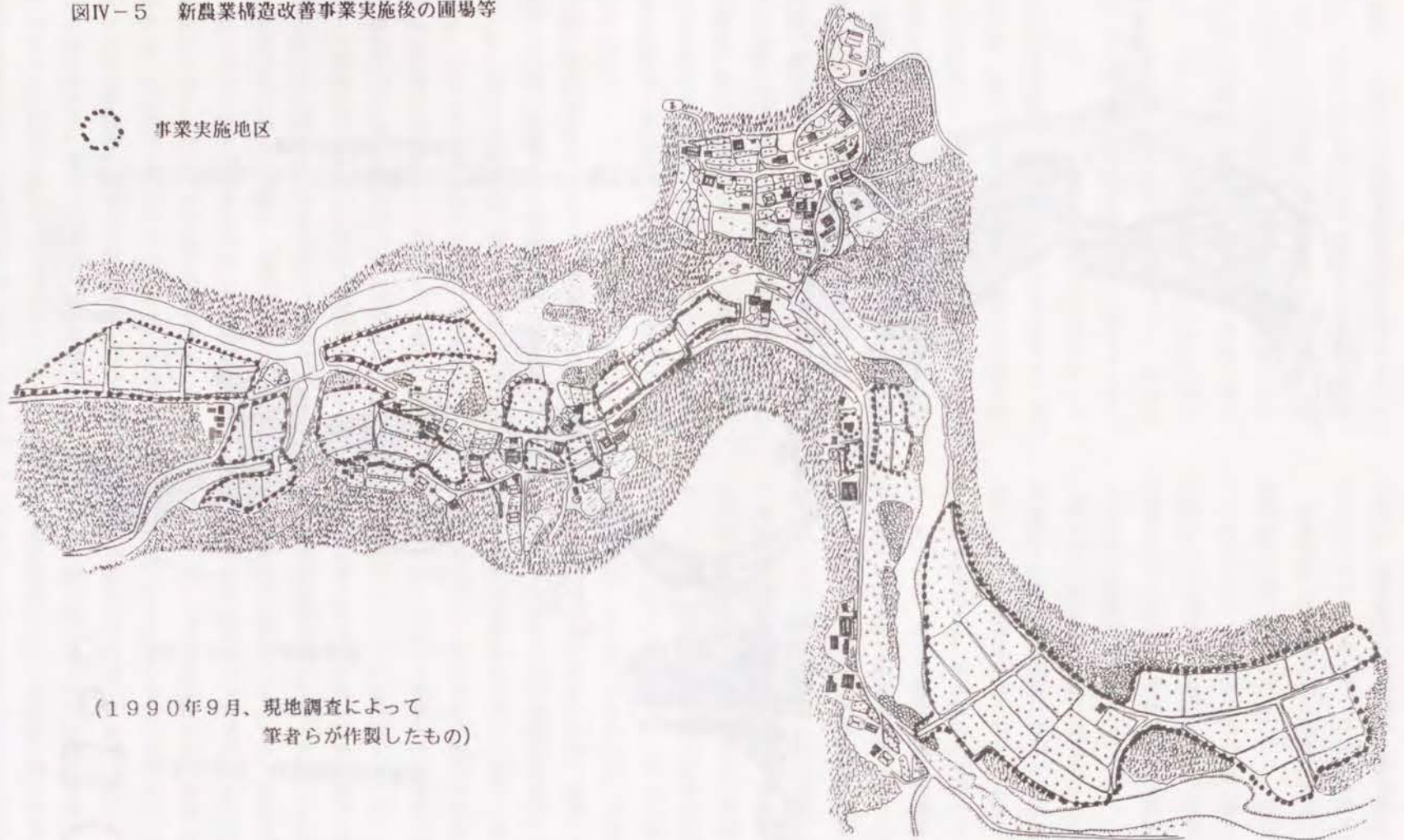
以上、農事組合は、田歌の農業生産、土地利用管理、施設維持管理を一見複雑に見えるが、実に現実的・合理的で柔軟・巧妙な協同により担う主体として機能している。このような状態を生み出した要因としては、第一に、農家戸数の減少、高齢者の増加、あるいは高齢者世帯（独居を含む）や女性世帯主世帯の増加

図IV-4 新農業構造改善事業の対象となつた集落内各地区等

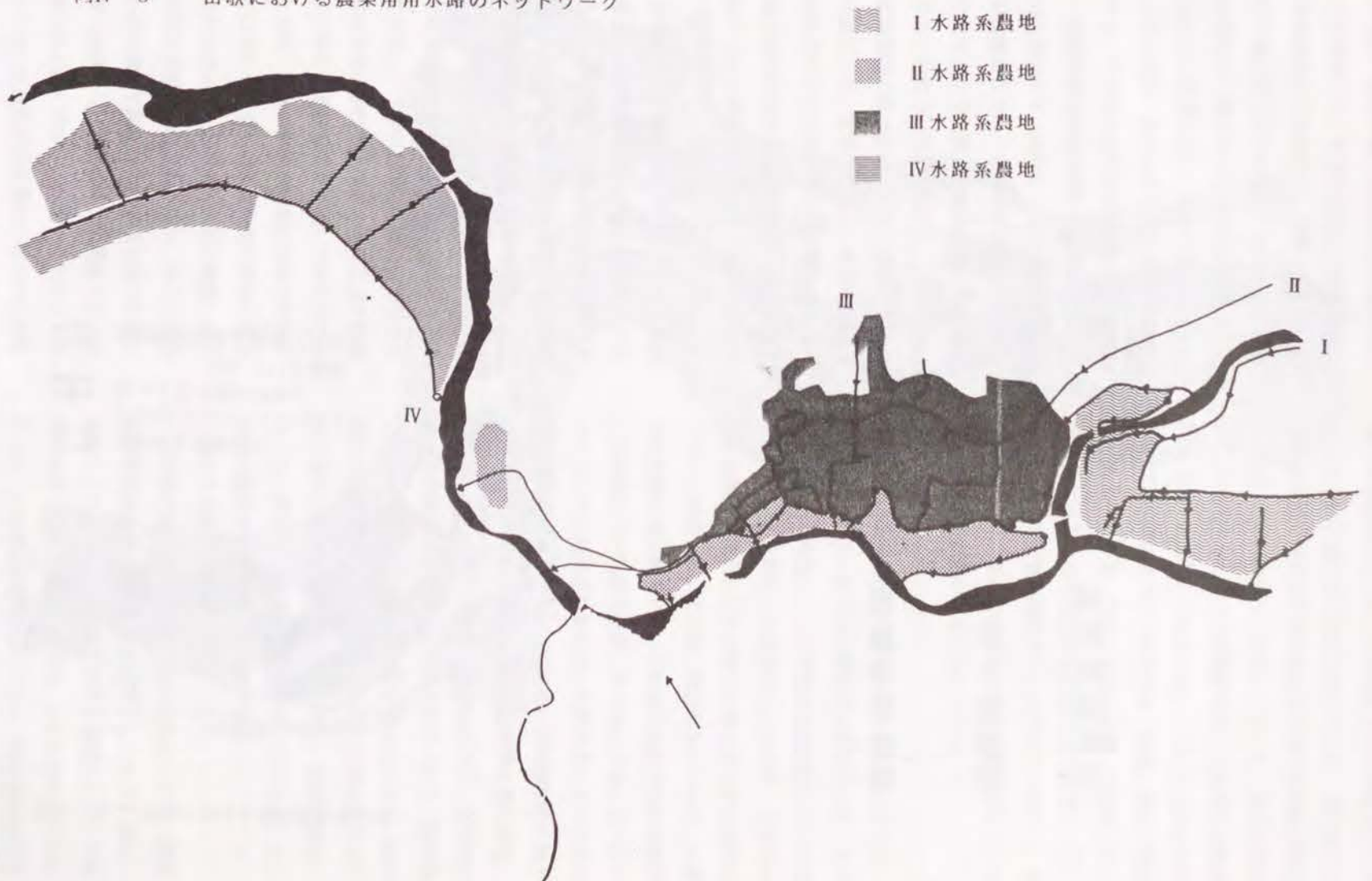


(ベースの地図は、1975年撮影の日本地図センター航空写真より
筆者が作製したもの)

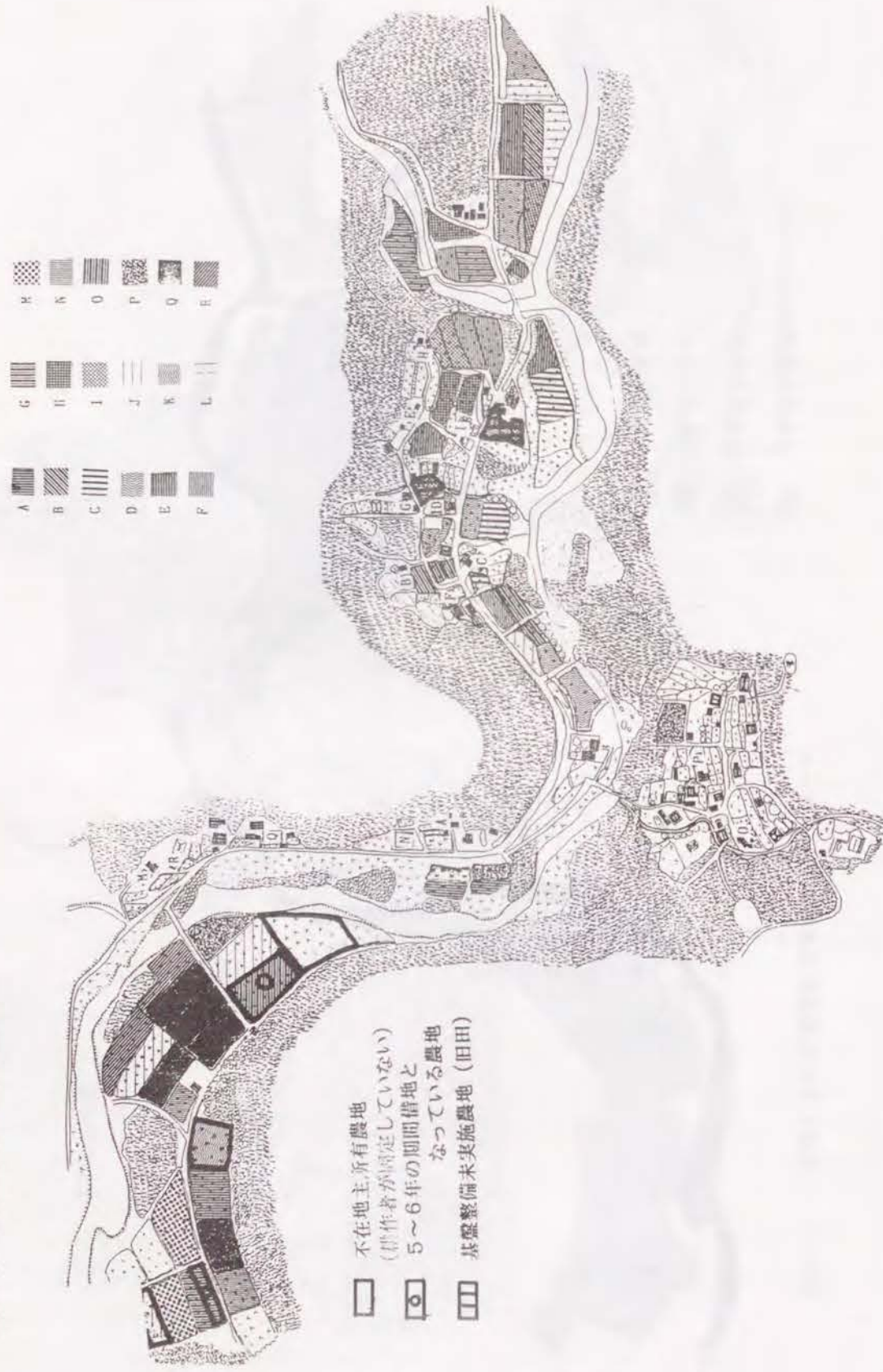
図IV-5 新農業構造改善事業実施後の圃場等



図IV-6 田歌における農業用用水路のネットワーク



図IV-7 田歌における協同利活用水田



不在地主所有農地
(耕作者が固定していない)
5~6年の期間借地となつてゐる農地
基盤整備未実施農地 (旧田)

など、量的・質的な農業労働力の減少が先ずあげられる。そのような状況下で、従来のように、各農家がバラバラで生産を行うことであれば、当然、荒し作りや、耕作放棄が大量に出ることになる。あるいは、集落外への土地の流出や、集落外からの受託耕作も入って来よう。このような事態を避け、農地を農地として集落内の力によって維持・継承しようとする努力の結果である。第2は、そのような意志を実際に実行し得る条件として、新農業構造改善事業による農業生産基盤整備の実現が重要である。如何に一定の労働力が確保され、機械が整備されても、圃場が小区画・不整形・分散の状況であり、かつ、多くの湿田を含み、農道がなければ、それらの威力は発揮し得ない。田歌における農業生産基盤整備の進め方について、特別な方法がとられた訳ではないが、重要なことは、集落内農家から役場に勤める若手の1人が幸運にも基盤整備担当者であり、地域の実情を充分理解し、かつ、将来を考えた設計が出来たことが重要なポイントであったようである。

最後に、農事組合の業務そのものではないが、協同的農地利活用として興味深いものについて触れておきたい。それは、各農家の正月の餅や祝い事等に用いる餅米生産における協同的な農地の利活用である。図IV-7に示す、①不在地主所有農地、②期間借地となっている農地、③「旧田」と呼ばれる基盤整備未実施農地が、その対象となっている。①と②は見る通り、下所対岸にのみ存在し、下所と向所の人々の餅米作りの農地として活用され、③は五波所の人々によって利用されている。これも、基盤整備が完成して後のことである。というのは、従来の小区画圃場の状態であれば、各農家ごとにそれらのうちの1枚程度に個別に餅米を栽培すれば良かった訳であるが、区画が整理・拡大されると、餅米を個別に栽培する為には、拡大された圃場をわざわざ分割して植え付けねばならなくなる。その為、下所・向所及び五波所の2つの農家グループで一つの圃場にまとめて栽培し、分配する方法がとられるようになった。五波所では整備からはずれた圃場を協同で利用することとしている。向所・下所では、全て整備済みの圃場であるが、そのうち、耕作者が不在の不在地主所有農地と、期間借地(即ち、固定した

耕作不在)となっている農地を1区画単位でローテーションして協同利用している。それは、耕作不在あるいは固定耕作不在の為、その利用は比較的随意に出来ることがあるし、上記したように、農地を農地として維持するという必要性からも、いわば空き農地を出さない工夫という面もある。このことについてはこのブロックにおいて、昨年、従来、個々に行っていた苗づくりを、これらの農地を使って協同で行うようになったことも付け加えておかなければならない。このような土地の利活用も、合理的かつ柔軟で、協同の力により、個別では対応し得ない農家をも支えるという考え方が現われている。

③造林組合

これは、法人化された集落共有林を意味している。田歌には、従来、約30haの集落共有林があった。それを「田歌区財産区」として集落全体で運営していたのであるが、大正期に、向所分15ha、五波所・下所分15haに分割し、権利を有する家々が株方式で記名登記をすることになった。その後、向所の分について、一部がその株を持つ個人によって転売される事態が始まり、共有林として保持する為、その時点で残っていたものについて、生産森林組合として法人化することとなり、現在に至っている。ここにも、集落領域の土地を集落内に止め保持しようとする意志が強く見られる。1967年、その山林を伐採し、植林している。伐採時の材の売却益は造林組合にストックされている。植林後10年間は下草刈を中心に育林に手間がかかる為、組合員の共同作業は、春、夏、秋にのべ10日間を毎年要したと言う。現在では、木も大きくなり、共同作業は、春1回、雪おこしを(雪の重みで曲った木をおこし、真直に矯正する作業)行う程度である。

④テレビ組合

山間部の為、TV電波が十分にとらえられない難視聴地域である為、1964年の東京オリンピックを期に、集落として、テレビ共聴アンテナを建設したが、その維持管理・補修を確保するため、テレビ組合が作られている。その後、1977年、NHKの「難視聴区域解消」の事業による本格的工事が完成し、90年には、その一部補修を行っている。

⑤区の運営・行事等

区の運営は、3月末の総会による年間事業計画・予算の決定、前年決算、役員改選を行い、その間、月1回の定例会を持ち、運営している。

区として行う行事について以下に列挙する。

1月1日：新年会

集落内向所にある洞雲寺に全戸から人が参加してお教をあげ、先祖を祭り、その後、公民館で宴会を行う。

1月14日：日待ち（太陽待ちの意）

夕方から各家からお寺に出かけ、その年の豊作を祈願。その後、公民館にて宴会

3月（春分の日）：彼岸合同法事

従来、各家ごとに行っていた法事を、この日、お寺にて、その年の分を合同で行う。その為、区として、10万円程度の予算が組まれている。

4月8日：花祭り

甘茶、アラレを食べ、釈迦の誕生を祝う。

5月8日：行者講（山の神）

以前は、山仕事に出る人がほとんどで、安全を祈願する盛んなものであったが、現在は山仕事に出る人は僅かで、その人々が山の神にお参りする程度。

7月14日：八坂神社祇園祭

八坂神社にて神楽を奉納。前日には、神社周辺を全戸から出て清掃、14日の神楽の後は宴会を開き、15日には、それら祭の後始末を行なう。この神楽は京都府の無形文化財に指定されている。現在では練習も衣装・道具類の保管も公民館が使用されているが、公民館の新築以前は、毎年の「宿」（神社から神を招く意）となった家の座敷と中の間を使って練習し、その際、神は座敷に祭られた。衣装・道具類も、その年は宿となった家に保管されていた。

8月10日：千日参り

この日に、お宮に参ると「千日分」参ったことになる。

8月15日：施餓鬼（先祖供養）

お寺に参る。

8月24日：お千度参り、裏盆供養とあげ松

お寺に参り、夜、河原で長大なタイマツを燃やし送り火とする。

10月8日：小字の宮祭り

以上の他、毎月15日は愛宕講（昔は愛宕山に参内する為の集まりであった）、17日は観音講（この日に水道料等を集める）が行われ、各家を順番に回って寄り合う。

IV-3 田歌集落における集落空間利活用・管理システムの特徴

(1)各家の自給的土地利用システム

山間、中山間地域に立地する集落で、荒廃があまり進んでいないものについては、屋敷地内及びその周囲は、自給的作物や、楽しみの為の庭作り等のキメ細かな土地利用の例が多い。田歌においても、その例外ではない。以下、図IV-8、9、10の屋敷地を例に、その「自給的土地利活用システム」について述べておく。

まず、食用となる作物を、ランダムに列挙すると、ネギ、タマネギ、小豆、枝豆（大豆）、サンドマメ、インゲンマメ、エンドウマメ、サイトウ、サトイモ、トロイモ、キュウリ、ナスビ、ダイコン、ニンジン、カブ、シトウ、トウガラシ、ピーマン、ゴマ、カボチャ、スイカ、シソ、アオジソ、ハクサイ、ジャガイモ、サツマイモ、トマト、茶、柿、栗、梅、アスパラガス、キウイ、サンショウ、ヒメリンゴ等、実に多彩である。観賞用あるいは一部切り花に出す物もあるが、花卉、花木をあげると、ダリア、キンセンカ、マリーゴールド、コスモス、キク、コギク、カンナ、トルコキキョウ、ユリ、シャクヤク、コデマリ、ジンチョウゲ、サザンカ、イワカガミ、ユキヤナギ、ツツジ、ツゲ、ヤツデ、サルスベリ、モクセイ、ホウキアワ、シダレザクラ、ヤマザクラ、レンギョウ、カリン、ハギ、ヤマブキ、モミジ（カエデ）、マツ、ナンテン、スギ、モミノキ、ヤナギ、ツバキ、アオキ、マキ、サカキ、カツラ、ニッケ、テッセン等々である。

さて、田歌のような、河川によって刻まれた谷間に立地する集落では、谷間の比較的まとまった土地が得られ易い、河川沿いに主要な生産用地（以下「主生産域」とする）がとられ、水田耕作であれば、水の便を含め、いっそうその傾向は強い。同時に、そのゾーンは、可能な限り長時間の日照が得られる場所でもある。まずは、農業集落である限り、農業第一の原則が貫かれる。次に、住宅や小屋、菜園を含む屋敷地である

が、これらは、主生産域をとった余りに配されることになるが、谷間である為、結果的には谷の山を背にする位置に集まることになる。その場合でも、可能な限り南面、次いで、東・西面を前面とする位置をとろうとする。庭を作つての作物等の乾燥を要するからである。同時に屋敷地の集落あるいはゾーン（以下では「居住域」という）が山際に立地するのは、飲料水を得ることと、洪水による人命・財産に対する被害を避ける意味もある。飲料水の確保については、地下水の湧水が山際に多いことや、小さな谷の溪流から水が得易い点である。洪水を避けるには、当然の事として、河川沿岸よりは、山際の方が、相当高くなるからである。そして、これら主生産域と居住域との中間には、道路・水路（下流に向うもの）が入り、その主に居住域側に、自給的な作物が作られることになる。これらが屋敷地周囲的菜園である。そして、更に、屋敷地内南面あるいは、建物・南庭以外の余地に、又、菜園が作られる。これらの菜園内、あるいは、屋敷の後背に、柿等の果樹が配される。現在では、あまり見られなくなったが、それらのエリアにニワトリが飼われたり、ウサギが飼われ、食用とされていた。

田歌においても、上記の原則は、ほとんど、そのまま踏襲されている。ただし、南面性を十分に確保し得るのは五波所だけであり、下所の多くは西下りの斜面で西面するものが多く、一部に南面するものを含む。向所は、ほとんどが北斜面である。

まず、南面性の強い五波所の例を図IV-8について見よう。屋敷地には囲いが無いが、自家の畑や水田との境界がそのまま屋敷地の境界となっている。南北軸状に、楕円形の敷地である。その中央に母屋がある。母屋の北側には2つの小屋を挟んで集落内を貫通する府道広河原美山線が通っており、いわゆる「道下の家」である。敷地の南端、一段高くなった北東に自家菜園がとられ、ネギ、ナス、シュンギク、里芋、ニンジン、トマト、マメ類、キュウリ、ダイコン、シソ、サツマイモ（いずれも'90年9月の時点）が作られている。他に小豆、スイカ、トウモロコシ、トウガラシ、タロイモ、カボチャを季節によって作っている。これらの管理は主婦が行っている。当家の主生産域の農地は、敷地に隣接する南側に水田と畑が1枚づつ、東側

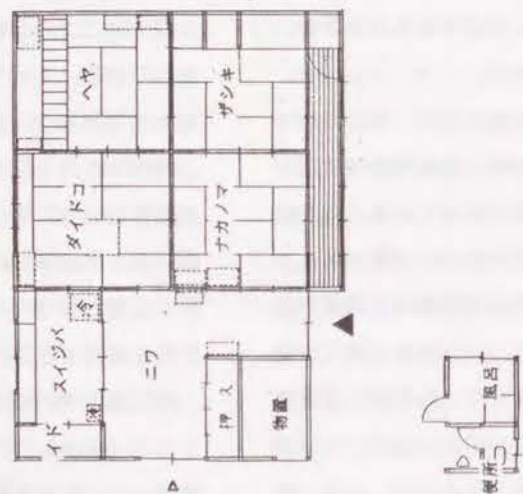
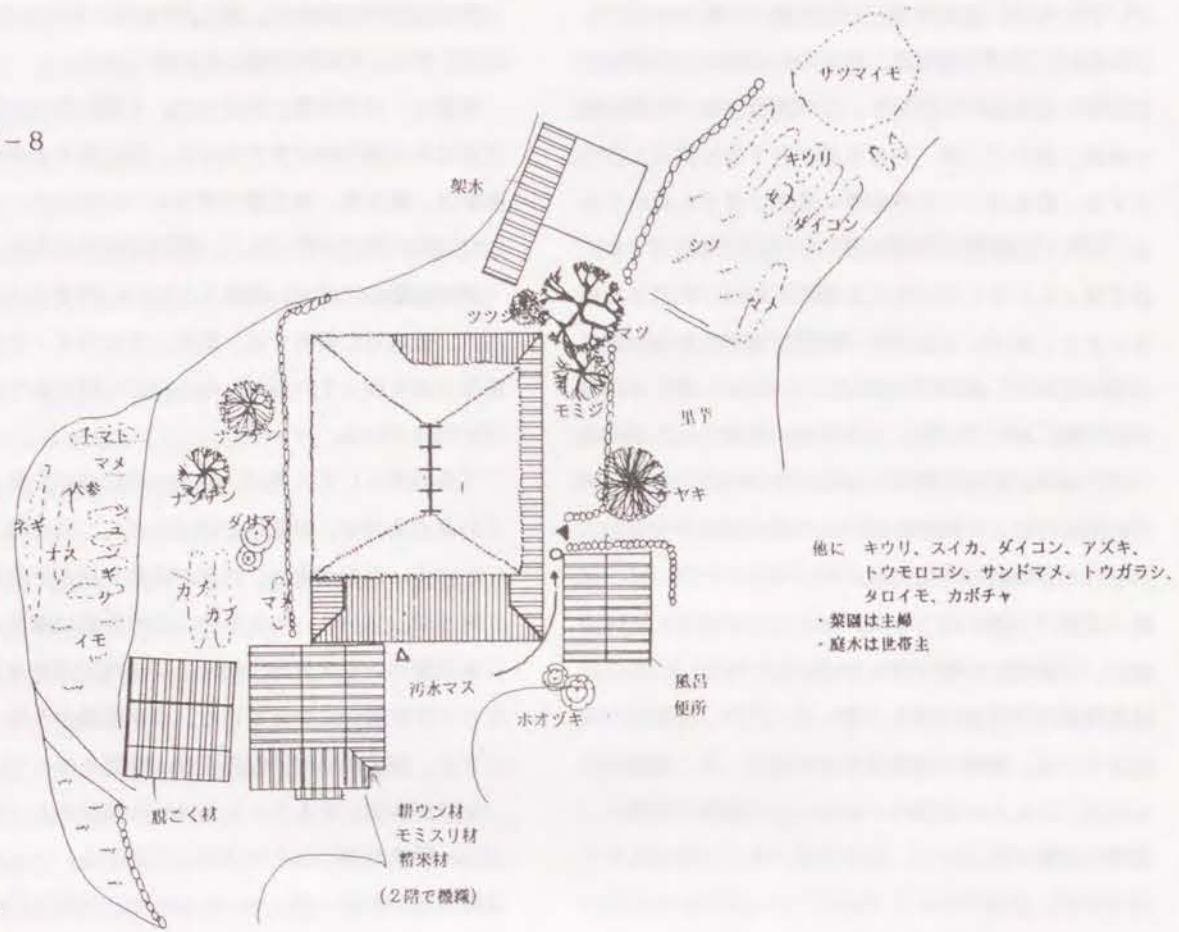
上段に水田が1枚あり、他に100m弱に最も大きな水田が1枚と、比較的近接した位置にある。

母屋は「田の字型」間取りで、玄関左側の物置は、以前は牛を飼うウマヤであった。庭に面する中の間、座敷は、観音講、愛宕講の寄り合いに使われ、ダイドコロは茶の間の存在であり、部屋が寝室となる。風呂・便所は離れており、母屋との間に、汚水マスが設けられ、敷地外に排出する。現在、生活用水・飲用水は簡易水道を使っているが、それ以前に使われていた井戸が残っている。

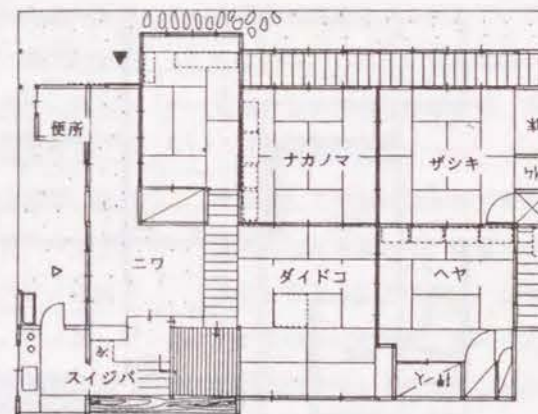
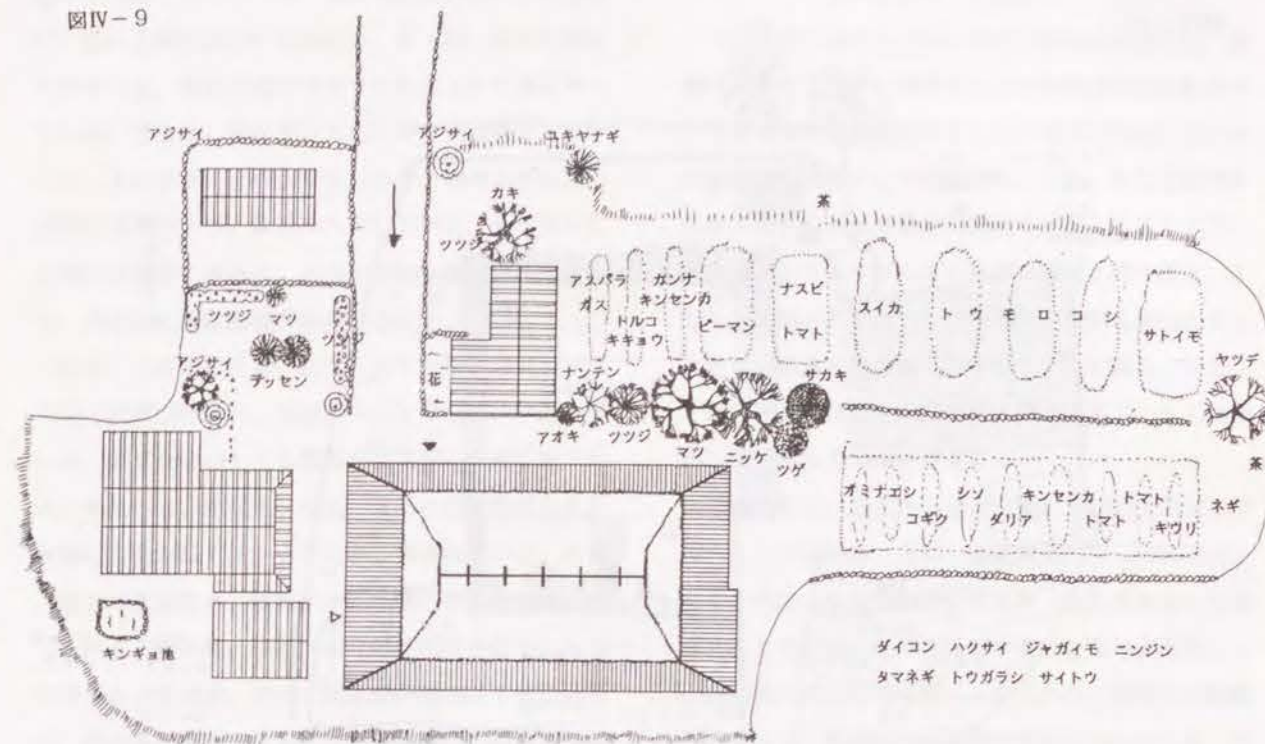
下所の例として、先ず、図IV-9について見よう。この家の場合、屋敷が、ほぼ完全に、南北軸に展開している。東側が山で、西側が道路を挟んで圃場、由良川となっている。もともと、この敷地は細長い、自家菜園のとられ方は、母屋の前後の関係ではなく、左右の位置関係になっている。自家菜園のうち、大きい方は、屋敷母屋の地盤面より一段低くなっているが、母屋が南側に来ることを避けた位置にある。そして、この敷地南側に山のハリ出しがある為、いっそう、日照確保が必要となっていることで、出来るだけ、北にズラし、その分、道路からのアクセスを南側へ押ししている。規模の小さな菜園は、その北側に母屋が来ざるを得なくなっているが、南西から、真西にかけては、開放しており、何とか日照を確保しようとしている。以上の二つの自家菜園は田歌の中でも、広い面積を有している。そして、道路と由良川との間には、この家の水田があり、自家菜園下にも小さい水田があり、河川—水田—自家菜園—母屋—山と典型的な展開が高度差をもって見られる。母屋の間取りは、ほぼ、図IV-8の例に等しいが、玄関・土間と床上との位置関係が反対となっている。これは、どうも、自家菜園の日照を確保する為の結果と思われる。

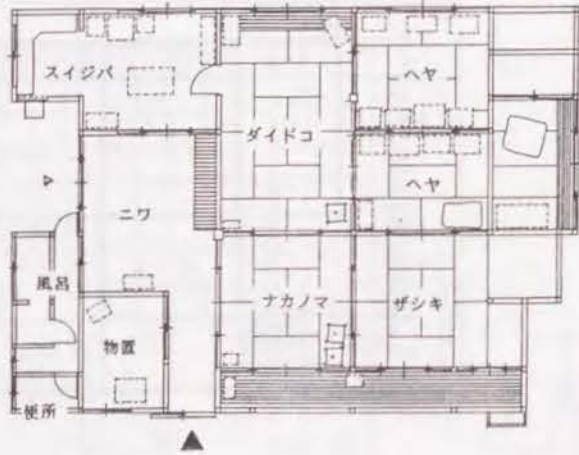
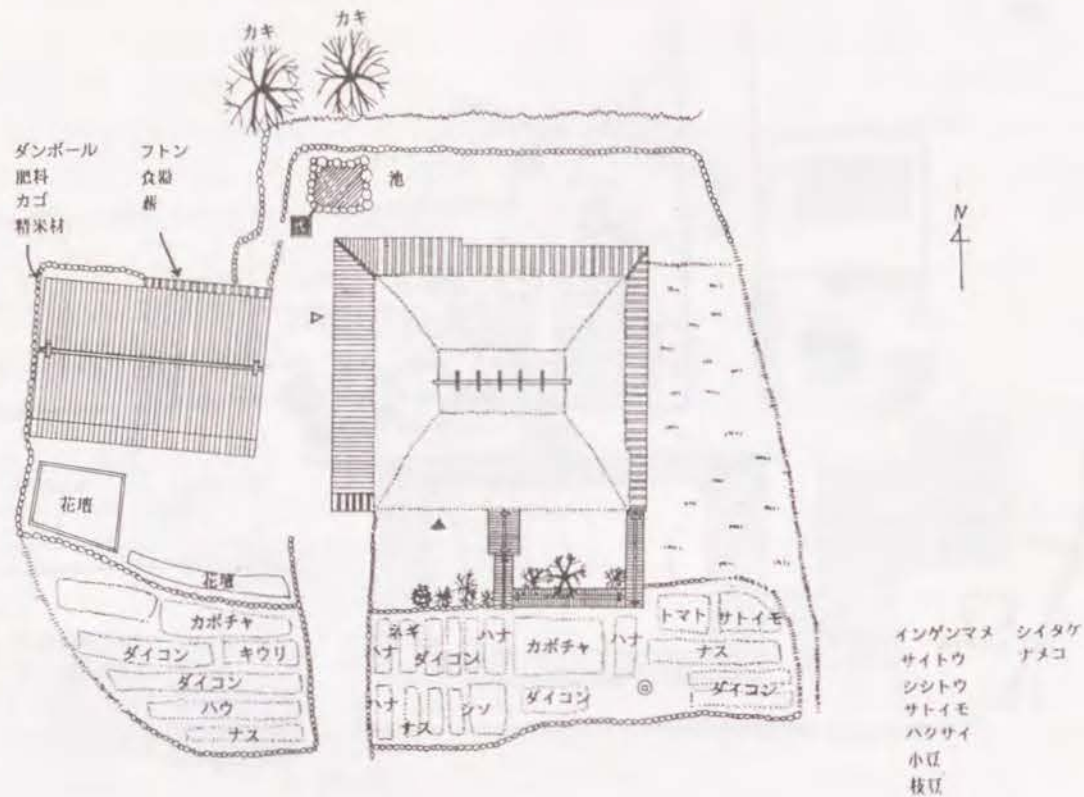
次に図IV-10についてである。この家は、道路がちょうど（河川も）45°南にふれる角に当たり、敷地も図IV-9に比べ比較的幅をとるため、母屋も若干、西に傾いているが、ほぼ、南面している。従って、自家菜園も、母屋南面に展開している。作物は、キュウリ、トマト、ナスビ、ピーマン、シトウ、カボチャ、サトイモ、白菜、ダイコン、小豆、枝豆、インゲン、サンショウ、シイタケ、ナメコなど実に多彩であり、

図IV-8



図IV-9





世帯主夫婦で作っている。母屋の座敷前面には前栽様に、低い土塀で囲んだ庭があり、松・梅、南天が植えられている。母屋北側には谷水を引き入れた池を作っている。昔は洗い物に使っていたが、今は鯉を入れている。その下手に、汚水マスがあり、池の上ずみと、台所の排水が入り、敷地外へ出している。そのさらに北側には柿が2本ある。このように、南北軸と高度差で、典型的に屋敷配置が決まっている。

以上、3軒の例をあげたが、いずれも、自家菜園は大切に位置づけられ、主婦が中心となって、年間を通して、野菜を中心とする食料が自家用に生産されている。それらは、生食用として、また小屋に設けられた置場に漬物としてストックされ、食されている。谷水、湧水が生活用水、飲料水として使用された痕跡も残っている。その他、自然があり余る程豊かな中にありながらも、その上、花卉、花木が丹精されて植え込まれ、農作業、産物のストック、農業機械・器具を保管する小屋がほぼ、母屋と並びに置かれ、都市住宅に比べ、数倍の敷地を容しながらもキメ細かい土地利用が無駄なくなされている。各家の解説では触れなかったが、生ゴミは畑に穴を掘って埋め土に戻すし、尿尿についても、一部では完熟し、畑の肥料としている。主生産域に属する水田も、全体に共通して、先ず、屋敷地に隣接あるいは、極く近接して小規模なものが配され、それ以外の比較的面積の大きい物が、離れた主生産域に配される。この意味は二つあると考えられる。一つは、自家用米の生産田として、一つは苗代として使う為、近接されていると考えられるのである。住宅も若干、規模の差はあるが、総じて、土間（ウマヤ、炊事場を含む）、中ノ間、座敷、ダイドコロ、部屋（あるいは寝室）の田ノ字型プランであり、中ノ間・座敷は、現在でも観音講、愛宕講の寄り合いの場となり、葬式等がとり行われ、客間としても使われている。少し以前までは祇園祭りの神楽の練習や祭の宴も宿となった家ではこの2間を使うなど、ハレ空間としてあるいは、集落に開かれた一種のコミュニティ空間として使用されていたのである。なお、風呂はほとんどが山からあつめた薪を使って沸かしている。

(2)まとめ「自給的」私有小空間の濃密土地利用管理と集落内私有大空間の共同的土地

利活用管理システム

「自給的」私有小空間の濃密土地利用管理とは、前項に述べた、屋敷に隣接する自給米規模の水田を含め、自家菜園と自然水の引き入れと若干の処理をした後の排水、副産物としての薪燃料、また、そこでは触れなかったが、各私有農地の法面や周辺に自生する茅の刈り取りとストックによる屋根の葺替え等を差す。これらが確保されていれば、最低限の食料を中心とする生活の自給自足は達成し得るシステムである。現在、そのような事態はないものの、潜在的能力としては保持し続けられていると言える。

これに対し、集落内私有大空間の共同的土地利用管理システムとは、主に、販売用農作物（田歌では、米が中心で、転作作物として大豆・白菜がある）を栽培する主生産域、松茸を採取する山を私有大空間とし、共同的土地利用管理システムとは、集落自治組織を基盤とし、農事組合の活動的部分を中心として、行なっている協同耕作や水路・農道管理、また、共有林、松茸入札料の一部を区にストックし、各種の集落的整備事業に充当するシステムを指す。

前者が、各世帯の最低限度ギリギリの生活を支える基盤を維持・運営するシステムとすれば、後者は、これに加え、不可欠となっている現金収入の大切な部分を確保するシステムとして、相互に不可欠の関係を成している。これらに見られる「意識せざる意志」は、在来からの集落居住者世帯、即ち、集落領域内の土地・自然資源に依拠しつつ、そこから、各世帯の労働力を駆使して生活の資を得て来たものを、可能な限り保全することを通して、集落を維持しようとするところにあると言える。具体的に、土地は荒廃や災害による減失がなければ残るが、個々の世帯の労働力事情は、時の経過の中で、それぞれに異なって推移し、結果としては、多くの独居老人、老人世帯を生むに至った。その為、個々には、存在する土地を活用しての生計費を稼ぎ出すことが困難となる。これを放置すれば、それらの土地は荒廃するか人手に渡るかして失われる。しかし、水田は水の流れによってつながっており、荒廃地、集落内コントロール不能の土地が介在すれば、全体の系としてのつながりが断たれ、それら以外の土地の活用も困難となる。従って、全体の系を保つ為にも

、農地を農地として集落のコントロールの下、存続させる必要が生じる。また、如何に働き手を失った世帯とはいえ、それらの存在を維持することは、ある意味では福祉的側面を持つと同時に、地域社会の維持としても必要である。田歌では、それらを、集落自治組織を母体として、見事に実現させて来た。自治組織が母体となっているとは、主に、それが管理する共有財産収入、また、その管理の及ぶものとして取立て位置付けている松茸山収入等を、ストックし、大きなファンドを形成することによって、比較的安定した財政的基盤を保持し、運用し得るという意味である。次に、その組織的・物質的基盤に支えられ、実働部隊としての農事組合が、非農家を含む一元的な自治組織から相対的に独立し、生産空間の共同的利活用を、比較的自由に実施し得ているのである。

ここに示されていることは、中山間、山間小集落における居住者主体の当該空間・土地利用管理を考える上で、重要な示唆を含んでいる。

その1つは、「ファンド」を集落として共有し、その規模が相当の額であれば、その運用によって、様々な公的整備や自前の整備等にかかわる各戸負担が軽減され、負担の大きさによる、必要な事業実施や受け入れを断念する事態は、ある程度避けられ、それだけ、積極的な集落としての対応が可能となることである。また、集落側がより主導的に諸事業に対応する条件ともなる。

その2は、「共同」や「組合」の実質的な運営における、現実に促した柔軟性と合理性である。一見「ドンブリ勘定」的に見えるが、一定数の能動的労働力がある場合、それらの労働力たる個人の条件を拘束的組織するのではなく、「出来る事を出来る範囲で出し合い、出したものには相当のペイが支払われる」と言う自在で合理的な対応である。前提として、自らの農業経営条件維持の目的を基礎とした集落領域の保全という共同意志の存在が確認されていれば、拘束的組織共同はなくとも、自発的共同は、それぞれの地域条件に適合した形で成立するのである。

第V章 都市近郊型中山間集落における空間・土地利用管理システム再活性化の可能性

—熊本県西原村滝集落の「景観整備モデル計画」づくりの事例—

はじめに

1990年農業白書によれば、農業構造改善事業の大転換と言われる「農業・農村活性化農業構造改善事業」の発足と並んで、「中山間地域の活性化対策の推進」が重点の一つとしてとりあげられている。その趣旨は、少々引用が長くなるが、1989年農業白書によると、「平野の周辺部から山間地に至るまとまった平坦な耕地が少ない地域」として定義し、「全国の農家数、耕地面積、農業粗生産額の約4割を占めるなど我が国農業の大きな部分を担うとともに、国土の約7割を占め、国土・自然環境の保全や水資源の涵養等の面からも重要な役割を担っている」と位置付けている。その上で、「①森林や急傾斜地が多く平坦な耕地が少ない、②都市や市街地への交通条件が悪い、③過疎化や高齢化が進行し、就業機会が少ないこと等から、経営規模の拡大や生産性の向上等による農業の振興や地域の活性化を図るうえで、平地農村等に比べて不利な面が多い」が、その反面「標高差や季節差等の自然条件を生かした高付加価値農業の展開、豊かな自然環境や地域産品を生かした地場産業の振興や観光施設の立地等の点で大きな可能性を有している」とし、「中山間地域を活性化していくためには、地域の立地条件を生かした特色ある農林水産業や地場産業を振興するとともに、就業機会の確保、生活環境の整備等による定住条件の整備、美しい自然環境や地域資源を活用した都市との交流等を総合的に推進していくことが重要である」という方向付けがなされているのである。

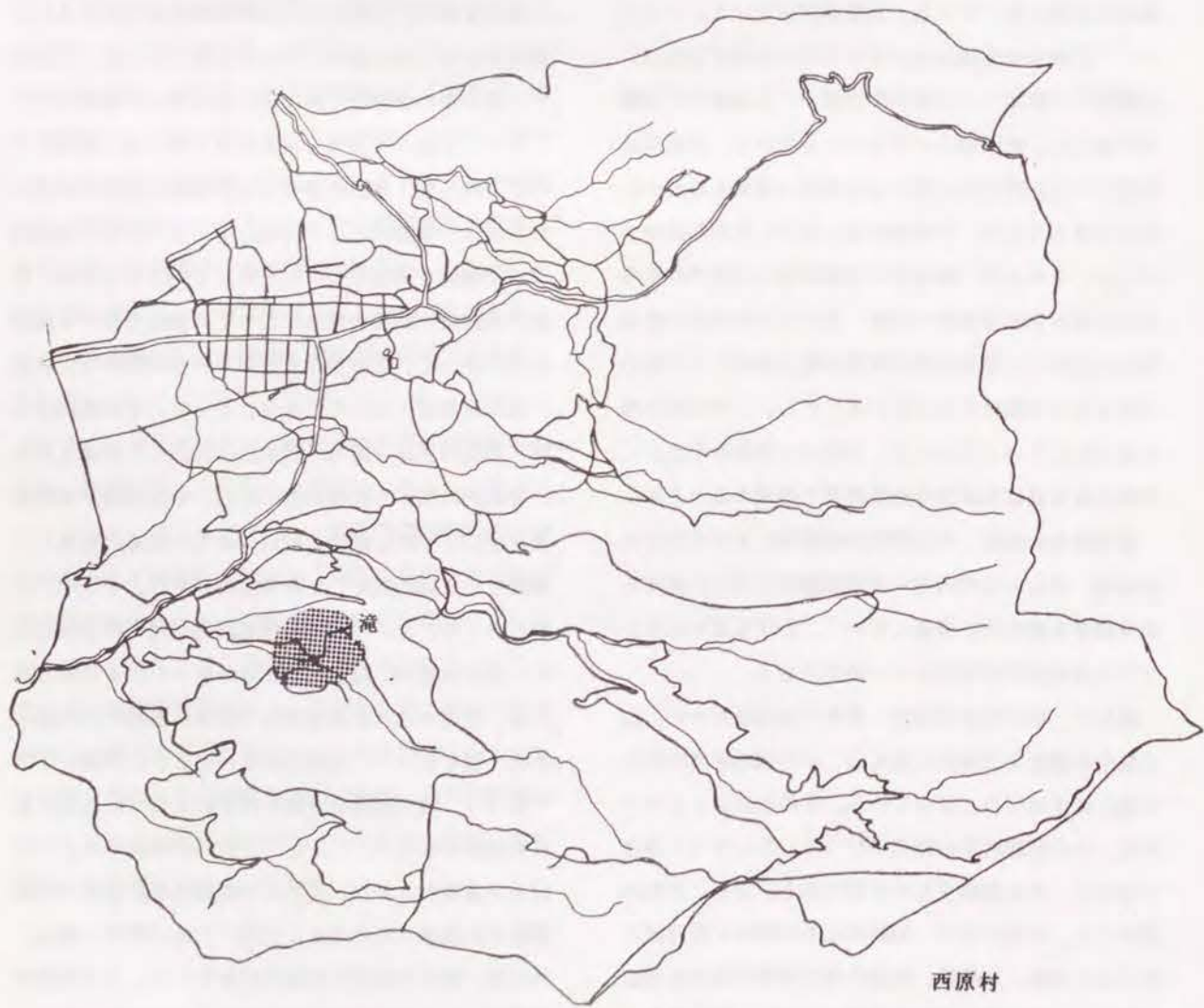
確かに、中山間地域農村・集落の意味は大きい。国土保全の機能を具体的に言えば、中山間地帯は山から平地への水の出口となっている。その水のコントロールを、中山間地に多い棚田が行っていると言って過言ではない、水量調節ダムの役割である。また、景観の面からも、平地に比べ、傾斜地はその棚田や等高線に沿う道・水路・屋敷群、山端特有の多様な植性を垂直に展開する姿、滝や目に入り易い溪流等、優れたもの

が多い。ところが、その地帯では、現在、20年以前に山間地帯で進行した人口現象が急速に進みつつある。上記した重要な役割を担い空間・土地等の管理主体・機能が急速に失われようとしている。例えば、水田が水量調節ダムとしての機能を発揮する為には、水田として水稻を生産することが必要である。擁壁の石垣はダムで言えば堰堤に当たる。この石垣は、常に草や雑木を刈ることによって守られている。これを長期に怠れば、特に雑木は根を張り石垣を破壊する。その石垣に守られた水田も、田植前の丹念な畔塗りによって保水と透水のバランスが保たれ、水圧による石垣根元での漏水を防ぎ、石垣のはらみや崩壊を防いでいるし、表流水と地下水の量のバランスを保っている。その上で、雨の多い梅雨時一斉に田に水を張って田植を行うことが、下流への急速な出水を防いでいる。等々、このような石垣・水田の維持管理が稲作と結びついていた自然な作業体系として回転していることが、水田のダムの機能を結果として果たさせているのである。日本の気候は、植物の繁茂にとっては格好の条件を提供する。従って、人の手によるコントロールがなければ、水田は急速に荒れてしまう。そして、その荒廃は水路・農道の連結を断ち、病虫害の広がりに拍車をかけ、連鎖的に広がる性格の物である。中山間村がその重要な役割を果たし続ける鍵は一にも二にも、生産し、管理する主体の安定した存在なのである。そして、それらの主体による空間・土地利用管理の再活性化あるいは再構築が、現在、何よりも求められていると言える。白書が述べる就業機会の確保、都市との交流はその一端を担うべく構想されていることは間違いないであろう。観光施設の立地も場合によっては必要であり有効ともなろう。しかし、それらの前提条件として何より重要なことは、現在の中山間地域居住者の中に蓄積され継承されて来た、空間・土地の管理・保全、利活用に関する豊富な知識や技術そして、人と空間や土地、人と人との間に結び結ばれて来た管理・保全、

図 V-1 滝集落の位置

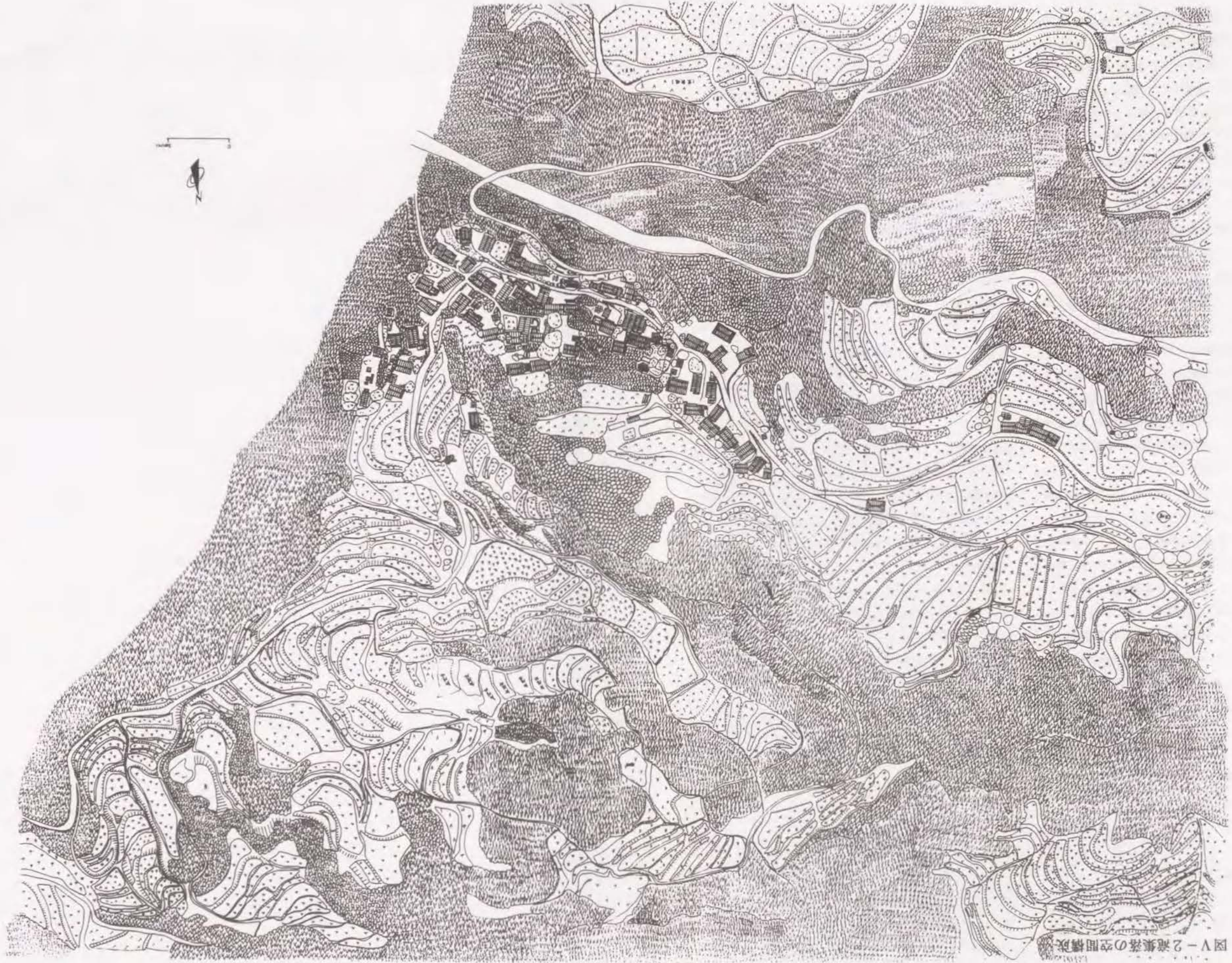


西原村



西原村





図V-2 滝集落の空間構成

利活用のシステムを正しく再評価し、現代的状況の中で、どのように活用あるいは再構成して行くべきかが追求され、そのことによる地域居住者による居住者本位の地域の在り方を確立することがなければならないであろう。

さて、事例として取り上げた滝集落は「都市近郊型」の「中山間地集落」である。中山間地と言う面で、農業白書に言う「平地農村」と比較しての不利性のうち①平坦な耕地が少ない点は共通するものの、②の都市や市街地への交通条件が悪いとする点については全く異なる。即ち、熊本市へは車を使えば20～30分で都心に到着し得るし、熊本空港からも10～15分程度で、その意味では大都市にも極めて近い。③の過疎化や高齢化が進行している点では共通するが、就業機会の点では、都市への近接性、近年建設された工業団地や、テクノロジーパーク（ハイテク企業団地）も至近の距離にあり、就業機会に事欠くことは全くない。要するに耕地条件を除く不利な点は全く無いにもかかわらず、過疎化、高齢化が進行し、居住者による空間、土地利用管理システムが急激に弛緩して、農地の荒廃が着実に進行を始めた集落である。

さて、筆者らは、この滝集落を対象に、熊本県の依頼を受けて、「農村景観整備モデル計画」づくりを1990年以降のこの2年間手がけて来た。ここに言う「景観整備」とは、一般に理解されている、修景的整備、換言すれば、「表装的修景」ではない。また、「都市との交流」を意図した「農村らしき受皿作り」でもない。「農村景観」を「農村を成立させている自然・人・くらし・生産・共同・道具・装置等の間に成り立つ歴史的關係性を内包し、その物的帰結としての空間の構造と表情」（「農村景観整備基本構想」1990年10月、熊本県）と捉える。そうすることによって、居住者自身による景観の再認識を通して、地域の歴史を含めた総合的な認識を促し、修景や生活環境整備、アメニティ向上等に限定しない地域の課題を抽出し、その達成の為に計画づくりへと発展させるのである。要するに景観の認識を入口・出発点として村づくりへ至る訳である。そして、そのバランスのとれた村づくりの成果の一つとして、地域のアイデンティティを持った生きた景観も自ずと整備されると考えるのである。滝

におけるこの様な村づくりは、未だ端緒の段階ではあるが、「景観認識」から一応の「計画づくり」へと進み、部分的な行動が始まっている。これまでの過程の中から、居住者による集落空間、土地の利活用、管理システム再活性化の可能性を探り出し、現段階でそれらを整理することが本章の目的である。

V-1・滝集落の概要

(1)滝集落の位置等

滝集落は、西原村に属する。西原村は、阿蘇西外輪山西側、「益城台地」から外輪分水嶺に至る一部台地そして、傾斜地に展開する村である。西原村は、旧山西村及び旧河原村が合併したもので、滝集落は河原地区に属する。山西地区は、そのほとんどが台地部から成り、熊本空港に隣接し、都心と空港を結ぶ整備された道路から、阿蘇外輪山を越え高森に至る県道に沿って展開している。近年工業団地が建設されるなど、都市化の傾向を強めている。これに対し、河原地区は、主に、外輪山に至る傾斜地にあり、熊本市に近接しているながらも、純農村的色合いを濃く残す地域である。滝集落は、旧河原地区中心門出直上に張り出す標高約300mの尾根上に形成された塊状集落である。集落名滝の由来は、集落居住域尾根南側の谷に落ちる白糸の滝にある。この滝は2段あるが、外輪山を集水域とする湧水がその上部から表流し、滝を作っている。この水は、年間を通して、常に豊富な量を保ち、滝は無論門出を含む一帯の最も重要な農業・生活用水の水源となっている。滝の地形は小規模の尾根が張り出し、その間に谷が入り込むといった起伏に富む複雑なものであり、従って、農地はほとんどが、谷底から尾根上部に刻まれた棚田となっている。滝周辺の同程度以上の標高に立地する集落は、ほぼ、同様の形態であり、一様に人口減少、高齢化、農業の粗放化や農地の耕作放棄、荒廃が進行しつつある。これに近年のリゾートブームに乗ったゴルフ場建設の動きも加わり、一層、農業の後退を早めている感がある。

(2)滝集落の農業の概要等

滝集落の総戸数はほぼ、一定して31戸であったが、1990年に至り30戸に減ったが、大きく変動はしていない。うち農家は、1970年の30戸から徐々に減少し、90年には23戸となっている。しかし、後に述べるが、全

く土地を所有しないものは2戸のみである。専業農家は2戸～5戸の間で変動しているが、本来的意味での専業的農家は3戸の農家について変動している。その意味は、家族のうち世帯主以外が勤めに出る等によって第1種兼業へと移ったりするということである。現在、純粋に経営的専業農家は1戸である。他の4戸はいわゆる「高齢専業」である。第1種兼業農家は1970年の22戸から着実に減少し、90年には、その半数を割る9戸に減少した。安定した就業機会が得易い集落の位置から当然の傾向と言えよう。ただし、第2種兼業農家はその分、大幅に増加している訳でもない。要するに、元来、米づくり中心の農業を続けて来ており、兼業化は比較的容易であるが、水田が棚田と言う耕作条件としては、かなり悪い上、米価の低下、減反という悪条件が重なった為、経営規模の小さな農家においては、同地域に住み続けながらも農業に見切りをつけるものが出てきたのである。

作物は、やはり、未だ、米が中心である。作付面積では1970年、全体の延べ作付面積中の42%を占めている。70年では、米と並んで麦類がほぼ、同程度の作付がなされているが、これは明らかに米の裏作である。表・裏をセットと考えられることから、米の実質的ウェイトは更に高く、米・麦で全体の76%に達している。米中心の農業は今も変わらないが、そのウェイトは急速に低下しており、1990年、米・麦セットで、57%となっている。90年の数値が「販売農家」のみのものである為、実際の米の作付は、若干は、それより多いことは十分伺えるのではあるが、このような米の動向に対し、伸びを見せているのがいも類と野菜類である。このいも類は、ほぼ、全て里芋である。野菜類は、気象条件から従来、根菜類が多かったが、ここ数年、いちご作りが取り組まれ、拡大しつつある。もう一つ目立つ点は工芸作物(タバコ)が90年には姿を消していることである。70年当時には差は大きいものの、米・麦に次ぐ位置を占めていたことからすれば、大きな変化と言えよう。その点では、肉用牛生産の減退も同様である。他に、表V-4に果樹園としてあがっている栗が伝統的には一定の位置を占めて来たが、現在では、ほとんど、粗放化している。これらの数値から読み取れる、滝の農業の変化を整理すると、1970年当時

までは、典型的な傾斜地の農業、農村の姿をとどめていたと言える。棚田をフルに活用した米・麦、表・裏の組み合わせ、それに次ぐ商品作物としてのタバコを組み合わせるもの、あるいは自給を少々上回る程度のも、野菜、穀物、豆等がキメ細かく栽培され、各農家には、牛が飼われ、比較的安定した豊かな農業生産の体系が保たれていたことが伺える。それ以降、先ず、麦が目立って減り始め、タバコがそれに続き、若干のズレがあるが牛が急速に減少した。ここに見えることは、山間農業における米を軸とした水田農業体系の崩壊である。水田自体の利用率は極端に落ち込み、年の半分は、水田には草しか生えない状態となる。牛が減ることは、水田畔の草刈りが、日常的には行われなくなることを示し、荒廃感が見え始める。その中でも農業を中心として生計を維持しようとする農家は、より商品性の高い野菜類に力を入れ、米は自給と、ウェイトは低下したものの、安定した収入を確保する手段の一つとしての位置へと置き替えられて行くのである。このような動きは、販売金額1位部門別農家数にも表れ、米は1970年の28戸から90年13戸へ、かわって野菜が0戸から7戸へ増加し、米の転作作物として導入された里芋が2戸に変化している。樹園地、水田、畑の合計面積も、上下動を繰り返しつつ、減少傾向にあり、70年～90年の間に43%も減少している。経営耕地規模も、70年6戸を数えた2.0ha～3.0ha層は1戸となり、ほぼ、0.5～2.0haに集中している。ただ1戸、3.0ha以上を確保しているが、実質、たった1戸となった専業農家である。農家人口は1980年で一応、下げ止まりの状態にあるが、1970年の2/3に減った状態にある。年齢的には、29才以下が下げ止まりの中でも減少を続け、中高年齢化を示している。農業就業人口も1980年以来、下げ止まり気味であったが、90年に再び減少した。農家人口に比べての下げ幅は大きく、70年の1/3近くまで減っており、農家人口に占める割合も70年の60%から90年には35%にまで低下している。年齢構成も中高年齢化が著しい。要するに、農家単位で見れば、各世帯主夫婦は農業に従事するがその下の世代の子供達は、ほとんど農業に従事せず、集落に住みながら、ほぼ、都市勤労者と同様の生活を送っていると見て良いであろう。以上、どの資料によって見ても

表V-1 総戸数、農家数等推移

	総戸数	人口	農家数	専業	第1兼	第2兼	恒産兼業	日給・出稼・臨時	林家数	漁家数	集落の土地	
1970	31	-	30	3	22	5	8	17	28	-	田	21
1975	-	-	27	4	17	6	11	12	27	-	畑	10
1980	31	108	24	2	14	8	11	11	28	-	山林・原野	50
1985	-	-	24	4	12	8	11	9	22	-	計	81
1990	30	-	23	5	9	9	15	3	22	-	*1980年の数値	

表V-2 物別作付面積等

	計(0ヘ)	稲	麦類	雑穀	いも類	豆類	工芸作物	野菜類	花卉花木	種苗苗木	飼料作物
1970	6580	2750	2260	10	290	60	970	80	-	-	160
1975	3496	2125	643	80	194	31	237	125	5	-	51
1980	3548	1882	673	11	61	13	418	392	-	-	98
1985	3341	1651	430	-	102	240	279	429	25	-	45
1990*	2492	1354	62	-	271	80	-	685	-	-	40
		ハウス・ガス温室		肉用牛		乳用牛		養豚		採卵鶏	
	その他	農家数	面積	農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	羽数
1970	-	-	-	27	79	-	-	-	-	-	16
1975	5	-	-	21	47	-	-	-	-	-	8
1980	-	-	-	11	25	-	-	-	-	-	-
1985	140	-	-	2	11	-	-	-	-	-	-
1990*	-	-	-	1	6	-	-	-	-	-	-

*「販売農家」のみ

表V-3 販売金額1位部門別農家数

	稲	雑穀・芋・豆類	工芸作物	野菜	その他
1970	28	-	2	-	-
1975	21	-	4	1	-
1980	20	1	3	-	-
1985	20	1	2	-	1
1990	13	2	-	7	-

表V-4 経営耕地(樹園地)

	樹園地のある農家	樹園地(面積)				田のある		畑のある	
		計	果樹	茶	桑	農家	田の面積	農家	畑の面積
1970	9	100	100	-	-	30	2640	29	1750
1975	13	140	140	-	-	25	1927	24	887
1980	3	89	89	-	-	24	2003	22	1090
1985	2	39	13	-	-	24	2141	21	1305
1990	4	89	89	-	-	23	1754	14	728

表V-5 経営耕地面積規模別農家数

ha	0.3	0.3	0.5	1.0	2.0	3.0
1970	1	3	3	17	6	-
1975	3	1	6	16	1	-
1980	2	-	5	14	3	-
1985	-	3	3	15	1	2
1990*	1	1	9	9	1	1

*「販売農家」のみ

表V-6 保有山林面積規模別農家数

	保有山林面積規模						保有山林面積 (農家林家数)	
	計 (0.1ha以上)	0.1~1.0ha	1.0~5.0	5.0~20.0	20.0~50.0	50.0ha以上	農家林	人工林
1970	27	21	6	-	-	-	23	16
1975	27	20	7	-	-	-	23	21
1980	23	14	9	-	-	-	23	18
1985	22	16	6	-	-	-	18	16
1990	22	16	6	-	-	-	18	16

表V-7 年齢別農家人口・農業就業人口

	農 家 人 口												
	計	男						女					
		小計	15才	16~29	30~59	60~64	65才以上	小計	15才	16~29	30~59	60~64	65才以上
1970	151	72	2	17	25	8	79	3	14	29	18		
1975	124	58	2	12	21	3	7	66	-	11	28	2	16
1980	100	48	1	9	20	2	7	52	1	4	21	6	15
1985	99	47	-	8	22	2	6	52	-	7	21	4	14
1990	101	50	-	4	21	4	8	51	-	5	20	3	14

	農 業 就 業 人 口												
	計	男						女					
		小計	16~29才	30~39	40~59	60~64	65才以上	小計	16~29才	30~39	40~59	60~64	65才以上
1970	91	41	15	9	11	3	3	50	11	11	16	6	6
1975	58	25	4	3	11	3	4	33	4	3	20	1	5
1980	40	20	2	3	10	2	3	20	-	3	12	4	1
1985	40	18	-	3	10	1	4	22	1	3	11	3	4
1990	35	18	-	2	8	3	5	17	-	1	9	2	5

滝の農業は1970年当時までの、安定していたかに見えた、米を中心とする生産体系が急速に崩れ、新たな方向への展開へと向うことなく、縮小の一途を辿って来たものと言える。最後に、山林の保有状況について添え加えておく。中山間という立地条件には山林保有面積規模が全体に少ない。平均すると、1.0ha未満である。これは、阿蘇山の南外輪山から南部を除いて、ほとんど山林そのものが極めて少なく、ほとんどが原野や採草地・牧草地となっていることによる。その上、それらの土地は、全て、入会地となっており、個人に分割された例は少ないのである。

V-2 滝集落自治組織の構成と業務・行事等

(1)滝集落自治組織(区)の役員構成及び活動

区の役員は、区長1人、会計1人、衛生係2人、公民館長1人から成る。これらは話し合いによって決められるが、各世帯の事情等を配慮した輪番に近いものである。区には、4つの隣保組があり、4人の組長が、婦人会2人、お宮総代2人、「部落造林組合」の組合長1人、同会計1人そして、里芋生産部会役員がその周りに配置されるという構成である。この「部落造林組合」とは、西原村有林のうち、7.25haを使って村と滝集落との分収造林を行っているが、その運営に当たるものである。この分収林を含め、集落独自の共有林、お宮林など、計13~14haが集落の共有林とされており、その収益は区の財産に組み込まれている。4つの隣保組は、集落中央にある四宮神社と白糸の滝下の妙見神社を結ぶ線で2つづつまとまって、2つの葬式組を構成している。

区の共同作業としては、村主催の村道美化作業と、「井手普請」がある。村道美化作業は、5月初旬の休日を利用して、村内一斉に行われるもので、各集落では総出で(主に男性)集落領域内の一般道路を文字通り「美化」する為、ゴミ拾い、草刈り、路面清掃を丸一日かけて行うものである。これはコンクール方式をとっており、優秀とされるものは表彰を受ける。

<井手普請>

「井手普請」について述べる前に、滝を水源とする「井手」について若干説明しておこう。滝を水源とする「井手」(農業・生活用水路)は築造年代の古い

順に「村井手(ムライデ)」、「上井手(ウワンイデ)」、「嘉永井手(カエイデ)」、「新田井手(シダイデ)」の4つである。そのうち築造年代がはっきりしているのは嘉永井手の嘉永6年、新田井手の天保年間の2つである。他の2つは、より古いと言うだけで年代ははっきりしない。滝集落に直接に関係する井手は、そのうちの村井手と嘉永井手、上井手の3つである。村井手は、この中でも、最も滝集落にかかわりが大きく、集落領域内農地の約2/3は、この水路から用水をとっているし、少し以前までは汲み水として飲料水として使っていた。この村井手については、下流域の門出集落と合同した「村井手給水組合」(組合長1人、会計1人、委員1人)が門出を中心に作られており、滝からは「連絡員」が1人出しているだけである。嘉永井手は、集落内部の尾根台地上にある農地に水を取っているが、この水路は、主に、旧河原地区の南西部集落へと導かれている。上井手は、滝集落としては、農業用水としては使っていない、現在、簡易水道水源として使っている。集落としての「井手普請」は村井手について行われている。年1回、田植前に1戸から男1人の出役が義務付けられ、不参加、婦人参加の場合は「出不足金」がとられる。その他、この水路にかかる維持・補修経費は「井手管理負担金」として受益面積割で徴収される。以前には「井手米」と呼ばれていた。これら水路の管理作業は、草刈りや、土砂さらいや簡単な修理程度である。配水管理については、特に「水番」を設けず、お互いの暗黙の了解で、上流が順に水を入れ落とす。また、支線の修理や手入れ等は、周辺の関係する農家で適宜話し合い、総出で実行している。日常的な管理は、このように個人あるいは関係農家による部分的私的共同で行われている。ただし、集落全体の「井手普請」に際しては5月初旬の10日間程度の間、集落としての見廻りが幹線・支線について実施されている。このように、水田農業の命とも言うべき水路については、個人、部分的私的共同、集落全体の管理と三重のシステムとなっている。

<道づくり>

農業集落に一般的な「道普請」は、上記の村道美化作業しか、全戸が参加し、集落自治組織として行っているものはない。しかし、部分的私的共同として、水

田区域内農道の整備、維持管理が行われている。現存する農道は、全て、このような共同によって整備され、維持されているものである。村行政としての補助は生コンクリートの現物及びその輸送賃を受けているだけである。この現物支給制度は、各集落ごとに要望を区長が取りまとめ、その申し込み順に支給されるという仕組みとなっている。しかし、滝では、兼業農家が多く、区長が仕事等で平日の日中、村内に不在のことが多い。区長に無理を強いることを避けて、「道づくり」でまとめたグループ中から任意に代表を立て、直接役場に要望を出している。そして生コンクリートが支給されるとなれば、当該路線に農道を有する全農家が男女の別なく出合って共同作業で舗装作業を行う。道路の幅員は現段階では、軽トラックが進行可能なものとするのが一般的である。もし、その幅員を確保するのに、農道を削る要の出る場合（ほとんどの場合、沿線の農地は全て削る要があるほどに未整備農道は狭い）は、関係者間の合意の下に、土地は無償で提供することとなる。逆に言えば、その合意の成立なしには、「生コン支給の要望」は出せない訳である。

<「自前倒し」、「柵押し」>

毎床の事例（第三章）に出て来た言葉であるが、「自前倒し」は、公共や共同の事業には頼らず個人的に圃場の区画拡大を中心とする基盤整備を行うことである。「柵押し」は、上段の圃場を削り下段に入れ、圃場区画を拡大することである。滝においても、調査の中で、3箇所の「自前倒し」方式による「柵押し」が実施されていた。農業の状況にも述べたように、水田農業を核とする地域の農業体系が大きく崩れ、兼業化が進み、農業後継者の目途の立たない中では、公共事業として、まとまった面積の基盤整備実施の合意を得ることは極めて困難となっている。その上、公共事業による整備は事業単価は高く、滝のような柵田の場合反（10a）当300～350万円に上る。補助が出るとしても1/4程度は自ら負担しなければならず、その点でも多くの農家が二の足を踏む。従って、公共事業持ちでは、耕作条件改善を望み、地形上も整備可能な土地のある農家があっても実施出来ない。その為の「自前倒し」である。その実施に当たっては、当然、法面を含む、自らの農地内で実施するのであるが、周囲の土地

所有者の合意が必要である。滝の場合は、特にコンボ等の中・大型機械を入れる道路は、村道以外にはほとんど無い為、その為の道づくりから必要となる。従ってより広範囲の関係農家の合意が必要である。工事の実施は、今までの所、大体において、機械とオペレーターを借りし、自ら指示して実施している。この方式によれば、反当、30～50万円程度で整備可能という。公共事業は、安全性・耐久性には高い信頼があり、水路もコンクリートの丈夫な物が使用されるなど「高品質」と言える部分はあるが、コストが10倍かかることについては、今後の大きな課題と言えよう。

(2)その他の組織と活動

<婦人会>

婦人会の活動としては、戦前から一貫して続いている盆・正月前のお墓の清掃がある。集落行事として行われる1月と8月の先祖祭り準備の一貫である。次に、滝公民館の掃除と植栽の手入れがあり、最近、新しく建てられた建物であるが、いつも小ざれいに保たれている。1月の敬老会には、婦人会が中心となって集落の老人を接待する。その他、災害発生時等には、消防団活動の裏方として炊き出し等も行う。また、国民健康保険料の徴収を村の依頼で引き受け、その手数料が婦人会活動の財源となっている。

<子供会>

集落内美化活動の一環として、廃品回収を行い、その収益は、活動費に当てている。小学校の卒業時には、記念植樹を行い、夏休みには親子共々、海水浴に出かけ、正月には、正月飾りの裏白採りや5月の節句には菖蒲採りなどの自然と親しむ活動を行っている。しかし、子供の数が減り、家にこもり勝ちで、その上、「部活」などで学校からの帰りも遅く、活動も思うに任せないのが現状である

<年間の集落行事>

集落の行事・祭りとしては、1月に先祖祭り、4月は馬頭観音を祭る「馬頭さん」が行われる。これは、つい最近まで、多くの農家で牛が飼われており、それにかかわる祭りであった。6月に観音祭り、お宮祭り、猿田彦祭りが行われる。7月には川祭りと御田祭りがあつた。川祭りは、滝川及び水路にかかわる、いわば安全祈願で、御田祭りは阿蘇郡一円に共通する豊作祈

願と一種の虫追い祭りの意味がある。8月には再び先祖祭りが行われ、11月15日には、滝の阿蘇四宮神社の祭礼があり、その際には伝統の神楽が舞われる。舞いは7～8人であるが、集落の人々は、極く若い世代を除いて、ほとんどが知っていると言う。笛・太鼓はお宮に保管されている。これら種々のお祭り、その際の宴会等は、集落全戸のうち2戸を単位として、年毎、行事毎に輪番で準備・差配を担当する習わしである。お宮（四宮神社、妙見神社）境内の清掃も、これと同様、2戸単位の輪番で、毎月1日と15日に行うことになっている。

(2)まとめ

滝の集落自治組織の在り方及び活動は、極く一般的な農村の集落自治組織に共通する性格のものと言うことが出来る。役員が、実質的な輪番制となり、共同作業も行政による公共的な環境整備の進展の中で限られたものとなって来ている。兼業化が全体的に進み、内部からの混住化が生じているとはいえ、総数が僅かから、自治組織・活動の混乱は見られず、全体としての機能の縮小・簡素化が進行しているものと言える。従って、居住地組織の性格と、農業生産地的性格との分裂は組織的には進まず、一応、自治組織機能としては、共有財産運営、各種祭礼の運営そして、農業の要である幹線水路管理が残されている。一方、実質的な農業生産基盤の整理・維持管理は、個別私的に、あるいは部分的私的に主に担われる傾向を相対的には強めている。結果として、集落自治組織の機能は居住地組織・共住性を基盤とするものに徐々に性格を変化させて来たとも言えるのである。

V-3 滝集落の空間構造と土地利用構成

(1)集落空間構造を規定する地形と軸

滝集落の領域が展開する所の地形は、その西側上部の阿蘇西外輪山からせり下る斜面が三つの尾根に分かれて張り出す位置になっている。上部の斜面は、採草・放牧地として、入会地となっているが、現在では、公共育成牧場が立地し、借地として使用されている。3つの張り出し尾根の間には、集落領域の北の境を成す谷を含め、3つの谷が入り込んでいる。中央の尾根

上部周辺が、滝集落の居住域である。この居住域は、四宮神社を中心とする尾根上部の最大の農家群、その南側斜面に沿う農家群、尾根上部東側の窪地を挟んで南北に展開する農家群の3つのグループに分かれている。標高の関係からは、この居住域が最も高い位置を占める。これは、水回りの良い位置に、水田を最大限にとった結果であろう。農家群は、基本的には南面性を確保しつつ、尾根上部から南斜面にかけて、ほぼ、等高線に沿って並列し、それぞれが比較的接近して、塊村状を成している。このため、屋敷地の面積は、かなり制限された広さとなっている。これら居住域の明確な軸線が2本直交して存在する。1本は、地形的に決定されて来たもので、現在は、集落内幹線の村道となっているが、元来は、村井手の流路である。1960年代の航空写真によると、現在の村道は、この村井手の管理通路程度のものであった。そして、その路線も、村井手沿いに、門出に至るものであり、現在もその道は車の入り難い未舗装のままの「門出道」として残っている。取水口の標高から、一定の勾配をとって、居住域内を通し、そこでの生活用水としての使用を可能にする（当時は、飲料水、洗い水として利用されており、1箇所だけ洗い場の跡が残る）流速・流量・位置をとる為のルートが決定され、それに沿って居住域が形成されたものと考えられる。水路の居住域西出口には、以前精米用の水車小屋も設けられていた。これに直交する軸線は、村道整備による路線の変更で、不明確となっているが、居住域中央四宮神社と、白糸の滝下の妙見神社を結ぶ線である。この線上の中間に、旧公民館と火の見櫓が現存する。旧公民館は現在、消防団の詰所及び、当該組内の寄り合いに使用されている。四宮神社が滝集落の氏神であり、妙見神社が水を祭るものであり、集落公民館は自治組織の拠点であるなど、集落内の重要なポイントであつて、これらを結ぶ線は、いわば「人文的軸線」と言えよう。ちなみに、この線が、集落を2分する葬式組の境界であることは前に述べたところである。実生活上のこの軸線の意味は、今はもうほとんどないが、滝川の谷をわたって、集落領域南部の農地に至る重要な道路の起点でもあつたことである。

(2)土地利用構成とその変化

图V-3 居住域・主生産域分布状況



图V-4 耕作放棄地の分布

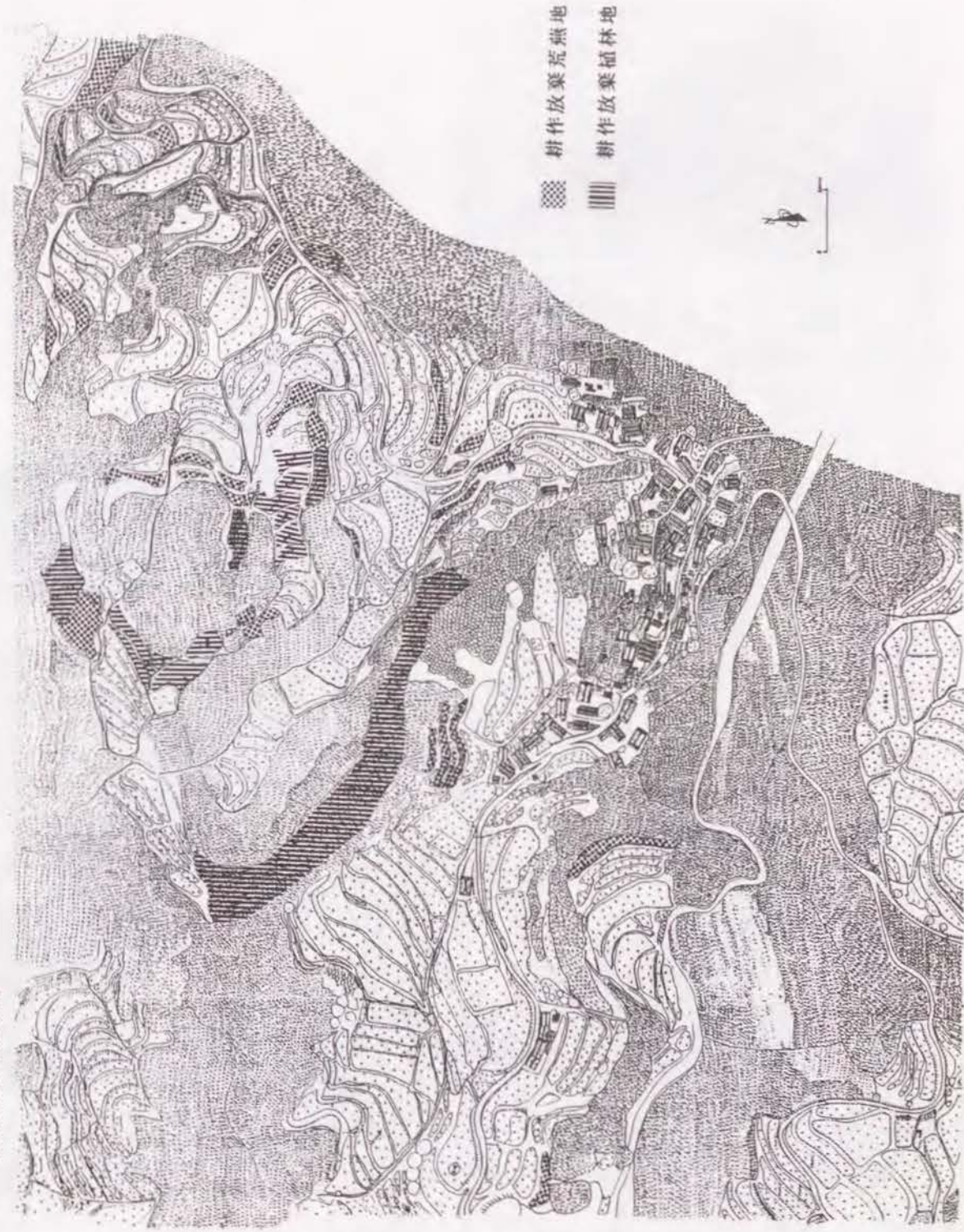
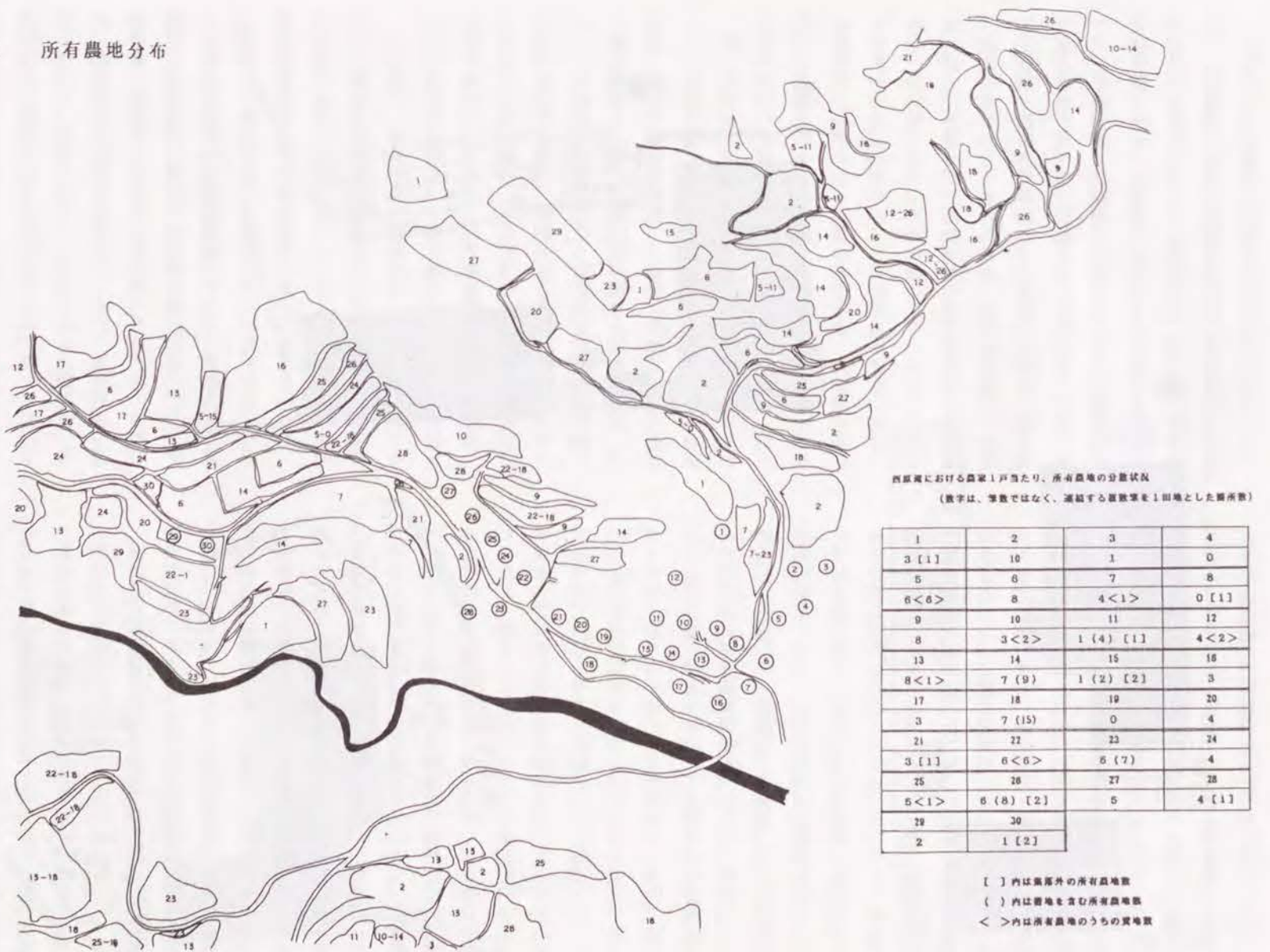


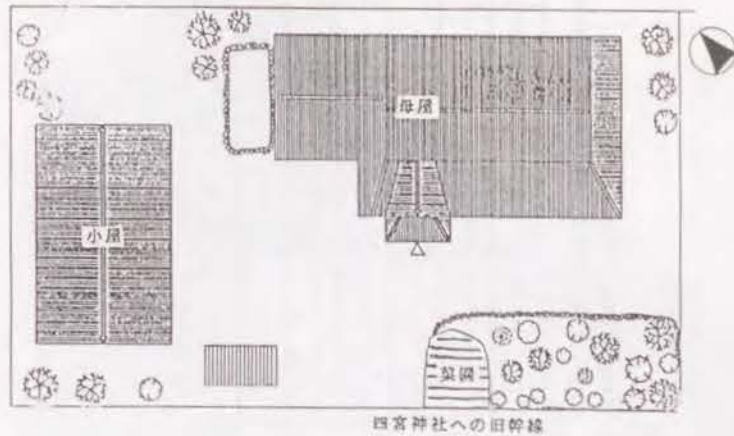
図 V-5 水路ネットワーク



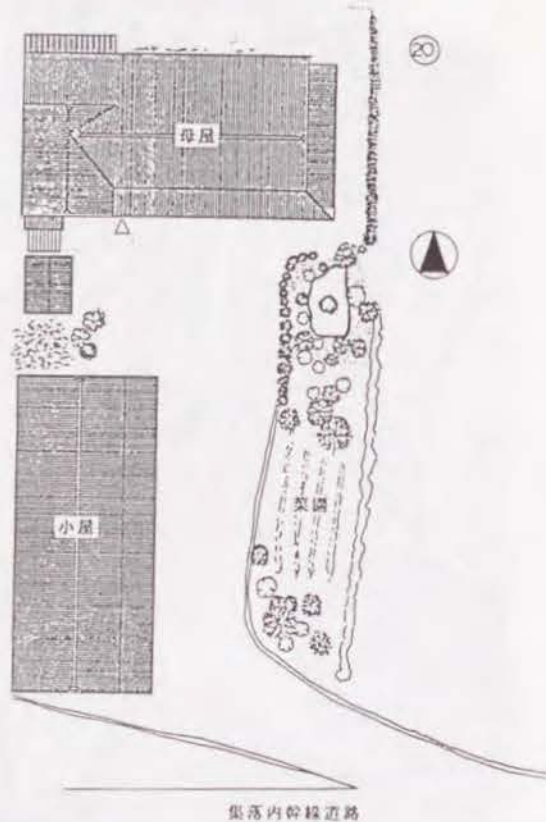
図 V-6 所有農地分布



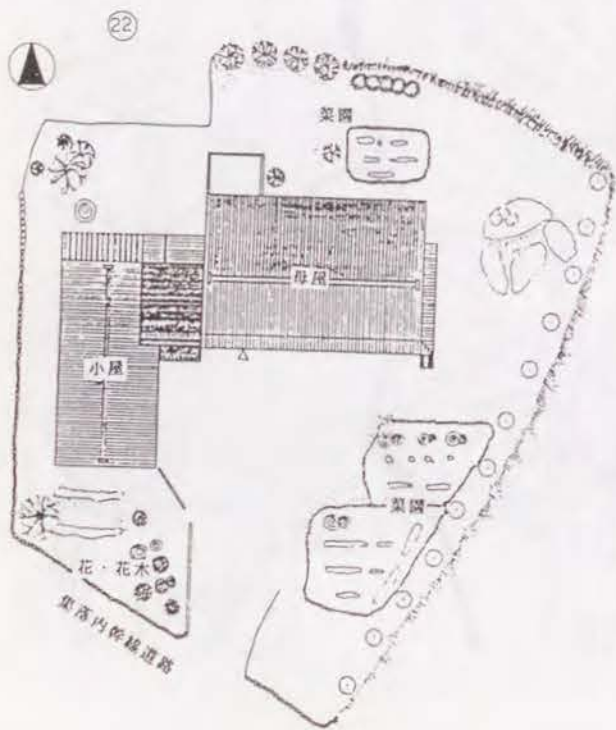
⑨ 図V-7 滝集落内屋敷敷地の例



四宮神社への旧幹線



集落内幹線道路



集落内幹線道路

集落の主生産域は、大きくは5つに分かれている。第1の団地は、集落居住域尾根西下方の尾根上から谷にかけての農地である。尾根より谷に向って、徐々に区画を狭めるが、比較的一筆当たりの圃場面積は大きい。その最上部、居住域の北側に入り込んだ農地は、村井手の水が入らない位置の為、畑となっている。村井手幹線、旧集落幹線道沿いにあることから、最も古く開発されたものと考えられる。第2の団地は、居住域北側の谷を挟んだ、尾根上から両側の谷に広がる農地で、集落内ではもっとも面積が広い。村井手の分け水を配する農地であるが、この部分の不耕作、植林、荒蕪地化が最も目立つ。第3の団地は、居住域の谷を挟んだ南側の白糸の滝上部から広がる尾根台地上の農地である。この農地は、もとは畑地が中心であったが、後に嘉永井手用水を得て、水田化が進んだところである。圃場一筆当たりの面積も比較的広い。第4の団地は、第3の団地の西側、一段低い位置にあるもので、隣接集落へと続く、嘉永井手沿いの段丘状の地にある。この農地も畑地中心から後に水田化の進んだ地である。第5の団地は、集落北端の谷と、居住域と第2の団地との谷が合し、木山川となる谷を挟んだ西側の農地である。この地は、北に境を接する医王寺集落、西下方の門出集落等との競合地となっている。(図V-3参照) 現在、既に植林され、杉林となっているが、敗戦後の食糧増産政策にのって、入会地に開墾された畑団地が、集落の東上方にあった。以上が、主生産域農地の構成と位置である。直前に述べたように、山林化した農地は他にも存在する。それを含め、この10数年間に放棄され雑木林化したもの、植林により林地転換したもの、転作により粟や柚の圃地となったが粗放化・荒蕪地化したもの、まだ新しいが、耕作放棄され、荒蕪地化が進むものを図V-4に、確認出来た範囲で示した。それによると、まず、谷地の農地が、林地化したり荒蕪していることがわかる。本来、谷地は、日照条件や湿田が多くなり易いなどの不利な面もあるが、土壌の富養度は尾根に比べかなり高く、農地としての価値は高いと言う。それにもかかわらず、谷地から放棄が進んだのは、一に、通行条件の悪さにある。滝の農道は、徐々に、軽トラックの入るものに自力中心に整備されて来たが、未だ、軽トラックさえ入ら

ない農道が多い。放棄される谷地の農地は、ほぼ、例外なく、そのような農道沿、あるいは端部に位置するものである。一般社会的に機械化・省力化が進み、加えて兼業化、労働力の中高齢化が進むことによって、人力による搬出入に頼るしかない農地での生産は急速に放棄されたのである。これらを第一波の農地放棄とすれば、第二波は、兼業化の一層の進化と、高齢者世帯の増加による耕作放棄である。ここ数年はこの第二波の農地放棄が進んでいる。これも、谷地、農道末端であるが、それに加えて、一筆当たり面積が極小なものが目立つようになっている。もう一つ、農地とかわる問題がある。それは水田転作による無秩序な畑地化の進行である。滝での配水は自然流下式のものであって、末端では、畦畔沿いの素掘りの小水路や水田そのものが水路の役割を果たしている。転作によって、上部が畑地になった場合、小水路の使用が出来なくなったり、畑に水を通すことも出来なくなる。従って、下方の水田耕作者は(転作者自身を含めて)水の確保のため、ビニールパイプ等で、その部分をバイパスさせるという余分な投資を要することになる。このような例が、滝の各所で見られた。水田転作による水路系の混乱である。滝では、毎床のような交換分合は全く見られない。また公的整備事業の実施もない。高品質という評価の高い米を中山間地としては、比較的広い面積で栽培し、これに子供の兼業、一部世帯主の兼業を加えて、比較的水準高く安定していた生産・生計の体系が、米政策等の転換によって崩れ始め、それに対して、個別的な兼業への傾斜による対応を行っている間に、共同した対応の可能性を弱め、基盤となる農地が絶対的に減少し、かつ、生産基盤の整備も進まず、気が付けば現状のような状況に立ち至っていたところであろう。

所有農地の分布は、図V-6に示す。農業を生計の中心とする、所有面積の大きい農家ほど、所有地の団地数も多く、従って分散度も高い。かつ、借地も比較的多い為、より分散度は高まっている。このような状況は、棚田という耕作条件の悪い農地が、農道未整備のままに存在している状況ともあいまって、農業経営規模の拡大と合理化を進めようとする、専業的農家にとっては、極めて困難な状況と言わざるを得ない。そ

れは、同時に、彼らの借地により耕作が継続される条件を狭めていることを意味し、農用地放棄に歯止めをかける上でも悪い条件となっている。

V-4 「農村景観整備モデル計画づくり」の取り組みと、集落空間・土地利用管理システム再活性化の可能性

(1)「農村景観整備モデル計画づくり」の経過

<居住者による景観を通しての地域認識>

①部外者による地域景観調査の実施

滝集落の地形・地勢・水勢・植性・居住域の形状、大まかな土地利用区分等の大景観の把握を手はじめに水路・河川、道路及びその沿線を含めた系*の景観、家並、圃場のまとまりごとの水路・農道を含めた景観などの中景観に移り、その中で捉えられた、各系ごとの各種ポイント（頭首工、分水施設、道路上のアイストップポイント、石垣など）、家・小屋等の形状・デザイン、素材、各屋敷の土地利用、堂、祠、神社、墓地独立樹、塚等小景観やくらしの点景などをあらかじめ部外者の眼で把握し、一定の評価を加え、問題点や秀れた点を整理して写真等の形で記録しておく。

②居住者に対する部外者からの問題提起

滝集落居住者の出来るだけ多くに集まってもらい、集落の歴史、農業等の状況、集落自治組織の構成や活動、祭や行事、生活上の問題点等を聴き取り、あわせて、「集落の自慢」も聴き出す。居住者から出た自慢は、第1に、うまい米、それによって豊かなくらしが、かつてあったこと。第2は、集落から望む熊本市内の夜景。第3は、滝に代表される豊かな水と水源に立地する誇りが主にあげられた。

部外者の我々としては、滝の景観のすぐれたポイントとして第1に等高線状に見事に築かれた棚田、第2に、尾根斜面に石垣を積み上げ集中する家並、第3に滝及びそこから居住域を通り圃場に至る水路と生活との結びつきと水の豊かさ等を提起し、それらを守り、整備することを訴えた。

討論の中では、我々の提起した第2、第3のポイントについては同意を得たが、第1のポイントについては、一斉に反論が出る。当然、予想されたことであるが、労働力の中高年齢化の中で、棚田での耕作は困難

をいっそう増しており、委託に出すにも受手がなく、いっその土地を売却したいと思う所まで追い詰められている状況の中で「棚田を残せとは何事か」と言うものであった。しかし論議を重ねる中で、棚田は豊かな水とともに良質のうまい米を産出し、集落の豊かさを支えて来た大切な基盤であり、誇りでもある。そして出来ることなら、次代にも伝えて行きたい財産であるという共通の認識が確認された。その為にも、景観を保持しながらの生産条件の改善、適合作物の追求による転作の安定化が必要という点が課題として確認されたのである。

*

農村はその単位としての集落が存在し、また、集落間には、木の系、山の系、道の系、そして、それらを通して形づくられてきた目には見えない歴史的な繋がりが存在し、田村等の地域的まとまりを重層させる地域・圏域を構成している

集落は、山や川・湖沼等の自然、住宅等の集積する居住域、そして、主要生産域としての圃場や樹園地、草地などを含めた領域を持っている。そして、それらの各要素は、その領域内で、それぞれ一つの系を構成している。また、それらの系は、独立・閉鎖的なものではなく、他の集落の系と多くの場合、繋がって始めて成立する性格のものである。

「一つの系を形成する」とは、集落領域内に存在する空間、諸施設・装置、住宅、その他多くの要素が全て、フィジカルに、あるいは社会的に、精神的に相互の存在を支え合い、主に農業生産やくらしの基盤として機能する全体に構成されているという意味である。即ち、山の系としては、奥山-用材林(薪炭)、動物の狩猟、民具素材採取、水産漁業、里山-雑木林(燃料採取、特用林産物採取・栽培)、下草(飼肥料)、備後作物、樹園地、原野-採草地、放牧地、樹園地と連なる。水の系としては、渓流・湧水・河川・湖池・湖沼に取水施設を設け水路を通して集落に至り、飲料水・生活用水・動力源・灌漑用水として使われ、下流へと排水される。道の系として、私道、里道、市町村道、国県道、農道、林道があり、居住域内の住居、セド道、集落間道路、居住域-生産域連絡道となり、また、祭りの場、遊びの場、社会集団の境界としても機能している。農地の系として、農道と水路で結び合わされた水田、普通畑、開荒畑、牧草地、飼料畑、樹園地、菜園が水がかり、日当たり、土質等の条件によって巧みに配されている。公的共同的施設あるいは場の系として、農業諸施設、公的生活関連施設、広場・公園、墓地(納骨堂)、神社、寺院、祠、堂、独立樹、湧水地等。そして、すまいの系として、住宅(母屋・離れ)、付属倉、前庭、垣根、門、菜園、井戸、洗い場、屋敷林、有用樹木等。これらの系は、それぞれに十分な機能を保持するための維持・管理システム、利活用方法等によって形成されている。当然のことながら、これらの系は、一定不変のものではなく、時代とともに、求められる機能の変化に伴って、変化・発展・衰微するものである。

以上、簡潔にまとめると、

◆系とは、ある目的(循環)のために必要な機能を自動的に生み出す諸装置の、当該地域における地域条件に規定された必然的な連なりである。

◆それぞれの系は、後に派生的機能を付加して成長・発展し、あるいは、本来の機能に要する装置

を欠落させたり、連なりを寸断され、衰微・消滅する。

◆それぞれの系は、相互に規定しあい、補完しあって重層し、当該地域の空間・社会構造を作り出す。

③景観の再調査と記録の豊富化

②の段階でのヒアリングによって得た知見や、課題を受け、再度の写真を中心とした景観諸要素の取材と集落の圃場を含む領域の1/1000の詳細図面を作成した。その中で、井手頭首工に残る石組水路と間府、川水を利用した水前寺モヤシの栽培、妙見神社境内の使い方、四宮神社と妙見神社を結ぶ軸線、その中間にある旧公民館の老朽状況などの新たな発見、確認が出来た。詳細図では、各家の屋敷取り、植栽、棚田を通る水路や農道の路面状況、幅員等を含む現状と、各圃場の利用現況等を中心に記録することが出来た。

④居住者による環境・景観点検

あらかじめ、①、③の作業をもとに、2時間程度の観察・点検コースを設定し、居住者自身で点検する作業を実施した。点検後、会合を持ち、3年前撮影の航空写真も提示しつつ、感想を出し合い、あわせて、我々の取材した景観に関する各種スライドを出し、解説や評価を加えた。その後の討論の中では、第1に、わずか3年の間に、谷地の水田を中心にかなり荒廃が進んでいることに対する驚きと危機感が出され、第2は、自らも見、スライドで見ることで、秀れた景観や、問題箇所についてあらためて認識が出来た。

このような行動は、後にも2度行っている。うち1回は、圃場内を歩き、現状を確認しながら農道の改良や取り付け、拡幅を要する箇所、また「棚押し」的に区画整理が望ましい箇所、再生が望まれる荒蕪地等を③の詳細図に落とす作業である。他の1回は、主に居住域をより詳しく点検して回り、主に修景を要する箇所、復旧的整備が望ましい箇所等を確認する作業である。

⑤他地域・他領域との交流

第1回目の交流は、滝集落の婦人による地場産の材料を使った郷土料理、生活改良普及員による地場材料を使った新しい料理と、将来定着を図ろうとする小物作物を使った料理を準備しての料理の交流と、山間集落毎床の人達との経験・意見交流を実施した。意見交流では、毎床の経験や、集落づくりの考え方、滝につ

いての感想等が出され、自前の集落づくり及びビジョンを持つことの重要性が強調された。又、滝はリングの適地ではとの指摘もあり、栽培技術の提供も申し出られた。

第2回目は、滝から、集落づくりに関係する担当者が村役場職員とともに毎床を訪れ、実地に体験を学び景観等の視察を行っている。第3回目は、村主催の景観シンポジウムの形で、鳥取県香取村、滋賀県高月町雨森、京都府美山町及び県内の蘇陽町下塩出、球磨村毎床の人々を招き、景観づくり、ムラづくりの経験や考え方を交流した。これらによって滝の人々は、自らの位置・特性を理解するとともに、励ましをうけることとなった。

<地域認識からムラづくり・景観づくり計画へ>

①課題の整理と居住者の体制づくり

課題として整理されて来たものは、1)棚田景観を活かした安価な生産基盤整備。2)集落居住域内の修景や秀れた景観の復元・再生。3)小物野菜を中心とする水田転換作物の探究と生産・流通対策。4)村の計画する滝周辺整備への対応。5)道路、Uターン箇所等交通条件の改善。6)家庭雑排水を中心とする生活環境改善等であった。これに加え、神楽の保存やかくれた文化財等の掘り起しの必要性も確認された。

この整理に対応し、居住者側の体制が検討され、結果として、基盤整備部会、小物野菜部会、身近かな生活環境部会をむらおこし委員会の下に構成することとなった。それぞれ、3、3、4、4人の委員及び1人づつの部会長を置き、計画づくりにおけるとりまとめ、原案作成に当たることとした。この委員会は滝集落自治組織内のものであるが、トップは区長ではなく、一種のプロジェクトチーム的性格を持たせている。分掌は、基盤整備部会は、基盤整備実施箇所の絞り込み、整備手法の検討。小物野菜部会は棚田に向く作物の研究、各作物毎の導入条件、経営指標、栽培管理、展示圃場の設置と検討、流通体制の検討、棚田に合わせ、景観を配慮した土地利用計画の検討、作付け講習会の開催等。身近かな生活環境部会は、居住域内の修景、景観の復元、再生、滝周辺整備計画のチェック、生活環境問題の解決策の検討。むらおこし委員会は、3部会の総括と全集落への投げかけの場づくり、そして

伝統芸能（神楽）の保存、滝の文化財の発掘と伝承、年間行事の確認、集落の共同施設および身近な環境施設の有効な運営と維持管理とした。

②外からの支援体制

支援主体は、村役場経済課、県事務所農業振興室、我々、研究者である。村役場経済課は、計画達成過程における村独自の財政的支援や村計画への位置付けの検討を主に行う。県事務所は、農業生産技術の面、流通対策面、居住者組織運営の支援を、そして研究者は基礎となるデータの収集・提供、計画上の提言等の支援を担当する。これに加え、県農政部は現物支給予算150万円、同額村負担計300万円の充当及び、県単事業である「新農業自立運動」費500万円（同額村負担）の財政支援を行っている。

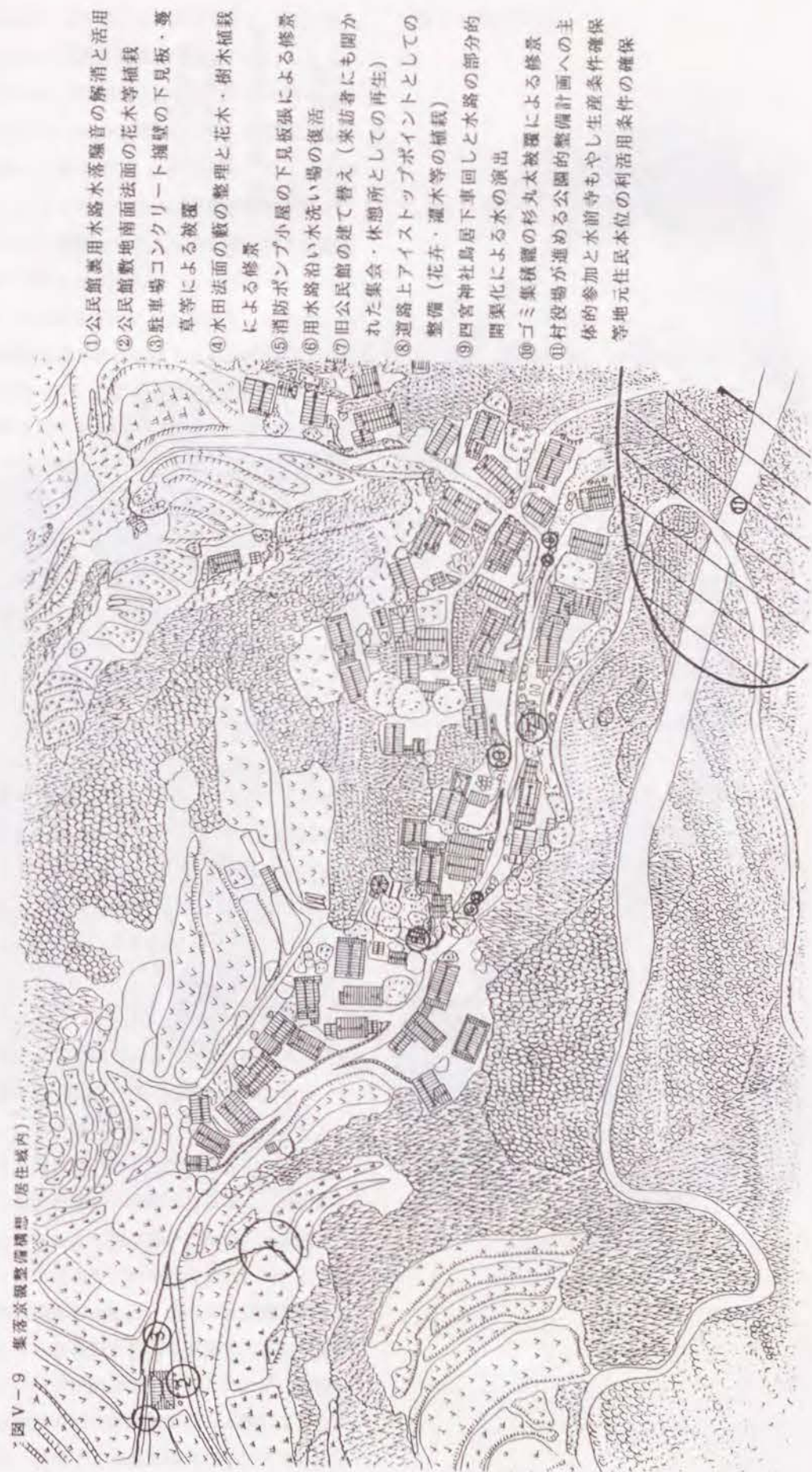
③具体化した計画

身近な生活環境部会関係では、部会員の意見をもとに研究者によって修景、復元、再生等の主にデザイン、用途上の提案を行ない、現物支給方式による排水施設の整備、老朽化した消防ポンプ小屋の修景の整備、ゴミ置場施設の木を使った修景、公民館駐車場擁壁コンクリートの植物によるカバー、同敷地法面への花木植栽、そして、集落入口斜面の藪を刈払っての花木の植栽が当面の実施対象となった。基盤整備部会では、長野県栄村の「小規模基盤整備事業」をモデルに関係者3名にわたる「自前倒し」補助事業を「新農業自立運動資金」により実施することとなった。小物野菜部会では、まだ具体的な実施の計画は煮詰っていないが、「先進地視察」の実施が検討されている。むらおこし委員会としては、神楽の12座の舞をビデオに収録することが、ほぼ決定した。

(2)居住者による集落空間・土地利用管理システム再活性化の可能性

計画づくりに取り組み始めて、ほぼ、2年が経過しているが、計画づくりと一部の計画実施については、かなり順調に進行している。その要因として、村・県行政の人的・財政的支援があったことが大きい。居住者の中に、行政への依存の気持ちが、かなりあることも否定出来ない。しかし、例えば、集落入り口の藪山の整備については、居住者側の提案であり、それを計画に盛り込むことが決定するやいなや、翌日が集落の

農休日に当たる日曜日でもあったが、さっそく、その刈り払いを居住者自らが出合って、実行し、現在、植栽すべき樹種の選定をツテを辿って検討している。また、公民館前駐車場拡大に伴って建設されたコンクリート擁壁については、景観の自己点検と討議の中で得られた理解をベースに、景観上の問題として、自ら居住者が認識している。更に、その擁壁の修景については、各屋敷の庭作りの経験が生かされ、共有林の杉の間伐材を使った焼杉のフラワーボックスを使ってつたを垂らすアイデアに集れんさせ、さらには、筆者らが老朽化した消防ポンプ小屋の修景として提案した、滝集落付属舎の下見板張りのアイデアを採り入れ、それをもってコンクリート部分をカバーするという結論（この板も、共有林の杉を焼き板にしたものを使う）に達している。この二つの例に見えることは、第1に、自らの集落を、見直す視点が育っていること。第2に、修景デザインの段階ではあるが、他所や、物の本等外部的な事例に依るのではなく、自らにストックされているセンスや技法を素直に出し活用しようとしていること。第3は、弛緩したかに見えた共同性や、行動が、明確な目標を見出すことで、比較的簡単に、部分的ではあるが復活していること等である。また、家庭雑排水の処理については、当初、計画実施の優先順位の上位に、修景的課題が並ぶ状況になりかけた中で、農業を中心としてがんばる若手農業者が、「滝は水を一番に大切にすべきである。水が基本だ」と主張し、最終的には、最優先課題となり、かつ最重点課題となったのである。大げさに言えば、滝集落のCI (Community Identity) が水にあり、かつ水田農業にとっての水の重要性は少なくとも潜在的な居住者の共通意識であったものが、家庭雑排水処理問題をきっかけとして顕在化し、集約されたものとも言える。これについても居住者の行動は素速く、大まかではあるが、各家庭から一次的排水の集中点までのパイプの延長と径を出し、価格の見積りを業者に出させている。そして、どの部分までを各家庭持ち（作業を含め）、共同作業に、業者下請にするかを検討して、業者にかかる経費の見積りも出させている。一次的排水の集中から河川への放流の間についても、当面は炭を買うが、将来は、僅かに残る炭焼窯を使って自ら焼いた炭を使って



図V-9 集落基盤整備構想図(居住域内)

- ①公民館農用水路水路騒音の解消と活用
- ②公民館敷地南面法面の花木等植栽
- ③駐車場コンクリート擁壁の下見板・蔓草等による被覆
- ④水田法面の藪の整理と花木・樹木植栽による修景
- ⑤消防ポンプ小屋の下見板張による修景
- ⑥用水路沿水洗い場の復活
- ⑦旧公民館の建て替え（来訪者にも開かれた集会・休憩所としての再生）
- ⑧道路上アーストットポイントとしての整備（花卉・灌木等の植栽）
- ⑨四宮神社鳥居下車回しと水路の部分的開渠化による水の演出
- ⑩ゴミ集積場の杉丸太被覆による修景
- ⑪村役場が進める公園的整備計画への主体的参加と水前寺もやし生産条件確保等地元住民本位の利活用条件の確保



の浄化装置を取り付けることまで計画化されるに至っているのである。農業基盤整備の計画についても、一般的な意味でのみ「整備が必要」としているのではない。きっかけとなったのは居住者の若い兼業農業者（土木建設関係の仕事に従事）が以前から、自らの水田を自前倒ししようと考えており、計画検討の中で、「もし、何かの補助金がもらえるなら、自己負担も減るから、是非計画に入れて欲しい」と発言したことで、計画が一段と具体性を持つこととなった。それは、ごく近い将来の具体化された計画とはなっていないが、居住農家の多くが、自前倒しでも、耕作条件を改善したいとする要求を持っていたことが、その発言を受け止め、計画実施のトップに位置付けさせた基盤となっているのである。加えて、その自前倒しは、原則として、面積は問わないが、3人以上の受益者を必要とする。その為、従来の単独の自前倒しとは異なる部分的私的ではあるが、共同の条件の追求という新たな試みが始まるのである。この計画も実施に向けて、受益者の選定や受益者間の調整、そして、前にあげた長野県栄村の小規模基盤整備事業の視察に向かう段階にまで進んでいる。

以上、滝集落における居住者による空間・土地利用管理システム再活性化の可能性については、即断は下せないとしても、少なくとも、居住者の中には、潜在的には、まだ、集落自治組織全体としての共同、部分的私的共同による利活用管理能力が存在していることは確認出来よう。そして、その能力が新たな形で再活性に向かうきっかけとして、「モデル計画づくり」は第1に、景観の切り口から居住者自身による、より総合的な歴史的経過を含む地域認識を導き出しつつあること、第2に、計画、あるいは構想を文語にとどめず、図としてより具体的かつ可視的に集約したこと、そして、第3に、行政が、上からではなく、計画づくりのアドバイザーとして振る舞い、かつ、比較的自由に使える不十分ではあるが財政的支援をしたこと、第4には、「景観整備」という、農政や基盤整備事業などの本道からすれば脇道に当たる事業であることもあって、従来のハードな公共事業の枠を持たず、前提せずに、自由な実施方法を検討出来たこと等によって、有効な働きが、少なくとも現段階までは出来ていると

言って良からう。

第VI章 孤立山間極小集落における空間・土地利活用管理システム

—熊本県水上村江代地区における事例—

はじめに

一般に、農山村集落は地縁的共同体的社会集団であり、特に水田農業を行う集落においては利水と労働力交換をきずなどとする共同が伝統的に保持されて来たと言われる。そして、それらが、近年の兼業化や非農家の増加・流入による混住化の中で、また、人口の過度の減少や高齢化によって分解し、弱まっているとされている。そして、居住者の交流や「話し合い活動」を促進することにより、連帯感を醸成し、新たな形での共同、あるいはコミュニティの再生の必要性が強調されている。そうであればこそ、新めて、「共同」が問われなければならないと筆者は考えるものである。即ち、「共同」が成立する基盤と契機は何であるのかが問われている。「居住者の交流や話し合い活動を促進する」ことで再生され得るのであれば、事は、言わば簡単である。そうでないことは、「共同」の再生が、それほどには進まず、むしろ、分解・弱体化は進む傾向にあることからみても明らかである。

さて、筆者は、「共同」の基盤は、集落の個別農家による、生活・生産の安定向上を少なくとも部分的には当該集落を基盤として追求しようとするエネルギーと行動にあると考えている。農(林)家は農山村集落を構成する、少なくとも現段階までは、最小の単位である。その農(林)家とは、労働・生活集団としての家族と生活・生産手段であり家産としての家・屋敷・田畑・山林等から成り立つ、いわゆる「家」である。「家」は、「家」である限り、その継承を自己目的とする。そして、その自己目的追求のために生活・生産手段を駆使するための条件の一つとして「共同」が成立していると考えるのである。このことは、改めて述べるまでもなく、農村社会学における通説に近いものであるが、空間計画の立場からは、その段階に止まるのでは、不十分と言わざるを得ない。「自己目的追求のために生活・生産手段を駆使するための」、「共

同」を成り立たせる空間的条件の解明を必要とするのである。

本章では、江代地区の分散立地する極小規模集落を事例として「共同を成り立たせる空間的条件」の原初的形態を解明するため、地理的に孤立した単独の農林家を1つの極に、「家」としての自己目的追求のための自給自足的空間・土地構成と、それに対応する利活用・管理システムを解明、整理する。その上で、2〜3戸の最小規模の農家集団としての集落空間・土地構成とそれに対応する私的・共同的利活用・管理システムとを対照することによって、原初的な共同的空間・土地利活用管理システムの形態、成立条件を解明しようとするものである。なお本章に関する調査は1991年6月、8月、11月、1月の4次にわたって実施した。

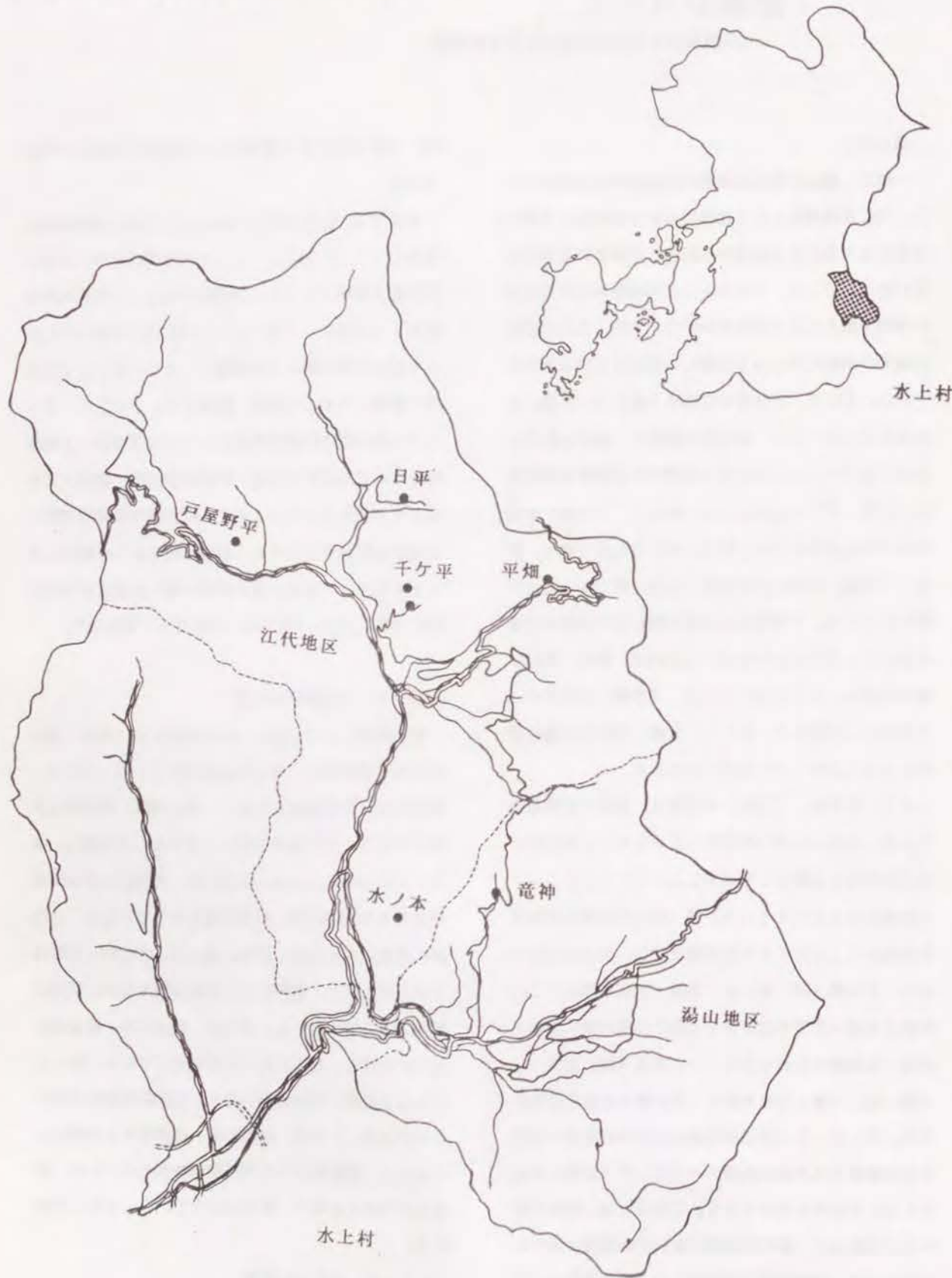
VI-1. 江代地区の概要

明治初期、すでに現水上村を構成する江代村、湯山村の名が確認され、岩野地区も岩野村となっている。明治22年、町村制施行に伴い、湯山村は、湯前村と共同の戸長をもち戸長役場をもっていたのを分離し、独立した湯山村となった。江代村も、岩野村とともに黒肥地村と共同の戸長、戸長役場をもっていたが、その際に黒肥地村と分離。同時に湯山村、江代村、岩野村で組合村を作り、岩野村に共同の役場を設け、共同の村長を選んで出発した。その後、明治28年、組合村は正式に合併し、現在の水上村が成立している。従って、この水上村は、明治以来の村として比較的歴史の長いものである。この間、昭和31年、現市房タムの建設からんで、湯前町との合併問題が持ち上がったが、結局は立ち消えとなり、現在に至っている。(水上村史より)

(1). 水上村、江代の位置等

水上村は球磨郡の最東奥、宮崎県に境を接する位置にあり、球磨川の源流域を構成する。県内では、五木

図VI-1 水上村江代・湯山地区の位置



村、泉村、多良木町、湯前町と、宮崎県では椎葉村、西米良村と境を接する。江代地区は、村内北部、五木村、泉村、椎葉村に山岳部を介して連なり、球磨川源流の中心である。

水上村は総面積192.11km² (1989年)。世帯数944、人口3115 (うち江代地区が16.4%)、人口密度 16.2人/km²、(五木、泉に次いで、3番目に低い) (1990年)。事業所数147、従業員873 (1986年)。うち商店数54 (従業員124、年間商品販売額97842万円) (1988年)。工業事業所数9 (従業員132、製造品出荷額等111843万円) (1989年)。農家数463戸、農家人口1888、耕地面積48901a (1990年)である。

(2) 江代地区の人口動態

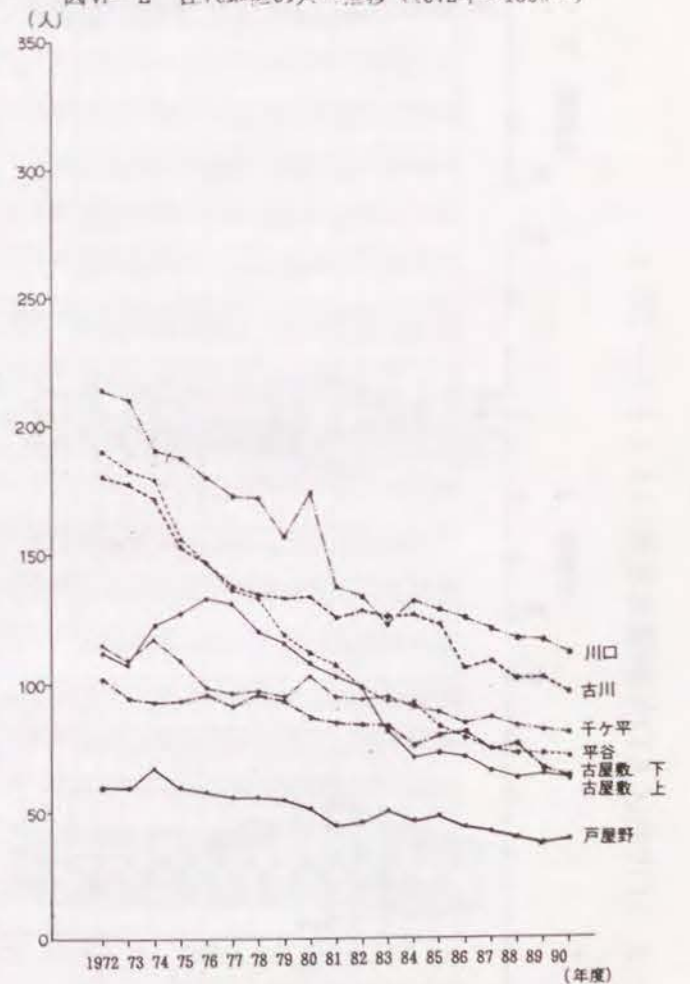
江代地区では、1972年～1990年の18年間に、人口は446人、率にして45.8%の大幅な減少を見ている。各年度毎に、一定の法則性は見られないが、1974～75年、1980～81年、1985～86年、1978～79年、1982～83年に大幅な減少が目立つ。集落単位では、平谷が最も急激な減少を示し、次いで古川・川口が続く。他の集落でも減少傾向は、若干の緩和はあるものの、依然、続いている。ただし、戸屋野のみが、1989～90年で若干、増加を示す。

参考までに、水上村の明治8年 (1875) 時点の戸数、人口に触れておこう。岩野村、戸数200戸、人口891人、湯山村、戸数113戸、人口565人、江代村、戸数148戸、人口854人となっている。これから見れば、湯山地区が最も大きく発展した地区で、次いで岩野となり、江代は、逆に、大きく衰退した地区と言い得よう。それは、農地の面積が最も大きな要因となっていることがわかる。江代の昔日の隆盛は、椎葉や五家荘等、山域と、球磨川を通して上り来る平場との交易拠点を形成していた事、また山に抱える用材・炭生産にも見出すことが出来るが、今や、その双方ともが衰微し、大幅な人口減少を見るに至ったのである。

次に、人口年齢構成について見る。全集落を通じて、人口再生産能力に満ちた構成を持つものは皆無である。古屋敷・戸屋野を除く4集落は、ほぼ同様の構成で、50才代を中心に、70才代前半までの構成が厚くなっている。これは、それら中・高齢層は比較的多く、それぞれの世帯・仕事を守るべく現役で残っていること

を意味する。それに比べ、40才代、30才代は、少々の厚みを示すものの、中高年齢層の厚みの半分程度しかない。平谷では、その30、40才代は、極端に少なくなっている。古屋敷上・下、戸屋野では、やはり中高年齢部分に、若干、厚みは見られるものの、他集落に比べれば、極めて貧弱である。同時に、他の年齢層にも厚みはなく、極めて特異な年齢構成である。図に示したように、5年間の推移という短期間ではあるが、全集落を通じ、その間、基本的には同一のパターンが続いている。江代全体を通して言えることは、現在の世帯主夫婦を中心とし、その親の代を加えた人達が地域の担い手となっており、それに続く、次、次々世代が2回りほど小規模な集団となっており、10～20年の間、この状態が続けば、人口は、さらに半減あるいは、それ以上の減少という結果が予想される。

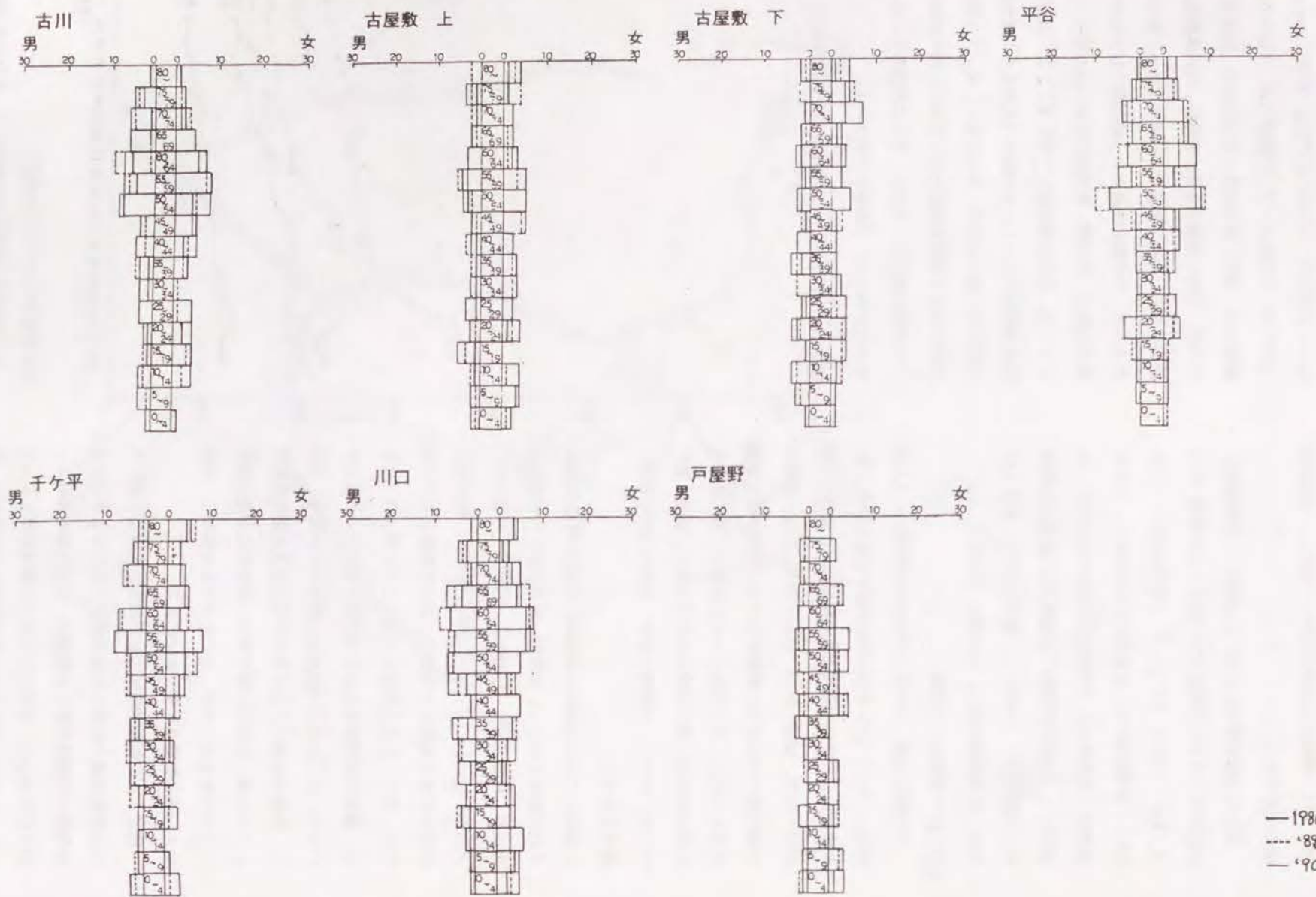
図VI-2 江代地区の人口推移 (1972年～1990年)



(3) 農業からみた江代の状況

江代地区は、地形から当然のこと、耕地面積は極めて少ない。従って農業が外からの収入を得る産業とし

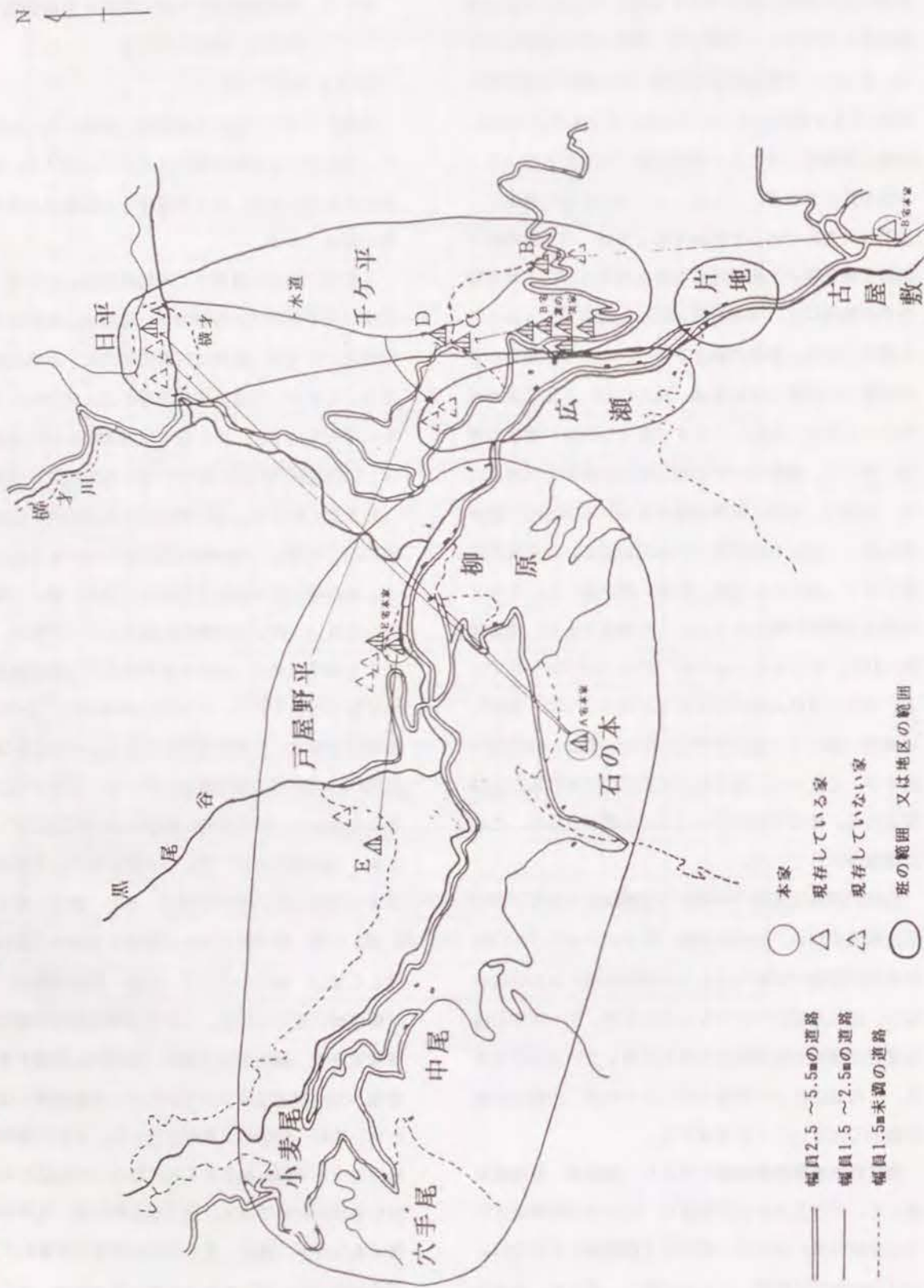
図VI-3 江代地区人口年齢構成推移 (1986~90)



— 1986年度
 --- 1988年度
 — 1990年度

表VI-1 江代地区農業等の推移 (1970~90) その1 <農林業センサスカードより>

地区名	集落名	総戸数	農家戸数				農家人口			農業就業人口			作物種類別収穫面積											施設園芸		家畜種類別飼料農家数と頭羽数											
			総数	専業	I兼業	II兼業	計	男	女	計	男	女	計	稲	麦類	雑穀類	いも類	豆類	工作物	野菜類	花き類	苗木類	飼料作物	その他	ハウス戸数	ハウス面積	乳用牛戸数	乳用牛頭数	肉用牛戸数	肉用牛頭数	豚戸数	豚頭数	採卵鶏戸数	採卵鶏羽数	ブロイラー戸数	ブロイラー羽数	
			(延べ)																																		
江	戸屋野	70	21	11	0	1	10	54	25	29	17	5	12	437	320	89	2	10	4	0	2	0	0	10	0	0	0	0	7	11	1	1	5	18	1	8	
		75	19	9	0	0	9	38	16	22	1	0	1	253	223	0	0	4	0	10	6	0	0	0	10	0	0	0	1	1	2	3	0	0	0		
		80	19	9	1	2	6	31	13	18	7	2	5	267	197	34	2	0	0	0	16	0	0	0	18	0	0	0	0	1	1	2	19	6	21	0	0
		85	15	7	1	0	6	20	9	11	3	1	2	208	184	0	0	0	10	5	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	39	0	0	
	古川	70	44	26	0	1	25	131	60	71	33	13	20	1067	790	121	2	80	10	3	20	0	0	40	1	0	0	0	15	23	1	1	14	38	0	0	
		75	36	23	0	0	23	109	50	59	16	5	11	1007	811	86	9	22	10	10	1	0	0	58	0	0	0	0	9	12	0	0	0	0	0	0	
		80	36	24	3	2	19	100	45	55	26	9	17	657	602	0	9	11	6	3	8	0	0	18	0	0	0	1	1	5	5	0	0	0	0		
		85	33	20	2	1	17	70	37	33	27	12	15	309	304	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	古屋敷	70	73	10	0	0	10	35	14	21	9	4	5	240	170	0	0	20	0	0	50	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1	1	2	8	0	0	
		75	64	8	0	2	6	32	11	21	6	2	4	226	157	0	0	27	3	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		80	64	10	4	2	4	37	13	24	8	5	3	186	108	0	24	6	0	28	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	
		85	52	6	2	0	4	18	8	10	5	2	3	56	32	0	0	1	0	7	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平谷	70	50	22	0	0	22	113	59	56	33	9	24	880	710	20	29	50	10	0	30	0	1	30	0	0	0	0	15	25	0	0	4	13	0	0		
	75	39	23	1	1	21	83	40	43	15	4	11	582	488	18	8	13	12	5	28	0	0	8	0	0	0	0	6	8	0	0	0	0	0	0		
	80	39	23	1	1	21	83	40	43	15	4	11	582	488	18	8	13	12	5	28	0	0	10	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	345	0	0	
	85	30	17	2	3	12	47	21	26	13	1	12	347	295	0	2	2	5	0	27	11	0	5	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1000	0	0	
千ヶ平	70	33	20	0	1	19	95	52	43	31	11	20	674	590	5	6	50	3	0	20	0	0	0	0	0	0	17	40	0	0	1	3	0	0			
	75	32	18	1	2	15	67	34	33	22	5	17	488	422	2	2	22	19	3	18	0	0	0	0	0	0	11	26	0	0	0	0	0	0			
	80	32	16	2	1	13	57	29	28	21	5	16	625	339	5	23	14	2	0	131	19	0	92	0	0	0	10	21	0	0	0	0	0	0	0		
	85	27	11	2	3	6	33	15	18	15	4	11	202	155	0	2	7	5	0	13	0	0	20	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0		
川口	70	52	11	0	0	11	76	34	42	26	8	18	599	500	0	16	40	20	0	20	0	0	3	0	0	0	10	14	0	0	6	20	0	0			
	75	50	10	0	1	9	47	20	27	13	5	8	386	386	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	11	0	0	0	0	0	0			
	80	50	10	0	1	9	47	20	27	13	5	8	367	329	0	2	0	0	0	2	0	0	34	0	0	0	8	11	0	0	0	0	0	0	0		
	85	38	8	0	0	8	33	15	18	7	3	4	221	202	0	0	1	0	0	0	0	0	25	0	0	0	7	13	0	0	5	45	0	0			



従って、この日平の単独農家は純粋な単独ではなく、歴史的には兄弟世帯の血縁的關係の中で生活・生産を行っていたのである。しかし、現世帯主の代に入り、今、山を下りた世帯が兼業を始め、その為、兄弟的共同は、かなり限定されたものとなっていた事は確かである。以下に、生活面、生産面での単独・共同の諸行為について述べることにする。

<空間・土地の構成>

図VI-5によって、空間・土地の構成を見ておこう。2軒とも、いわば更地に居を構えることとなった訳で、南向きに正面する尾根端部の比較的緩やかな斜面に立地している。A家は、母屋と付属舎を中心に、東・西・南面に水田を築き、北側の山際に畑をもっている。水田は7枚で、西側のものが最も大きい。この家の住宅に行くには、この水田の畔を通るしか道はない。水田の立地条件を最優先すると共に、母屋の縁に立てば、全ての水田が見渡せるようになっている。後に詳しく述べるが、畑は一部荒れているが自家用野菜と茶、果樹が栽培され、ニワトリも飼育し、田の畔には大豆が植えられ、限られた農地をキメ細く使い切ろうとする意図が見える。水は、農業用水、生活用水ともに、近くの谷から、現在ではビニールパイプで導いている。家庭排水は、母屋東側池を介して、沈澱・希釈し、農業用排水路に入れて放流している。水田、畑、水路等、共同ではあるが2戸の手労働のみによって築かれたものであり、自給確保の為、地形的・面積的制約の中で、一方では最大限に農地を取りつつ、その維持管理労働の限界とがバランスしたスケールとなっている。

弟家の方は、南面と北面に水田があり、その間に、母屋と付属舎が位置している。その為、畑は、東側にとられている。水田の母屋との位置関係は興味深い。図では高さ関係がわからないが、A家の水田を含め、水田は3段になっている。うち上の2段の段差は、ほとんどなく、3段目との間に1m弱の段差がある。3段目の水田の形状からもわかるように、幅はあっても奥行が狭く、その位置に母屋と付属舎を置くには少々窮乏である。同時に、そのレベルに建物を置けば、上2段の水田に影を落としてしまう。母屋のある段は、3段目の水田より、さらに、1.8m程度の高低差があり、2段目の水田との高低差は3m近くなり、建物の

影による影響は少なくなるのである。2戸ではあっても兄弟の關係から統一的に計画された配置の跡が明確である。また、従来の道は、このエリアへの入口から、いったん、下り、弟家の前を通って、A家の家と、水田東端へと達している。これも、水田を母屋を中心に配置することから来た結果と言えよう。

<生活面の諸行為>

農業・生活用水

1935年、2戸共同で400m先の谷から、素掘りの水路を開削。維持管理も共同（溝さらい、下草刈など）で行う。1960年頃、共同でパイプ送水に切り替え現在に至っている。

電気

1979年に電気が導入される以前は、2戸共同で、小型水力発電を行う。維持管理、修理も共同。

燃料

1970年頃にプロパンガスを入れる。その以前、短期に石油コンロを使ったが、基本的には薪を使用。薪の採集・ストックを共同で行うことはない。

屋根の葺替え

12,3年前に行った際は、屋根職人に依頼。親戚の加勢を3名程頼む。より以前には、隣保班（日平の場合は千ヶ平班）及び親戚を頼んで行っていた。

葬式等

現在でも葬式は、千ヶ平区（千ヶ平、片地、広瀬）の全戸から人が集まり、取仕切る。区全体が寄るのは、戸数が減少したためである。

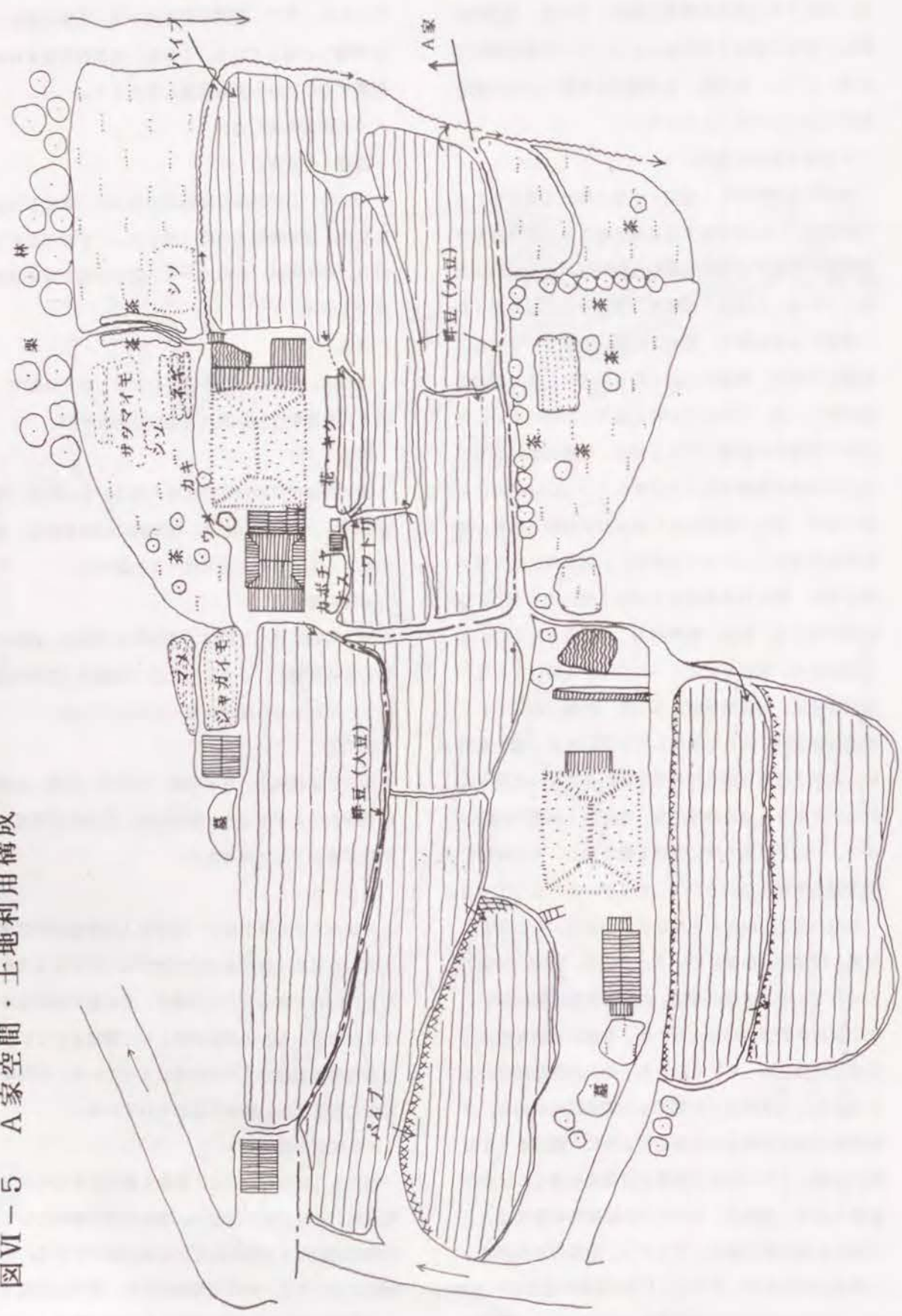
道づくり

片地から千ヶ平を経て、横才に入る村道が1955年に出来、それから自動車通行可能な道を日平まで入れたのが1968年である。この工事は、その奥に山林を持つ十條製紙とA家との共有林道として建設されている。日常的維持管理は2戸の共同によっている。1974年、村道に認定され、舗装が進められている。

<生産面の諸行為>

稲作も、畑作も、元来、自給を基本とするもので、

現在も、それに変わりはない。商品生産的農業としては、1960年代前半まで行われていた焼畑耕作である。焼畑耕作については、共同で焼畑を開き、耕作も共同で行い、収穫物は2戸平等に分配することが続けられてい



図VI-5 A家空間・土地利用構成

たが、一方の農家が兼業化することで、投下労働量に差が生じ、共同耕作はやられなくなった。従って、主にA家が継続していた。稲作も、常畑作も自給用であるが、稲作については、水田の形状、畦畔の状況からも、現在でも田植は手で行っている。従って、2戸の共同では、1戸ずつの効率とほとんど変わらず、不足するため、親戚の家に加勢を頼んでいる。畑作をはじめ、1975年頃まで飼養していた牛についても、その生産における2戸の共同はない。

以上、日平では、農地・屋敷地の開拓・造成、そして用水確保と道路といった、生活・生産の基盤的部分の初期的共同整備を基礎として、2戸の農家は個別・私的に「自己目的」を追求して来たものと言える。そして田植、葬式、家普請等については、2戸の共同では足らず、血縁・地縁による、より広い範囲での共同に依拠している。その中でも、特に血縁による支援が目立つが、これは、川口区の本家を中心とする「里」の同系血縁を本拠とした、山に入り込む前進基地的位置と意味を日平が持っていることによると考えてよからう。

(2)戸屋野区水の本K家

K家のある水の本は、その西下方、球磨川沿いにある鶴集落のいわば、「隠居集落」であった。現在、K家1軒を残すのみであるが、1970年頃までは、隠居家と炭焼・焼畑に入った古川方面からの人々による出作小屋の住宅を合わせ12~3軒はあったと言う。その為、独立した集落ではなく、鶴集落からの出先の集落で、主にその目的は隠居制による生計の分離と、水守りにあった。K家には現在、定住者である86才の女性が1人いる。昼間には、適宜、下の鶴から息子達が上って農作業や屋敷・土地等の手入れをしている。このように、K家も純粋な意味で、単独農家とは言えないが、約1万㎡ある家・屋敷及び水田は、息子を含めたK家家族による完全な自足的利用管理が行われている。その意味では、「自給自足的空間・土地構成と、それに対応する利活用・管理システム」を解明する対象となり得よう。

<空間・土地の構成>

水の本の屋敷及び農地は、南西向き斜面にあり、その傾斜がこの部分で急に緩やかとなって段状となり、

再び傾斜が分水嶺に向って急になる、その段状に位置する。標高は800mである。屋敷地を基準とすると、水田は主にその南側の西面する斜面に段状に形成されている。そして、屋敷地西側に、2枚の小規模な水田があるが、前者の方が日照条件が良い。主たる生産域であることは、その屋敷地側に、耕作機械・器具の倉庫を配していることでもわかる。畑は、主なもの、屋敷北斜面に棚状に造成され、段の法面には茶が植栽され、周囲には椎茸原木として使用する為、クヌギが植林されている。合間にはツツジ、シャクナゲ等も見え、屋敷の借景となっている。主要な水田が集まるゾーンと屋敷地とは、5m程度の高低差があり、緩やかな法面を構成しており、屋敷に近い東側は、主に花木等の庭作りがされ、西側には、クヌギと茶が植栽されている。この法面直下の屋敷の出入口付近には、薪小屋と藤棚が設けられ、その間に、上記水田に入れる農業用水の一部が落ちており、鎌やナタを研ぐ、研ぎ場がある。

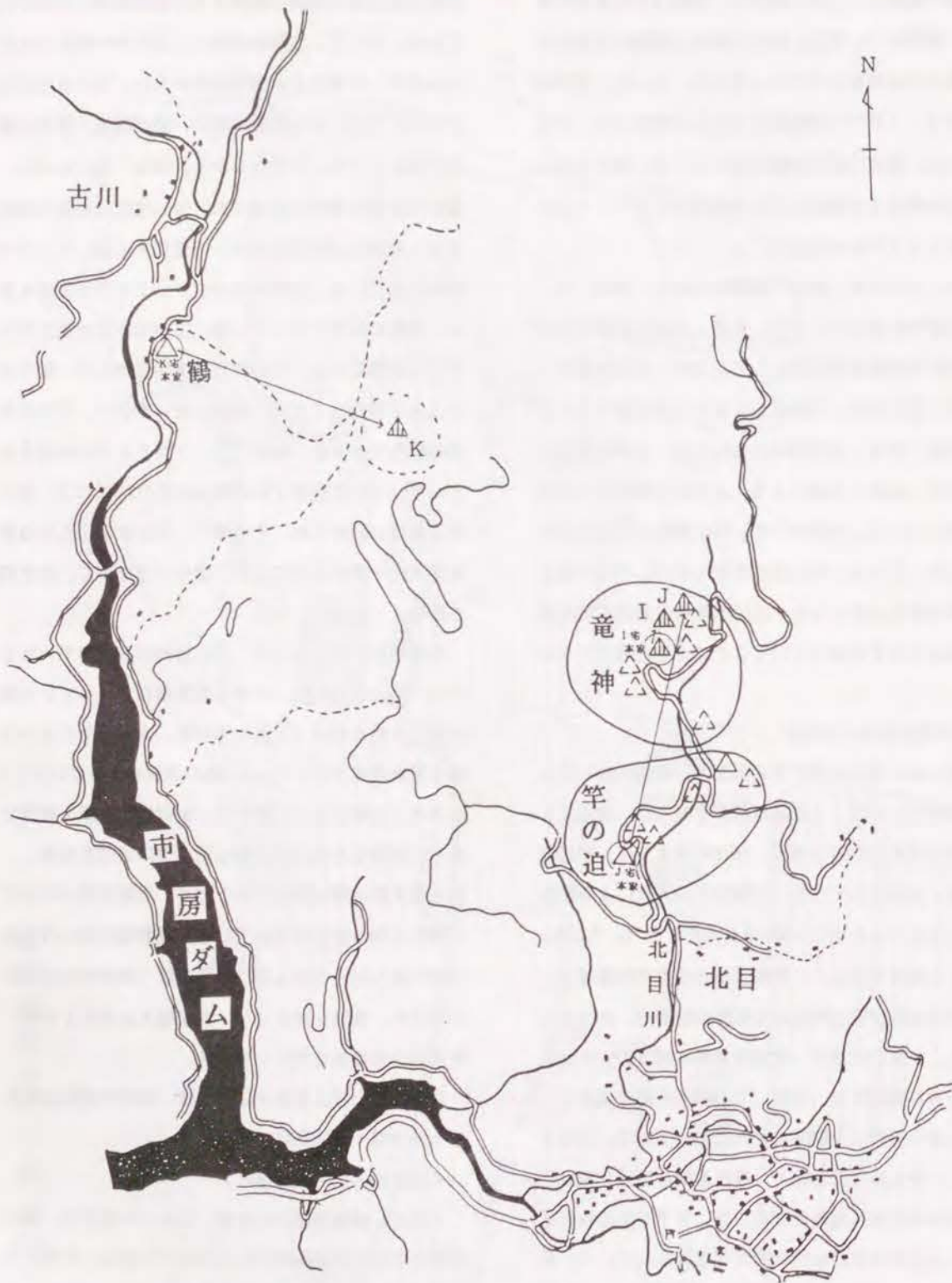
屋敷地内には、大・中・小の建物が7棟建てられている。最大のものは、作業小屋兼離れとなっている最近建てられたもので、次いで母屋、入口近くに古い作業小屋兼倉庫（ここにも4.5帖の部屋がついている）、炊事舎（土間DK）、薪小屋、椎茸乾燥小屋、便所である。炊事舎と入口の作業小屋の間には谷水を落とし、溜め流す貯水槽が設けられており、母屋東側の縁先には鯉を入れた池も作られている。屋敷地の南・西面は石垣で築かれ、その上部、母屋を取り囲む形で庭作りがなされ、西面にはさらに、杉が植え込まれており、防風林的な役割を果たしている。

以上、現金収入を除けば、ほぼ、完全な自給体制をもった空間・土地構成である。

<生活面の工夫・仕掛け>

上記で、建物を紹介したが、これらの全てが、鶴の本家を含むK家家族の手によるものである。K家が当初隠居家としてこの地に居を構えたのが、1955年頃である。当時は、鶴と水の本を結ぶ交通路は、今も残るが、人だけが通れる山道で、登りに約1時間強を要する。この道を、建築資材を家族の男総出で担いで上ったと言う。それ以降も、徐々に建物を増やし現在に至っている。飲料水は、母屋北側の湧水をビニールパイ

図VI-6 水の本（K家）本家との位置関係



ブで炊事舎と貯水槽に入れている。このパイプは、炊事舎に入ると、2本に枝分かれし、木を削った栓が1つあり、流し台で水を使う場合は、炊事舎横、貯水槽との間にある人造セメント製の小型防火水槽を利用した溜め側のパイプにその木栓をすれば、流し側に水が出る。流しで使わない時は、流し側パイプに木栓をして溜めに流すのである。流しの排水は、貯水槽にいったん落とし、沈澱・希釈して、研ぎ場方向の溝に出している。炊事舎にはレンガで2穴のカマドが設けられ、燃料は風呂とともに、全て薪である。ただし、電気釜が使われている。この電気は、自家発電によって供給している。これは、この地の西下方の谷の水を堰止めて水門を作り、そこからパイプで、100mほど流下させ、木製水車を回し、タイナモを回すという、極小規模の水力発電施設によっている。この施設は1961年、K家の隠居女性の夫が独力で作ったものである。ダイナモとして使用されているのは、古いモーターを改造したものである。パイプを流下する水量の調整や、開閉は、堰板からワイヤーを屋敷まで引き、便所横の木製レバー一つにながれ、遠隔操作ができるようになっている。これも全て、手製である。

便所は、貯留式であるが、落し紙は、便槽に入れるのではなく、傍らのカゴに捨てる様になっている。この紙は、焼却処理する。この措置は、し尿を肥料として使う為のものである。

電話は直接引いていない、前に述べた山道沿いに、コードが延々と引かれており、本家との親子電話となっている。

<生産面の工夫と仕掛け>

農用地と屋敷地の配置そのものが、大きな工夫と仕掛けと言えるが、他にもいくつかあげておこう。ここで生産される米、野菜は、全て、自給用である。

まず、農業用水は、この地東方奥の谷から、以前は素堀の水路で引いていたが、現在では、鉛管・ビニールパイプの併用で、水田最上部まで導かれている。その沿線には狭い幅であるが管理通路が設けられている。水田内の水路は、全て素堀のまま、暗渠部のみ、ヒューム管が入る。水路には、孟宗竹の太い筒が所々に配され、これに、竹を割った笥が付属している。太い竹筒は、頂部が大きく口をあげ、測部には3ヶ所の

穴があり、木栓がつく。頂部の口にはネットが張られている。この仕掛けは、早朝、水温が低い水をそのまま田に入ると稲に障害を与える為、水をより遠距離にわたって回し、少しでも水温をあげる為の工夫である。面積が十分にある場合は、上部の田を貯水池にして水を貯め、暖まった上ずみを下に流すことをするが、しかし、この地では、その余裕がないのである。筒側部の穴は、筒に入った水を出す高さを替える為のもので、2つの筒の間の流出口の高さを調節することで、その間にかかる笥の勾配を変えることができるようにしているのである。穴上部のネットは、水とともに流れる落葉やゴミをこして、流出口のふさがるのを防止する為のものである。これらの装置も、K家の人々のアイデアであり、手製のものです、簡易な作り物であるが、機能は優れたものである。

水田の外周には、竹を割った杭が1m間隔で立てられ、ワイヤーを支えている。猪除けの電線である。必要な時は、自家発電の電気を流す。水田のゾーンの中央には、竹を組んだ物に、1斗缶がぶらさがっており、これには、綱がついて、母屋につながっている。母屋に居ながらにして、猪や鳥などを追う、鳴子である。焼畑耕作については、1960年代の早い時期にこの地では、ほぼやらなくなっている。

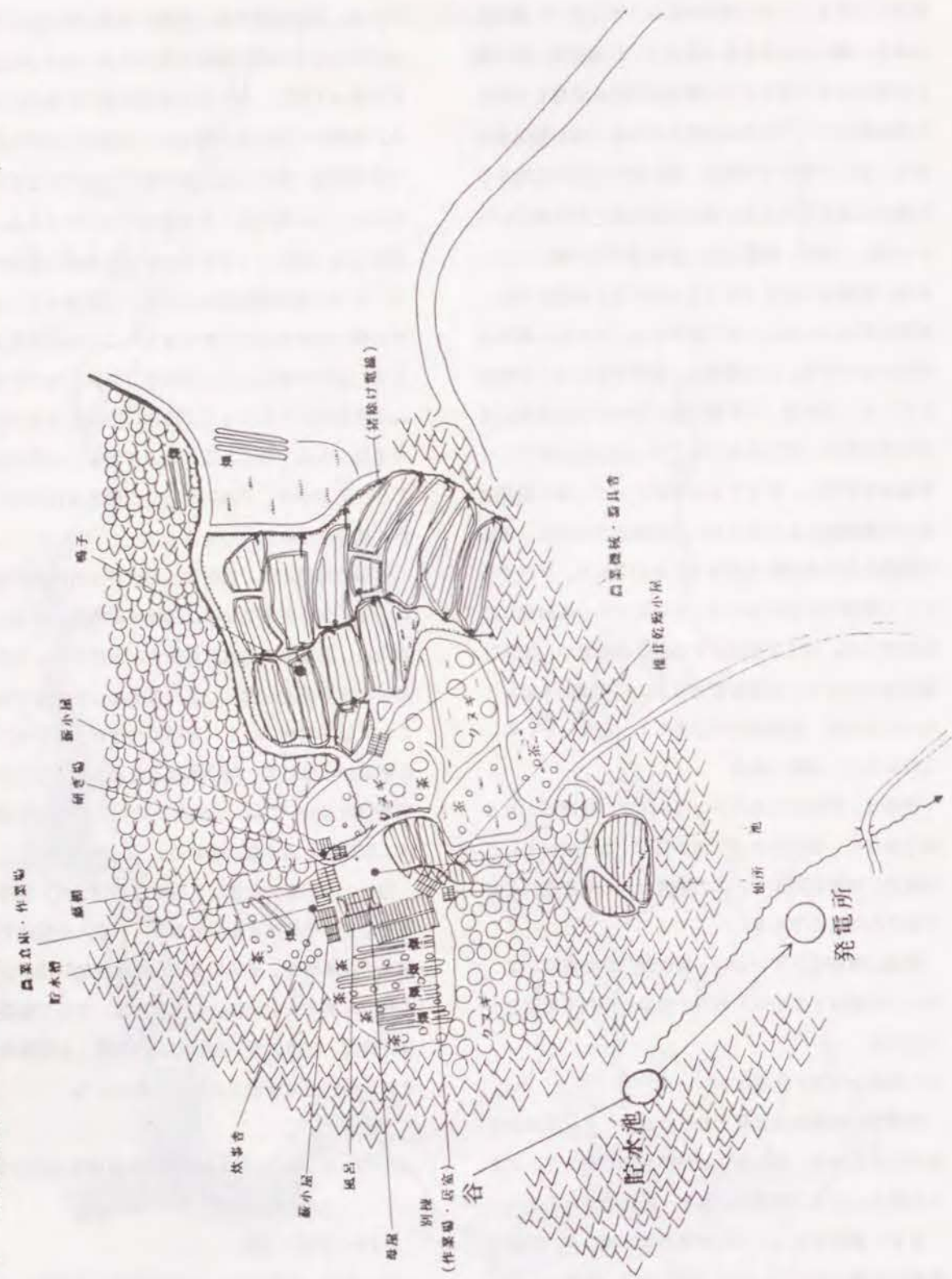
以上、水の本のK家は、鶴の息子(2人)世帯を本拠として、その支えを受けながら、老人の生活する隠居家ではあるが、そこに見出される土地利用のシステムや、自前で工夫し作られた諸装置、そして農業生産は、ほぼ、完璧に近い自給自足的空間・土地構成と、それらの利活用管理システムと言えよう。

VI-3. 小戸数集落における戸別管理並立型の空間・土地利用管理システム

(1)千ヶ平区千ヶ平

千ヶ平は、標高700m、江代地区中心古屋敷から車で15分程の位置にある。現在、3戸の農林家で構成されている。B家：世帯主61才、主婦55才(農林業)、C家：世帯主75才、主婦72才(農業)、D家：主婦56才、長男33才、母89才(農林業)となっている。この地は、1934年、6戸の農家が入植、開墾した新しい集落である。この6戸は、図VI-4に示すように、ほ

図VI-7 K家空間・土地利用構成



ば、同標高の線上に展開していた。うち2戸は完全に山を下り、1戸は、下の広瀬集落に居を移し、通い耕作を今も続け、小屋が使われてはいないが残っている。入植農家であって、B家は古屋敷、C家は下の広瀬、D家は川口区戸野平に本家を持つ。現在、この3戸は、B家が1戸離れてあり、C、D両家が近接して存在しているが、1954年の台風で「横道」と呼ばれる等高線沿いの道が崩れた為で、道が使える状態の時に、谷を2つ渡るものの、徒歩15分の距離関係にあった。

<空間・土地の構成>

まず、B家は、実質的に単独で存在している。ほぼ西面する緩斜面上に屋敷地と棚田が展開する。屋敷地が最上段にあり、東隣の広瀬からの通耕農家と共有する水路から農業用水を得ている。その水路は、B家水田内のほぼ中央を流下して、両側の水田に水を入れているが、西端の列の水田へは、上記水路を屋敷で分けた支線で、ほぼ配水している。水田は、屋敷の道の上にまとまった面積のものがあるが、より新しく開墾されたものである(図VI-8)。C、D両家の土地は、尾根の端部に展開しており、特にC家の水田は、かなりの傾斜面を細かく刻んで築かれている。C、Dの関係を見ると、Dが先ず開墾し始め、その後、C家はその下方の、より地形条件の悪い場所を開墾したように見えるが、調査においては確認出来なかった。D家は、等高線沿いにこの地に入る道路と連続する奥行きは狭いが、ある程度幅のある、屋敷地を持つ。そして、その水田も同様に東側下方(南方)の一部を除いては、緩やかな勾配に水田を刻んでいる。C、D両家をあわせても、それほど広くはない農地に、農業用水路が3系統作られている。いずれも、谷水を引いたものである。D家については、母屋と1列の水田を挟んだ東側の水路が主要なもので、ほぼ、これによって、D家分の水田は全てカヴァーされている。もう1本は、D家母屋のすぐ東脇を下るもので、母屋上手の水田に補助的に水を入れている。各水田には、水路からの導水と同様に、上手の水田から直接、水を落として入れており、短時間に給水と排水が出来るよう工夫されている。C家の主要な水路は、上記のD家母屋脇の水路で、D家母屋下の池(マス、ヤマメ、鯉を入れている)にいったん貯留されて流下し、C家の全水田に配水されて

いる。位置関係からすれば、C家東側の水田は、D家の水田からの直接の給水、あるいは、D家東側水路からの給水も十分可能であるが、それは一切なされていない。その水路の水は、C家の水田に全く入ることなく、直接、谷へ落ちているのである。C家の主要な水路には、C家の生活用水として使われる湧水を引いたものの、余分が、補助水として使われている。D家の生活用水の一部は、C家主要水路の水を使っている。このように、相近接し、水田も地形的に連続しているにもかかわらず、生活用水と一部補助水としての共用はあるものの、ほぼ、完全に、水系を分けて使用している点が注目される。

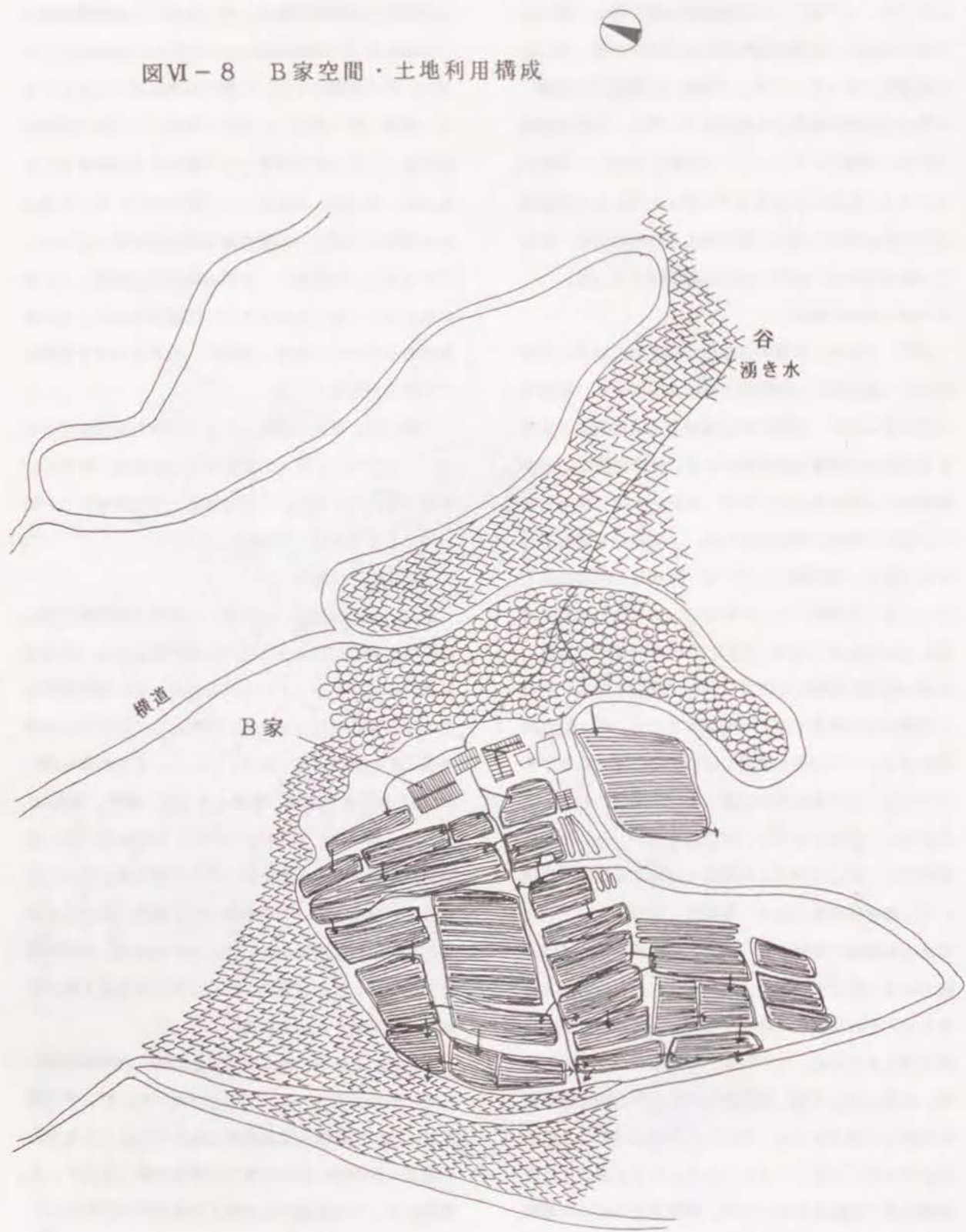
D家へは、車道が直接入っており車も所有しているが、C家については、D家敷地からの歩道しかなく、家まで車は入らない。C家は車を、今も所有していないのである(図VI-9参照)。

<生活面の諸行為>

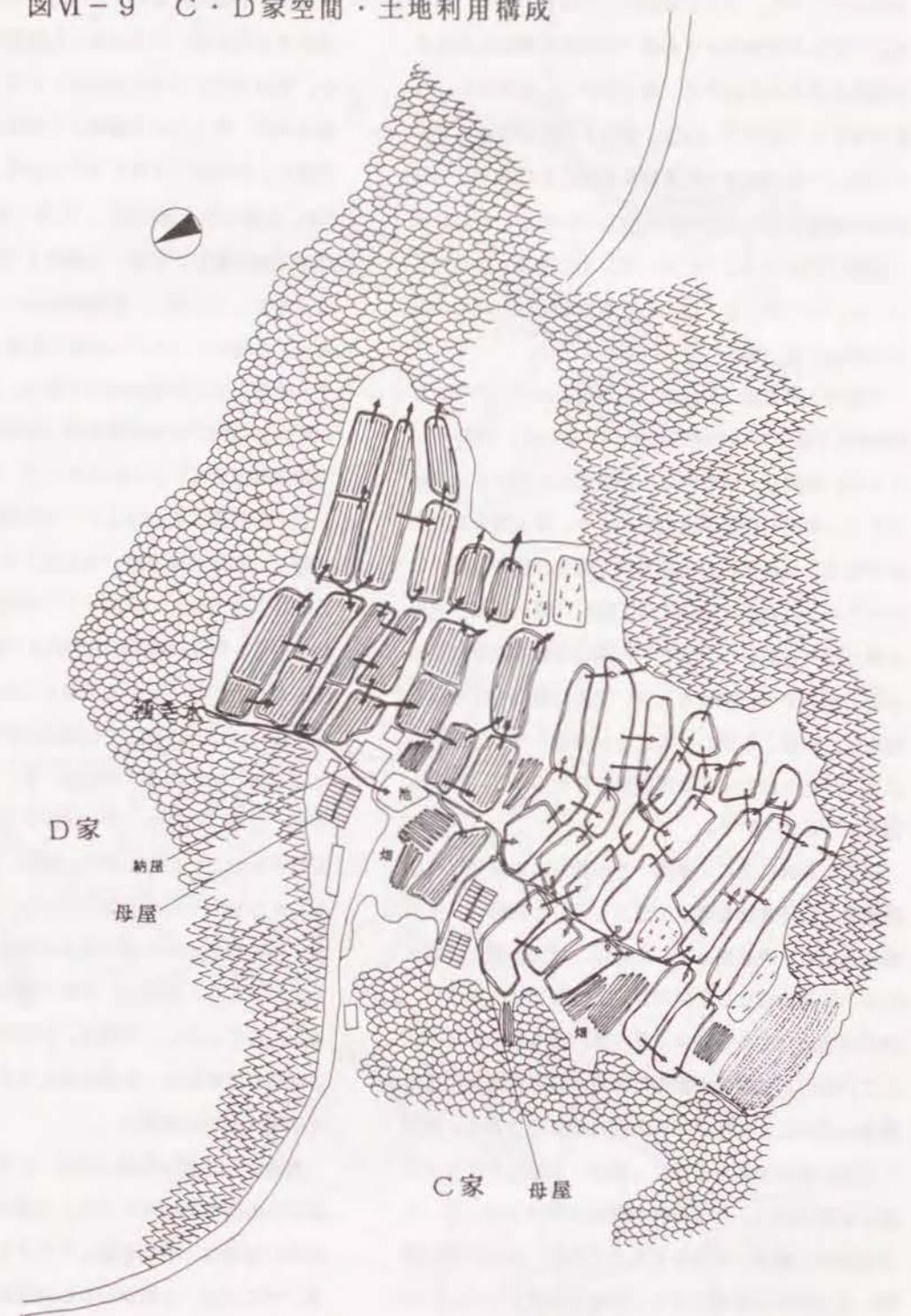
農業・生活用水は、1934年、6軒の入植開墾に際し、共同の作業で、VI-2に述べた日平の谷から、約4kmにわたるコンクリートの水路を作り、その維持管理も、その6軒共同で行っていた。B家とC、D家を結ぶ横道も、その管理通路である。しかし、その水路も1954年の台風災害で崩れ、再建もならず、結局、現在のように、各戸ごとに、谷水を探し、水路を掘って、水を得たのである。B家では、その水路を開くため、仕事の合間をぬって、半年かかったと言う。このことが、6軒共同の根幹を崩したものと考えられる。この災害は、同時に、C、D家と、B及び下に降りた1軒との連絡をも途絶えさせている。

電気が、千ヶ平の農家に入ったのは、1968年頃のことと、それまでは、ランプ生活であった。千ヶ平の農家が、川口区柳原の電気組合に加入したのであるが、その4~5年後には九州電力の電気が導入されている。電話のダイヤル直通のものが入ったのは1986年のことである。それまで、しばらくは、B家では、主婦の実家(広瀬)と、C、D家では、やはり広瀬のある家に依頼して、D家とつなく、それぞれ親子電話を入れていた。広瀬にも電話の無い時代には、緊急時、6軒の間で、白い布を木に結びつけて立て連絡をし合ったと言う。

図VI-8 B家空間・土地利用構成



図VI-9 C・D家空間・土地利用構成



車の無い時代の買物は、それぞれ、古屋敷まで徒歩で出かけており、ついでを頼むことはなかった。要するに一軒分の買物だけでも精一杯の重労働なのである。巡回購買車が入り出すと、週1回ずつ、B家とC、D家に来るようになり、ほぼ、曜日・時間が決まっていたため、3軒が集まって買物をする事になり、お茶を飲み雑談を交わす交流が成立していたが、今はB家が買物に出かけるようになって、その交流も無くなっている。車の乗合は、C、D家間で時折行われている。

<生産面の諸行為>
6軒の入植者間の共同で行われたものは、1973、74年頃まで続いていた焼畑を開く作業ぐらいであったらしい。焼畑は、伐り倒し、乾燥させた草木に火を放つため、周囲への延焼の危険があり、多人数を要する為である。それぞれの畑を共同で開き、耕作は個々に行っていた。稲作については、機械の無い間は牛や馬を貸し借りしていたようで、人間の労働力交換はなかった。現在では、機械も入り、完全に個別化している。畑作は、現在、B家のりんどとうと高地トマトの販売以外は3戸とも全て、自給用野菜を作っており、これも、個々に行われている。

以上、6軒による入植時、その最大の基盤となる水路建設と維持管理を通して成立していた共同も、その崩壊とともに姿を消した。生産は、ほぼ、完全に個別化し、共同は成立していない。生産面では、交流や、相互扶助的なものも細かく見れば、様々な局面に存在していたが、各家での個別的消費手段の充実と、道路整備の進歩によって、それも姿を消しつつある。空間・土地の構成で見たように、農地・水路における「交錯」状況はなく、それぞれの農家が屋敷を中心に、自己完結的に農地・水路をまとめており、自給自足的空間・土地利用管理システムを作り上げている。いわば、戸別管理並立型のシステムである。このように、家や土地等居住領域の近接性が必ずしも、「共同」を生み出す要因とは言えないことが、この事例からも見いだせる。ただし、この「近接性」は「共集意識」を生み出しており、お互いの存在自体が結び合うことがなくとも、それぞれの存立を支え合う、一種の精神的支えとなっていることは確かである。

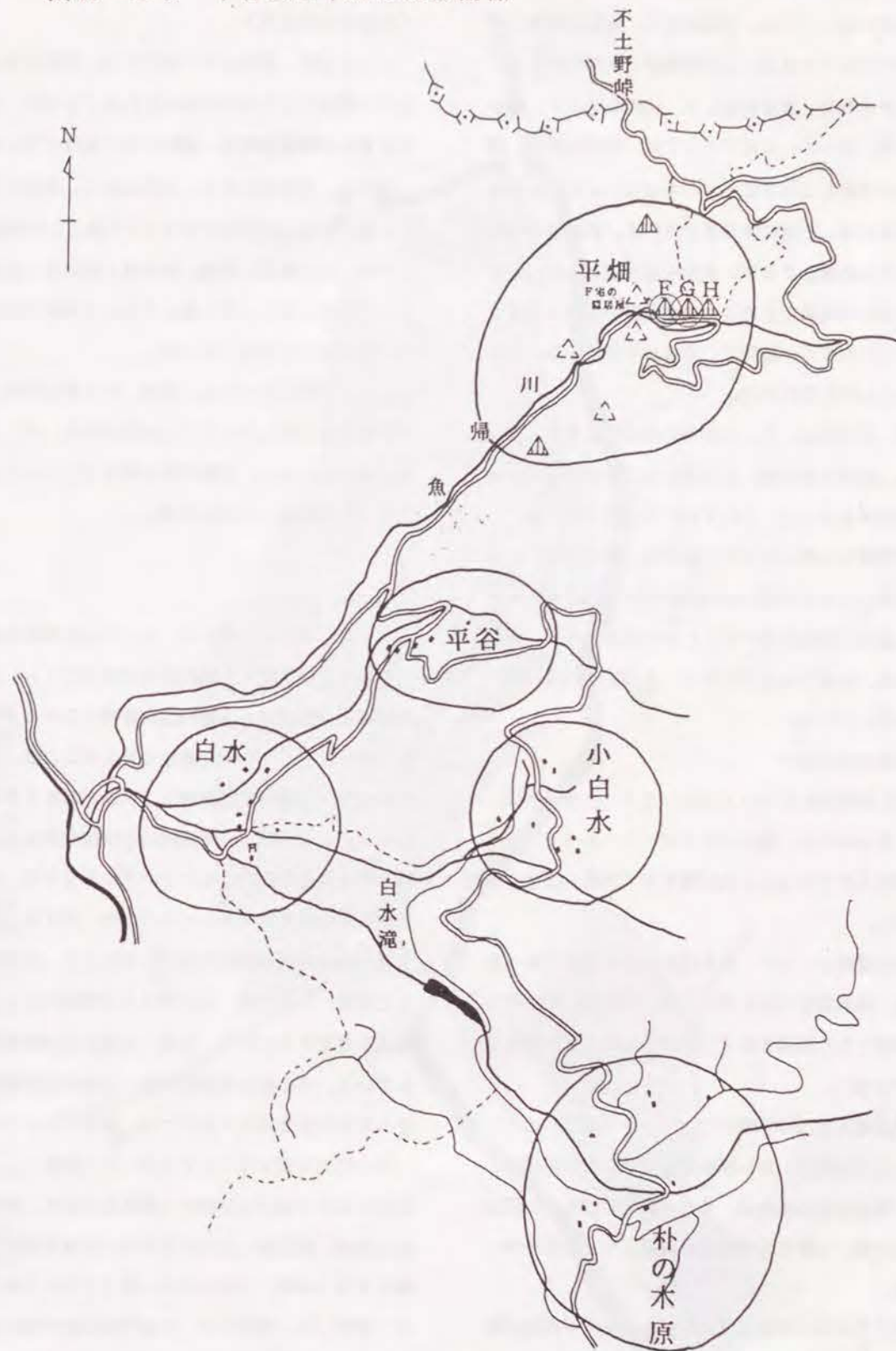
(2)平谷区平畑

現在、平畑班を構成する戸数は5戸である。以前は9戸であったが、5戸になった時期は、はっきりしない。その5戸のうちの2戸は、かなり離れた位置に単独であり、残る3戸が接近して存在している。調査の対象としたのは、これら3戸である。F家：世帯主67才、主婦61才【農林業】、G家：世帯主74才、主婦65才【農林業】、H家：主婦63才【農林業】という構成である。この地は、標高800mの小盆地状の谷間にあり、古屋敷から車で30分程の位置である。3戸は、それぞれ、全く別個の出自を持つ。F家は、現世帯主の祖父の代に宮崎県椎葉村（当地から一つの峠越えて椎葉村である）から移り住んだ。その後、当の祖父とその長男はこの地より下方の隠居家として分家して移り、次男が跡を継いで本家となっている。G家は、五家荘久連子からの移住で「平家落人の末裔」と言われている。移住の時期は100年以上前のことらしい。H家については、その本家がどこかはっきりしないが、現主婦の代の3代前にこの地に分家して入ったと言う。ところで、いわゆる「葬式組」は、平谷区を構成する平谷、白水、小白水、朴の木原、平畑の5班ごとに従来は分かれていた。しかし、各班、例外なく戸数が減少したため、その再編成が行われ、平谷と白水、小白水と朴の木原がそれぞれ組んで葬式組を作るようになったが、ここ、平畑は、5軒で従来通り組を作っている。このことから、平畑は、平谷の中でも、相対的には別個の性格をもった農家群と見ることも出来る。

<空間・土地の構成>

農地は、菜園的な畑以外は、全て水田である。水田は2つの団地に魚帰川を挟んで分かれているが、川の南岸の団地は、平畑を離れ下に下りた農家の土地である。そこには、小屋がわりの住居跡がある。北岸の水田が平畑の土地であるが、F家とG家の土地で、H家は水田を持たない。H家では、10年前に世帯主を亡くし、働き手の無いまま、山林転換し、自家用野菜を作るだけとなっている。F家、G家両水田は、ほぼ、山を背に南面しており、地形が小盆地的で比較的平坦な為、何段かには分かれているものの、その段差は少ない。F家は、屋敷を山手に置き、畑は、その並びに、山際の用水の入らない土地を使って作られている。G

図VI-10 平谷区と平畑の位置関係



家は、F家とは逆に、道路側に屋敷を置き、畑は、屋敷から離れた、水路上の山際に設けている。屋敷の位置のちがいは、どうも、水田に引く、水路の路線と関係しているようである。この水路は、魚帰川の上流、H家下から取水、道をわたして、山際をめくり、導かれている。従って、G家にとっては、現畑の地か、現在地しか屋敷を位置させるところはない。山際に位置させる為には、以前の木馬道とはいえ、幹線道からのアクセスを必要とするが、水田を最大限とする為、またF家水田との境界でもあり、最も段差の大きい位置に取る方法しかなく、結局は、それが不可能の為、道沿いとしたものと思われる。

さて、用水路は、F、G共用のものであるが、水田、畑とも、両家のものが、入り混じることなく、それも直線的境界をもって、それぞれにまとまっている。F家が屋敷を山際にとっているのは、道沿いが、ちょうど魚帰川とその支流の谷川の合流点に当たるため出水時の溢水の危険を避けることからであろう。H家では水は、魚帰川本流ではなく、その支流の谷川から独自に引いている。

<生活面の諸行為>

すでに農業用水については述べたが、生活用水は、3戸、それぞれに、谷から今ではビニールパイプを使って家に入れている。これに関する「共同」は全く見られない。

前面の道路は、もと、木を伐り出す木馬道であったものを、材木業者が山を買入れ、自ら開いたもので、後に村道となり舗装されているが、これら3戸によるものではない。

電気の導入は1965年頃のこと、その前は石油ランプ、さらに以前は、たい松を使っていた。11年前に、各戸に電話が引かれたが、それ以前のしばらくの間は3戸の中央、G家に公衆電話が設置され、共同で使っていた。

屋根の葺き替や家普請は、今でも、班内や周辺の親戚が共同で行っている。

買物は、現在、巡回購買車が週3回来るが、3戸それぞれに時間をずらして、車が止まり、一同に会していっしょに買物をするのではない。

3戸ともに、車はなく、古屋敷に出る時は、通常、

徒歩である。時折、椎葉から下る車に便乗することもあるらしい。

<生産面の諸行為>

ずっと以前、機械もない時代には、田植には、平畑全戸と親戚による共同作業が行われていたが、今は、それぞれが機械を持ち、個別に全てを行っている。

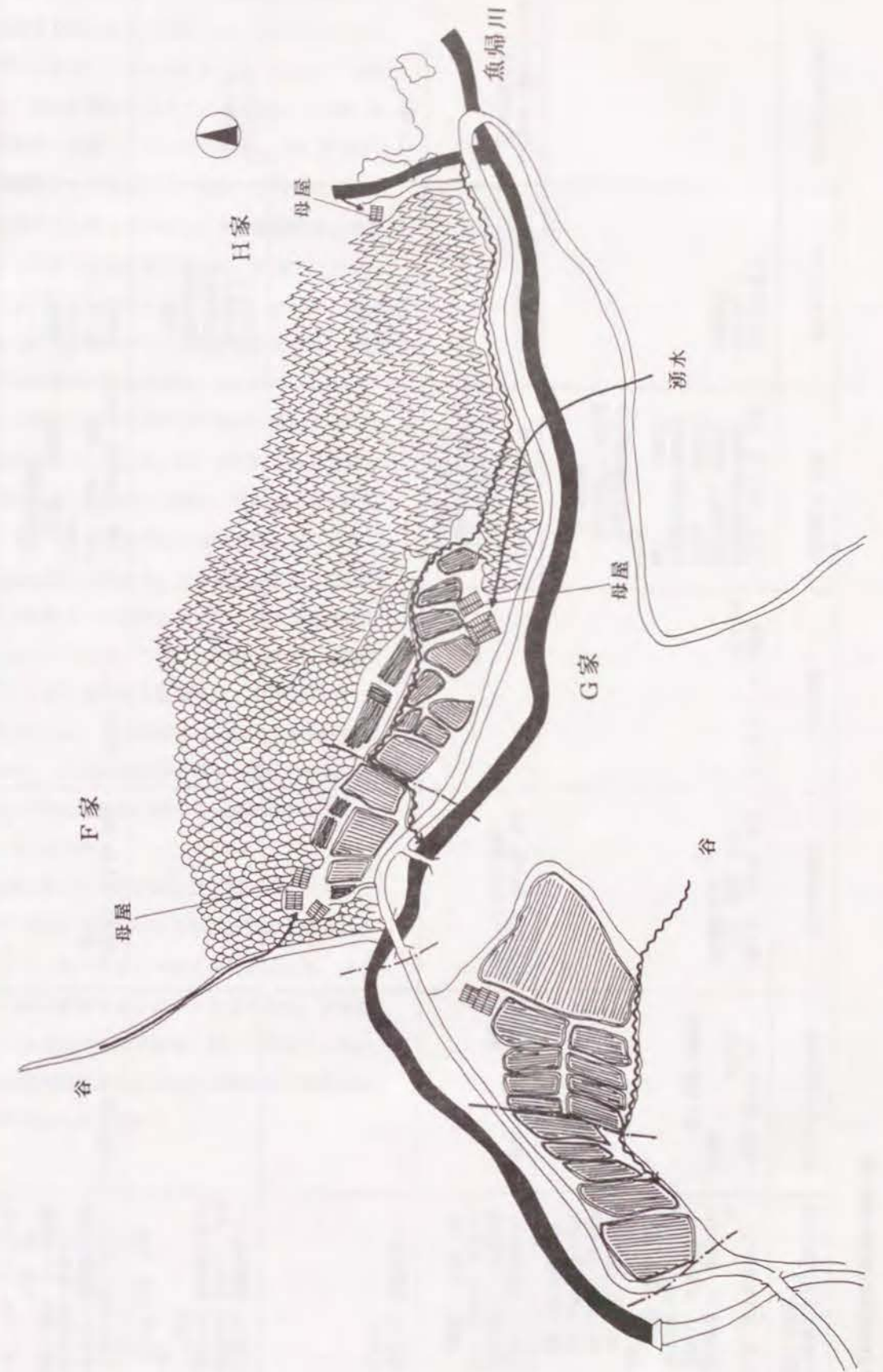
畑作は、自給用のみで、共同はなく、個別に行われている。ただ、30年ほど前まで行われていた焼畑については、他の集落と同様、畑を焼く時には、全戸、男女の区別なく出合って人数をそろえて共同で行い、耕作は個別という方式であった。

以上、平畑においても、ほぼ、千ヶ平と同様に、「戸別管理並立型」のシステムが見られる。むしろ、出自を異にし、かつ、定着時期も異なることから、いっそう「戸別管理」の色彩が濃い。

VI-4. まとめ

VI-2、VI-3において、2つづつの事例をあげ、「自給自足的空間・土地利用管理システム」と「戸別管理並立型空間・土地利用管理システム」について分析したが、それらを通して言えることは、自給自足的空間・土地利用管理システムが基本であり、そのシステムと空間・土地構成は、ほぼ完全な自給を可能とする自己完結的なものということである。山深い地に生活の拠を構えるということが、まずは、家族の食糧・水の確保が前提であり、その上で、その枠を越えた焼畑*、山仕事、炭焼等による商品の生産と現金収入を追求するという、生産・生活体系が明確に存在している。その自給自足的空間・土地利用管理システムを回転させ維持することは、各家にとっては、精一杯の努力を要することであり、その継続によって一家族では支え切れない部分（農業用水確保、機械化以前の田植、葬式等）についてのみ、近接農家間及び血縁による「共同」が求められ、成立するのである。この「共同」も、機械化や、生産規模の縮小傾向の中で、徐々に成立する基盤を減退させている。しかし、それで、自給自足的利活用管理システムが崩れることは、今の段階では見られない。そして、その空間的要因として注目すべきことは、「自己完結」を追求することで、また、比較的新しい時代の各家独自、あるいは個

図VI-1-1 F・G・H家空間・土地利用構成



表VI-2 江代地区各集落自治組織の概要一覧

区名	区としての共同作業	その他の団体	区の財産	区の財政・予算	祭礼等の行事	その他(特記事項)
川	<ul style="list-style-type: none"> 村道、桜の手入れ 草払い 消毒 出不足金 15000円 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人会、消防団、歩こう会、榎家、氏子 評議委員(2) 	<ul style="list-style-type: none"> 共有林 4-5箇所 名4.5ha 	<ul style="list-style-type: none"> 区費: 150円/月 公民館活動助成金76000円 納税奨励金 70000円 寄付金 100000円 公民館使用料200000円 雑入 150000円 支出 体協負担金400円/戸 総合保険PTA助成金 慰労費 	<ul style="list-style-type: none"> 白水神社祭り おいせことう 地藏祭り 	
□						
下古屋敷	<ul style="list-style-type: none"> 県道 林道 村施設の掃除 	<ul style="list-style-type: none"> 消防団、老人会、婦人会、子ども会、榎家 		<ul style="list-style-type: none"> 区費: 40000円/年 支出 P.T.A.助成金、子ども会助成金、おいせことう助成金、親目立代 	<ul style="list-style-type: none"> 白水神社祭り 	<ul style="list-style-type: none"> 不働産: 藤から下の女性の病気によ
小白水					<ul style="list-style-type: none"> おいせことう 火の折ととう 白水神社祭り 八幡神社祭り トラ踊り 	<ul style="list-style-type: none"> シシ雀し
千ヶ平					<ul style="list-style-type: none"> おいせことう 火の折ととう 白水神社祭り 八幡神社祭り トラ踊り 	<ul style="list-style-type: none"> 火の神さん ことう神さま
古川	<ul style="list-style-type: none"> 美化作業 	<ul style="list-style-type: none"> 消防団、老人会、婦人会 	<ul style="list-style-type: none"> 共有林 4丁 	<ul style="list-style-type: none"> 区費 40000円/年 役場より 70000 繰越 160000 予算 380000 公民館使用料 	<ul style="list-style-type: none"> 氏神様 おいせことう 江代祭り 八幡神社 	

(区長聞き取り調査による)

を前提とした自主的共同開墾であったが故に、家・屋敷、田・畑、山林までも、それぞれ空間的にまとまり、相互に交錯する部分を全く持たないことである。要するに空間的にも独立したシステムを持つために、各家の行為が、他に影響を及ぼすことが、ほとんど無い為、相互の調整すら必要としないのである。(※ 現存する水田が開墾される途上では、焼畑でとれるイモ類・雑穀・陸稲が自給自足のもので、水田整備後も、そこで収穫される米は換金作物とされた。焼畑では上記以外、小豆などは換金作物とされており、その後、米の価格低迷、減反政策の中で、米は自給用となり、焼畑の小豆のみが換金作物となっていた。)

このような状況を日本全国に安易に一般化することには慎重でなければならないが、江代地区のように、極小規模の集落が地理的に分散し、それも、本家の前進基地を切り開くような性格を持つ地域においては、少なくとも一般化し得よう。ちなみに、表VI-2に、江代地区7集落中、今回調査し得た5集落自治組織の諸元の一覧を示したが、古川、古屋敷下等、比較的戸数も多く、大きな近接する集団を成す集落は別として、川口区外の区では、全く集落自治組織による共同作業は存在しない。戸数の絶対的少なさ、極端な分散、そして、それだけに、想像を絶する対象領域の広さから、存在し得ないのである。

そんな中であっても生活面では、極小戸数であっても近接し、共住することによる相互扶助的共同は、生産に比較して、若干なりとも多く存在している。「人生儀礼」の最も重要なものの一つである葬式、家普請等に見られるものがそれであり、互いの存在そのものが、互いを精神的支えになるという無形の「共同」の存在も忘れてならないであろう。

第七章 水利用見る多重的空間利用、管理システム

—熊本県水上村湯山地区における事例—

はじめに

農業用水の利用管理システム、規模については、前章にあげたような、各農家が、自らの生活用水も兼ねて個別に、自らの農用地に、谷から水を引く、極めて小規模で、自己完結的な利水から、数町村、あるいは県境を越えるような大規模な農業用水経営まで、多段階に亘るものが存在する。

本章でとりあげる湯山地区の事例は、そのような多段階の農業用水等の水利用からすれば、かなり小規模のものに限られる。ただし、その中でも、数集落に亘る法人化した水利組合による用水利用、1集落1水利組合によるもの、その中でも、その規模において、水系数、受益面積に差があり、法人化したものもあれば、非法人の任意組合のものもある。さらに、第VI章ほど小規模ではないが20～30戸規模の伝統的な集落利水など、規模・システムにおいて、バラエティーに富んでいる。それに加え、農業生産基盤整備実施・未実施の差も見られる。このように多様な農業水利集団の用水及び施設の管理・利用システムを見ることが出来る。それらの多様な用水利用、管理システムの分析と、相互の比較を通して、農業生産者、農村居住者による多重的空間利用・管理システムの実相とその成立条件の空間計画的検討を行うことが本章の目的である。

なお、本調査は1991年6月、7月、8月、11月の4次にわたって実施したものである。

VII-1 湯山地区の概要

(1) 湯山地区の位置等

湯山地区は、水上村東部、前章にあげた江代地区南にあり、湯前町、宮崎県西米良村、椎葉村と境を接する。市房山、江代岳から下る谷川によって形成された扇状地に立地する地区である。この扇状地は、大きく2つに分かれ、市房山にかかる扇状地には、地区内、本野、高澄、野々頭、舟石の各集落が立地し、湯山川を挟んで、江代岳にかかる扇状地には、神揚、寛井、北目、馬場、小原の各集落が立地している。湯山地区は、

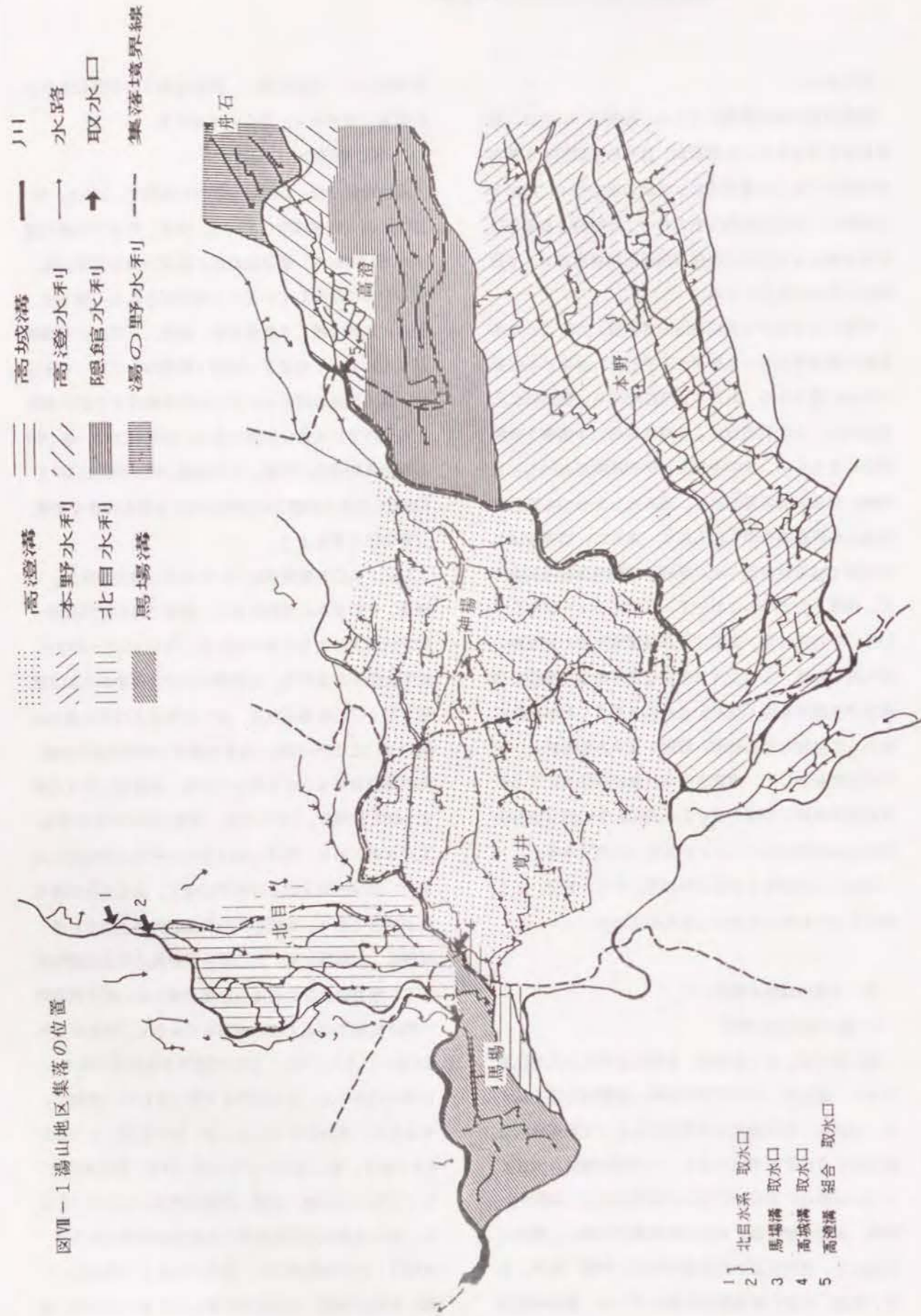
全域に河川・溪流が多く、湧水も多くの箇所であり水の豊富な地であり、温泉も湧出する。

(2) 湯山地区の人口動態

湯山地区では、1972年～90年18年間で、245人、率15.8%の人口が減少している。大体、年率1%強の減少が続いている。集落別には、高澄が昭和52年以降、ゆるやかに増加していることが注目される。他では、寛井・本野を除く4集落では、ほぼ、下げ止まり傾向が見られる。その北目・神揚・馬場の中にあつて同じく、湯山地区の連たんする中心部を構成する寛井が減少を続けている点は問題である。参考までに、水上村の明治8年時点の戸数、人口は湯山村、戸数113戸人口565人で水上村旧三村中湯山地区が最も大きく発展した地区と言えよう。

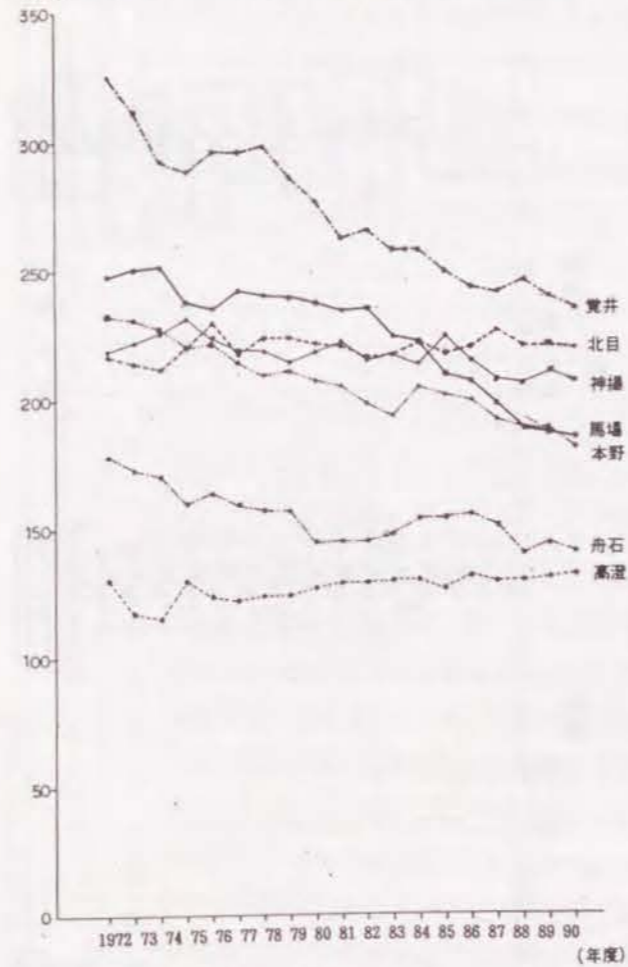
次に、人口年齢構成についてみる。湯山地区は、7集落、それぞれに特徴がある。馬場では40才代後半～60才代前半に大きな集中があり、次いで5才～20才代前半に集中が見られ、両者間の20才代前半から40才代前半にくびれが見られる。近い将来の人口再生産力は低い、ここ5～10年、10才代後半～20才代前半の動向が重要なポイントとなっている。北目は、50才代前半～60才代後半、5才～19才、25才～44才にそれぞれふくらみがあり、50才～69才がその中では相対的に大きい。25才～44才にくびれではなく、ふくらみのあるのが特徴であり、当面の人口再生産力は見込まれる。同時に、10年後にも、人口再生産を見込める可能性がある。寛井は北目に似通った面が多いが、40才代後半～60才代前半のふくらみがかなり大きく、北目に比べ、5才若い。それに対し、20才代後半から30才代後半、10才～19才のふくらみは小さくなっている。神揚は、それぞれ、厚みが少々小さいが、第一世代としての50才～60才、第二世代としての25～44才、第三世代としての0～14才が、ほぼ、同規模で続いている。ただし、15～24才にくびれが見られるのが問題であろう。高澄は、どの年齢層にも、目立ったふくらみはなく、強いてあげれば、14才以下が最も多くなっている。そ

図Ⅶ-1 湯山地区集落の位置



の中でも15~24才にかなりのくびれがあることは注目される。舟石も、高澄同様、ほぼ、円筒形に近いが、40才代にかなりの落込みがみられる。本野は、神揚に近い状況を示すが、40才代前半、20才代前半にかなりの落込みがある以外は、ほぼ、同程度の厚みがあり、人口再生能力の点では、あまり大きな問題は読み取れない。湯山全般を通じて言えることは、時間的なズレが各集落にはあるものの、社会減(転出)が大きくなる限りは、人口規模は、ほぼ、現状を維持できる状態である。現実それを維持するために、10代後半~20才代人口の定着等が大きな鍵を握っているものと言えよう。

(人) 図Ⅶ-2 湯山地区の人口推移(1972年~1990年)



(3) 湯山地区の農業の概要

湯山地区でも、総戸数の減少を上回って農家数は減少している。即ち、総戸数が70年~90年で7.6%の減少に対して、農家数は17.7%と倍を上回るスピードの減少である。その中では、専業農家が絶対数、率ともに増加しているが、これは、いわゆる「高齢者専業」を多く含むものと思われる。第I種兼業は、江代に比

べても多く、70年では、24.1%、90年でも21.9%を占めている。第II種兼業農家は数、率ともに減少している。農業就業人口は、70年~90年で27%の減少を示し、そのうちの65才以上のものの占める率も11%から34%へと上昇している。農家人口も25.4%減少しているが、その中に占める農業就業人口の率は37.0%から36.2%へと若干低下しているものの、江代の30%台に比べ、これも若干高い。次に収穫面積についてである。全体では70年~90年で25.7%の減少である。やはり稲が最も多いが、70年で62.3%を占めていたものが、90年では50.2%に低まり、その分、飼料作物(23.6%)や工芸作物(10.1%)—主に茶が増加している。逆に麦類は70年では14.1%あったが、90年には5.4%と激減している。その他では野菜類、雑穀類、いも類、豆類、など、面積は、さほどではないが、ある程度の量が作られている。畜産では肉牛生産が、続けられている。飼養農家数、頭数ともに減ってはいるものの、90年では全農家の48%が飼っており、平均、1戸当たり4頭と、むしろ戸当り頭数は70年に比べ増加している。特に覚井に飼養頭数の多い農家がある。豚も、70~80年頃まで5集落にわたって飼養が見られたが、90年には覚井のみとなっている。採卵鶏は自給的なものであるが、やはり80年頃までは多くの集落にあったが、90年では規模もずっと縮小し、4集落に残っている程度である。以上、湯山においても、農業は、経営体、労働力、作物、収穫面積等全体にわたって、やはり減少傾向を示している。しかし、江代が自給レベルを割り込む、大幅な縮小化を示したものに比べると、まだ、基盤はしっかり残り、自給レベルを大きく越えた販売農業が残っていると見える。

経営耕地規模別農家数の推移は、馬場、覚井については、一貫して0.5ha未満が約半数を占めるものの、それ以外では、より耕地面積の多い農家が多く、高澄、野々頭、ではむしろ1.0ha以上の農家の方が多い。北目、小春、舟石では1.0ha未満までとすると約7割の農家が入り、神揚は、約半数で、本野は、高澄、野々頭ほどではないが、1.0ha以上農家の方が多くなっている。高澄、野々頭、本野は、従って1.0~2.0haにかなりの農家が集中し、神揚にも相当数見られる。3.0haをこえる農家は90年時点でも全集落に見られ、やは

表Ⅶ-2 湯山地区各集落自治組織の概要一覧(その1)

	区の役員構成及び選出方法・任期(班構成)	区としての共同作業	その他の団体	区の財産	区の財政・予算	祭礼等の行事	その他(特記事項)
覚井	<ul style="list-style-type: none"> 区長(1)会計(1) 総務部長(1)農林部長(1) 体育部長(1)衛生部長(1) 商工部長(1)宮社代長(1) 推薦 任期2年 8班構成 	<ul style="list-style-type: none"> 村道 手入れ 年1回 出不足金 男1,500円 (女性の家庭 500円) 女 350円 	<ul style="list-style-type: none"> 消防団, 婦人会, 老人会, 子供会 	<ul style="list-style-type: none"> 公民館 	<ul style="list-style-type: none"> 区費:250円/月 助成金 96,500 公民館使用料 14,000 建物共済 15,000 支出 総務費, 事業費 	<ul style="list-style-type: none"> 新年会 秋祭り さなばり 花見 葬式, 結婚式 	<ul style="list-style-type: none"> 地藏さん(結婚式のとき)
神場	<ul style="list-style-type: none"> 区長, 会計, 書記, 総務部長, 体育部長, 衛生部長, 農林畜産部長 推薦 任期 2年 4班 1班-10戸, 2班-12戸 3班-11戸, 4班-15戸 	<ul style="list-style-type: none"> 共有林の間伐作業, 美化作業, 公民館掃除 出不足金 男4000円 女2000円 	<ul style="list-style-type: none"> 老人会, 子供会, 婦人会, 役員会, 檀家, 消防団 	<ul style="list-style-type: none"> 共有林 0.7ha (5年に1度 間伐) 	<ul style="list-style-type: none"> 区費:4000円/年 192000 区費100万円の貯金の利子 支出 保険 17000 農林畜産部 20000 子供会 50000 体育部 80000 婦人会 10000 	<ul style="list-style-type: none"> 湯山産梨祭り 市房神社祭り 水上花祭り 	<ul style="list-style-type: none"> 村主取: 葬儀・仏事の世話人 2年交代
北目	<ul style="list-style-type: none"> 区長(1), 会計(1), 体育部長(1), 畜産部長(1), 衛生部長(1), 農家組合長(2) 選挙 任期 2年 6班 1班-10戸, 2班-8戸 3班-12戸, 4班-5戸 5班-8戸, 6班-8戸 	<ul style="list-style-type: none"> 桜, 村道 手入れ 公民館掃除 出不足金 2500円 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人会, 消防団, 青年会, 老人会, 講組(イエロー会) 	<ul style="list-style-type: none"> 公民館 	<ul style="list-style-type: none"> 予算 630000 区費:6000円/年 納税奨励金 30000 	<ul style="list-style-type: none"> 地藏祭り うなまの地藏祭り 山の神 	
高瀬	<ul style="list-style-type: none"> 区長(1), 書記・会計(総務)(1), 体育部長(1), 官給代長(2), 主取ぬしどり(2), 監事(1) 選挙 任期 2年 2班 「野々頭組」55人 「高瀬組」66人 	<ul style="list-style-type: none"> 桜の手入れ, 美化作業 出不足金:戦後まで有 男女差も有 	<ul style="list-style-type: none"> 消防団, 婦人会, 老人会, 若妻会, 姑会, 青壮年部会, 子供会, 講組, 檀家 	<ul style="list-style-type: none"> 公民館(個人の借地, 建物区有) 	<ul style="list-style-type: none"> 区費:4000円/年 	<ul style="list-style-type: none"> 早苗振り会 山の神, 水の神 一宮神社祭り 市房神社祭り 	

(区長聴き取り調査による)

表Ⅶ-2 湯山地区各集落自治組織の概要一覧(その2)

	区の役員構成及び選出方法・任期(班構成)	区としての共同作業	その他の団体	区の財産	区の財政・予算	祭礼等の行事	その他(特記事項)
馬場	<ul style="list-style-type: none"> 区長(1), 書記・会計(1), 総務部長(1), 体育部長(1), 衛生部長(1), 商工部長(1), 農林部長(1) 区長のみ選挙 あとは推薦 任期2年 8班 1班-16人 2班-23人 3班-34人 4班-14人 5班-19人 6班-23人 7班-27人 8班-27人 	<ul style="list-style-type: none"> 桜, 村道 手入れ 出不足金 2000円 	<ul style="list-style-type: none"> 消防団, 婦人会, 老人会, 青年団, 子供会 檀家, 氏子, 講組 		<ul style="list-style-type: none"> 区費: 500円/月 負担金:31500 助成金 122000 寄付金 1000 予算 919000 支出 696000 雑収入, 納税奨励金, 村道手入れ報奨金 出不足金, 常会不参加金(2000円/回) 公民館使用料 (1000円/回) 	<ul style="list-style-type: none"> ごしんさん おいせこう やけ命日 ウナマの地藏 	<ul style="list-style-type: none"> S20-24.5まで 楽団を作っていた
舟石	<ul style="list-style-type: none"> 区長(1), 農林産部(1), 衛生部(1), 畜産部(1), 体育部(1), 総務部(1) 選挙 任期 2年 3班 池の元 15戸 舟石 7戸 小原 11戸 	<ul style="list-style-type: none"> 村道 手入れ 年2,3回 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人会, 子ども会, 消防団, 農協青年会, 若妻会, 水利組合, 氏子, 檀家, 講組 葬式組 		<ul style="list-style-type: none"> 区費:4000円/年, 公民分館活動助成金, 納税奨励金, 県道・村道の整備費 予算 430000 収入 393000 支出 367000 	<ul style="list-style-type: none"> さなぼこり 地藏こう 	
本野	<ul style="list-style-type: none"> 区長(1), 会計(1), 体育部長(1), 清掃部長(1), 農家組合長(1) 区長のみ選挙 あとは推薦 任期 2年 5班 1班-8戸 2班-9戸 3班-8戸 4班-9戸 5班-11戸 	<ul style="list-style-type: none"> 桜, 村道の手入れ 水路の砂利上げ 出不足金 男 3000円 女 500円 (女性のみ家庭) 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人会, 老人会, 子ども会, 消防団, 若妻会, 檀家 	<ul style="list-style-type: none"> 共有林(12名ほど) 公民館 	<ul style="list-style-type: none"> 区費:6000円/年 助成金 180000 支出 子ども会, 婦人会, 体育部 	<ul style="list-style-type: none"> 一の宮祭り, さくら祭り(湯山地区) お秋遊さん 花火大会 綱引き どんとや さなばり 	<ul style="list-style-type: none"> あまちゃ: 毒へびにかまれた時によくきく 同志会: 結婚式の関わり

(区長聴き取り調査による)

会」費などに、ほぼ、限定されている。

〈祭礼・行事等〉

市房神社、一宮神社の祭礼、田植後のさなぼり、産業祭、地藏祭り（講）、花見等がある。

以上、湯山地区各集落の自治組織は、極く一般的な農業集落の自治組織の性格を有する。しかし、山間に多く見られる共有林は、ほとんど無く、また、行政による道路等の整備によって、共同作業もほとんど無くなっており、行事の実施・運営、行政連絡や農協関係業務を処理し、かつ、集落居住者の代表機関として、それらに対応すると言った機能にほぼ、限定されたものとなっている。

Ⅶ-3 湯山地区内各農業用水利用組合における水路管理システム

(1)高澄溝水利組合の管理システム

組合員 高澄溝水系受益者

(高澄溝水系を利用する水田所有者) 67人
家事使用者 準組合員格 約30人
(泉水、洗い場を作っている人。以前なら、迫太郎、水車を設置している人)

役員 組合長 (1)

事務局長 (1) 副組合長格、会計を兼務
監事 (2) 会計監査
理事 神揚(2)、覚井(2)、北目(1)、馬場(1)

この中から組合長

水門係 (2) 大雨の時に水門を閉める。

財政 収入 負担金 水田面積 10a当たり500円
家事使用 1戸当たり500円

支出 資材費

災害復旧費 災害復旧のための農協からの借入金の返済

役員報酬 役員 1人 5000円/年

水門係 1人 10,000円/年

集会 役員会 年に1、2回行う。総会の日程決め、負担金の決定、災害時には、復旧に関して協議をする。

総会 年1回、12月か1月ぐらいに行う。全員出席し負担金の徴収、役員は任期が2年のため、推薦で役員決

めを行う。

作業

・年1回、4月初旬に全員参加です。

まず、取水口に集合して作業内容と役割分担が指摘され、指示により取水口の清掃、溝掃除、草刈り、水路のコンクリート補修をする。引き込み線は個人的に作業する。

・大雨の時は水門係が水門を閉める。

・水路が崩壊した場合は消防団が活動して、災害復旧工事などは村がする。

・作業の不足金

水路が素掘の時は年1回の作業は水のもれる所にコケや芝、後にはセメントをあてていた。

作業は全員参加で不足金もあった。不足金は男女の区別があり、当時の日当分ぐらいの金額だった。

組織

組合組織はあり、災害で負債を抱え、村の補助を受けるため法人化した。圃場整備により法人が解散したが、組合は残っている。

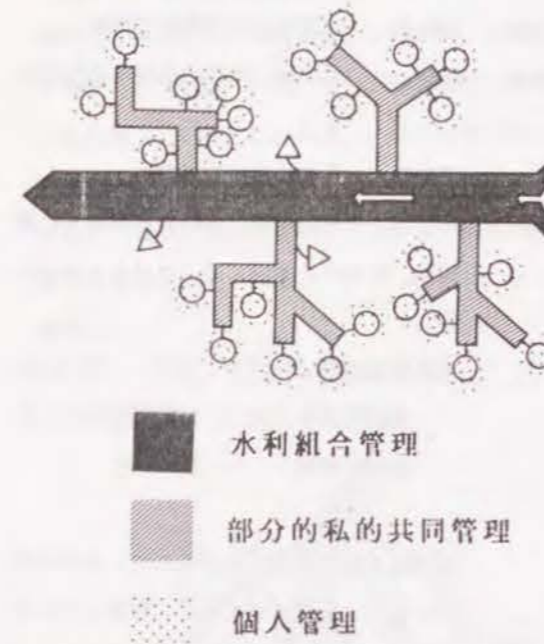
高澄溝の管理システムは3層を成している。第1は、水路幹線にかかるもので路線は4つの集落にまたがるが、組合員全員によって、頭首工に集まり下流に向かって作業が行われる。このように水利組合が一体となった共同管理・補修が年1回実施されている。第2は、支線ごとに、受益者5~6人の寄り合いが設けられ、私的共同で管理を行っており、第3は、支線から個人の水田への引き込みは、それぞれ個人が管理する。このようなシステムの定着には、圃場整備が、あずかって大きい。整備により、各農家の水田が、ある程度まとまり、支線から各水田への取り入れ口も装置化されているため、個と、私的共用部分との区別が画然としているからである。また、この水路は、神揚・覚井・北目・馬場には、それぞれ後述するように、独自の水利組合があるが、高澄溝参加農家は、その水利組合からはずれるか、2重に参加するかとなり、集落内での水利においては別個の存在となっている。このことも、北目、馬場の集落自治組織に水利組合を含ませない理

由となっている。同時に、第2の支線に関する私的共同の位置づけも、北目・馬場の上記の農家集団の存在から来るものと考えられる。何故なら、神揚・覚井、特に神揚の農地は、全て、この溝に拠っており、覚井もほぼ、それに近い。北目、馬場においても、同様の状況であれば、水路から見れば、輪切り状に、集落単位の管理が成立してもおかしくないからである。

(図Ⅶ-4参照)。

図Ⅶ-4

高澄溝管理システム概念図



(2)本野水利組合の管理システム

組合員 本野水系受益者(生活用水のみも含む)
面積 31町8反3畝

役員 組合長(1)、副組合長(1)、監事(2)、書記
・会計(1)

理事 (4) 各隣保班(5班)から1人。

この5人のうち1人が組合長

水当番(3) 1年交代の当番制。通年、水のつまりをなくす作業をする。

財政 収入 組合運営費 1,500円/戸・年
資材費 災害時などに必要に応じて実費を面積割

支出 資材費 実費

役員報酬 水当番 2,000円/年他
集会 役員会 総会前の準備のため、総会の日程決め、水路の補修整備のための下

見をする。

その他、災害時など特別に必要な時に行われる。

総会 その日の午前中に組合員全員で水路の補修整備作業をして、午後集会。

任期3年で役員選挙をする。

作業 年1回、春先の田植前に井手普請をする。受益者が主に利用する所を隣保班ごとに作業する。水路の掃除、コンクリート補修、草刈などである。

素掘の時は水のもれる所やあふれる所を石積みで補修していた。

組織 幹線、準幹線は水利組合が管理し、引き込み線は受益者が個人で管理する。

水路の新設をする場合、財政面では組合全体で面積割で負担するが、作業面でも面積割をするが新水路の受益者とその他で負担が異なる。

組合化される以前は、水路を集落全体で管理し、年1回、共同作業もしていた。水路を維持していくために金がかかるということで組合化された。

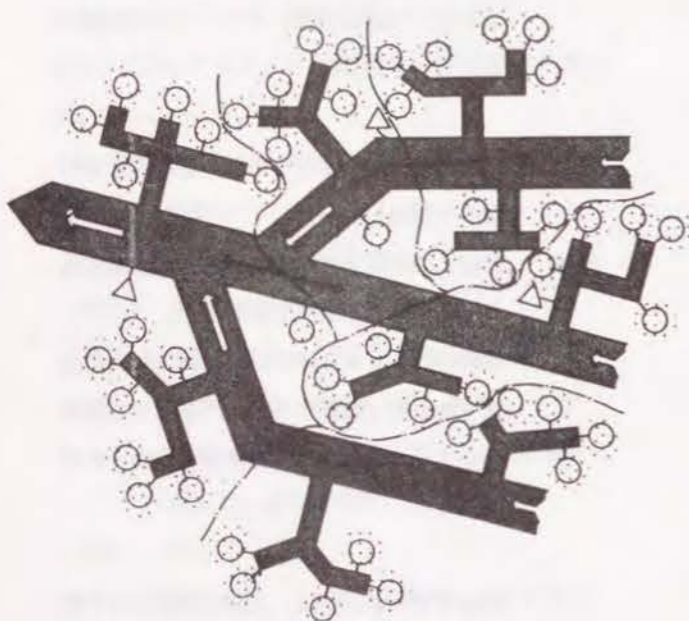
水源 1号線 キャンプ場
2号線 市房山
3号線 大平川

本野の場合も、高澄溝とは異なるが、三重の構造をもった水路管理システムを持っている。高澄溝と基本的に異なるのは、単一集落内で構成されることである。にもかかわらず、集落自治組織内に水利組合が位置づけられていないのは、法人化しているためである。第1層は、組合が統一に行う管理である。その実質は、組合役員としての水当番の水路見回りと、水利権者の代表及び合議機関としての管理である。第2は、春1回、組合全体として実施する管理・補修作業の実施単位としての集落内の班による管理である。これが成立しているのは、本野の既存の農地の多くが基盤整備済みで、より標高の高いものは、開拓によって計画的に

圃場が造成され、配分されている為、ほぼ、各農家が、屋敷に近い位置に農地をまとめており、飛び地もあるが、山間の未整備地に見られるような、小地片の分散・錯綜がないことである。そして、第3に、個人の圃場への引き込み部以下は、個人で管理するというものである。

図VII-5

本野水利組合水路管理システム



(3)湯の野、高澄、隠館、笹の尾頭、北目、高城各水利組合の管理システム

北目水利組合を除いて、他はきわめて小規模の組合である。ただ、これらは、集落内の部分的農家群によって組織されている点で共通している。

<湯の野水利組合>

構成員 湯の野水系受益者 7戸
 財政 資材費 実費を戸数で均等割りしている。大事業をする時は水田面積割で負担する。
 作業 田植前に受益者全員で点検・補修する。
 水源 池の本川

<高澄水利>

構成員 高澄水系受益者 4戸
 面積 約22反
 財政 資材費 実費を水田面積割
 作業 4月上旬に各戸1人参加で溝掃除、補修、

草刈をする。出不足金なし
 大雨の時、近くの人が水門を閉める。
 水が足りないときは各自で調節する。

<隠館水利組合>

構成員 隠館水系受益者 6戸
 面積 約35反

<笹の尾頭水利組合>

組員 笹の尾頭水系受益者 5戸
 面積 約3町
 役員 組合長(1) 主に連絡係
 会計(1)
 財政 資材費 実費を水田面積割で負担
 集会 総会 年1回、作業の日程決めなどをする。
 反省会 作業の後の飲み会
 作業 年1回、4月の初旬に各戸2人参加で、溝掃除、砂あげ、草刈、コンクリート補修を行う。
 出不足金あり
 男の代わりに女 1,000円
 男が不参加 5,000円

素堀の水路の時は、水がもれているのに気づいたら、全員が集まって、作業していた。

組織 役員は2年毎に交代です。

<北目水系>

構成員 北目水系受益者 20戸
 生活用水のみ 3戸
 役員 溝当番(2) 1年毎の当番制で、水門の開閉をする。
 財政 資材費 出不足金でまかなうことが多いが、足りない場合は金額が小さい時は均等割り、大きいときは水田面積割で負担する。
 作業 年1回、4月～5月初旬に各戸1人ずつ参加して、溝掃除、草刈、コンクリート補修やパイプ埋没などをする。
 組織 溝当番が作業の日程を決定し、回覧を回す。
 水源 北目川

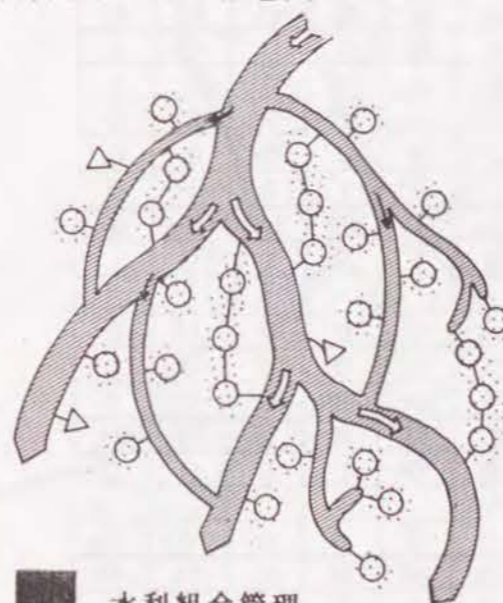
<高城水利>

構成員 高城水系受益者 7名
 財政 資材費 実費を面積割
 作業 年1回、4月～5月に全員参加でゴミ、砂どりの作業をする。
 出不足金はないが、作業に参加できない人は焼酎や菓子を出す。

これらの水利組合に見られる管理システムは、いわば「典型的」なもので、基本は、受益農家全戸による幹線・支線までの共同管理が実質的に行われ、引き込み以下は、各農家が個人で行う、二重の構造である。

規模によって見られる差異は、これらの中で最も規模の大きい北目に、「溝当番」が置かれ、交替制ではあるが、水門管理、作業日程の調整等管理の集中、一元化を図っている。これに対し、極小規模の他の組合では、慣習的・随意的で、言ってみれば「誰言うこともなく、時期が来れば話がまとまり、共同作業が実施される」という差である。

図VII-6 湯の野・高澄・隠館・笹の尾頭・北目・高城各水利管理システム概念図



水利組合管理

部分的私的共同管理

個人管理

(4)馬場溝組合の管理システム

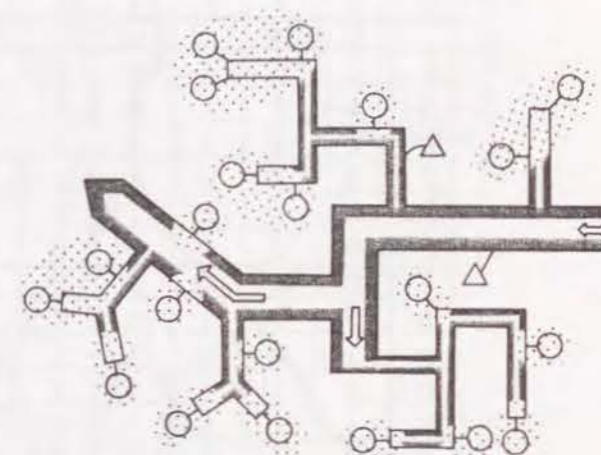
馬場溝組合

組員 馬場溝水利受益者(生活用水のみも含む)
 役員 組合長(1) 会計(1)

財政 工事負担金 受益者は水田面積割、生活用水のみの方は均等割で負担する。
 作業 なし
 素堀の時、年2回溝掃除をする。砂、ゴ

図VII-7

馬場溝組合の水利管理システム



ミを取る。もれる所はそれぞれが資材を持ち寄って、カマツチ(赤土)や石積みで修理する。

支線、引き込み線は水の流れが悪いときに個人的に掃除する。

台風、大雨の後に取水口の砂や砂利を受益者全員で取り除く作業をする。

組織 この組合は現在、機能していない。もともと寄り合いで水路の維持、管理をしていたが、溝のコンクリート工事の際、工事費用の負担金の徴収と管理のために役員を設定した。10年間で借金を返済し、終了と同時に解散した。

水路はコンクリートに変わり作業が少なくなった。国道沿いにある馬場溝は、車が多くなり、車のために溝にふたがされて、作業は一切しなくなった。

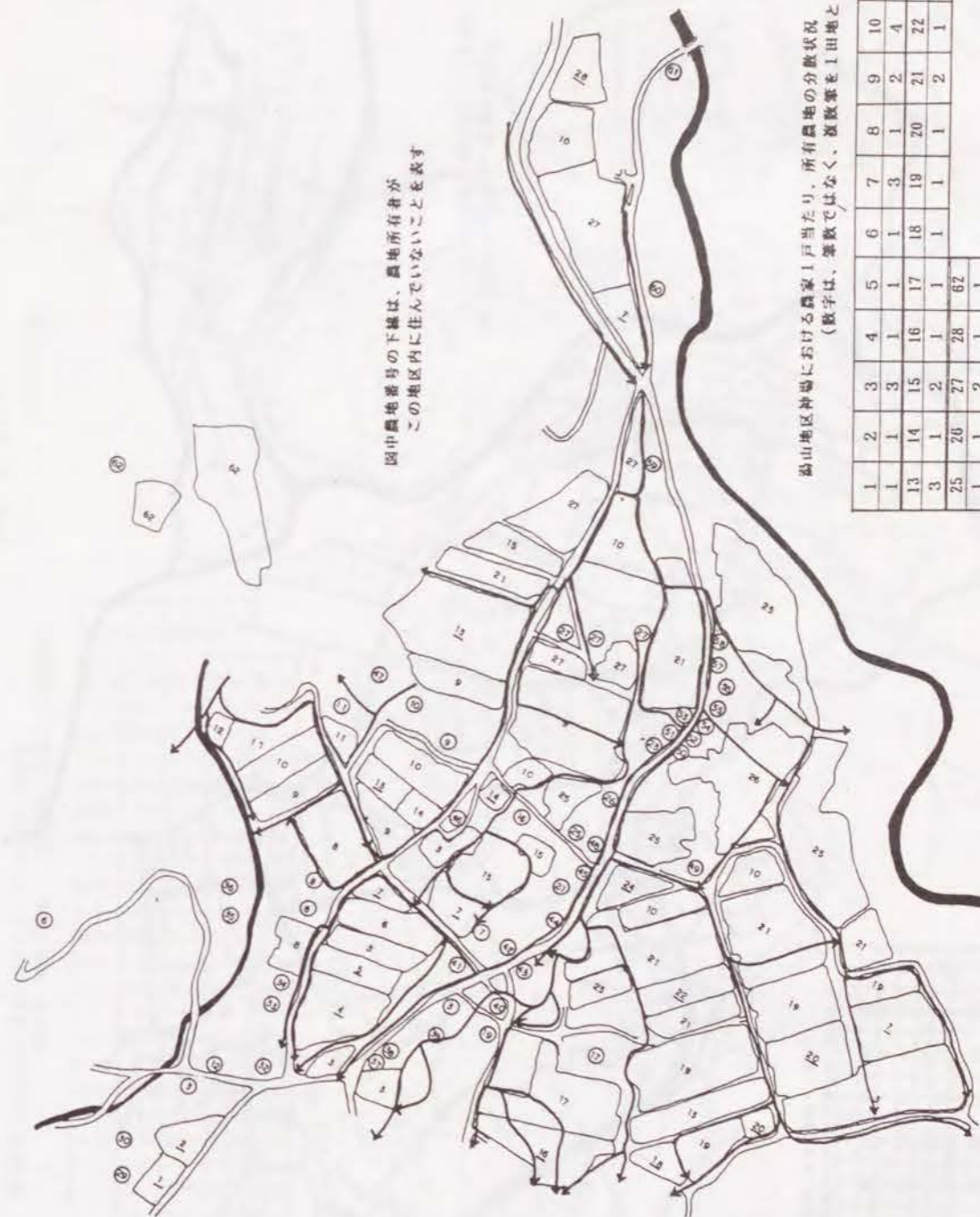
形式的には、(3)に述べた2層構造であるが、日常的には、実質単層構造となっている。一応、溝組合は存在

湯山地区における農家1戸当たり、所有農地の分散状況
(数字は、筆数ではなく、複数筆を1田地とした箇所数)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
A	3	2	2	1	2	2	1	2	1	2	3	2
B	4	1	2	2	4	3	1	3	2	2	2	1
C	0	3	3	1	1	1	1	2				
D	3	2	1	1	1	6	3	1	2	5	4	0
E	1	1	5	1	1	1	4	1	4	7	1	1
F	4	0	0	0	1	7	3	1	3	1	8	1
G	2	2	4	4	1	1	1	3	3	2	1	1
	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
A	1	2	4	3	2	2	1	1	2	3	2	1
B	4	2	1	0	1	0	0	2	0	2	0	0
D	1	4	1	1	2	2	1	1	1	1	5	1
E	3	1	3	1	1	1	4	2	6	1	1	1
F	2	1	2	1	2	6	1	3	4	1	4	2
G	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	
	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
A	2	1	1	1	2	1	1	0	2	0	0	0
B	1	0	0	1	1	0	1	0	2	1	1	0
D	1	1	4	1	1	1	2	1	1	1	1	1
E	4	1	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0
F	2	4	1	4	2	8	3	3	3	2	8	2
	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
A	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
D	1	1	1	1	2	1	3	1	1	0	0	0
E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F	5	5	3	2	2	3	1	2	1	2	1	3
	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
A	2	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	
B	0	0	0	0	0	2						
D	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72
D	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E	0	1										
F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84
D	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F	0	0	0	0	0	0						
	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96
D	0	0	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	97											
D	1											

A:北目 B:馬場・高城・崩尾 C:狸穴・美所尾・美尾谷
D:覚井 E:神場 F:本野 G:高澄・野々頭

図VII-8 神揚土地所有分布図



湯山地区神揚における農家1戸当たり、所有農地の分散状況
(数字は、筆数ではなく、複数筆を1田地とした箇所数)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1	1	3	1	1	1	3	1	2	4	1	1
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
3	1	2	1	1	1	1	1	1	2	1	1
25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1

*表中28~61の欠番は、神揚地区において図面28~61の家の所有する農地が無いため、削除してある。

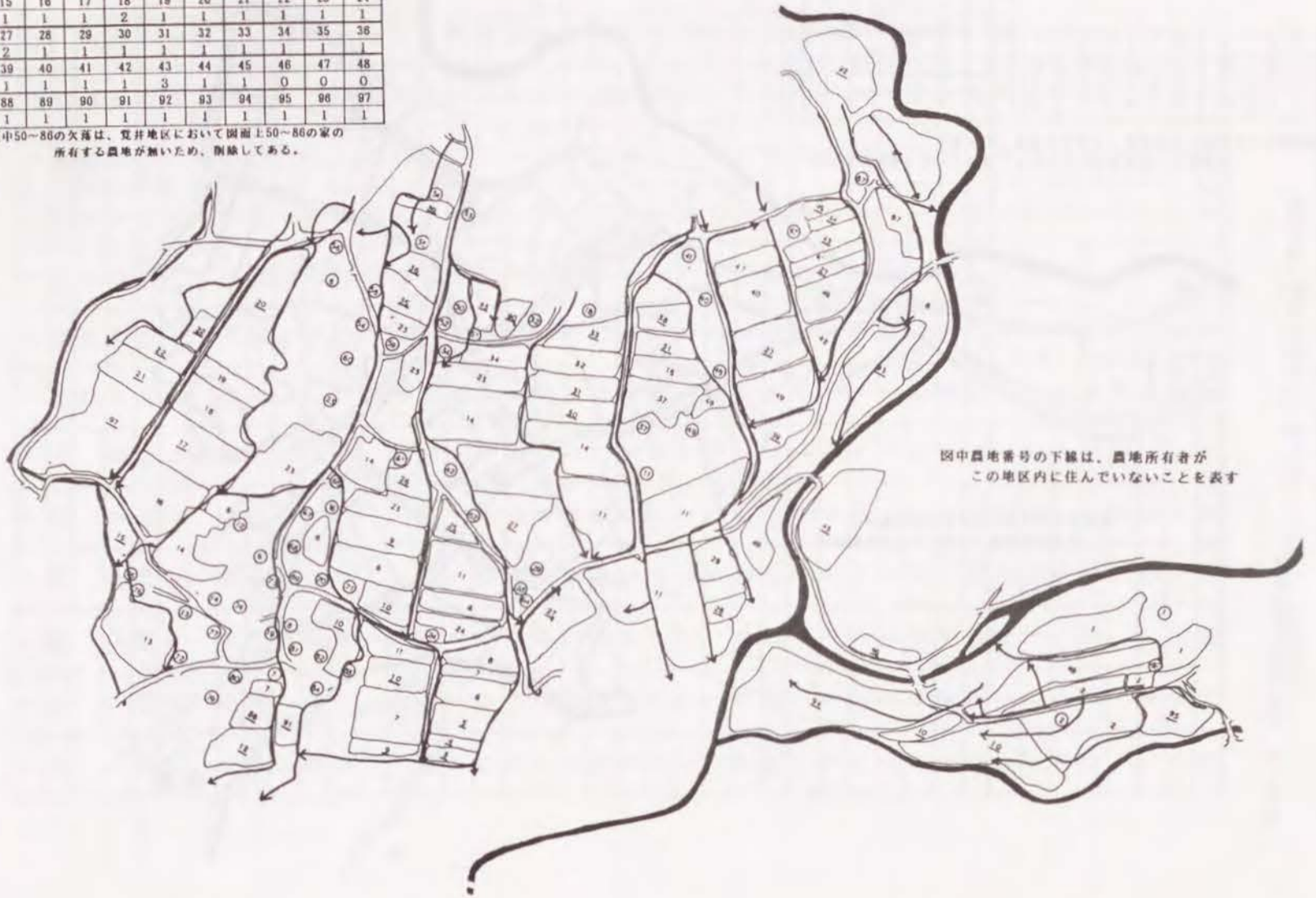
湯山地区箕井における農家1戸当たり、所有農地の分散状況
(数字は、筆数ではなく、複筆筆を1田地とした箇所数)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1	1	1	1	3	1	1	2	2	3	1	
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
1	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
1	1	1	1	1	3	1	1	0	0	0	0
49	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

*表中50-86の欠落は、箕井地区において図面上50-86の家の所有する農地が無いため、削除してある。

図VII-9 箕井の

土地所有分布図

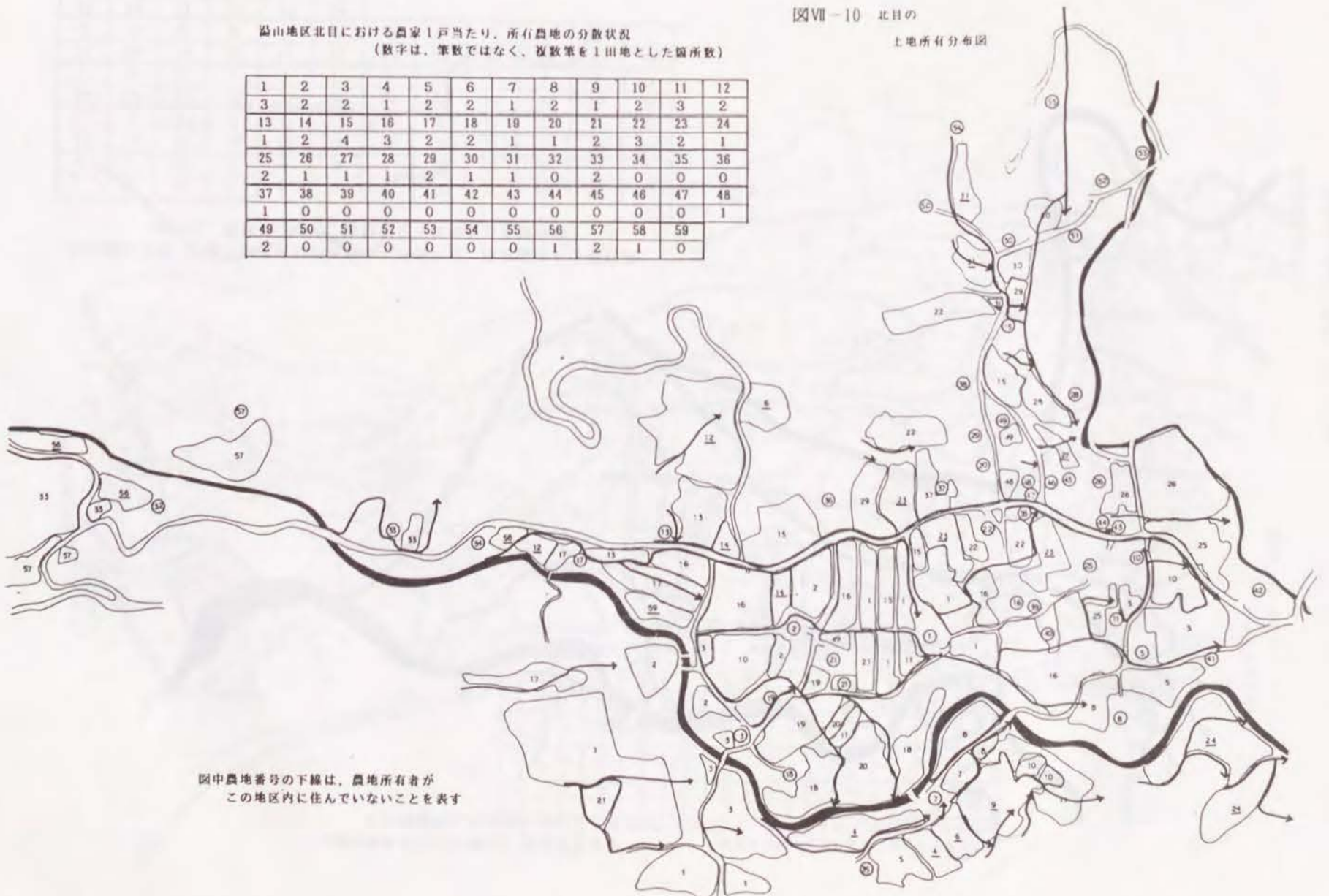


湯山地区北目における農家1戸当たり、所有農地の分散状況
(数字は、筆数ではなく、複筆筆を1田地とした箇所数)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
3	2	2	1	2	2	1	2	1	2	3	2
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
1	2	4	3	2	2	1	1	2	3	2	1
25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
2	1	1	1	2	1	1	0	2	0	0	0
37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	
2	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0

図VII-10 北目の

土地所有分布図





図VII-11 馬場・高城・崩尾の土地所有分布図

湯山地区馬場・高城・崩尾における農家1戸当たり、所有農地の分散状況
(数字は、筆数ではなく、複数筆を1田地とした箇所数)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
4	1	2	2	4	3	1	3	2	2	2	1
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
4	2	1	0	1	0	0	2	0	2	0	0
25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
1	0	0	1	1	0	1	0	1	1	1	0
37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
49	50	51	52	53	54						
0	0	0	0	0	2						



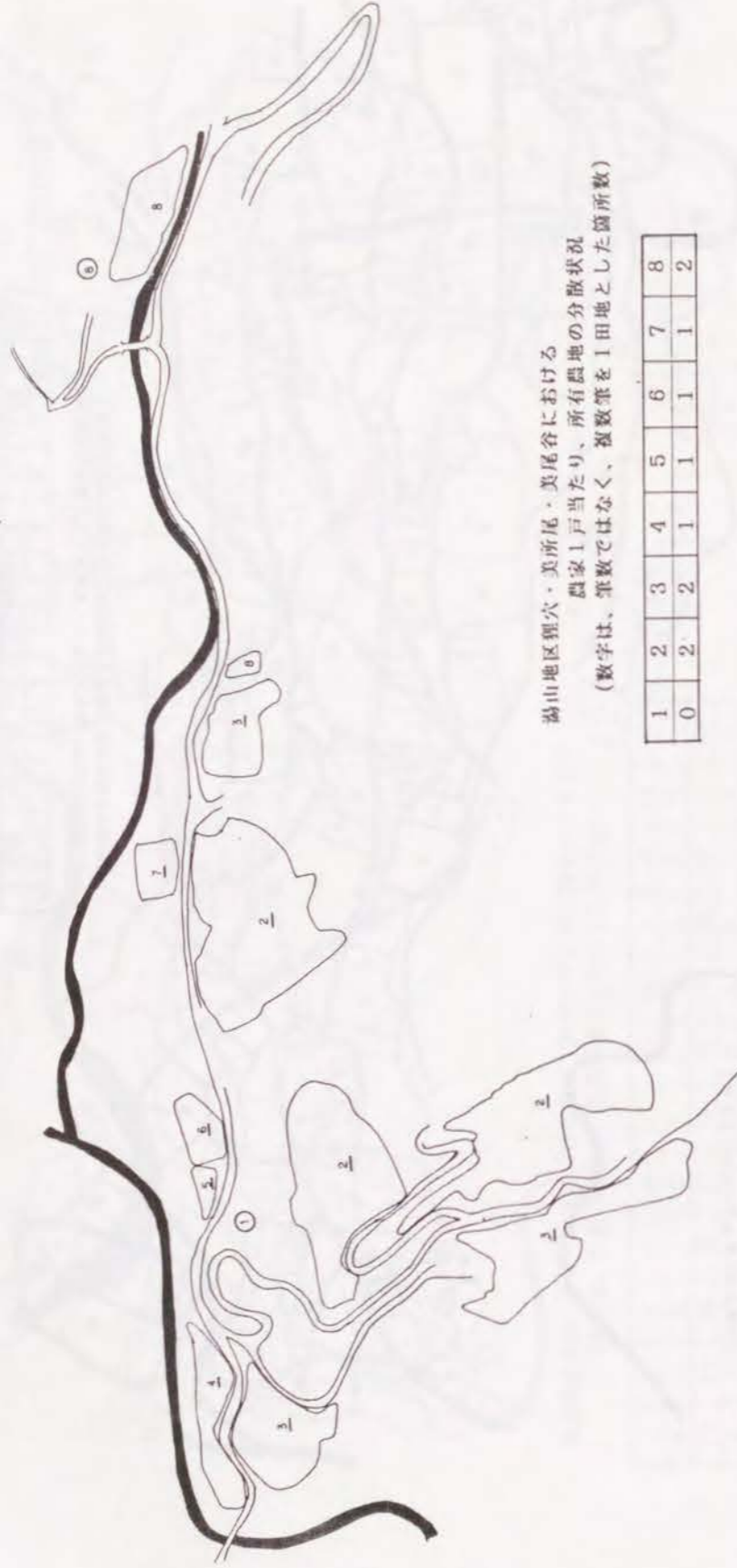
図VII-12 本野の土地所有分布図

湯山地区本野における農家1戸当たり、所有農地の分散状況
(数字は、筆数ではなく、複数筆を1田地とした箇所数)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
3	0	0	0	1	2	1	1	1	1	4	1
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
1	1	1	1	1	2	1	1	2	1	1	1
25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
2	2	1	2	2	3	1	2	1	2	4	1
37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
2	4	3	2	1	2	1	1	1	1	1	1
49	50										
1	1										

*表中51~63の欠落は、本野地区において図面上51~63の家の所有する農地が無いため、削除してある。

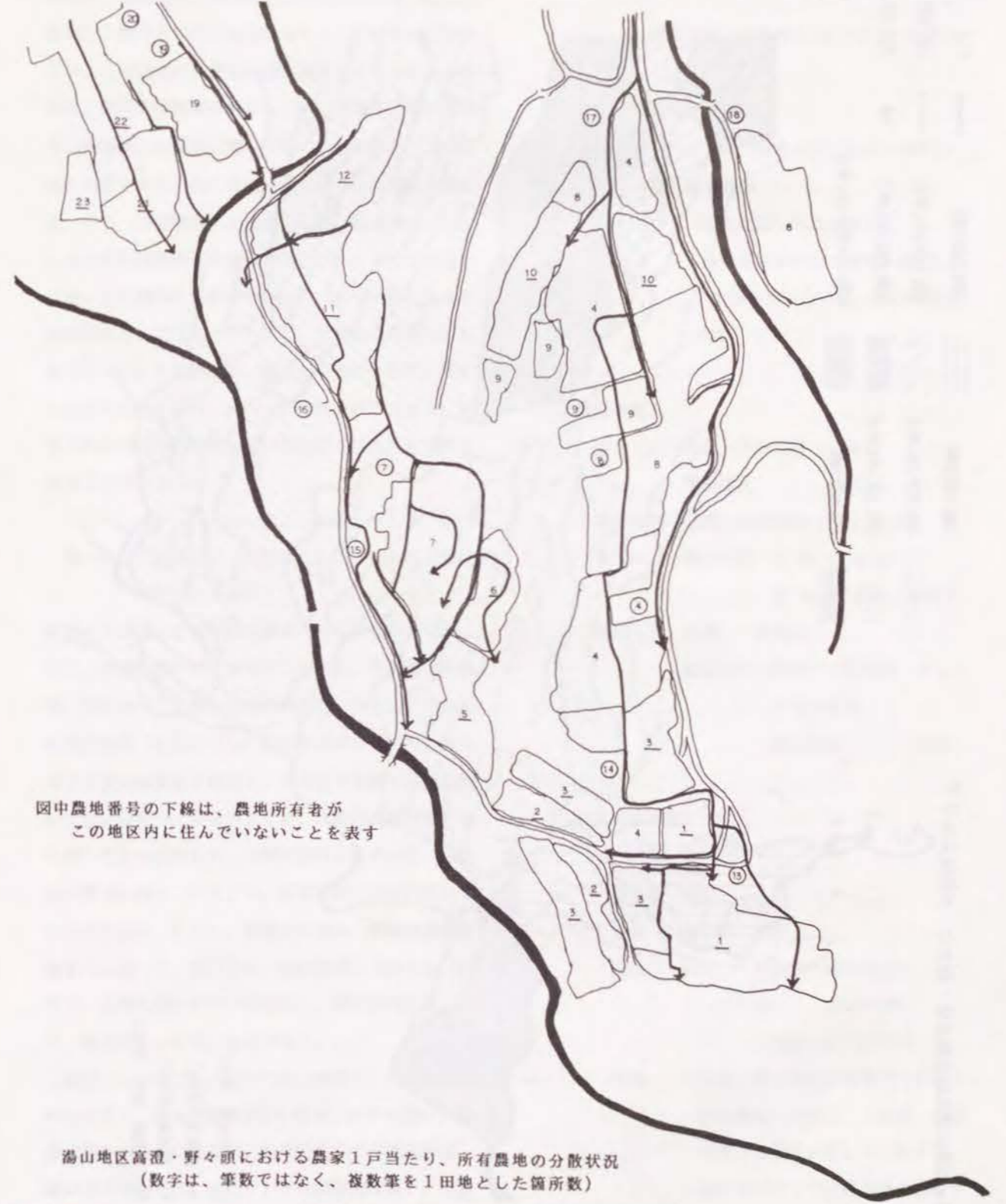
図VII-13 狸穴・美所尾・美尾谷の
土地所有分布図



湯山地区狸穴・美所尾・美尾谷における
農家1戸当たり、所有農地の分散状況
(数字は、筆数ではなく、複数筆を1田地とした箇所数)

図中農地番号の下線は、農地所有者が
この地区内に住んでいないことを表す

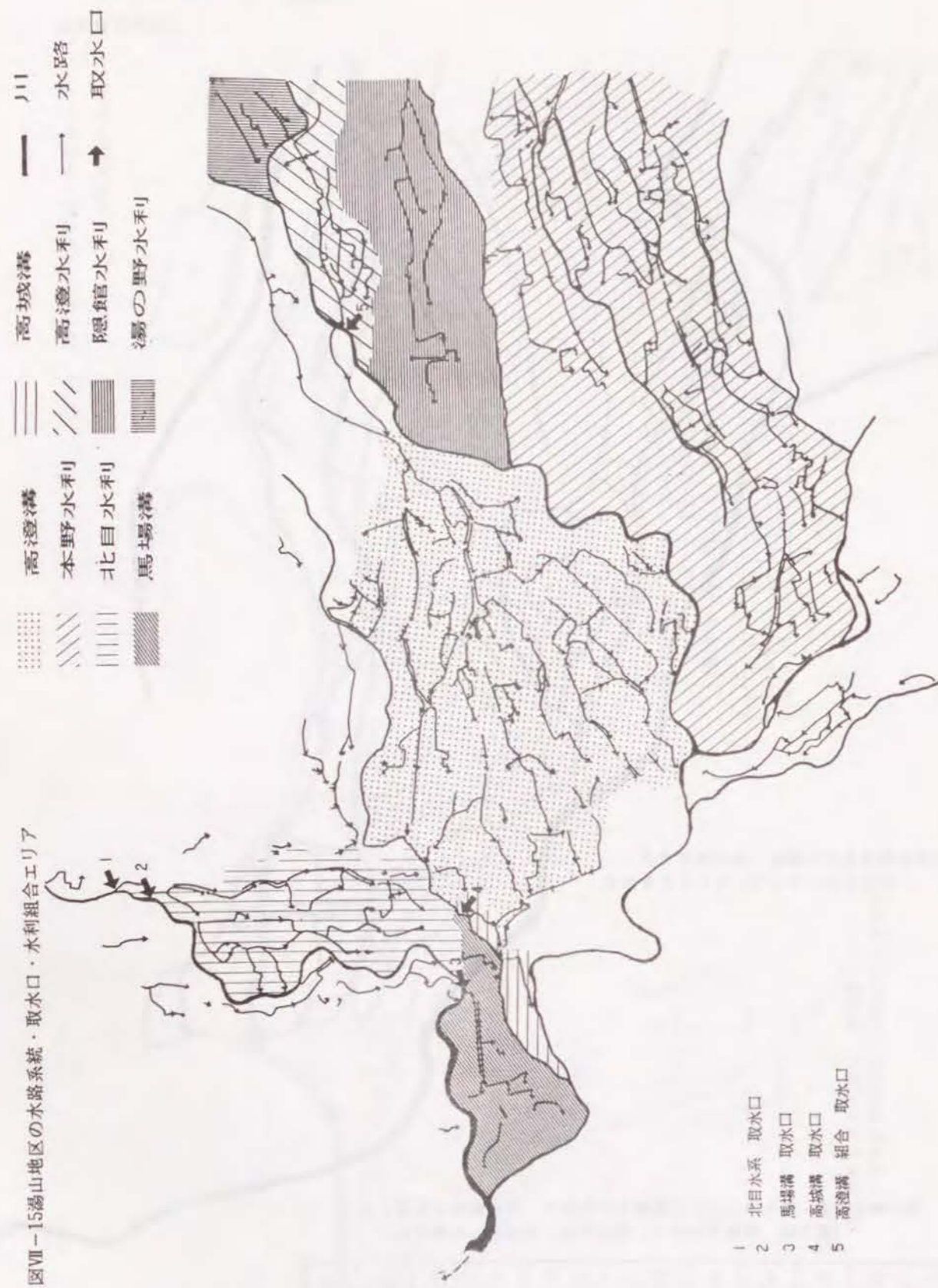
図VII-14 高澄・野々頭の
土地所有分布図



図中農地番号の下線は、農地所有者が
この地区内に住んでいないことを表す

湯山地区高澄・野々頭における農家1戸当たり、所有農地の分散状況
(数字は、筆数ではなく、複数筆を1田地とした箇所数)

図VII-15湯山地区の水路系統・取水口・水利組合エリア



するものの、コンクリート化工事及びその負担金返済とともに、組合としては実質的に解散している。災害時のみ、受益者の共同が成立するのみである。従って、管理は、個々人の行うもののみとなっている。このような状況は、農業施設の装置化が進めば、それだけ、共同管理作業が減少し、対応関係が、装置と個々の利用者との関係に帰して行くことを示す一つの事例とも言えよう。例えば都市上水道のような場合である。もう一つ重要なことは、この溝の幹線部分のほとんどが道路幅員確保の為に暗渠化されたことである。日常、目に触れるものであれば、ゴミや土砂の詰まり、水の汚れ等に気付き、それ故に、気を配る対象であり続けようが、目に触れない存在となれば、日常的関心の対象では無くなり、従って、共同を成立させる、対象に対する共同的認識が形成されなくなるこの例でもあると言えよう。

Ⅶ-4. 「統合化」、 「装置化」の中にも残る飲料水利用の多様性

Ⅶ-3に述べた農業用水路も、20~30年前までは、実に、多様な使われ方が存在していた。野菜洗いや洗濯、所によって飲料水にも使われた。また、「迫太郎」と呼ばれる「ししおどし」型の水の重さを利用したハネ上げ式の装置から発展し、水車より羽根・水箱の数の少ない白をつく道具や水車が、比較的流速があり量の多いことを利用して、各家に設けられていた。また庭の泉水に導くことなどで、多様な使い方を許容していたのである。しかし、機械化が進み、圃場整備が進展するに従って、使い方も、水路管理の方からも、徐々に、多様な使われ方が姿を消し、遂には現在のように、農業用水に純化したのである。

飲料水についても、かつては、各家々、あるいは数戸の共同で、湧水や谷水を引いたり、井戸を用いたり、用水路の水を用いるなど、条件に応じて多様な確保、使い方が存在した。それが、「生活環境整備」、「都市との格差是正」等の施策の投入により、上水道化の方向へ「統合」あるいは「装置化」する傾向を強めている。しかし、その中でも、豊富な水、水源、温泉を持つ故に、湯山では多様な飲料水、生活雑用水の確保・使用の形態が見られる。以下にその概要を整理する。

※＜飲料水＞

- 飲料水
 - 簡易水道 (給水人口 101人~5000人)
 - 飲料水供給施設 (給水人口 51人~100人)
 - 簡易給水施設 (給水人口 51人未満) (山村振興事業の一環で、2戸以上で施設を作るならば、村の補助は80%)

〔簡易水道〕

給水人口	高澄・本野地区	231人
	湯山地区	745人
給水時期	高澄・本野地区	S 42.2
	湯山地区	S 36.4ではないか S 58.7に改修工事終了
施設	水源	市房山
	總過施設	高澄・本野地区 キャンプ場の西側
		湯山地区 高澄

〔簡易給水施設〕

＜野々頭水道組合＞

組合員	12戸
役員	組合長、会計
財政	収入 年会費 1000円/戸 祭 1000円/戸 (水道料金ではない)
作業	・旧暦1月1日に水神祭(合わせて山の祭も)を行う。この時、水源のタンク掃除と話し合いをする。 ・毎月3戸ずつで水道掃除当番をする。 ・パイプが壊れた時は全員で作業する。自分たちでできないときは、村に委託する。

昭和42年に村の簡易水道には入らず、自分たちの水道施設を作ることを決めた。15戸で、村の補助と資材費として、1戸当り8000円を出資し、各戸男女2人参加で貯水タンクを2カ所、濾過施設を1カ所とパイプ埋設の作業を行った。

水源 県有林の中の湧水

<小春(仲間谷)水道組合>

組合員 6戸
 役員 組合長 (1) 1年交代で掃除の話し合い水の出ない時の段取り、相談役である。
 財政 負担金 水源の地主に地代3000円/6戸年を支払う。組合長の負担となる。
 作業 ・お盆の前にタンクの掃除をして、御神酒をあげる。
 ・台風、大雨の後に全員参加で掃除をする。
 ・出不足金がある。日当分ぐらい。
 男が不参加 6000円
 女が不参加 4000円

<笹の尾頭水道組合>

組合員 6戸
 作業 ・1月の5、6日頃に水神祭を行う。この時、水源の砂あげタンクの掃除を各戸2人参加でする。そのあと、御神酒をあげ、飲み会がタンクに最も近い家で行われる。
 ・出不足金がある。
 ・毎月1戸がタンク掃除当番となる。

以前は水路を流れている水を飲料水にも使用していた。しかし、昭和46年の台風の大雨で水路が壊れ、

水が来なくなったため、5戸で共同で水道を引くことになった。

<生活用水>

<神揚>

構成員 7戸
 地理的に水源に近く、中のいい人たちで引いている。
 役員 会計 1年毎に交代でする。
 財政 負担金 3000円/戸・年
 改修などに備えて積立てしている。
 作業 年1回、温泉まつりをする。会計報告と引き継ぎをして、毎年座巡りで懇親会をする。
 パイプの交換作業は業者に委託。

以前は各戸1人参加でタンクの掃除や故障した時の修理はしていた。

水 温泉

<神揚>

構成員 10戸
 水 湧水

<神揚>

構成員 2戸
 水 湧水

<北目>

構成員 3戸
 (同じ水源から8戸が水を得ているうちの3戸で共同に)
 財政 水源の地主にお礼として、3000円/戸・年を負担する。
 作業 1月7日~15日のうち1日、水神祭をする。タンク掃除をして、8戸でそろって、水源の地主の所へお礼会に行く。
 2、30年前に3戸で共同して、タンクを設置して、ビニールパイプを通した。金銭的には均等に負担した。

水 温泉

以上、簡易水道、簡易給水施設、用水(温泉)共同利用等の公共的及び任意組合的な飲料水、生活雑用水の利用集団が併存している。これに加え、それらの集団に属しつつも、個人的に、谷水や湧水を引いて、目的ごとに使い分けしている例は多い。このような現状を見る時、「都市並み」の「生活環境整備」が如何に単純で、むしろ、少なくとも水利用においては「貧困化」への方向であるのかが理解できよう。また、組合員の共同による施設管理や、個別の水利用施設の自前の整備・維持管理行為の中に、在来型の人々の中にストックされた技術が生き続けていることも重視すべき点ではなかろうか。

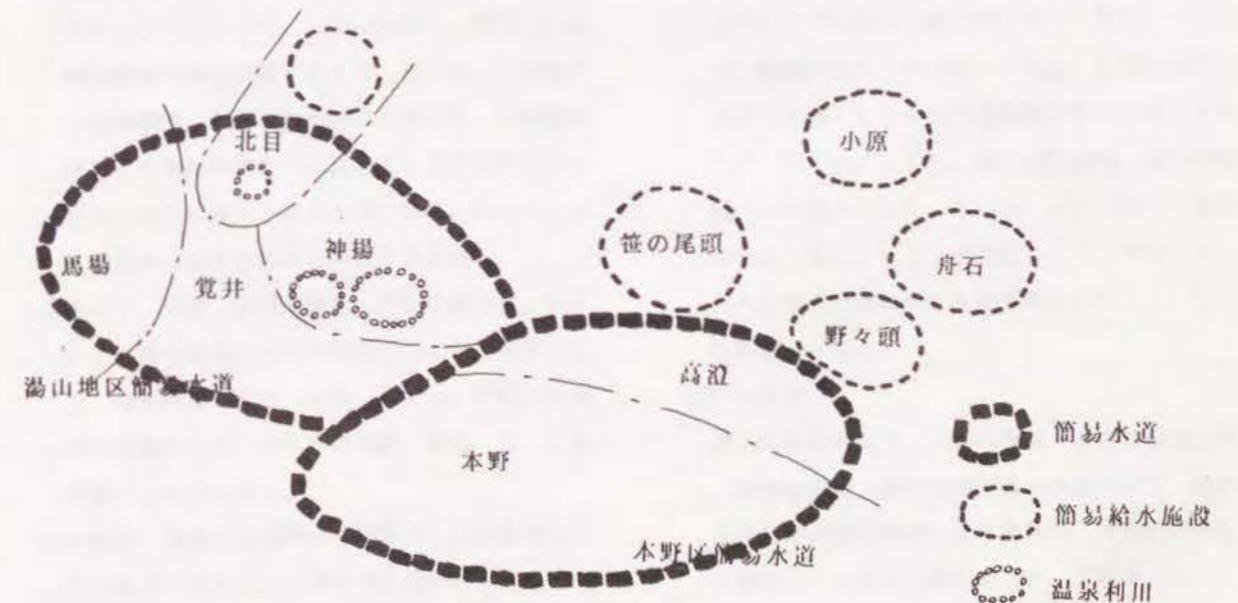
VI-5 まとめ

湯山地区は、水の豊富な地区であり、かつ部分的ではあるが温泉にも恵まれている。そのような条件の中で、農業用水、生活雑用水、飲料水等、また、それだけにとどまらず、水とかかわる生活・生産様式や技術が生み出され、発展し、ストックされて来た。しかし、施設の公的・共同的整備が、ストックされて来た体系とは異なる、全国的に平準化され画一化された体系の下に進む中で、徐々に、その多様性が失われて来た

言い得よう。中でも、農業用水については、生産基盤整備、機械化、施設の高規格化の中で、最も、多様な水利用を排除し、農業用水としての使用に純化する傾向を強めている。また、基盤整備は、湧水を埋め、使用を不可能にするとともに、整備した水田中に湿田を生み出している。そして、素掘の用水路時には存在した。水棲生物の生活領域をも排除し、「カエルが溺れる」水路ともなってしまったのである。このように、水路の高規格化・装置化と水の持つくらしや生物とのかわりの豊かさとは、一見矛盾して進行しているのである。ただし、現段階では、少なくとも人の手による管理、私的・共同、個別私的な随意性のある管理行為の余地は残っており、そのことが人々の水への関心を少しなりとも保たせているし、適用すべき自前の技術の存続も見られる。この「余地」が今後とも、利用者の主体的な管理や自在な利用を可能にするギリギリの限度とも言えるであろう。

一方、飲料水、生活雑用水については、やはり「統合化」、「装置化」の方向に向かいつつも、それは、未だ全面的ではない。水の豊かさに馴染み、日々のくらしの中の水の使い分け、使い方が定着していることから、都市上水道的水の存在のみでは飽き足らない意識とくらしが、多様性を支えているものと言えよう。

図VII-16湯山地区飲料水、生活用水利用組織分布



終章 結論

1. 集落自治組織の空間管理・改善機能の低下について

集落自治組織の空間管理・改善機能は

- ①兼業化の深まりと広がり、都市化に伴う非農家の増加、そして戸数規模の肥大化を内容とする「混住化」
- ②山間、中山間地域集落に集中的に進行する人口・戸数の減少、人口の高齢化による絶対的な地域主体の喪失。
- ③所得の向上に伴う、個別農家における個別的消費手段の豊富な蓄積。また、生活認識の広がりに伴う要求水準の「都市的」方向への上昇などの集落居住者内部の主体的条件の変化を要因として、低下傾向を見せ始めた。

これに対し、行政による公的農村整備は、

- ①第1の側面として当該居住者の生活・福祉の向上を図るといふ、自治体行政としての基礎的役割に由来するもの^{*1}第2の側面として居住者の要求に応えつつ実施するもの^{*2}第3の側面として、国や都道府県等、より上位の行政を地域・集落を受け皿に遂行するもの等の性格を合わせ持つ。
- ②このような行政による公的農村整備の進展は、そのことによって、集落自治組織による空間管理・改善機能を発揮する対象を狭める結果をもたらす。それには、第1に、公的整備の実施を通して、所有・管理がともに、公的に帰属し、集落自治組織の関与自体を排除するもの、第2は、公的整備の成果物が、集落自治組織の空間管理・改善機能が有して来た従来からの技術やシステム等を中心とする能力の適用不能なものであり、結果として、対象から除外されるものが含まれる。
- ③そして、管理・改善対象物、空間の縮小は、まず、その縮小過程そのものの中で、また、結果として、集落在来の管理・改善システム、技術の活用機会を減少させ、それらの弛緩、減退、さらには消滅へと向かわせる。
- ④それは、集落自治組織の空間管理・改善機能の更なる低下をもたらす、居住者及び集落自治組織の

行政依存への傾斜、集落空間への主体的な関心とかわりを減退させ、よりいっそうの行政による公的整備の必要性を高め、公的整備領域を拡大する-----という循環を生み出す。

このような循環を「集落自治組織の空間管理・改善機能の低下」と定義することが出来よう。

*1：その「向上」の方向は、少なくとも、現段階までは、「都市並みの生活環境整備水準への接近」がイメージされている。

*2：これには、生活向上や生産の向上を求める積極的なものと、従来、担って来た自主的整備等が主に主体的条件の変化によって困難となり、その補完を求める消極的なもの等が含まれる。

2. 公的農村整備の動向と集落自治組織の空間管理・改善機能

①敗戦後～1960年代前半

この時期は、農林漁業に携わる人々の生活を底支えする、基本的生活環境条件—交通、教育・分化、保健衛生、電気・通信等—を最低限度の水準に底上げする段階の農村整備であった。

②1960年代後半

経済的な農工間格差の顕在化と拡大の中で、それらが反映する生活水準格差を意識した、生活環境条件における都市・農村間格差の「是正」へと向かう段階である。その際の「是正」は都市的生活体系を前提とした生活環境整備水準が指標とされたが、いずれにしても、農村の計画的、総合的整備への出発点ともなっている。また、格差の集中的なあらわれとして「過疎化」の兆が明確となったへき地、山村に対する振興策が柱の1つとなった時期でもある。

③1970年代

農工間格差の拡大、人口の過疎・過密の顕在化等、急速な農業・農村の地位低下が進む中で、農業生産体系の質的転換（資本集約型、大規模効率化＝装置化による生産性の向上と、工業導入等によ

る農業生産主体の整理・縮小など)を図りつつ、地域社会の再編によるコミュニティ機能の強化も含め、その上で、居住条件としての生活環境を都市並みに近づけようとする段階である。その方法としては、農村地域への施設、整備事業を投入するものと、交通条件の整備により、居住者の生活サービス享受行動の広域化を図り、都市機能の活用を進める方法とが見られる。

④1970年代後半～1980年代前半

世界経済の変動による日本の経済成長の停滞により、人口現象が大きく変化し、人口の地方還流を受け、農村整備は、農業生産及びその基盤の確立、それらと一体となった生活環境の整備、そして、工業導入をはじめとする新しい就業機会の確保、コミュニティ機能の強化の4つの柱を総合する「定住条件整備」へと体系化される段階である。同時に、この時期後半から、「農業・農村の多面的機能」が強調され、就業機会の安定確保と結びついた都市との交流を意図した「資源の活用」が姿を見せ始める。

⑤1980年代後半から90年代へ

1970年代後半に、その端緒が見え、80年代前半を通じて拡大した「農業・農村の多面的機能」の利活用の路線は、「むらおこし」、「まちづくり」、「地域活性化」等の様々な取り組みを生み出しながら、「総合保養地域整備(リゾート開発)」へと流れこむ。農業生産対策の中核を成す農業構造改善事業においてさえ、上記関連事業が位置づけられ、「非農用地創出」までもが含まれるに至っている。1970年代後半に確立した4本柱による「定住条件整備」はゆらぎ、農村整備の主眼がいずれに置かれるのが不明確な段階となっていると言える。

このような曲折を経ながらも、公的農村整備は進展し、その成果としての生活環境、生産基盤整備の水準向上とともに、一般的には、集落自治組織の空間管理・改善機能は低下している。

3. 農山村集落における多重的空間・土地利用管理システムの存在とその意義

集落自治組織の空間管理・改善機能の低下が進行する中であっても、農山村集落には、集落自治組織自体が、いわば「進化」し、状況に対応するものが見られる。それらには様々な態様のものが存在するが、共通する点は、各農家個別の私的な空間・土地利用管理システムの確立を基礎に、それらを単位とした、部分的私的共同的空間・土地利用管理システム、農業生産集団としての共同的空間・土地利用管理システム、そして、集落自治組織としての包括的な空間・土地利用管理システムへと組み上げられて行く、「多重的土地利用管理システム」の存在が確認されることである。また、本来、日本の農山村における土地所有・経営の空間的特色(私的所有地の分散と錯綜)、そして、これらをクロスオーバーする農道、水路の不可欠の存在を物的・空間的基盤とし、家族小経営を単位とする限り、上記の多重的空間・土地利用管理システムは成立する必然性を内包している。

①立川集落の事例より

稲作と梨生産、稲作と肉牛生産という比較的安定した生産基盤を持つ農家集団を核に、炭鉱の開山と、大規模な炭住街の立地と言う混住化過程を、炭住を包括した「共住性」を基盤とする自治会組織の性格と、核となる農家集団の生産組合としての相対的独立と言う二重構造に集落自治組織を「進化」させた。

その下に、水田を中心とする農家の共通する生産域にかかわる包括的な空間・土地利用管理システムを生産組合による共同として持ち、他方では、自給自足的な個別私的空間・土地利用システムを各個として維持する農家が存在する。これらの中間に、水田を分散錯綜して所有することで成立する部分的私的共同が介在し、共と私を柔軟に結びつけている。この生産組合を構成する三層のシステムが、立川集落自治組織をして進化させ、炭鉱立地の中でも農業集落としての性格を維持し、農家集団の主導による炭住を含めた包括的自治組織運営と農業集落としての空間・土地利用及びそのシステムの保全を可能にしたのである(図VIII-1)。

②毎床集落の事例より

この集落には、伝統的な自力自助の集落経営の近代的発展の形態を典型的に見出すことが出来る。伝統的

な自力自助は、毎床溝の維持管理、同溝を含めた水への対応、石積みや赤土セメントなど従来の自前技術の活用に象徴的に現われている。その近代的発展の象徴は「一勝地果実組合」である。共同集荷・選別・出荷を割り切った合理性の下に行なうことを骨格としつつ、他は、伝統的な集落の相互扶助、必要に応じた、部分的私的共同的に委ねることで伝統を活かし、他方では夫婦単位の青年部を設置することで、新しい活力を取り込みつつ、新しい試みにも踏み出すという巧みな運営が行なわれている。水田域では古い時代の小地片・不整形の棚田が残るが、それでも、近隣の理解を得つつ、自前の交換分合・区画整理等を徐々に進めている。この水田域においても、梨園においても、部分的私的共同が、各所で成立し、それらが参加農家の重複を通して連鎖・重層して、集落全空間・土地をカバーし、それらの利活用管理システムを構成している。これら個別私的システム、部分的私的システムの中で従来の自前技術が現役として活用されている(図VIII-2)。

③田歌集落の事例より

田歌集落の空間・土地利用管理システムの中心は、前出の立川集落で言えば、部分的私的共同と言える。結果的には、新農業構造改善事業の導入によって圃場整備と機械の協同利用の受け皿として生産組合が結成されているが、内実は、農家個々の持つ能力に応じて、共同の場に出し合い、その連鎖と集合が、集落空間・土地利用管理を担っているのである。それを成り立たせている基盤は、1つには、高齢者世帯も含め、自らの家、屋敷・菜園により構成される私的小空間・土地の自給自足的利活用管理システムを維持していることであり、あと1つは、財産区収入、松茸山収入のストックをファンドとして、自在にそれらを駆使する母体としての集落自治組織の存在と、運営の伝統である。この集落においては、農業構造改善事業ですら、独自の自在な集落空間・土地利用管理システムに組み入れ活用する柔軟で幅の広い、主体的対応力が注目される(図VIII-3)。

④滝集落の事例より

中山間地にあり高品質米生産を核とする安定した、古典的有畜農業生産体系を保持して来た集落が、都市

近郊立地と米事情悪化の中で兼業化が進行し、集落自治組織機能は弛緩・低下を辿る、いわば典型的集落であった。そして、着実に水田の荒廃が進んでいいる。このような状況にはあるものの、かつては、水と米を自慢にする豊かな村であり、伝統的共同は存在していた。その意味では、多重的空間・土地利用管理システム成立の必然性は、未だ残されている。このような集落において、「集落景観」という集落の総合的評価の手法を用い、居住者自身による集落の総合的再認識を促し、集落ビジョンを形にすることで、多重的空間・土地利用管理システムの再活性化の可能性を見出すことが出来た。それは、「共住性」と「水と米」に依拠したC I (Community Identity) 認識と目標の明確化によって、集落自治組織としての全体的空間改善の共同行動が復活し、個別農家の意欲の結節によって自発的に成立する部分的私的共同による、土地基盤整備実現への動きが始まったことである。ここでもう一つの重要な点では、既存の事業・制度枠から出発するのではなく、居住者の要求を前提とした計画、事業化の方法が採用出来た点であった(図VIII-4)。

⑤江代地区の4事例より

山間の孤絶的ともいえる地に立地する極小規模の集落において、ほぼ、完全な自己完結型の自給自足的な個別私的な空間・土地利用管理システムをその空間・土地構成とともに解明した。それらの集落では、互いに結合するのではなく並立している。ただし、互いの存在が有形・無形の支えとなっていることは無論、集落を近接して形成して行く過程では、互いの位置関係の調整、共通基盤となり得るものの共同建設等の共同が成立していたのである。このことから、多重的空間・土地利用管理システムの空間的成立条件が、私的所有地の分散と錯綜にあることが逆に論証出来る。同時に、日本の集落が、その自治組織による空間管理改善機能を低下させていることに対する示唆ともなろう。その意味は、ヨーロッパ型の思い切った構造改善による家族経営を基本とした自己完結型複合大規模経営の並立への方向である。

結合した共同を成立させるか、完結した単位を並立させるか、いずれにしても、その単位の個別私的空間・土地管理システムの維持が、基本であることが、こ

の事例からも言える（図Ⅷ-5）。

⑥湯山地区の水利用管理システムの事例から

農業用水利用管理の4つの事例からは、現段階では水路整備が進んでも、水道配管方式をとらないとすれば、組合方式による全一的管理だけでは水の利用管理は不十分であり、その下に段階に部分的私的共同的日常的存在とその機能及び個別的私的管理による補完を必要とすることが解明された。即ち、高澄溝水利組合では水門と幹線管理が組合として実施され、支線管理に5〜6戸の日常的共同単位が設定されている。本野水利組合では形式的組合の全線管理は、属地的な集落内の班単位に分担され、より小単位に部分的私的共同が成立している。馬場溝では、組合の事実上の消滅の中で、部分的私的共同と個別管理の連鎖が、かろうじて水路を管理するが、装置化の弊害が道路拡幅に伴う暗渠化によって助長され、共同認識を失ったことが組合組織を停止させることにつながった例と言える。

より生活に密着し、個別の要求を反映し易い水道の利用では、「水道化」を進めつつも、個人あるいは部分的私的共同による水利用も重なり、多様な飲雑用水利用の存在が明らかとなった。そのことを通して、「都市的生活体系を前提とした生活環境整備水準比較」の限界が指摘できる（図Ⅷ-6）。

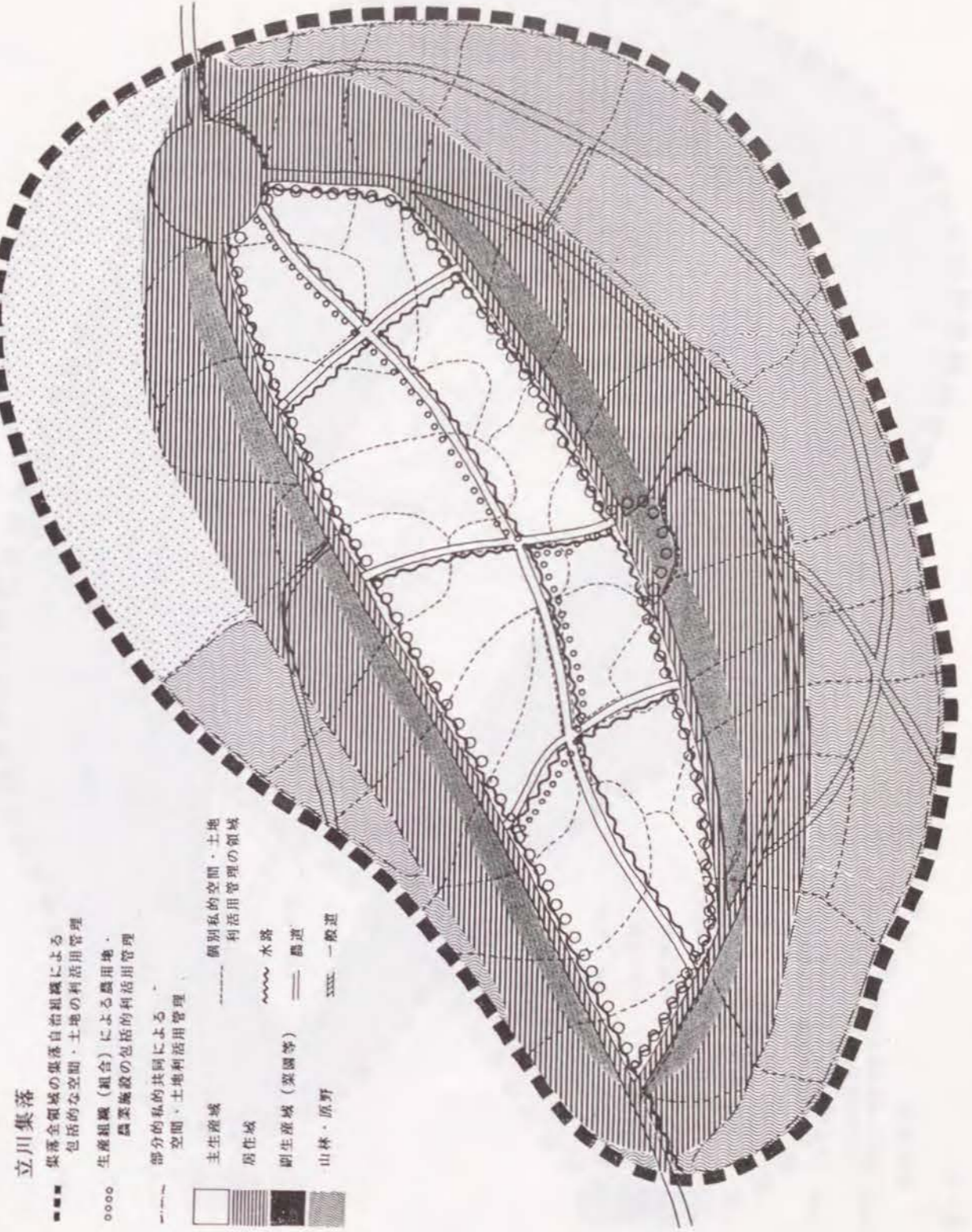
さて、集落自治組織の空間管理改善機能低下の循環を止める上で、多重的空間・土地利用管理システムの有する意義は、部分的私的共同による空間・土地利用管理システムに集約される。そしてその意義は、

- 1) 個別私有地が分散・錯綜している条件下では、必ず何らかの部分的私的共同の空間・土地利用管理システムは存在する。逆に言えば、それなしに個別私的空間・土地利用管理システムは成立し得ない。
- 2) この共同的空間・土地利用管理システムは、より上位のシステムと個とを柔軟に結びつける役割を果たす。その意味は、このシステムの持つ2面性から説明できる。その一面は、個の自在性を共同を前提にしつつも保障することである。即ち、個が、この共同を求めるのは、個別私的空間・土地利用管理システムの稼働条件を確保あるいは改善すること（自在性の積極的確保）を求めての

ことである。従って、それが保障されなければ、成立しない共同である。もう一つの面は、如何に自在性の確保の為ではあっても、共同が維持される為には一定のルールが必要となる。そのルールが成立し、維持されるには、第1の面に述べたように、自在性が確保されることが前提であるから、そのルールは、一方でより上位の共同に融合し、規定されながらも、当該共同の条件を確保する意味でより柔軟なものとなる。

- 3) 農山村における空間・土地利用における自在性とは、農業生産に関しては、自らの労働を、自らの身丈、能力、技量に可能な限り適合させて投下することと言える。その為には、より適合性の高い物を選択することと合わせて、さらに自らの加工を加えることになる。生活においてもそうである。従って、この自在性追求の余地は、実は、個々の持つ技術・技能を駆使する場・対象となり、その結果として、伝統的在来の自前技術を生かし続ける場となり得るのである。
- 4) 部分的私的共同は、本来的に、2)に述べた性格を持つ。共同とは、個が自らの存立の為に、集合して、その目的を達成しようとするものであって、先ず個の存在と要求が基盤である。ともすれば、「始めに共同ありき」的共同が多い。例えば、集落自治組織にあっても、すでに例外なく、行政の末端性格を持っている。行政からすれば、その共同組織の把握を基盤として行政の執行を図らねばならない側面が、特に農山村部では多い。従って形骸化した自治組織であっても、その保持に努めようとする傾向がある。その為、かえって地域の共同が全体的に崩れ去る例も少なくない。むしろ形式的共同にこだわるのではなく自然発生的・必然的に形成される部分的私的共同に依拠し、その参加農家を媒介として、幾多の共同が連鎖し、重層することで、集落空間・土地の共同利用管理の内実を構成する例は本論でも実証されている。その状態を「多重的空間・土地利用管理システム」とし、その重要性を強調する所以である。
- 5) 多重的空間・土地利用管理システムは、幾重もの部分的私的共同を通して、個と全体とを結ぶ。

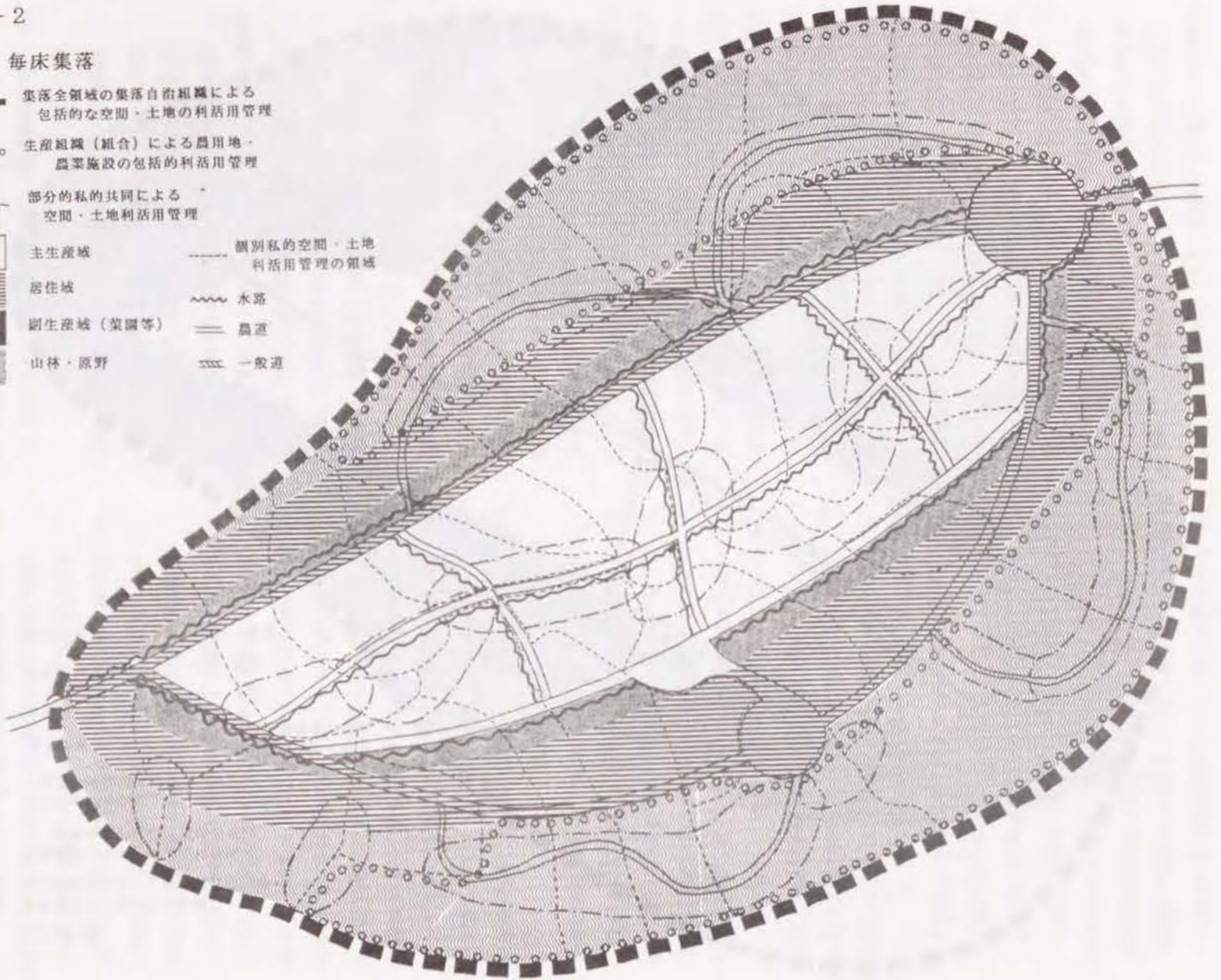
図Ⅷ-1



図Ⅶ-2

每床集落

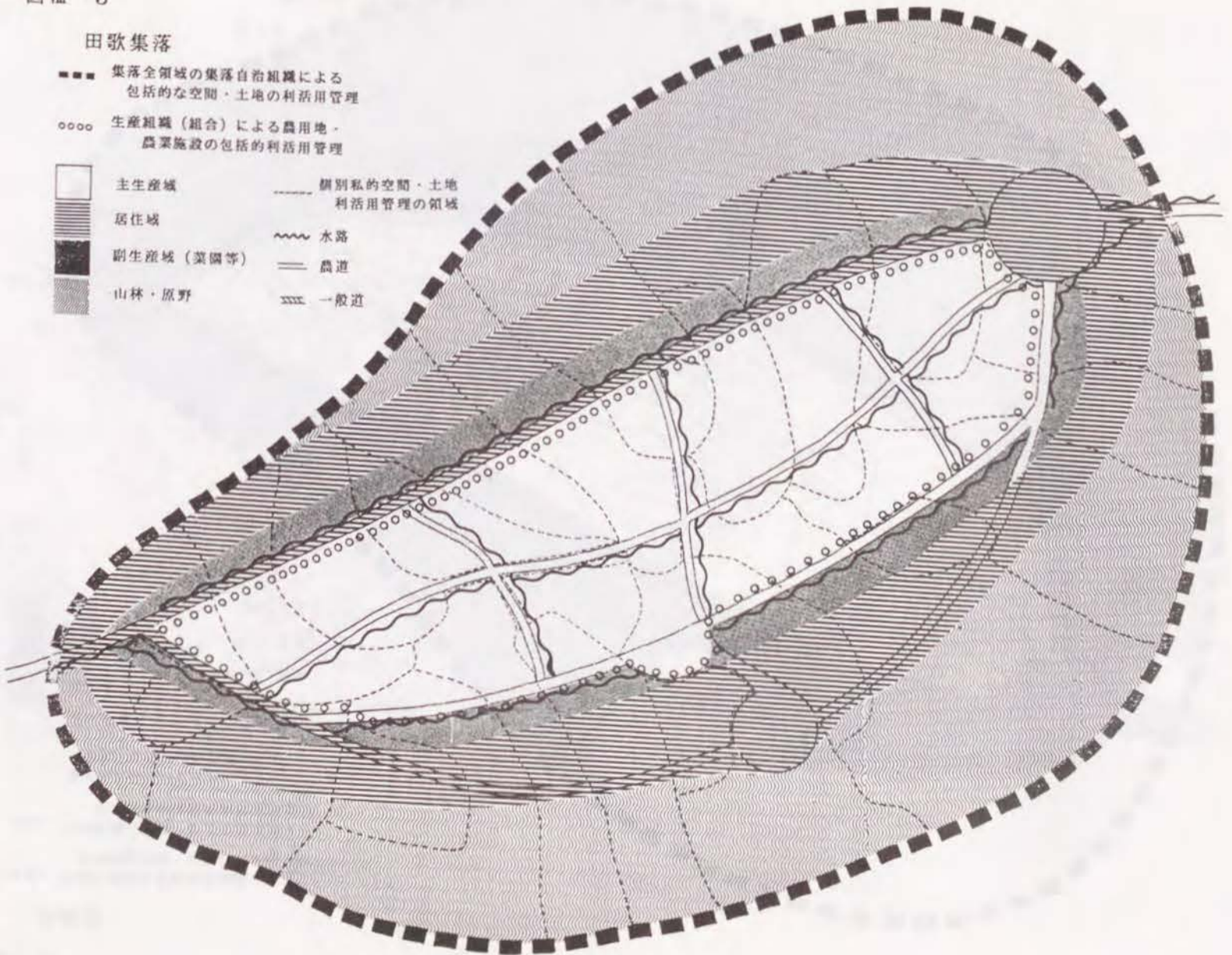
- 集落全領域の集落自治組織による
包括的な空間・土地の利活用管理
- 生産組織（組合）による農用地・
農業施設の包括的利活用管理
- 部分的私的共同による
空間・土地利活用管理
- 主生産域
- ▨ 居住域
- 副生産域（菜園等）
- 山林・原野
- 個別私的空間・土地
利活用管理の領域
- ~~~~~ 水路
- ==== 農道
- ~~~~~ 一般道



図Ⅶ-3

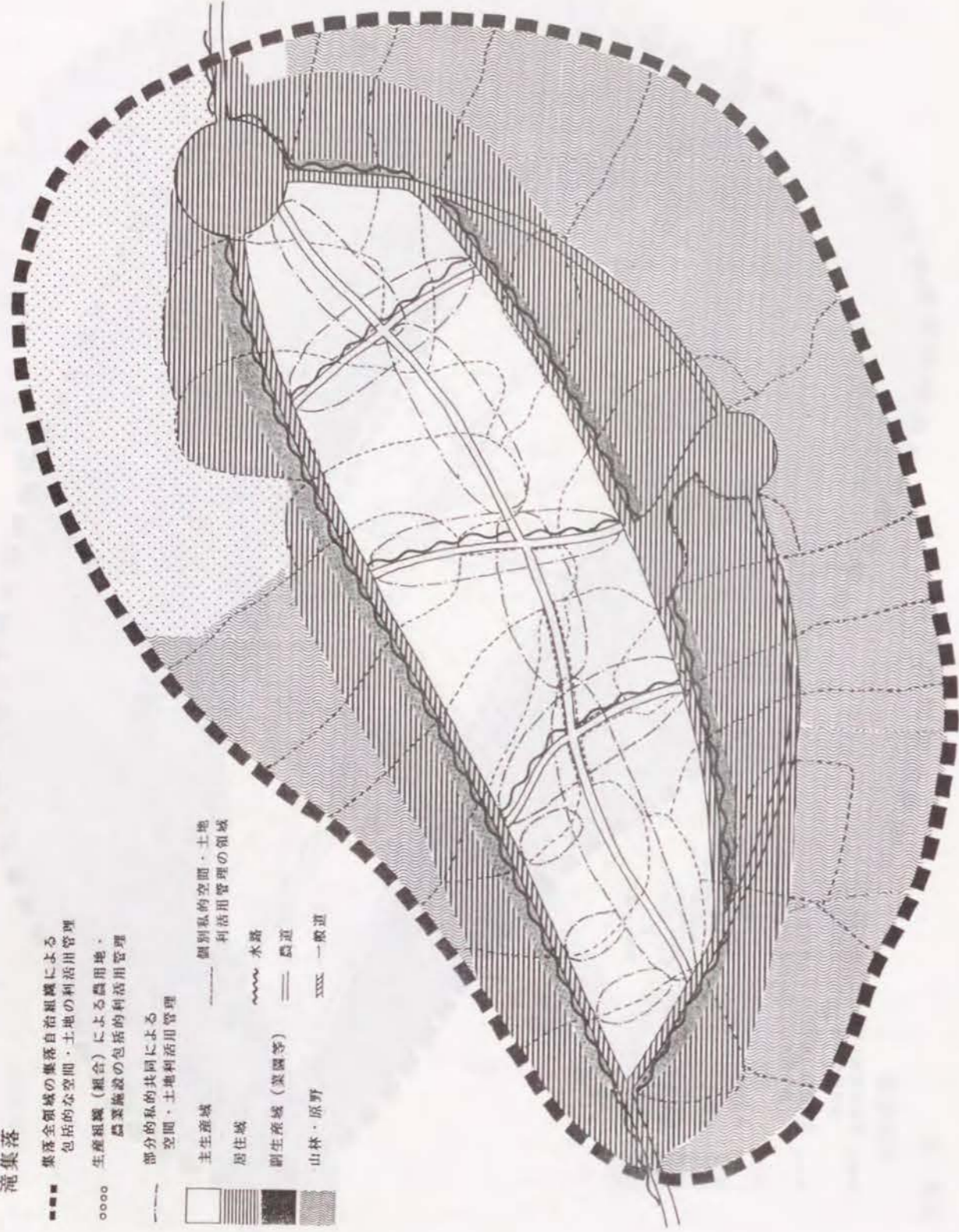
田歌集落

- 集落全領域の集落自治組織による
包括的な空間・土地の利活用管理
- 生産組織（組合）による農用地・
農業施設の包括的利活用管理
- 主生産域
- ▨ 居住域
- 副生産域（菜園等）
- 山林・原野
- 個別私的空間・土地
利活用管理の領域
- ~~~~~ 水路
- ==== 農道
- ~~~~~ 一般道

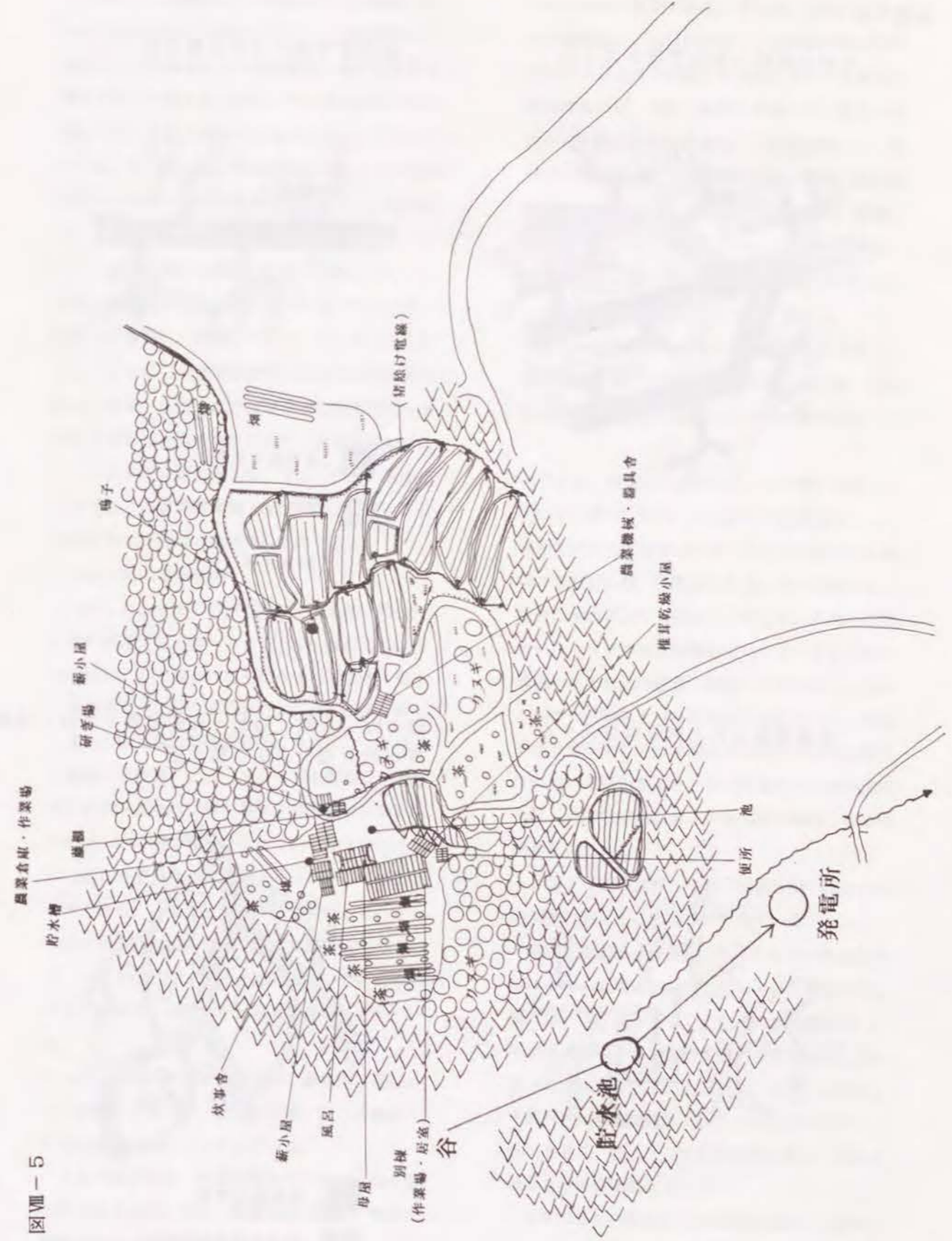


図Ⅷ-4

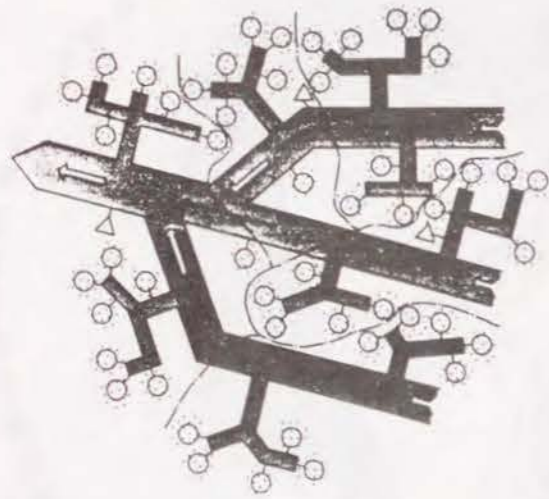
滝集落



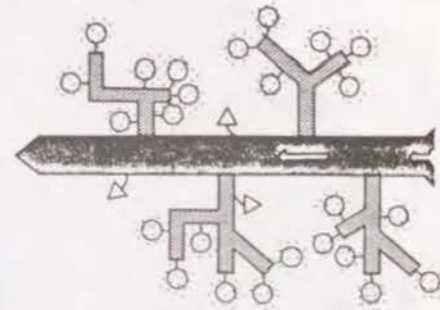
図Ⅷ-5



本野水利組合水路管理システム

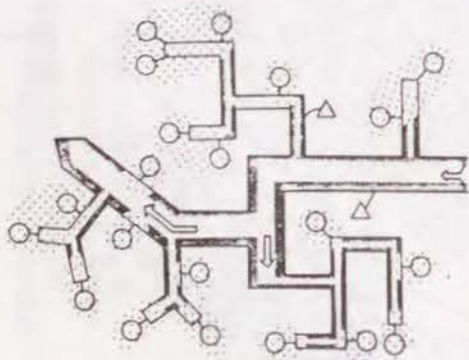


高澄溝管理システム概念図

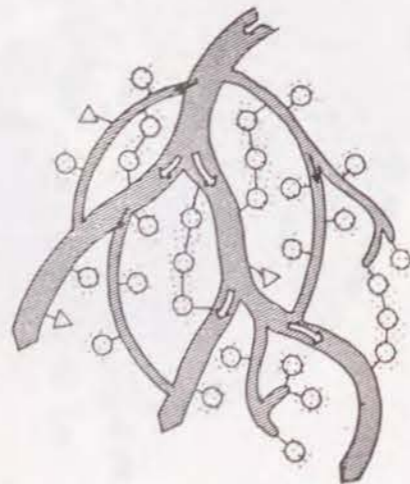


- 水利組合管理
- ▨ 部分的私的共有管理
- ◻ 個人管理

馬場溝組合の水利管理システム



湯の野・高澄・隠館・笹の尾頭・北目・高城
各水利管理システム概念図



- 水利組合管理
- ▨ 部分的私的共有管理
- ◻ 個人管理

これは、公的整備及びその成果としての装置と個との関係においても成立している。ともすれば、硬直的な公的整備とその諸装置が、個の自在性を減殺する可能性を持つ中で、この部分的私的共同の存在が、それを緩和する共同の力として存在している。それは、公から私に存在する空間的あるいは管理上の隙間を埋めるものとして存在する。この間に、硬直性が緩和されるのである。このことは、個の自在性をより良く維持しようとする欲求を基礎とし、それに基づく部分的共同が、硬直性に対抗し、時間をかけて、なじませることによっている。個別私的空間・土地利用管理行為が、実働・面積の点で、実質的な集落空間・土地の大部分を占める最も基本的で重要な役割を担っている事実を踏まえる時、その自在性と活性を保持するこの多重的空間・土地利用管理システムの重要性は改めて確認されるのである。

4. 自前技術の存在意義

上記した、在来の自前技術は、石垣積、畔塗りを含む版築土木、赤土セメントや、杭打ちによる法面補強、石を使った自在な水田への取水・排水、水力発電や江代に見られた、水回し技術、新しくは、土木日稼の経験から得られた生コンクリート舗装工事技術、ビニールパイプを駆使した水路系の転換や部分補完等、農業生産基盤にかかわるものは、現時点でも活用されている所は少なくない。新たに獲得された技術ストックとして注目すべきであろう。また、現在では姿を消していても、60才代の人々の中には、その技術は潜在している。これらは住宅・建物の建築についても同様であり、屋根葺、基礎工事、棟上げ等にも生きている。

また、全般的に言えることは、農林業を営むことと直接かかわって、草花、花木、庭木の栽培・管理技術は連綿として生きている。

上記の諸技術は、各農家屋敷内・周辺、主生成の所有農地周辺に及び、集落空間の維持・管理・整備をかなりの部分で支えている。

同時に、それらは、在来技術であるが故に、過去からの営々とした空間ストックとの連続性を持

っている点が重要である。それは、公的に建設される諸施設が、ほぼ例外なく、外挿的で集落空間のストックとは不連続なものとなっている現状を緩和あるいは、是正・転換する為のキーを握るものと考えられるからである。「景観整備」、「農村アメニティ」、「近自然的工法」等が、農村整備において、ようやく端的ではあるが、課題として取り込まれようとしているが、未だ「造園」的発想によるか、近代工法のその論理上の部分的・表層的補正の域を出ていない。従って、「少しはまし」にはなったとはいえ「外挿的」であることはわからない。在来の自前技術の科学的・客観的価値の認識とその整備への適用が強く望まれる。

上記に、潜在的には60才代（より多く見積っても50才代後半）の人々にそれらの技術はストックされていることを述べたが、それらは現実的に駆使されなければ、知識としては、残っていても、生きたものとはなり得ない。そして、それらの個々にストックされた技術の共有により支えられた共同による自前の整備・維持・管理行為は、全体としての技術ストックが消滅する以前にも、行為を成り立たせている共同のメンバーの中一定数以上において失われることで、行為そのものが成立せず、その技術の駆使そのものが不可能となる性格のものである。

このような事態が、今後、10年も続けば、より急速に消滅することは目に見えている。

現在、上記のような消え去ろうとしている技術ストックは、全集落的共同の空間改善・管理等の現場では、ほぼ姿を消している（例外はあるが）。その中にあっても、私的な個別の営為の中には少ないながら存在している。また、それらは時として部分的・私的共同作業においても生かされているのである。従って、それら技術の継承・発展の場としての意味は大きい。

また、これら伝統的在来技術を駆使して構築された、棚田やその石垣、道路、水路、頭首工等は、いわば、「農民的文化財」と言えるものである。そして、在来技術を理解出来る居住者にとって

は、「先祖伝来の地域への誇り」を体現するものである。それらを、「生産近代化」、「合理化」の論理のみで、いとも簡単にこわし、更新することは、居住者の「地域アイデンティティー」自覚の根拠を減殺することは否定出来ない。集落在来の空間的ストックとの連続性を強調する所以である。

5. 個を基礎とし、部分的私的共同の連鎖による多重的集落空間・土地利用管理システムの再活性化の為に

現在、農村整備は、多くの場合公的事業として実施されていることから、公的事業制度について述べておきたい。それは、公的事業諸制度の統合と思いついた柔軟化である。

統合とは、極めて限定的な適用範囲しか持たない実に多数の諸事業が踵を接してひしめき合っている。そして、それらは多くの場合、互いに排他的である。従って、「自在性」に対応し得る柔軟性に根本的に欠けている。類似目的諸事業は可能な限り統合することで適用範囲を大幅に広げることが出来よう。

柔軟化とは、最大公約数的な基準が硬直化し、かえって現実に適合できないものも多い。適合し得ているのは、対象をその枠の中に無理にハマ込んでいるからである。部分的私的共同が微妙な自在性とルールとのバランスの上に成り立っていることは前にも述べたが、上記の規格にハマ込む方法によっては、この種の共同を対象とし、成長させることは困難である。ハマ込むのではなく、多様な要求と多様なルール、組み合わせで成立する共同に流れ込ませ得るほどの柔軟性が要求される。柔軟性に関しては、施設整備における公共直営工事に関する規格の柔軟化である。自在性の追求に伴い、生きる在来技術等を組み込む柔軟性である。例えば、棚田の圃場整備を公共で実施すると、その結果は、整備前が石垣積みであろうと全て、コスト低減の為に、石垣は取り払われ、土とされる。石垣の優れた特性、そして、その地で石垣積みが必要とされた背景、そして景観的価値は全く無視されるのである。それら在来の技術が生き続けるのは、それらが、それぞれの地の理にかなっているからであって、それだけでも極めて価値の高いものである。同時に、それらの

技術が生かされる工法による建設であれば、その後の管理は、地域の人々に受け継がれるという点でも優れた方法である。

柔軟化と関連して、公的整備は、ほぼ、例外なく施設の建設あるいは設備・機械等の導入など、物質的帰結を求める。例えば、棚田における農業生産条件の整備を公的に行うとすれば、農政ベースでは、基盤整備事業による、区画整理、農道、水路整備の方法しか存在しない。観光行政的には、形状をそのままに、耕作を継続する為の補助が、自治体単独の事業として実施されている例は存在する。しかし、それはあくまで見せる農業であって、農業生産対策そのものではない。

ここで、棚田が、4ha程度存在するとした場合、従来の方法で行けば、10ha当たり、350~400万円程度のコストで基盤整備をすれば、全体としての費用は1億4千万円~1億6千万円を要する。通例、そのうち半額が国、残る半額の半分程度を都道府県や市町村が補助する。個人負担は、ほぼ、残りの1/4であるが、それでも350万円~400万円となり、ほぼ、10戸の農家とすると、1戸当たり350万円~400万円となり、棚田の多い山間集落では、実施そのものが断念されざるを得ない。物づくりにのみ帰結を求める方式は、その意味で限界を持つ。今後、基盤整備の対象となるのが、これら、中山間、山間地域である。

さて、上記のように当該集落において、農業生産を継続・発展させる一つの方法としての基盤整備に、公共は、1億500万円~1億2000万円を支出することが想定されている。大胆に言えば、それらの公共投資が可能なのであれば、それをファンドにその運用益金と各農家の出資を加え、集落営農資金とし、働ける農家に、棚田耕作を委託し、作業効率の低さや労働強度のきつさに充分見合う委託料を支払えば、結果としては、同じ成果を得ることが出来よう。

即ち、在来の土地及び水路等の空間システムには手をつけずとも、あるいは保全しつつも、それに対応すべき社会的システムの地域条件に応じた再生・強化によって新しい空間・土地利用管理システムを構築することが可能なのである。

このような柔軟さも、山間・中山間地域については求められていると考えるものである。

以上、公的整備を地域・集落において実施する際には、そこにおける、多重的な空間・土地利用管理システムの実相についての正確な把握が必要である。その上で、生産・生活の向上を図るのであれば、その実相に見られる、システムの顕在する能力・機能はもとより、潜在する能力・可能性にも十分に配慮し、それらの秀れた点を伸長すべく、物的・社会的両側面における整備の方法を適応すべきである。要するに、当該地域・集落在来の多重的空間・土地利用管理システムとの連続性を持った同システムの更新・再編あるいは新しい要素の付加が求められている。

そのことによって、居住者・農業者による個別の営為を基礎とするシステムはより活性化し、将来にわたる自力・自助的システムの維持・活動が保証されるのである。

参考資料

- ・農村整備ハンドブック(上・中巻)：農村整備研究会編 (1984)
- ・昭和30年代における農地行政の展開とその評価：(財)農村開発企画委員会 (1973)
- ・補助金と農業・農村：今村 奈良臣 (1978)
- ・地方における都市と農村を通ずる総合的な整備に関する調査報告書
昭和54年：(財)農村開発企画委員会 (1980)
- ・ 同上 昭和55年： 同上
- ・農村地域工業導入事例集：農村地域工業導入促進センター (1980)
- ・県単独で行なっている「むらづくり」事業の概要：農林水産省農蚕園芸局普及部普及教育課 (1980)
- ・振興山村農林漁業特別開発事業、山村地域：山形県 農業構造改善局課 (1976)
農林漁業特別対策事業実績書
昭和41、42、43、44、45、46、47、48、49年度
- ・振興山村農林漁業特別開発事業・山村地域：農林省構造改善局農政部
農林漁業特別対策事業及び特定農山村振興 就業改善課 (1977)
対策事業の概要 昭和52年
- ・ 同上 昭和53年： 同上 (1978)
- ・農村整備事業 10年のあゆみ：全国土地改良事業団体連合会 (1982)
- ・80年代の農村計画 農政審議会答申 解説と資料：島崎 一男 (1981)
- ・定住構想と農村整備：創造書房編
－農村地域の定住環境整備－ 国土庁地方振興局 編集協力 (1978)
- ・特定農山村振興特別対策事業計画総覧：農林省構造改善局 (1977)
昭和51年度版
- ・ 同上 昭和52年度版： 同上 (1978)
- ・ 同上 昭和53年度版： 同上 (1979)
- ・むらづくりと農村整備：地域社会計画センター (1979)
－農村総合整備モデル事業の事例を中心に－
- ・農村環境整備(集落構造計画)調査報告書 昭和51年度：農林省構造改善局計画部
技術課 (1977)
- ・ 同上 昭和52年度：同上 (1978)
- ・新農業振興地域整備計画－解説－：農業振興計画協会 (1980)
- ・新農業構造改善事業後期対策実務の手引き：全国農業構造改善協会 (1984)
昭和59年度
- ・ 同上 昭和62年度：同上 (1987)
- ・第一次農業構造改善事業促進対策誌：農林省
- ・第二次農業構造改善事業計画総覧 昭和47年度：全国農業構造改善協会
}
- ・ 同上 昭和53年度： 同上
- ・新農業構造改善事業計画総覧 昭和52年度：全国農業構造改善協会
}
- ・ 同上 平成元年度： 同上

- ・補助金便覧 昭和40年度 : ぎょうせい
-)
- ・ 同上 昭和54年度 : 同上
- ・補助金総覧 昭和55年度 : ぎょうせい
-)
- ・ 同上 昭和60年度 : 同上
- ・第三期山村振興計画及び同参考資料 昭和54年度 : 岩手県盛岡 (1979)
- ・ 同上 昭和56年度 : 同上 (1981)
- ・ 同上 昭和58年度 : 同上 (1983)
- ・ 同上 昭和59年度 : 同上 (1984)
- ・普及が手がけたむらづくり活動
 - －生活環境改善対策事業及び手づくりのむら整備事業の優良事例－
: 農林水産省農蚕園芸局普及部生活改善課 (1982)
- ・手づくりのむら整備事業報告書 昭和53・54年度 : 農林水産省農蚕園芸局
生活改善課 (1981)
- ・農村婦人の家設置状況 : 農林水産省農蚕園芸局生活改善課 (1986)
- ・農村婦人対策関係資料 : 同上 (1987)
- ・緑農住区開発計画調査報告書
 - －滋賀県八日市市八日市地区－ : 近畿農政局 (1977)
 - ・ 同上
 - －京都府福知山市西中筋地区－ : 同上 (1979)
- ・第2次農業構造改善事業実績総覧 : 全国農業構造改善協会編 (1983)
- ・農山漁村環境整備事業の手引 : 地域社会計画センター (1982)
- ・新農産地域定住促進対策事業実務の手引 : 全国農村地域定住促進対策協議会 (1984)
- ・新農村地域定住促進対策事業等関係通達集 : 同上 (1986)
- ・新しい農村整備の理念と農村計画制度の提唱 : 農林水産省構造改善局計画部 (1980)
－農政審議会答申・審議経過と関係資料－
- ・地域開発 283号 : 日本地域開発センター (1988)
- ・農村整備 －その計画から実施まで－ : 農村整備編集委員会 (1978)
- ・図説 農業年次報告 昭和36年度 : 農林統計協会
- ・ 同上 昭和37年度 : 同上
- ・ 同上 昭和38年度 : 同上
- ・図説 農業白書 昭和39年度 : 同上
-)
- ・ 同上 平成 2年度 : 同上
- ・公共施設状況調 昭和37年度 : 自治省
- ・ 同上 昭和42～44年度 : 同上
- ・ 同上 昭和45年度 : 同上
- ・ 同上 昭和50年度 : 同上
- ・ 同上 昭和55年度 : 同上
- ・ 同上 昭和59年度 : 同上
- ・ 同上 平成 2年度 : 同上

- ・農村整備に関する統計 昭和52年度 : 国土庁地方振興局
- ・農村地域整備調査報告書 昭和54年度 : 同上
- ・ 同上 昭和55年度 : 同上
- ・ 同上 昭和56年度 : 同上
- ・ 同上 昭和58年度 : 同上
- ・ 同上 昭和60年度 : 同上
-)
- ・ 同上 昭和62年度 : 同上
- ・1970年世界農林業センサス 農業集落類型別報告書
 - －人口動態・都市圏域別類型編 : 農林省統計情報部
 - －農家率別類型編 : 同上
 - －その他の農業集落類型編 : 同上
- ・1980年世界農林業センサス 農業集落類型別調査報告書
 - －基礎類型編 : 農林水産省統計情報部
 - ・ 同上 農業集落調査報告書 : 同上
- ・1990年世界農林業センサス 農業集落調査報告書 : 同上
- ・農業・農村の活性化をめざした土地改良事業の展開方向 : 農林水産省構造改善局
事業計画課
- ・農村の総合的整備をめざした土地改良事業の展開方向 : 同上

参考文献

- ・農業集落論 渡辺兵力編著 : 龍溪書会
- ・日本農村の民俗的構造 福田アジオ著 : 弘文堂
- ・戦後村落景観の変貌 神立春樹著 : 御茶の水書房
- ・図説 集落 日本建築学会編 : 都市文化社
- ・村落構造論 安達生恒編 : 農文協
- ・日本の農村 福武 直著 : 東大出版会
- ・日本農村の社会問題 同上 : 同上
- ・日本村落史概説 小野武夫著 : 岩波書店
- ・コミュニティ再編成の研究 斉藤吉雄編著 : 御茶の水書房
- ・現代の都市と農村 宮本憲一著 : 日本放送出版協会
- ・現代農業と土地利用計画 和田照男著 : 東大出版会
- ・集落地理学の展開 米倉二郎監修 : 大明堂
- ・水田利用方式の展開過程 長 憲次著 : 農林統計協会
- ・村落社会体系論 満田久義著 : ミネルヴァ書房
- ・農村計画論 青木志郎編著 : 農文協
- ・明治以前 日本土木史 土木学会 : 岩波書店
- ・日本の社会学6 農村 田中 実編 : 東大出版会
- ・地域計画 その理論と実験 地域計画研究会編 : 農林統計協会
- ・土地改良区の研究 石川武夫著 : 東大出版会

・農業水利の空間構造	田村 明著	: 大明堂
・農村整備と集落道路	今井敏行著	: 農林統計協会
・技術と民俗 (上・下)		: 小学館
・現代農村計画論	富田正彦著	: 東大出版会
・農地行政の展開とその評価		: 農村開発企画委員会
・農業土木ハンドブック	農業土木学会編	: 丸善
・水田農業を考える	金沢夏樹著	: 東大出版会
・建築学大系18 集落計画	石田頼房他編著	: 彰国社
・講座社会学4 家族・村落・都市	福武 直編著	: 東大出版会
・農村社会学	松原治郎編著	: 川崎書店
・三全総と農林漁業	国土庁計画・調整局編	: 創造社
・農村生活の現代的課題	君塚正義・児玉賀典共編著	: 明文書房
・農山村開発論	山本陽三・安達生恒他編	: 御茶の水書房
・社会資本論	宮本憲一著	: 有斐閣
・農村道路その計画・建設と管理	農林省農地局監修	: 地球出版
・日本農村の組織論的研究	高橋正原著	: 東大出版会
・農村社会の構造と変動	長谷川昭彦著	: ミネルヴァ書房
・都市化と農業をめぐる課題		: 農林統計協会
・社会学講座4 農村社会学	蓮見音彦著	: 東大出版会
・日本農村社会の構造と論理	島崎 稔著	: 東大出版会
・住の思想	白砂剛二著	: 農文協

参考文献 (建築学会関係)

<建築学会大会学術講演会梗概>

・山形県飯豊町における「まちづくり」 のための調査研究 (その1~6)	青木志郎・藤本信義他	: 1974.10
・農村住民による「環境点検地図」 (その1~3)	渡辺光雄他	: 同上
・方言地名の研究 (その1~2)	平井秀一他	: 1975.10
・土地利用計画概念モデル	地井昭夫・重村力	: 同上
・山原型土地利用とむらづくり	同上	: 同上
・共同的生活慣行の変容過程について (その1~4)	白砂剛二他	: 同上
・地方都市周辺農村地域土地利用分類分級方法試験	萩原正三・岩田俊二	: 同上
・共同的生活慣行の変容過程について (その5~6)	白砂剛二他	: 1976.10
・都市化する近郊農村の生活構造と地域計画に関する 基礎的研究 (その1~5)	加藤仁美他	: 同上
・波止のある漁港の空間利用について	白砂剛二他	: 同上
・波止のない漁港の空間利用について	同上	: 同上
・旧村単位の地区整備計画に関する調査研究 (その1~6)	青木志郎・藤本信義他	: 同上
・都市化する近郊農村における地域性 (その1~3)		: 1977.10
・方言地名の研究 (その4~5)	平井秀一他	: 1978.9

・土地利用構造と利用課題に関する研究	浦 良一	: 同上
・農村集落の生活環境に関する研究 -「境界」の変化と生活環境	白砂剛二他	: 1979.
・ 同 -境界決定過程における課題	同上	: 同上
・ 同 -用水路の汚染過程	同上	: 同上
・岐阜県平岩の手づくり広場 (その1~2)	渡辺光雄他	: 同上
・都市化する近郊農村における集落の地域性 (その7~9)	加藤仁美他	: 同上
・農村地域における集落空間の共同性の構造 に関する研究 (その1~4)	青木志郎・中村民也他	: 1980.
・農村地域の自治形成過程に関する調査研究(1)~(4)	青木志郎・藤本信義他	: 同上
・有明海沿岸クリーク干拓地域の集落整備 (その1~3)	加藤仁美他	: 1981.
・農村集落に関する基礎的研究 (その5~6)	重村力・山崎寿一他	: 同上
・農村生活環境に関する研究	白砂剛二他	: 同上
・有明海沿岸クリークと干拓地域の集落整備 (その6~8)	加藤仁美他	: 1982.
・住民主体による集落計画策定手法に関する研究 (その1~2)	青木志郎・中村民也他	: 同上
・集落空間の構成とその変化に関する研究 (その1~3)	藍沢宏・三橋伸夫他色	: 同上
・農村集落土地利用計画に関する研究 (その1~3)	萩原正三他	: 同上
・地域計画の単位に関する研究 (その4~5)	藤本信義他	: 1983.
・農村集落土地利用計画に関する研究 (その3~7)	萩原正三・浦良一他	: 同上
・有明海沿岸におけるクリークと干拓地域の集落整備 (その10~11)	加藤仁美他	: 同上
・集落空間の構成とその変化に関する研究 (その4~6)	藍沢宏・三橋伸夫他	: 同上
・ある集落の研究 (1~10)	重村力・山崎寿一他	: 同上
・有明海沿岸におけるクリークと干拓地域の集落整備 (その13~14)	加藤仁美他	: 1984.
・ある集落の研究 (11~16)	重村力・山崎寿一他	: 同上
・農村集落の空間構成に関する研究 (その1~3)	菊地成朋他	: 同上
・集落空間の構成とその変化に関する研究 (その7~9)	藍沢宏・三橋伸夫他	: 同上
・農村集落土地利用計画に関する研究 (その8)	川嶋雅章	: 同上
・用水路の形成とその空間構成手法に関する研究 (その1~2)	宇杉和夫・新井康夫	: 同上
・ムラづきあいに見る住居の集合性について	畑聡一他	: 同上
・ある集落の研究 (17~19)	重村力・山崎寿一他	: 1985.
・居住構造の研究 (1~6)	同上	: 同上
・農家集落と集落に関する研究 (その1~2)	畑聡一他	: 同上

・農村集落における共有空間意識に関する研究	藍沢宏他	: 同上
・集居集落における所有・経営地分布の領域性に関する研究(その1~2)	三橋伸夫・藍沢宏他	: 同上
・有明海沿岸におけるクリークと干拓地域の集落整備(その16~17)	加藤仁美他	: 同上
・三富新田集落の環境保全計画に関する研究(1~4)	萩原正三・岩田俊二他	: 同上
・集落の立地特性からみた土地所有・利用の現況と変化に関する研究(その1~4)	三橋伸夫・藍沢宏他	: 1986.
・三富新田集落の環境保全計画に関する研究(5~9)	萩原正三・岩田俊二他	: 同上
・集落の立地特性からみた土地所有・利用の現況と変化に関する研究(その5~7)	三橋伸夫・藍沢宏他	: 1987.
・沓岐島における散居集落の研究(その1~2)	加藤仁美他	: 同上
・農村地域の生活環境に関する整備・計画手法(その1~2)	三国政勝・中村攻他	: 同上
・山地集落における居住空間特性について	伊藤庸一他	: 同上
・伝統的な空間形成に見る空間的共同性について	同上	: 同上
・農漁村集落の信仰空間に関する研究(2)	白砂剛二他	: 1988
・沓岐島における散居集落の研究(その4)	加藤仁美他	: 同上
・集落の立地特性からみた土地所有・利用の現況とその変化に関する研究(その8~11)	三橋伸夫・藍沢宏他	: 同上
・屋敷構えと集落空間構成の関係	菊地成朋他	: 1989.
・沓岐島における散居集落の研究(その6)	加藤仁美他	: 同上
・山村集落における空間構成に関する研究(3)	佐藤滋他	: 同上
・集落空間文脈の読み取りと評価を通じた計画方法に関する研究(その1~2)	重村力他	: 同上
・農村地域における土地利用の実態及び不満意識・利用意向からみた土地利用形成要件に関する研究(その1~3)	三橋伸夫・藍沢宏他	: 同上
・集落土地利用の概念とモデル	山崎寿一	: 同上
・沓岐島における散居集落の研究(その7)	加藤仁美他	: 1990.
・砺波散居村の集落空間構成に関する研究(その1~2)	菊地成朋他	: 同上
・共同空間原理に関する研究(その1~2)	重村力他	: 同上
・コミュニティ計画手法に関する研究(その1~2)	藤本信義他	: 同上
・沓岐島における散居集落の研究(その9)	加藤仁美他	: 1991.
・砺波散居村の集落空間構成に関する研究(その4~6)	菊地成朋他	: 同上
・簸川平野を事例とした居住空間整備志向の研究(その1~3)	伊藤庸一他	: 同上
・土地利用からみた集落構造に関する研究(その1~2)	藍沢宏他	: 同上

<論文報告集>

・農村の基礎生活圏の構造について	井柳光雄他	: 72.9
・漁業集落の研究とその方法についての考察	地井昭夫	: 75.11
・漁業集落の構造度、構造型と構造類型	同上	: 75.12
・都市化度集落(地区)分級にもとづく近郊農村土地利用計画手法	青木志郎他	: 78.9
・農業集落類型による地域診断	藍沢宏	: 83.9
・農村地域における集落の空間構成に関する研究(1)	楠本侑司	: 84.6
・集居集落における土地所有分布の変化に関する研究	藍沢宏	: 85.8
・近郊農村における地域的な活動単位に関する考察	伊藤庸一	: 88.10
・都市近郊地域における混住化集落の類型化とその特性に関する考察	鎌田元弘他	: 88.11
・農村集落における社会集団の重層的な構成に関する考察	伊藤庸一	: 89.9
・混住化の受け入れ側の条件としての「むら柄」の検討	鎌田元弘他	: 90.1
・農村集落の共同性を反映する空間形成手法	伊藤庸一	: 90.4
・空間言語(地景名)からみた集落空間の組織化と構成原理について	寺門征男	: 90.10
・農村地域の社会立地性の相違による宅地筆域形成とその形成要因に関する研究	藍沢宏他	: 91.1
・農村地域における土地利用・所有の現況と対応関係からみた筆単位の土地利用不満意識及び利用意向に関する研究	同上	: 91.2
・集落モデルとその分布構造に関する研究	藍沢宏	: 91.4
・中久保集落の共同性の展開過程	重村力他	: 91.6
・集落モデルの分布構造とその成立基盤の変化に関する研究	藍沢宏	: 92.1

<その他>

・伝統的住空間に関する研究(その1~7)	白砂剛二他	: 77.3建築学会九州支部研究報告
・農村集落の地形的立地条件と空間構成に関する研究	齋木崇人(学位論文:86.2)	
・伝統的農村集落における社会集団とその居住空間共有性に関する研究	伊藤庸一(学位論文:91.1)	

既報論文・報告

<著書>

・戦後における京都府政の歩み	1973.11	汐文社	分担執筆	第三章-Ⅱ
・現代住居論	1984.3	光生館	分担執筆	第7.8.9章
・現代のすまい	1986.1	光生館	分担執筆	第6.9章
・五木村学術調査	1987.3	五木村総合学術調査団	分担執筆	人文編・建築 第三章
・図説 集落—その空間と計画	1989.8	都市文化社	分担執筆	集落空間の計画 1.圏域論
・家政学シリーズ20 住まいと住環境	1991.4	朝倉書店	分担執筆	1.居住空間としての都市と農村1.2 農村のコミュニティと居住空間

<建築学会発表論文>

◇日本建築学会大会学術講演梗概集

・丸山地区における町づくり運動の概史	連名(主)	1970.9
・神戸氏丸山地区における「まちづくり運動」の調査研究の総括と今後の課題	連名(主)	1971.11
・過疎地域における開発の影響と住民生活の変化1~3	連名(主)	1972.10
・農漁村地域における「観光開発」に関する調査研究	連名(主)	1973.10
・戦後農村計画学研究的批判的検討	単	1974.10
・過疎農山村地域における地域変動予測と計画的制御に関する研究1~3	連名(主)	1975.10
・農山村地域における重層的自治生活圏域構成試論	連名(主)	1976.10
・農村地域における「部落」と「旧村」の自治機能に関する研究4~5	連名(主)	1977.10
・農村地域における「部落」と「旧村」の自治機能に関する研究6	連名(主)	1978.10
・「非合併町村」における地域計画策定過程に関する調査研究	単	1981.9
・五木村の集落構造と居住様式(1)~(3)	連名	1984.10
・五木村の集落構造と居住様式(4)~(5)	連名	1985.10
・景観認識からの町づくり—天水町の場合(1)~(3)	連名	1990.10

◇日本建築学会論文報告集

・丸山地区における「まちづくり運動」の特質と条件1	連名	1972.4
・同上 2	連名	1972.5
・過疎農山村地域における住民の世帯経営の型構成と地域変動	連名(主)	1976.8
・過疎農山村地域における地域要求及び世帯経営の型移行と地域変動の予測	連名(主)	1976.9

◇日本建築学会研究報告

・農村地域における地域住民の活動と集会施設利用に関する研	連名(主)	1976.6	近畿
------------------------------	-------	--------	----

究

・農村地域における地域住民諸組織の地域的構成に関する研究	連名(主)	1976.6	近畿
・農村地域における集会施設の地域的段階構成と利用状況に関する研究	連名(主)	1976.6	近畿
・農村地域における「部落」と「旧村」の自治機能に関する研究	連名(主)	1977.5	近畿
・農村地域における「部落」の自治組織の住民生活に対する役割	連名(主)	1977.5	近畿
・農村地域における「旧村」の住民生活に対する役割	連名(主)	1977.5	近畿
・農村集落における空間管理・改善機能に関する研究 その1	単	1979.2	九州
・五木村の集落空間構造と居住様式(1)集落空間構造	連名(主)	1984.3	九州
・混住過程に見る集落自治組織の進化	単	1990.3	九州
—農村集落の定住環境(伊万里市大川町) 4—			
・自立的山村集落の空間及び社会構成に関する研究1~2	連名(主)	1991.3	九州
・景観認識からの町づくり—西原村滝の場合—	単	1992.3	九州

◇紀要・雑誌等発表論文

・西ドイツにおける農村整備の特徴	単	熊本女子大学学術紀要
—1960年代と70年代との比較研究—		第34巻1982.3
・熊本市における住宅の欠陥・欠点等に関する調査研究	連名	熊本女子大学生生活文化研究所報第1巻第1号1982
・名子集落の空間構造について	単	同上
		第2巻第1号
・農家住宅の増改築・建替過程に見る住要求	連名(主)	同上
		第7巻第1号
・部落(または旧村)集会施設と自治生活圏	単	建築雑誌
		Vol.93.no.1143
・集落は定住拠点となり得るか	単	建築学会大会農村計画研究協議会資料1989.10

◇単行研究報告書

・神戸・丸山地区における「まちづくり運動」の調査研究	1970.12	日本建築学会近畿支部	共同研究
		京都大学西山研究室	
・三重県青山ダム計画に対する川上部落総合調査報告書	1973	三重県	分担執筆
・伊根町観光診断報告書	1973.7	伊根町観光協会	分担執筆
		京都大学西山研究室	
・北部周辺地域の将来的整備計画の策定に関する調査報告書	1975.3	京都市	分担執筆
		京都自治問題研究所	
・福知山北部地域における地域構想計画に関する調査研究	1975.3	京都府農業会議	分担執筆
・丹後地区広域市町村圏振興整備構想研究報告書	1976.3	京都府、丹後地区広域市町村圏協議会	分担執筆

・美山町における地域計画策定に関する調査報告書	1977. 5	京都府農業会議	分担執筆
・不知火町基本構想計画に関する調査報告書	1978. 4	不知火町、熊本開発研究センター	分担執筆
・鹿央町振興基本計画	1979. 3	熊本開発研究センター	分担執筆
・熊本県三角町三角地区地域休養施設基本計画書	1980.12	全国農業構造改善協会	単
・地域別居住水準の設定に関する調査	1980. 3	建設省住宅局	分担執筆
・深田村長期振興計画並びに土地利用計画調査報告書	1981.10	熊本開発研究センター	分担執筆
・有明町長期振興計画並びに土地利用計画調査報告書	1982. 3	熊本開発研究センター	分担執筆
・栖本町長期振興計画並びに土地利用計画調査報告書	1982. 3	同上	分担執筆
・倉岳町長期振興計画並びに土地利用計画調査報告書	1982. 3	同上	分担執筆
・姫戸町長期振興計画並びに土地利用計画調査報告書	1982. 3	同上	分担執筆
・宮崎県五ヶ瀬町五ヶ瀬地区農業者トレーニングセンター基本計画書	1982. 2	全国農業構造改善協会	単
・小国町長期振興計画調査報告書	1982.11	熊本開発研究センター	分担執筆
・佐賀県千代田町城田地区農業者トレーニングセンター基本計画書	1982.11	全国農業構造改善協会	単
・佐賀県七山村七山地区多目的研修集会施設基本計画書	1982.11	同上	単
・千丁町長期振興計画調査報告書	1983. 3	熊本開発研究センター	分担執筆
・農家のすまいとすまい方	1984. 2	熊本県農政部経営普及課	単
・鳥取県日吉津町日吉津地区農業者トレーニング	1984. 3	全国農業構造改善協会	単
・山江村長期振興計画策定調査研究報告書	1984. 3	熊本開発研究センター	分担執筆
・昭和58年度川辺川ダム建設に伴う文化財に関する調査報告書	1984. 3	五木村	分担執筆
・人吉・球磨地域行動計画策定に関する調査研究報告書	1985. 3	人吉・球磨広域市町村圏協議会	単
・熊本県パイロット農業地区整備委託調査報告書	1985. 3	熊本開発研究センター	分担執筆
・植木町清水乙地区			
・同 高森町祭場地区	同上	同上	分担執筆
・同 錦町平岩地区	同上	同上	分担執筆
・宮崎県日之影町八戸地区農業構造改善センター基本計画書	1985.11	全国農業構造改善協会	分担執筆
・熊本県西合志町西合志北部地区地力増進施設基本計画書	1986.10	同上	分担執筆
・長崎県諫早市長田地区農業構造改善センター	同上	同上	分担執筆

・熊本の住宅を考える	1987. 3	熊本開発研究センター	分担執筆
・熊本県パイロット農業地区整備委託調査報告書	1987. 3	同上	分担執筆
・竜北町竜北農協地区			
・新農村地域定住促進対策事業にかかる定住構想	1987.10	熊本県天草郡苓北町	単
・西原村農業振興計画策定調査報告書	1988. 3	熊本開発研究センター	分担執筆
・芦北町住宅基本計画	1988. 3	芦北町建設課	分担執筆
・南九州における住宅の特性	1988. 3	住宅金融公庫南九州支店	分担執筆
・南九州における住宅の特性	1989. 3	同上	分担執筆
・阿蘇町農業振興計画策定調査報告書	1989. 3	熊本開発研究センター	分担執筆
・横島町振興計画に係る調査研究報告書	1989. 3	同上	分担執筆
・農村景観整備基本構想	1990.10	熊本県農政部	分担執筆 (主査)
・西原村滝集落景観整備モデル計画報告書	1991. 3	熊本開発研究センター	分担執筆 (主査)
・水上村湯山・江代地区 資源総合利活用に関する調査・研究報告書 -農業農村活性化推進事業-	1991. 3	熊本県農業会議	単

あとがき

本論文は、20余年にわたる農村研究の一つの集成としてとりまとめたものである。

中でも、山間の過疎地域に属する集落を対象とする研究を主にベースとしている。永年、農山村における居住者の主体的取り組みに依拠した計画論の構築といった、計画研究としては大変成立しにくいテーマに取り組んできた。それ故に、論としての構築は、非力な私にとってその道を見出すことに困難を極めた。当面は、集落自治組織にその主体的取り組みの中核を仮説的に設定し、求め続けてきた。しかし、すばらしい集落に出会うことは少なからずあったとはいえ、それに倍する困難な集落のあったことは、私の仮説的設定を限りなく動揺させていた。ようやく、それらしい光明がさしはじめたのが、集落空間をとにかく、克明に記録し、それをベースに集落の人々が、それらと関わって、何をどのように使い、暮らしているのかを調べはじめた頃からである。いわば、「農村版すまい方調査」といえようか。そのような蓄積がある程度出来、なんとか形をなしそうな予感を持ちつつも、それがなかなか明確にならないジレンマが続く中、偶然にも、熊本県農政部から、「農村景観整備の理念」に関するレポート作成の依頼が舞い込み、私にとっては、全く新しい視点で集落を見る機会が与えられたのである。「美しい景観」は何故に美しいのか、を考え、探ることを通して、空間の構成と人々の営みとが一体となった「ムラダチ」にそれを求めることの大事さを改めて発見したものである。人々が生活や生産を維持する為に、営々として築き、使い込み、大事に管理してきた、様々な装置が集落には、満ち溢れ、それらの連なり、重なり合いが、一種の感動を伴う美しさをもって迫ってくる、それが、「美しい農村の景観」であろう。このような機会に恵まれ、ようやく、本論文をまとめる口火がえられたのである。

本論文をまとめることが出来たのは、なによりも巽先生の寛大なご指導によるところ大である。一種、勝手きままな私の仕事ぶりともまとめようとしつつ、長い足踏み状態にあったにもかかわらず、いつも、快く、かつ、適切なご指導をいただいた。また、高田先生には、本論文の最終的なまとめの段階で計画研究論文としての諸欠点の的確なご指摘と検討をいただきようやく完成に漕ぎ付けることができた。ここに、記して謝意を表すものです。

また、学部学生時代以来、私の研究生活の基本方向に多大なご教示を与え続けていただいた西山先生、広原先生、伴に調査・研究に汗を流した中林浩君、佐藤隆男君はじめ多くの方々。そして、本論文に関わって調査、集計、図面作成等、多大なご助力をいただいた、佐藤弘和君、日高智子さん、その他、江端祐子、柏田さゆり、清田美穂子、清原真理子、久我満子、桑原桂子、丹波小百合、真部禎子、赤峰美佐、今川明美、江崎尚子、樺島久恵、関三枝子、高雄りつ子、松本里美、水畑ゆかり、伊藤洋美、山崎奈己、永野多希恵、伊藤幸子、金柿久美子、伊藤陽子、香月直子、楠美保、志賀由貴子、寺井仁子、野田智美諸姉はじめ多くの学生諸姉にも深く感謝いたします。

そして、田代速太さん、三浦徳夫さん、稲葉守さん、岩崎さん、中野文平さんはじめ調査の対象なった多くの集落の方々、そして、「農村景観整備」にかかわって大変なお世話を賜った宮崎さん、菅原さんはじめ熊本県農政部の方々にも深く謝意を表すものです。

1992年4月 中島熙八郎